

平成 26 年

第 3 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 26 年 6 月 13 日

閉 会 平成 26 年 6 月 20 日

大 津 町 議 会

平成26年第3回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
6月13日	金	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明、 議案質疑、委員会付託	本会議終了後 全員協議会
6月14日	土		休 会	議案等検討	
6月15日	日		休 会	議案等検討	
6月16日	月	午前10時	委員会	各常任委員会	
6月17日	火		休 会	議案等整理	
6月18日	水	午前10時	本会議	一般質問	
6月19日	木	午前10時	本会議	一般質問	
6月20日	金	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				8日間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更について
- 議会行事報告
- 平成25年度大津町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 平成25年度大津町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 専決処分の報告について（3件）
- 大津町財政事情公表
- 平成25年度大津町工業用水道事業業務状況報告書
- 株式会社熊本文化の森報告事項第22期事業報告書
- 平成25年度定期監査報告書（行政編）
- 平成25年度定期監査報告書（小・中学校、幼稚園編）
- 平成26年3月例月出納検査の結果について
- 平成26年4月例月出納検査の結果について
- 平成26年5月例月出納検査の結果について

平成26年第3回大津町議会定例会会議録

平成26年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成26年6月13日(金曜日)

出席議員	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	6 番 山 本 重 光
	7 番 本 田 省 生	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則
	10 番 源 川 貞 夫	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆
	13 番 永 田 和 彦	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 大 塚 龍 一 郎
欠席議員	14 番 津 田 桂 伸		
職務のため出席した事務局職員	局 長 府 内 隆 一 書 記 堀 川 美 紀		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲 総務部 税務課長 中 村 克 則 副 町 長 徳 永 保 則 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 上 田 ゆ かり 総 務 部 長 岩 尾 昭 徳 総 務 部 課 長 羽 熊 幸 治 住 民 福 祉 部 長 田 中 令 児 総 務 部 課 長 兼 政 策 課 長 白 石 浩 範 経 済 部 長 大 塚 義 郎 総 務 部 課 長 兼 行 政 課 長 齊 藤 公 拓 土 木 部 長 大 塚 敏 弘 教 育 部 長 松 永 高 春 併 任 工 業 用 水 道 課 長 杉 水 辰 則 教 育 部 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 坂 田 勝 徳 総 務 部 次 長 兼 課 長 徳 永 太		

会 議 に 付 し た 事 件

承認第 1号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町税条例の一部を改正する条例)
承認第 2号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
承認第 3号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成25年度大津町一般会計補正予算(第7号))
承認第 4号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成25年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))
議案第40号	大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について
議案第41号	平成26年度大津町一般会計補正予算(第1号)について
議案第42号	平成26年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第1号)について
議案第43号	平成26年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
議案第44号	平成26年度大津町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 6 年 6 月 1 3 日 (金) 午前 1 0 時 開会
開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承認第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(大津町税条例の一部を改正する条例)

日程第 5 承認第 2 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 6 承認第 3 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(平成 2 5 年度大津町一般会計補正予算 (第 7 号))

日程第 7 承認第 4 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(平成 2 5 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号))

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 8 議案第 4 0 号 大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 4 1 号 平成 2 6 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 号) について

日程第 1 0 議案第 4 2 号 平成 2 6 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 1 号) について

日程第 1 1 議案第 4 3 号 平成 2 6 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について

日程第 1 2 議案第 4 4 号 平成 2 6 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号) について

一括上程、提案理由の説明

日程第 1 3 議案質疑

議案第 4 0 号 質 疑

議案第 4 1 号 質 疑

議案第 4 2 号から議案第 4 4 号まで 一括質疑

日程第 1 4 委員会付託

議案第 4 0 号から議案第 4 4 号まで

午前 9 時 5 8 分 開会

開議

○議長（大塚龍一郎君） ただいまから、平成26年第3回大津町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大塚龍一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番豊瀬和久君、3番佐藤真二君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（大塚龍一郎君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営副委員長の報告を求めます。議会運営副委員長坂本典光君。

○議会運営副委員長（坂本典光君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、5月29日午後1時30分から委員会A室において、津田委員長は病気で欠席でありまして、他の議会運営委員は全員出席のもと、また大塚議長に出席を願い、平成26年第3回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案の9件について、執行部より大筋の説明があり、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議いたしました。また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般について協議いたしました。町長提出議案のうち承認第1号から承認第4号までの4件については、先に議決すべき案件でありますので、本日の会議において質疑、討論の後、表決することといたしました。

なお、一般質問については、9名ですので、一般質問の1日目は通告者の1番から5番まで、2日目から6番から9番までの順で行うことになりました。

次に、会期日程について協議をし、議席に配付のとおり、本日から20日までの8日間といたしました。なお、最終日に契約案件、人事案件が追加提案される予定です。

以上、大塚議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会副委員長の報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から6月20日までの8日間をしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月20日までの8日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大塚龍一郎君） 日程第3 諸般の報告をします。

津田桂伸君より欠席の届け出がっておりますので、ご報告いたします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりでございます。

日程第4 承認第1号から日程第7 承認第4号まで一括上程

提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議長（大塚龍一郎君） 日程第4、承認第1号から、日程第7、承認第4号までの4件を一括して議題とします。

お諮りします。承認第1号から承認第4号までの4件は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認第4号までの4件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） おはようございます。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町税条例の一部を改正する条例、及び、承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律等及び地方税法施行例の一部を改正する政令等が公布、施行されたことに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについては、平成25年度大津町一般会計補正予算（第7号）につきましては、今回の補正は、地方譲与税及び地方交付税の特別交付税の確定に伴う補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2千365万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ127億5千169万円としたものでございます。

承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについては、平成25年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、今回の補正は、医療給付費等の負担金の確定に伴う補正が主なものであり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6千336万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ31億1千787万7千円としたものでございます。

承認第1号から承認第4号までの事案は、地方自治法第96条第1項第1号及び同法第218条第1項の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので、同法第179条第1項の規定により、専決処分し、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以上、承認案件の提案理由を申し上げましたが、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ます。

なお、所管部長及び次長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） おはようございます。承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集は1ページから8ページ、説明資料集は1ページから38ページになります。まず、改正の概要についてご説明させていただきますので、説明資料集の1ページから順次お開き願います。この案件は、現下の経済情勢を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設等を行うとともに、税制抜本改革を着実に実施するための法人住民税法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税の税率の引き上げ等、震災からの復興を支援するための津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長等並びに税負担軽減措置等の整理合理化等を行うため、地方税法の一部を改正する法律等が公布施行されたことに伴い、大津町税条例の一部を改正したものです。なお、地方税法等の適用日が平成26年4月1日のため、大津町税条例の一部を改正する条例を専決いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、報告し承認を求めるものでございます。主な改正内容につきましては、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税の原資とするために法人町民税の法人税割の税率の改正、軽自動車税税率の引き上げに伴う改正、固定資産税の特例措置に伴う改正などであります。

初めに、大津町税条例の一部改正の第1条で、第23条は、法人税法において、外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う所要の規定の整備を行うものです。

第33条は、地方税法の用語等の規定に伴う所要の整備を行うものです。

第34条の4、法人税割の税率は地方法人税の創設に対して、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴い、法人割の税率を100分の12.3から100分の9.7に改めるものです。この改正は記載してありますように、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として、法人住民税法人税割の税率の引き下げに合わせて、地方交付税の財源を確保するための地方法人税が創設されたもので、都道府県と市町村を合わせて4.4%が引き下げとなるものであります。

第48条は、地方法人税の創設に伴い、外国法人に係る外国税控除適用対象に加えるなど所要の規定の整備を行うものでございます。

第52条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合などの延滞金は、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。第57条は地方税法の中で、固定資産税の非課税の範囲についての改正があり、第10号の2で児童福祉法第6条の3第10項で規定する小規模保育事業の用に供される固定資産、また第10号の4で就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項で規定する認定子ども園の用に供する固定資産をそれぞれ新設に伴い、条項号の繰り下げを行うものであります。

第59条は、第57条と同様に条項号の繰り下げを行うものです。

第82条、軽自動車税の税率は地方税法第444条第1項の軽自動車税の税率の引き上げの改正でございます。概要といたしまして、原動機付き自転車及び二輪車の税率を1.5倍を基本に、例外として、現在最低年額1千円を年額2千円に、軽四輪車等及び小型特殊自動車の税率を自家用乗用車は1.5倍、その他は1.25倍を基本に改正するものでございます。具体的には、説明資料の新旧対照表で説明いたしますので、15ページから16ページをお開き願います。

第1号の原動機付自転車につきましては、アの総排気量が0.05リットル以下のもの、1リットルが1ccですので、通常言う場合は排気量が50cc以下のものということで、改正前の現行年額1千円を2千円に、イの90ccバイクにつきましては、現行年額1千200円を2千円に、ウの125ccバイクにつきましては、現行年額1千600円を2千400円に改正するものです。エの小型の三輪車につきましては、現行年額2千500円を3千700円に改正するものです。第2号の軽自動車及び小型特殊自動車につきましては、ア、軽自動車の二輪のもの250ccのバイクにつきましては、現行年額2千400円を3千600円に、三輪車が年額3千100円を3千900円に改正するものです。4輪以上のものについては乗用のものと貨物用のものとありますが、乗用の自家用であれば、現行年額7千200円を1万800円に、貨物用の自家用であれば、現行年額4千円を5千円に改正するものでございます。この他についても、説明資料のとおり車両の種類に応じてそれぞれに改正するものでございます。

戻りまして、3ページをお開き願います。附則第4条の2は公益法人等に係る町民税の課税の特例で、租税特別措置法等の改正に伴う所要の整備であります。

次に、4ページに続きますが、附則第6条から附則第6条の3までは、元々地方税法に同様の規定があり、それを条例でも規定していましたが、条文の内容が単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例であえて規定する必要のないものでありますので、条文を削除及び削るものでございます。従いまして、制度の運用は法律であります地方税法の規定に基づき行いますので、今回この条文を削除することによって制度そのものが変わるものでありません。

4ページの附則第7条の4は規定条項の整備を行うものです。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を3年延長し、平成27年度までを30年度までとするものです。

附則第10条の2については、元々地方税法で規定されていましたが、条例で定めるように法律が改正されたことにより条文を加えるものであります。このため制度の内容が変わるものではございません。

改正内容につきましては、固定資産税等の課税標準の特例の中で公共の危害防止のために設置された施設・設備のうち、対象資産を一部見直し、適用期間を2年延長し、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に各項で定めた割合を乗じて得た額とするものでございます。

まず、第10条の2、第1項の「法附則第15条第2項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。」といたしておりますが、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設についての固定資産税の課税標準の割合を3分の1とするものでございます。

次に、同条第2項の「法附則第15条第2項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。」といたしておりますが、大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設については、固定資産税の課税標準の割合を2分の1とするものであります。対象施設の例といたしましては、記載しておりますテトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置などがあります。

次に、同条第3項の「法附則第15条第2項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。」といたしておりますが、土壌汚染対策法第2条第1項に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設については、固定資産税の課税標準の割合を2分の1とするものであります。その対象施設の例といたしましては、記載しておりますフッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置などがあります。

5ページをお願いいたします。次に、同条第6項の「法附則第15条第37項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。」といたしておりますが、浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者または管理者が、水防法に規定された浸水防止計画に基づき、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得した浸水防止用設備に対して、固定資産税の課税標準の割合を取得後5年間は3分の2とするものであります。対象施設の例といたしましては、記載しております止水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機などがあります。

次に、同条第7項の「法附則第15条第38項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。」といたしておりますが、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第2条第3項第2号に掲げる機器であって冷媒としてアンモニア、空気、二酸化炭素又は水のみを使用するもので、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得されたものに対しての特例措置が創設され、固定資産税の課税標準は、当該機器に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、当該機器に係る固定資産税の課税標準の割合を3分の2とするものであります。

次の附則第10条の3は、耐震改修が行われた既存建築物について、固定資産税の減額措置が創設され、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物等に該当する一定の家屋について、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することにつき証明がされた場合、改修工事が完了した年の翌年度分から2年度間は、当該家屋に係る固定資産税額の2分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものであります。この規定の適用を受けようとする減額対象家屋の納税義務者は、耐震改修完了後3カ月以内に第1号から第6号までの事項を記載した申告書を提出しなければならないとするもので

ございます。

次の附則第16条の軽自動車税の税率の特例は、6ページに続きますが、最初の車両登録から13年を経過した翌年の14年目の年度分の三輪以上の軽自動車につきまして、標準税率の概ね100分の20を重課する特例措置であります。この規定は読み変えとなっておりますので、82条第2項の軽自動車及び小型特殊自動車のア軽自動車は三輪のもので年額3千900円を4千600円に、4輪以上のもので乗用のものの営業用は年額6千900円を8千200円に、自家用は年額1万800円を1万2千900円に、貨物用のものの営業用は年額3千800円を4千500円に、自家用は年額5千円を6千円にするものです。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例の適用期限を3年延長し、平成26年度までを平成29年度までに延長するものであります。

附則第19条から附則第19条の3までは、規定を明確化するため及び法律改正に伴う所要の規定の整備を行うものであります。

附則第21条は、平成20年12月に公益法人関係法が施行し5年過ぎましたので、旧民法第34条の法人から移行した法人等が固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての改正であります。第2項につきましては移行一般社団法人等に係る非課税措置の廃止をするものであります。

附則第21条の2は、地方税法の改正により条項の整理をするものでございます。

7ページお願いいたします。附則第22条から第23条は東日本大震災に係る特例でありまして、法律で同様の規定があり、条例であえて規定する必要のないものですので条文を削るものであります。従いまして、制度の運用は法律であります地方税法の規定に基づき行いますので、今回この条文を削ることによって制度そのものが変わるものではございません。

附則第22条から第23条までを削除するため次の附則第24条を附則第22条、附則第25条を附則第23条に繰り上げを行うものであります。

次の第2条大津町税条例の一部を改正する条例について、これは平成25年9月大津町議会定例会で議決の承認をいただき、平成25年9月19日に大津町条例第26号で公布いたしました大津町税条例の一部を改正するものでございます。附則第20条の5を削るの次に改正後の下線を引いた部分は、地方税法の改正による条項の整備を行うものであります。附則の第1条は施行期日であります。第2号中7条の4第1項を7条の4に改める部分は、単なる条文の整理であります。附則第20条の4第3項の改正規定中「に係る」に次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）を加えることによりまして、利子所得の金額についての施行期日は、平成29年1月1日ではなく平成28年1月1日とするものであります。第2条の経過措置の改正は、規定をより明確にするためなどの改正でございます。

次に、附則について説明いたします。第1条の施行期日については平成26年4月1日から施行するとしております。ただし、次の各号ということで1号から6号までに掲げる改正規定等はそれぞれ各号に定める日から施行するとしております。

第1号は、第1条中大津町税条例第34の4の改正規定及び次条第7項の規定は、これは地方法人税の創設に伴うもので、平成26年10月1日からの施行でございます。

8ページお願いします。第2号は、第1条中大津町税条例附則第4条の2及び第19条の3第2項の改正規定、第22条から第23条までを削る改正規定並びに附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定は、平成27年1月1日からの施行であります。

第3号は、第1条中大津町税条例第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条、これは軽自動車税の改正に関するもので、かつかっこ書きの部分を除いて平成27年4月1日が施行期日となり、とありますのは、最初の車両登録から13年を経過し14年目からの課税分の軽自動車税の改正の部分になりますが、次の第4号に規定がありまして平成28年4月1日からの施行となります。

第4号は、第1条中大津町税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第6項、附則第5条及び第6条の規定、これは外国法人に係る改正部分と先ほどの軽自動車税の改正の部分で、平成28年4月1日からの施行となります。

第5号は、第1条中大津町税条例第33条第5項、附則第7条の4、第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定、これらについてはすべて町民税の関係で法令等の改正に伴う条項の整理等の内容の部分で、平成29年1月1日からの施行となります。

第6号は、第1条中大津町税条例第57条及び第59条の改正規定、これは地方税法の改正による条項の整理の部分で、子ども・子育て支援法の施行の日を施行期日とするものであります。今後消費税がどうなるか確定しておりませんが、今の段階では消費税を10%に引き上げ予定の施行の日（平成27年10月1日）の属する年の翌年4月1日までの間において政令で定める日となっています。

次の第2条は町民税に関する経過措置です。第1項は別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものとしております。

第2項では、新条例附則第4条の2の規定は、公益法人等に係る町民税の課税の特例で、租税特別措置法の改正に伴う所要の整備であります。平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度分までの個人、9ページお願いいたします。の町民税については、なお従前の例によるものとしております。

第3項では、新条例附則第19条の3第2項の規定は、租税特別措置法の改正に伴う所要の規定の整備であります。平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用するとしております。

第4項では、新条例第33条第5項、附則第7条の4及び第19条第1項の規定は、町民税の関係で法令等の改正に伴う条項の整理等の内容の部分ですが、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税につきましては、なお従前の例によるものとしております。

第5項では、新条例附則第19条の2第2項の規定は、町民税の課税の特例の規定の明確化の部分で、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用するとしております。

第6項では、事項に定めるものというのは、法人税割の税率改正の部分で平成26年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税についてであります。これを除き、新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日、これは平成28年4月1日ですが、この日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例によるものとしております。

第7項では、新条例第34条の4の規定は、第6項でもありました法人税割の税率改正の部分で附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日、これは平成26年10月1日ですが、この日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例によるものとしております。

次の第3条固定資産税に関する経過措置でございます。第1項では、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度までの固定資産税については、なお従前の例によるものとしています。

第2項では、新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して、これは水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設についての固定資産税の課税標準の特例であります。これに課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用するものであります。

10ページをお願いします。第3項では、新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して、これは大気汚染防止法に規定する指定物資の排出抑制施設についての固定資産税の課税標準の特例であります。これに課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用するものであります。

第4項では、新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して、これは土壤汚染対策法に規定する特例有害物質の排出抑制施設についての固定資産税の課税標準の特例であります。これに課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用するものであります。

第5項では、新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対しまして、これは地下街等の洪水時の避難の確保などのための一定の設備についての固定資産税の課税標準の特例でございます。これに課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用するものであります。

第6項では、新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対しまして、これはフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に掲げる一定の機器に適用される固定資産税の課税標準の特例であります。これに課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用するものであります。

第7項では、新条例附則第10条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して、これは建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による耐震改修が一定の基準に適合する場合に適用される固定資産税の課税標準の特例でございますが、これに課すべき平成27年度以降の年度分の固定資産税について適用するものであります。

第4条は、軽自動車税に関する経過措置で、新条例第82条の規定は、軽自動車税の税率の改正についてであります。平成27年度分以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によるものとしております。

第5条は、第1項で新条例附則第16条の規定は、最初の車両登録から13年を経過した翌年の14年目の年度分の三輪以上の軽自動車についての改正についてであります。平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用するものであります。

第2項は、平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する12月」とするもので、これは、平成15年10月14日前に初めて車両登録があった軽自動車については登録月が把握できないため登録月をその属する年の12月とするものであります。

第6条は、これは平成27年3月31日までに最初の車両登録をした三輪以上の軽自動車については、改正前の現行の税額を適用するための「読替規定」となっており、表の中欄の字句を右欄の字句に読替えるようになっております。すべて代表的なものとして、四輪以上のもので乗用の自家用を例にしてご説明いたします。

議案集の8ページをお開き願います。まず、表中一番上の新条例第82条第2号アで上から3行目の年額1万800円を現行の年額7千200円と読替えるものです。他の車種区分については表のとおりでございます。次に、表中の上から2番目の新条例附則第16条の表以外の部分と一番下の新条例附則第16条の表第82条第2号のアの項ですが、いずれとも最初の登録から14年を経過した車両においては20%重課されることとなりますが、重課する前の税額について軽自動車税が年額1万800円ではなく現行の7千200円とするための読替えであります。なお、他の車種区分については表のとおりであります。なお、法律に関して改正する各条文の規定につきましては、国からの通知に基づき改正しておりますので、新旧対照表の12ページから44ページまでの改正ごとの説明につきましては省略をさせていただきたいと存じます。

以上、よろしくお願いたします。

続きまして、承認第2号専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案集は9ページから10ページ、説明資料集は39ページから44ページになります。改正の概要について、ご説明させていただきますので説明資料集の39ページから順次お開き願います。この案件につきましては、国民健康保険税の課税限度額は、平成23年度に引き上げられて以来据え置かれていましたが、平成25年12月5日に可決・成立いたしました「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（いわゆる

プログラム法)の課税限度額の引き上げの方針が盛り込まれたこと等を踏まえ、地方税法施行令の一部を改正する政令等が公布施行されたことに伴い、国民健康保険税の賦課期日が平成26年4月1日のため、急施を要した大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し承認を求めるものでございます。

国民健康保険税につきましては、国保加入者のみなさまが診療を受けたとき医療費の支払いにあてる財源となる医療給付費分、後期高齢者医療制度を支援するための後期高齢者支援金等分、介護保険の財源となる介護納付金分との合算額になります。また、現行の課税限度額につきましては、現行では医療給付費分が51万円、後期高齢者支援金等分が14万円、介護納付金分が12万円となっております。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の基準を見直すことにより、国民健康保険税の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るものでございます。

次に、条例の改正内容をご説明申し上げます。第2条の改正につきましては、先ほど申しましたが、国民健康保険税の課税限度額は、プログラム法の課税限度額の引き上げの方針が盛り込まれたこと等を踏まえ、これまでの最大引き上げ幅と同額の4万円の引き上げを行うこととし、地方税法施行令の一部を改正する政令等が公布施行されたことに伴い、施行令第56条の88の2の改正により、第3項におきまして、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行14万円から16万円に、第4項におきまして、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行12万円から14万円に、それぞれ2万円ずつ引き上げるものであります。

次に、第18条既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収の改正につきましては、地方税法第718条の7の規定の整備及び地方税法施行規則の条項の整理をするものであります。

40ページお願いいたします。次に、第23条国民健康保険税額の減額の改正についてでございますが、第1項につきましては、第2条で説明いたしました課税限度額の改正に伴うものです。次に、第1項の第2号及び第3号の改正につきましては、社会保障制度改革のプログラム法に国民健康保険税に係る低所得者の負担の軽減の方針が盛り込まれたこと等を踏まえ、地方税法第703条の5の規定に基づき、地方税法施行令第56条の89の改正にあわせて、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更により、軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行うものであります。第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定になります。現行では基礎控除額33万円に被保険者数から世帯主を除き特定同一世帯所属者数を加えた数に24万5千円を乗じて加えた額が基準であります。今回、単身世帯も対象とするため、基礎控除額33万円に被保険者数に特定同一世帯所属者数を加えた数に24万5千円を乗じて加えた額を、5割軽減の対象となる世帯の判定基準に改正するものでございます。次に、第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定になります。現行では基礎控除額33万円に被保険者数に特定同一世帯所属者数を加えた数に35万円を乗じて加えた額が基準でしたが、今回、基礎控除額33万円に被保険者数に特定同一世帯所属者数を加えた数に45万円を乗じて加えた

額を、2割軽減の対象となる世帯の判定基準に改正するものがございます。

議案集の10ページをお願いします。附則の第1条の施行期日で、この条例は、平成26年4月1日から施行するとしております。第2条の適用区分で、改正後の大津町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしております。なお、法律に関しての改正する各条文の規定につきましては、国からの通知等に基づき改正しておりますので新旧対照表の42ページから44ページまでの改正ごとの説明につきましては省略をさせていただきたいと存じます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） おはようございます。承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成25年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。併せて別紙補正予算の概要をご参照ください。第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2千365万3千円を追加し、予算の総額を127億5千169万円とするものです。第2条で、繰越明許費の補正を「第2表繰越明許費補正」のとおりといたしております。今回の補正の主な内容は、地方交付税と地方譲与税等の確定に伴うもので急施を要したため3月31日に続けて専決処分した予算を報告し議会の承認を願うものであります。

8ページをお願いします。第2表繰越明許費の社会資本整備総合交付金事業（駅前楽善線他工事）につきましては、金額の変更はありませんが、この中に住宅費が含まれておりましたので都市計画費と住宅費に分けたものでございます。

歳入からご説明申し上げます。12ページをお願いいたします。

款2の地方譲与税から15ページ、款10地方交付税までいずれも交付額の確定に伴うものでございます。地方交付税の増額は、国の補正による普通交付税の追加交付と特別交付税の3月交付分の増額です。これは普通交付税によって精算されなかった法人町民税の過年度分の一部などが措置されております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。16ページをお願いいたします。

款2、項1、目13財政調整等基金費3千116万6千円は、地域の元気臨時交付金の充当事業の確定に伴い、充当できなかった交付金を公共施設整備基金に積み立てたものでございます。積み立てた基金は平成26年度の公共事業費に充てることとなります。

款8、項2、目2道路維持費の財源組替は、当初3千万円を交付金の対象としておりましたが、道路維持等の簡易な工事については、地域の元気臨時交付金の交付対象にならないとの国の指導により、一般財源へ組み替えるものでございます。目の3道路新設改良費は、地域の元気臨時交付金の対象事業費の減少により財源を組み替えるものでございます。

17ページをお願いいたします。

款の13予備費で財源調整をしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） おはようございます。承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成25年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。今回の補正の主な内容は国、県等の交付金等の額の確定に伴い、専決処分をしたものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千336万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1千787万7千円としたものでございます。

歳出からご説明をいたします。予算に関する説明書の11ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費から目の4退職被保険者等療養費まで。次の12ページをお願いいたします。

款の2保険給付費、項の2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費から目の4退職被保険者高額介護合算療養費までについて、額の確定に伴いすべて財源を組み替えさせていただいたものでございます。

13ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金、節19負担金、補助及び交付金は、実績により減額したものでございます。

款3後期高齢者支援金等及び款4前期高齢者納付金等。

次の14ページをお願いいたします。款6介護納付金、款8保健事業費につきましても財源を組み替えたものでございます。

15ページをお願いいたします。

款12、項1、目1予備費で予算の調整を行っております。

続きまして、歳入をご説明いたします。9ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金は、被保険者の療養給付費等が確定したことに伴い、国の負担すべき額が増額となり増額補正をしたものでございます。款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金、節1普通調整交付金につきましては、市町村間の国保の財政力の不均衡を調整するため交付されるものですが、交付金の算定に使用する国の本算定基礎係数が確定したことにより増額補正をいたしております。節2特別調整交付金は、結核性疾患や精神病にかかる医療費が多額であるなど特別の事情による歩合調整され交付されるものですが、これも額の確定により減額補正を行っております。

款4県支出金、項2県補助金、目1財政調整交付金の節1普通調整交付金は、県からの普通調整交付金の額が確定したことによる増額補正でございます。節2特別調整交付金は、保険事業に要した経費や収納率の向上等の取り組みに応じて交付されるものですが、これも額が確定したことによる増額補正でございます。

10ページお願いいたします。

款5療養給付費等交付金、項1療養給付等交付金、目1療養給付費等交付金、節1現年度分です。社会保険診療報酬支払基金から退職者医療に係る交付額の確定による減額補正でございます。

款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節3の助産費等繰入金は、実績によりまして減額補正を行っております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。しばらく休憩いたします。11時5分から再開いたします。

午前10時53分 休憩

△

午前11時03分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 承認第1号、3号、4号について質疑を行います。

まず、承認第1号についてであります。税条例の改正ということでいろいろ見て、説明がある間に計算をいろいろやってみたんですけども、軽自動車税、バイクの50ccいろいろ見てみますれば、原付って言われるやつですよ。50ccあたりが1千円から2千円になると。それから125、250そういった形で計算をしてありました。この時にですね、基本的に、この税条例の改正だけに目を移らせるんじゃなくて、我が町は本田技研工業の熊本製作所を有しております。そう考えた時に原付二輪っていうのはですね、庶民の有効な足であります。この二輪車っていうものは、排ガスにつきましても燃費におきましても優れた特色をもっております。ただ、今こういった梅雨の時期になりますとつらい面もありますけれども、私は実際ホンダのバイクを3台有しております。その時にバイクでよく熊本市内まで行き来するんですが、原付って言われる50ccサイズのものにですね、乗っておられる方は結構主婦の方が多いんです。それとか通勤とかに使われる方が多いと思います。ということはそういった環境に対してもいろんな面ですね、この二輪っていうものは逆に優遇されるべきではないかという部分も否めない私の気持ちでありまして、そう考えた時に本田技研工業の売り上げに寄与するもの、そして地球環境に寄与する、いろんな観点から総合的に見てこの税制っていうものはあるべきだと思います。そう考えた時に、1千円がいきなり2千円になってしまう。そういった時にですね、なんか釈然としないものが残ってしまいます。私の場合は、3台のうちの250ccっていう間の車検がかからないというやつを燃費の面とかいろんな面でよく乗るんですけども、50cc、400cc、3台持つとってやっぱりですね、この二輪っていうものに対する考え方、本田技研があるにも関わらず、国が言ったからそういった形でスライド式に町の徴税も触りましたよっていうんでは策がなさすぎだと思います。私は、以前一般質問でも二輪の町っていうものをどんどんアピールするべきだと言いましたけれども、こういった点においてですね、私は総合的に本田技研の売り

上げが上って、逆にそういった法人町民税を納めていただくという全体の流れを見るならば、今回のこの税制改革におきましては積然としないものが残ると思いますので、そういったところをきちんとしなければ税金がなぜ上がるのかという根拠にはならないと思います。この点についてお答え願いたいと思います。

次に、承認第3号につきましてであります。一般会計補正予算書を見てみますれば、この中で委員会付託をしないということで承認でありますから、例えば16ページあたりで道路維持費の中のこの3千万円の特定期間から一般財源への組み替えっていうものが積然としないものがあります。こういったものは一般財源で出してしまうえば、それこそいきなりですね、町庫、言うなら町の金庫の中から出してしまうわけですから、いきなり負担が国、県に持ってもらわれないということですので、こういったところは算定のやり方の言うならミスではないかなと。これはその算定の仕方がきちんとした基準に従ってやってなかったという、これはミスの表れではないかなと思います。いきなり例えば3月末日までのギリギリで法律を変えてきたとか、そういった算定のやり方を国はやらないと思いますので、その点をお聞きしたいと思います。この一般財源に変わった理由ですね。と、全体的に申しますれば、今回明許繰越、かなりの数が出ておりますので、その額たるや11億8千800というような一般会計の繰越明許が出ております。これだけの繰越が出るということではですね、26年度に対する事業の圧迫につながるということと、25年度はそういったはっきりしない国、県のそういった立場から逆に25年度は事業がやれなくてスカスカの状態になつたらせんだったかなというようなきちんとした年間を通じたプログラムがきちんと流れていったのかなという点も出てきます。26年度に圧迫するのであるならば26年度の予算はもう可決したわけですから、26年度の計画を圧迫して、また27年度へですね、またその事業がうまくいかなくて繰越をしてしまうというふうにならないのか。そのところはきちんとできるのか。そういった点をお伺いしときたいと思います。

4号につきましては、9ページあたりで国庫支出金っていう形で普通調整交付金が4千687万6千円っていう形で膨らんでおります。多くいただけるのであるならば、これ幸いでありませうけれども、ここですね、根本的な国の算定のやり方が変更されたのか。この算定の合いかたいかんで今後の事業展開のいる出るの計算っていうのは大きく変わってきますので、この増えた理由は算定根拠が今までの計算とはちょっと違うんだよというふうになるのであるならば、26年度も3月議会で26年度を予算を承認したわけでありませうけれども、大きく方針が変わってくると思います。歳入歳出のバランスがそこで変わってくると思われませうので、この点について質問したいと思います。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） ただいまの永田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、軽自動車税の中でもバイクについてでございますが、議員ご指摘のとおり、地元にも本田技研ございまして、やはりバイクあたりでのですね、そういった活用、利用していただく、やはり住民の皆さんにですね、広く、幅広く活用していただくことが大切なことだと思われませうし、また環境面でもですね、燃料とかそういった面でもやはり省エネというような形でのですね、非常に有効なことであ

と思います。その中で、今回の税制改正の中で議員さんご承知のように、税制の抜本改革の中で環境性能関係とグリーン化というかたちでそういった環境面における配慮ということもなされて、普通自動車、それからまた今回は併せて軽自動車税も含めてというかたちの措置がなされたところでございまして、27年度から今回の改正によりまして、それが適用されていくというようなことでございますので、税制改正に伴うものでございますので、今回併せて当然町のほうも今回改正させていただいたところでございますけれども、バイクのそういった幅広い活用につきましては今後町のほうでもですね、そういったことに拡充に向けていろんなことは対応していくべきかなと思いますので、今回そういった改正された税につきましては有効に今後町の政策的なかたちで活用させていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 永田議員の繰越明許の件につきまして、ご説明申し上げます。こちらのほうの繰越計算書の方が見やすいので、こちらの方でちょっと説明させていただきますけれども、土木費の都市計画関連をちょっと例にとりましてご説明申し上げたいと思いますけれども、今回3月の全員協議会の中で説明申し上げましたけれども、今回が国の経済対策でございますけれども、消費増税に伴う経済対策が国のほうで掲げられまして、それに伴いまして大津町のほうにおきましても平成26年度、27年度に事業計画しておりました事業につきまして設計等々が出来上がっているところ、また、事業が確実にできるところにつきまして今回3月の補正にのさせてもらいまして、繰り越しをして、平成25年度の繰り越しというかたちで今回予算をつけさせてもらったところでございます。また、昨年度につきましても、同じようなかたちで国のほうで経済対策をされましたので、平成25年度につきましても24年度の末で経済対策を行いまして、同じほどの11億円ほどの予算を繰り越して平成25年度で今実際やってるところでございますし、本年度につきましても、25年度の3月に補正をいたしまして、現在26年度にこちらも言ってます社会資本整備総合交付金と言いますか、都市計画費関連につきましては本年度で事業を今やってるところでございます。なお、ちょっと財政のほうで詳しく言われると思いますけれども、学校関連につきましても、いわゆる26年度にですね、考えていたものをまた25年度の補正でのせたというかたちで、町の方で計画した、26年度で計画したものにつきまして、今回繰り越しをさせてもらったというところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 永田議員の質問にお答えいたします。

道路維持費の財源の振り替えということでご質問ですが、私どもも当初は道路維持費といいますか、そちらのほうも対象になるということで考えておったわけでございますけれども、今年の2月に入りまして県のほうからこれは違うんじゃないかというような指摘がございまして、国とのやりとりをする中で、最終的には認められないというようなことになりました。従いまして、非常に永田議員ご指摘のように、特定財源を使ったもので事業をやってるわけですので、それを一般財源でやるということにつきましては、非常にどうなというような気もいたしてはおります。今後こういうことがないよ

うにですね、しっかりと国や県とのやりとりをしながらやらせていただければというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 国民健康保険の国庫補助金の中で財政調整交付金の計算の算定が変わったからこういう数字がですね、出てきたのではないかというご質問でございますけれども、おおざっぱに言いますと、医療費の半分を保険税で負担し、残りの半分を公費で負担するという制度でございます。その中で定率で国のほうが32%、残りを県が9%と。最終的に国のほうが調整交付金で9%をみるというかたちでございますけれども、この国の調整交付金がある一定の算式に基づいて必要な需要額と、交付税と似てるんですけども、需要額と収入額を計算して、その差額が出た場合は調整交付金でやりますというのが基本でございますので、このかたちは変わっておりませんので、その計算の中で今回最終的に医療費が決定しましたので、その中で計算してこの額が交付されたら、そのようなことでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度、質疑いたします。

今の答弁で疑義に思う点でありますけれども、まず3号につきましてはですね、道路維持費の組み替えの部分で、補助対象にならなかったという部分で、答弁の中にですね、昨年度2月に指摘があったということ言われました。2月ということは3月議会、定例議会に間に合ってたんじゃないでしょうかね。私、経済建設委員会ですので、その時にこういった指摘がなされているというものをきちんと委員会主義でありますので委員会で説明がいただければですね、その点についての町はもちろん対処をしていただきたいわけですがけれども、国、県の立場あたりの理解もそこで求められたのではないかなと。この時差的なですね、誤差についてのちょっと見解をもう一度質疑いたしたいと思います。

4号につきましては、算定の根拠は変わってないということだったんですけども、算定の根拠は変わってないですね、4千687万6千円ってかなり大きいです。ということは、年間のそういった保険を使っているいろんな医療を受けられる方は毎年毎年こんなかたちでものすごく変わってくるんですよというふうに理解してよろしいのでしょうか。ここの理解の仕方がですね、かなり額が大きいですんで、この点について再度質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 永田議員の再質問にお答えいたします。

2月であれば議会のほうにも説明が必要でなかったかというようなご指摘でございます。確かに、今そういったことも必要ではあったかというふうに思っております。時系列にちょっとご説明しますと、2月27日に県のほうから連絡がっております。それから3月3日に出向いて、そういったような対応の仕方を検討し、再度3月6日にそういったような基金の積み立ての対応とかですね、そういったかたちで最終的な方向性をやったということでございます。従いまして、議会につきましてもですね、十分ご指摘のとおり間に合っていたということもありますので、こういった重要な事項につきましては議会のほうにも今後は説明をさせていただければというふうに思っております。よろしく

お願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 再度質疑にお答えをいたします。

確かにこの予算が非常に大きすぎるというご指摘でございます。保険税額とか療養給付費等もある程度の見込みは毎年できますので、そこら辺をきちんと精査してあんまりこのような金額が大きくなりないように今後は取り組んでいきたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 承認第1号についてお尋ねをいたします。

先ほどバイクの税が2倍に上がるのはどうも釈然としないわけですが、国の法律改正ということで理解するしかないかなとは思いますが、そこで議案説明資料の1ページで第34条の4の法人税割の税率の変更であります。地方法人税法が改正をされて地域間の税源の偏在性を是正すると、財政力格差の抑止を図るということで大津町に入ってくる法人住民税はこれによって下がってしまう。東京あたりだと相当な額でしょうから、その財源を地方交付税で全国に財政力の弱い自治体に財源措置をするというふうに理解をしておるんですが、大津町にとって具体的にはどうなんだろうということなんです。この税率の引き下げによってどのくらいの影響額が出るのか。また、その財源が地方交付税として回ってくるのがどのくらいになるのか。これはちょっと今から分かるかどうか分かりませんが、そういった試算がなされたのかどうか分かればお答え願いたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。

まず、今回の改正によりまして法人住民税ということで改正がなされているわけでございますけども、今回法人税、ただいま申し上げられましたように、地域間の税源のあたりの是正を行いまして、財政力の格差の抑止を図るということを目的に今回税率の改正が行われまして、交付税の財源を確保するというようなことでの創設がされておるわけございまして、資料にございますように、都道府県が1.8%、市町村2.6%ということで併せて4.4%。その中で、市町村分の2.6%の影響がどのようになるかということでございますけども、26年10月1日施行というような中で、平成26年度への歳入の直接は今のところございません。ただし、平成27年度以降からは影響がしてくるということで考えております。今回計算をやってみましたところ、25年度の法人税割の見込額を参考に影響額を算出をいたしております。まず、見込額として法人税割調定額が約3億500万円ほどに伴いまして、その市町村分が2.6%でございますので、金額にして6千400万円ほどが27年度以降に影響してくるというようなことで試算をさせていただいているところでございます。ただ交付税の影響につきましては、市町村のはその分が減るわけでございますけども、その原資としてそれが交付税の財源となっていくので、それに今現在の交付率、交付税の全体的な算出根拠の率というのは変わりませんので、その分がどのようなかたちです、基準値、そういった算定指標あたりに影響するのかがまだはっきり定かたでございせんけども、その辺についてはまだ試算はし

ておりません。ただ市町村に影響する枠として、ただいま申し上げました6千400万円ということですので、今後基準財政収入額需要額によってその辺が変わってくるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 承認第1号と第3号についてお尋ねいたします。

先ほど永田議員の質問の中で、税制、税に関してはもっと全体的な面で見るといえるようなお話がありました。そして、先ほどの荒木議員のお話の中で、法人税に関しての影響の問題がありましたが、私これいろいろ説明をしていただいた中で、どうしてもたくさんの項目、細目が入っておりますので全体としての影響というのがどうなるのかが見えないところがございます。こうした説明、先ほどの話では条文だけじゃなくてその影響をということでお話があったと思いますが、この条文を変えることで全体として町税収がどうなるんだらうかということですね、一つ一つ、これはこう、これはこうというのは無理だと思いますので、そこの評価の分をですね、お尋ねしたいと思えます。それがまず1点です。

それから、第3号の補正予算に係る分になります。先ほどの質問の中で、この繰り越しにあたっての事業は、本来26年度、27年度に計画されていたもので設計が済んでいたものについて国の経済対策に合わせて行うものだったということでした。そうすると、普通に考えれば逆に26年度については事業量が減ったのか、あるいは27年度の分を前に持ってきたのかは分かりませんが、当初予算を見る限りでは予算の規模は変わっておりませんので、どこかからか事業が入ってきたということになると思います。そうすると先ほどの永田議員の質問で事業量が非常に増えてしまっているのではないかと聞いた時に、事業量は変わらないという答えはちょっと理屈が通らないのかなというふうに考えるところです。本来、国は経済対策でやるわけですので従来なかった規模にもっていかねば経済対策にはならないはずですね。前倒ししただけでは経済対策にはならないはずなんです。そうすると、やはり事業量が増えますという答えにならないと経済対策ではないのではないかと疑問を持ったものですから、そこについてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

まず、今回の条例改正、承認、専決処分関係についての全体的なことがよく見えないというご指摘で ございます。今回、先ほど私のほうで冒頭条例改正につきましてご説明しました中に、主な改正内容につきましては、法人税割の一部を国税化し地方交付税の原資とするということと、それから、それに伴っての税率改正、それから軽自動車税率の改正等、合わせて固定資産税の特例措置に伴う改正などが大まかに三つですね、こういった主な改正ということでございます。それがどのように影響するかということございまして、先ほどご質疑いただきました中でお答えさせていただいている部分では、法人税の税率改正に法人住民税のほうの影響ということが6千400万円ほど影響してくるということと、軽自動車税につきましては、今回全体的な各車種ごとに改正等がなされております

ので、それに伴って金額が改正されておりますので、それに伴って増収になっていくということになります。ちょっと試算をしてる中で申し上げますと、軽自動車税の今回の改正によりまして、前年対比で申しますと26年度は直接の影響ございませんけども、26年度であれば前年度と比較いたしまして、373万7千円ほどの増加、そして27年度からが新たに改正等も含めたところでの増額分が前年対比で840万円ほど増えていきます。そして、28年度がさらに前年対比で1千100万円ほど各年度が増加してくるというような状況でございます。それから固定資産税につきましては、今回は当該の償却資産関係の課税表示に係る部分が今回改正されておりますので、それぞれ新たに償却資産に係る課税表示の割合は変更されておりますので、改正部分と新たに新規部分が4項目ほど、この資料でございますように、4項目ほど新たに割合が設定されておりますので、企業さんでのそういった償却資産あたりが、課税表示あたりが今回の改正で新たに設けておられますので、その課税客体、標準そのものが課税標準そのものが減少するというようなことで、税額的には、こちらのほうにつきましては若干減少してくるというような傾向であるというふうに考えております。

主な改正につきまして、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

繰り越しのほうで11億円ぐらいがあれば、当然それは前倒しをやってるから26年度の予算は減るはずではないかというようなご質問ではなかったかなというふうに思いますけれども、それでよろしいでしょうか。事業量の話ですね。事業につきましては、今回の繰り越しにつきましては、社会資本整備交付金事業（駅前楽善線）継続事業でやっておりますけども、こちらと町営住宅、こちらのほうも継続でやっております。こちらのほうを前倒ししてやらせていただいたということと、もう一つは、大きなものとしましては、学校施設関係の空調関係。こちらのほうを重点的に経済対策として3月に補正を組み、そして繰り越しをさせて今年取り組ませていただくというようなことでやらせていただいております。26年度におきましては、これとはまた別個にですね、北中の増築事業、それから保育所の緊急整備等々がございますね、また25年度計画していたものとは別個にですね、新たにこういった事業が増えてきたということで、事業費そのものはやっぱり120億円を超えるような事業の総予算になってきておりますので、減ったようなかたちでは見えませんが、そういった前倒ししてきた分については確実に減ってきているというような状況ではございます。26年度に取り組む業務としましてはですね、やはり120億、当初予算が124億円。それに11億円を加えますのでトータルとすれば135億円ぐらいになりますので、トータル的には26年度の事業費はこれだけ大きくなるということでございますので、事業的には非常に大きくなってきているというような状況でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） それでは、今度は承認1号のほうの話に戻らせて、再度質疑をさせていただきたいと思っております。

この資料なんですけれども、説明資料集ということではございますが、作りを見ております

と途中から読み原稿になってしまってるところがございまして、説明を受ける側としては非常に分かりづらい。これはちょっと要望ということになります。こうした資料の作り方というものをもう少し配慮をして分かりやすく作るのが資料だと思いますので、たぶんなんか時間切れっぽい感じをちょっと感じたんですけれども、資料の作り方についての今後の配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） これから討論を行います。討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 承認第1号について反対の立場から討論をいたします。

質疑も踏まえていろいろお聞きしたわけですが、今回のこの承認第1号の専決処分につきましては、やはりこの先ほどバイクの例を出しました。50cc原付バイクっていうものは主婦の方々が乗っておられる。そして、通勤の貴重な足である。そして、学生の方々も高校生から大学生乗っておられるということで、私はそういったことを考えますと社会的にその方々が高所得者の部類に入るのかなど。いきなり倍率で言うならば200%、倍になったわけですから、やはりですね、社会的にそういったまだ行政やそういった政治のですね、フォローが大切な方々だと私は考えます。ですから、そういった課税のしかたによってやはり可処分所得は減ってくるわけでありまして、50ccのバイクを例にとりますれば環境の面でも優れていると言いました。そして燃費の面、利便性、いろんな優れている部分があり、そしてまた我が町ですね、そういったところを町の税制改革は町の主権者である主権在民の憲法からもっていきますれば、町民でありますから、町民の代表である我がこの議会で町税というものはきちんと審議していくべきだと思いますので、町民の代弁をしますれば、多くの学生や主婦の方々やいろんな足に使われてる方々のそういったものに対する負担の増幅というのは私はよくないと思います。そして、また、本田技研工業熊本製作所というものの企業に対する、それに関連する多くの企業もまたおるわけですから、いろんなものを勘案した場合に、町の施策として特別区とは言いませんけれども、町税は我々が決める権利があるわけですから、町のそういった特色としてそういった課税というものはもう少しすべからく平等にするのであるのに値しない、今回の国からの要請のそのままのライドと考えます。総合的に大津町の立場を考えた場合には、やはり今回のこういったところですね、やはり社会的弱者やいろんなまだまだフォローをすることが必要と思われる方々に対する配慮、こういったものの税制改革でなければならないと私は考えます。そういった意味におきまして、「増税します。」「はい、そうですか。」というような議会ではいかんと思います。そういった積然としないものをただ単に承認してはならないと、そう思います。あくまでも主権在民にのっとれば主権者は町民でありますから、この大津町が非常に住み良い町にするためにもこういった税制改革というものはもう少し思慮深く将来を見て数字を出していくべきだと思いますので、この承認第1号につきましては、反対の立場を表明するものであります。「増税します。」「はい、そうで

すか。」の議会にならないように議員各位のご賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

まず、承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

次に、承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

次に、承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成25年度大津町一般会計補正予算（第7号）を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

次に、承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成25年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

日程第8 議案第40号から日程第12 議案第44号まで一括上程

提案理由の説明

○議長（大塚龍一郎君） 日程第8、議案第40号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第12、議案第44号、平成26年度大津町工業

水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 提案いたしました承認案件につきましては、ご承認いただきまして誠にありがとうございます。

議案第40号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、菊池環境保全組合立環境工場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正により、スプリング入りの製品の処理が可能となったことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第41号、平成26年度大津町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、4月の職員の人事異動に伴う補正が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千389万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4千10万4千円としたものでございます。

次に、議案第42号、平成26年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、4月の職員の人事異動に伴う補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ706万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3千733万1千円としたものでございます。

次に、議案第43号、平成26年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、4月の職員の人事異動に伴う補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ316万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億154万円としたものでございます。

次に、議案第44号、平成26年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、職員の人件費に伴う補正でございまして、収入支出予算の総額を収入6千267万8千円、支出8千655万2千円としたものでございます。

議案第41号から議案第44号までの4議案につきましては、補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、所管部長及び次長より詳細説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 議案第40号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。議案集は13ページから14ページ、説明資料集は46ページをお願いいたします。菊池環境保全組合の環境工場におきまして、スプリング入りのマットレスなどの製品の処理が可能となり、菊池環境保全組合立環境工場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部が改正されたことに伴いまして、条例の一部を改正しようとするものでございます。

説明資料集の46ページのほうをお願いいたします。マットレス（スプリング入り除く）の括弧書

きを削るものでございます。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するとしております。

続きまして、議案第43号、平成26年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ316万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億154万円とするものでございます。今回の補正の主な内容は4月の人事異動に伴うものとモデル事業実施のための費用を計上しております。

歳出からご説明をいたします。予算に関する説明書の9ページをお願いいたします。補正予算の概要は4ページになります。

款3地域支援事業費、項1地域支援事業費、目2包括的支援事業費の減額は、人事異動に伴う人件費の減額で、節2給料、節3職員手当等、節4共済費をそれぞれ減額をしております。目の4在宅医療介護推進モデル事業につきましては、国が進めております医療と介護の両方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう在宅医療と介護の連携の推進に取り組むため、県の補助を受けましてモデル事業を実施するものでございます。具体的には、地域包括支援センターに在宅医療介護連携推進員を配置し、医師会を始めとしまして関係機関と協力・連携しながら、医療と介護の連携体制づくりから進めていきたいと考えております。節7賃金は、そのため看護師または保健師の資格を有する専門職を雇用するための賃金を計上いたしております。節8報償費、節11需用費は、事業実施に伴う費用でございます。

歳入のほう説明いたします。8ページをお願いいたします。

款5県支出金、項2県補助金、目2在宅医療介護推進モデル事業補助金を新たに計上いたしております。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目3その他一般会計繰入金の減額は、人事異動に伴い職員給与等繰入金を減額したものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 議案第41号、平成26年度大津町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。併せまして、補正予算の概要をご参照願いたいと思います。第1条で、既定の予算の総額に3千389万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億8千10万4千円とするものです。今回の補正の主なものは、人事異動及び共済費の負担率の変更に伴う人件費等の調整に伴うものが主なものですが、再任用職員及び任期付き職員を各1名採用を予定している他、待機児童対策に伴う施設整備関連経費も併せて計上させていただきます。

歳出からご説明いたします。13ページをお願いいたします。

款2、項1、目1一般管理費は、人件費の補正でございますけれども、人事異動等の補正以外に再任用職員1名分を計上させていただきます。

19ページをお願いいたします。

款3、項2、目3 大津保育園費は、人件費の補正と待機児童対策のため児童館の一部を改修し、大津保育園の分園として整備を行うため、保育園の修繕費と児童館の改修工事費を計上させていただいております。

20ページをお願いいたします。

18 備品購入費として、保育園分園にかかる乳幼児用ベッド等保育用備品や給食関係備品、給食配送用公用車購入費を計上させていただいております。

22ページをお願いいたします。

款6、項1、目1 農業委員会費の節19 補助金は、熊本県の全額補助である里モンプロジェクト推進事業補助金を計上させていただいております。款6、項1、目2 農業総務費は、人件費の補正ですが、人事異動等の補正以外に任期付き職員1名分を計上させていただいております。款6、項1、目4 畜産業費の節3 時間外勤務手当は、4月に発生しました鳥インフルエンザ及び豚流行性下痢の家畜伝染病緊急対策に係る職員の時間外勤務手当でございます。

23ページをお願いいたします。

節11の消耗品費は、その時に使用しました消石灰の在庫補助として、また節18 備品購入として家畜伝染病防疫対策用動力噴霧器1台分を計上させていただいております。款6、項1、目7 圃場整備費の節19 負担金は、県営迫井手地区の完了整備に伴う舗装工事など、町の負担金を計上させていただいております。

26ページをお願いいたします。

款8、項2、目1 道路橋梁総務費の節19 負担金は、菊池地域道路整備推進協議会負担金を計上させていただいております。

28ページをお願いいたします。

款9、項1、目5、節13 委託金の災害対策費の防災リーダー育成事業委託は、防災士資格取得手続きを防災研修センターに事業委託するため、節19 補助金から組み替えるものです。また、節19 補助金のコミュニティ助成事業補助金は、真木地区及び高尾野地区への地域防災組織育成事業などに対する補助金を計上させていただいております。

29ページをお願いいたします。

款10、項2、目1 学校管理費の1 報酬から12 役員費までは、国の全額補助で大津小学校で取り組む算数を活用した教育課程や指導方法などについての研究開発学校事業にかかる経費を計上させていただいております。

30ページをお願いいたします。

節19 補助金は、美咲野小学校で取り組む道徳教育用郷土資料「熊本の心」を活用した県の全額補助である研究指定校補助金を計上させていただいております。

33ページをお願いいたします。

款11、項1、目1 農業用施設災害復旧費は、平成24年の豪雨災害に伴い、県の事業の進捗状況

に合わせて節15工事請負費で災害復旧工事を、節19補助金で農地及び農業災害復旧補助金を計上させていただきます。

34ページをお願いいたします。

節23償還金、利子及び割引料は、頭首工など県営による災害復旧事業の完了に伴う負担金の精算に伴い、各土地改良区への償還金を計上させていただきます。

款11、項1、目2林業用施設災害復旧費は、林道菊池人吉線の県営災害復旧工事の完了に伴い、埋没していた水路の復旧を行うため、節15で工事請負費を計上させていただきます。

款13予備費は、今回の補正に伴い、不足財源を1千792万8千円減額して財源調整を行っております。

次に、歳入をご説明いたします。11ページをお願いいたします。

款12、項1、目1総務費負担金は、菊池環境保全組合への職員派遣負担金でございます。

款14、項3、目3教育費委託金は、大津小学校の研究開発学校研究指定に伴う委託金です。

款15、項2、目2民生費県補助金は、介護保険における在宅医療推進モデル事業補助金で雇用者共済分で歳出の款2、項1、目1一般管理費に財源を充当しております。

款15、項2、目4農林水産業費県補助金は、くまもと里モンプロジェクト推進事業の補助金でございます。

12ページをお願いいたします。

款15、項3、目6教育費委託金は、美咲野小学校の「熊本の心」活用事業委託金です。

款18、項2、目4財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴い、不足財源として2千万円を繰り入れるものです。

款20、項4、目2雑入のうちコミュニティ助成事業450万円は、真木地区及び高尾野地区への助成金です。県営災害復旧事業精算金は、頭首工など県営による災害復旧事業の完了に伴う負担金の精算金です。

人件費等につきましては、35ページ以下給与費明細書のとおりであります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 議案第42号、平成26年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書をお開きください。今回の補正予算につきましては人事異動に伴う人件費の補正になります。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ706万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3千733万1千円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入に関しまして、款4、項1、目1一般会計繰入金は、人事異動に伴う人件費の補正に伴い、一般会計の繰入金を増額するものです。

8ページをお願いいたします。

歳出に関しまして、款1、項1、目1総務管理費は、4月の人事異動に伴い、節2給料、節3職員手当等、節4共済費をそれぞれ記載のとおり増額するものでございます。

続きまして、議案第44号、平成26年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、人事異動に伴う人件費の補正になります。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条で、収益的収入及び支出予定額については、収入の補正はありませんが、支出につきまして、第1項給与相当額の7万3千円を補正するものでございます。

2ページをお願いいたします。第3条で、議会の議決を経なければならない流用することのできな
い経費として、職員給与費を7万3千円補正するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） これで提案理由の説明は終わりました。

日程第13 議案質疑

○議長（大塚龍一郎君） 日程第13、議案質疑を行います。まず、議案第40号を議題とします。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第41号について質疑いたします。

36ページ、一般職の総括として給与表が載っておりますが、今回、人事異動等で合計が2千152万5千円ということでもかなり大きな額になっております。そして、またほかの補正予算書を見てもほとんどが増額でありまして、人件費の膨らみが非常に顕著に表れていると。今、世の中はICT活用においていろんな業務を効率化しようという流れでありますけれども、逆行した人件費の増幅ではないかなと。ただ、人口は増えておりますんで業務というのは膨らんでくると思います。そういったものと整合性をきちんと合せてこの給与の増額になるのか。それとも人事が年代的なもの、職にあたって年数的なもので膨らんできている。そういったところの分析はどうなってるのでしょうか。質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 永田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、給与明細関係のところでございますけれども、今回の人件費につきましては、各会計での今回増減を行わせていただいております。まず、今回の増減の理由でございますけれども、人事異動または機構改革、そして昇給等に伴いまして、7月から再任用と任期付きの採用に伴う給与を今回計上させていただきます。今年度当初、26年度の当初予算につきましては、前年度退職者が13名と

ということで、今回205名を201名に減少させていただいておりますので4名の減になります。それ以外の9名の職員の分につきましてでございますけれども、予算計上の処理法によりまして4月時点での異動が当初予算計上で分かりませんので、まず退職の9名分に対しましては新規採用職員ということでの給与を当てさせていただいております。費目によっては全体的な増減はないところでございますけれども、一部によってはその増減、異動したことによって増減が大きいというところでございまして、今回人数的には当初予算計上の分と変わりございませんけれども、昇給分と、今回任期付きの職員の増分が今回主な額になってきているところでございます。それから、職員の適正化等につきましては、現在のところ前年205名から201名に今回職員数を変更させていただいております、今後定員管理の面で現在予定しておりますものにつきまして見直しを行いまして、適正な職員管理ということで進めてまいりたいということで考えておるところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 私のほうから1点だけご確認させていただきたいと思います。

予算書のほうが28ページの9の1の5災害対策費のところ、防災士資格取得手続きに関する費用なんですけれども、こちらに関しては3月議会のほうでも私ちょっと確認させていただきました。中身として2点ありまして、一つがスケジュールいつやるかというところで、できれば梅雨の時期が水害の可能性が高いのでその前に調整できないかというお話を、もちろんこれ調整、人集めたりとか、委託したりだとか時期遅くなったのは仕方ないと思っております。

問題としたいのが2つ目なんですけれども、具体的役割というところで、今県の方でも火の国防災塾というものやっておりますが、実際取得したのもペーパー防災士、実際何もしてない、できない方が非常に多い現状がございます。そういった中で、大津町として大量の予算を出すのであれば具体的にどういった役割担っていくということをしつかりと整備していかないといけないというお話をしました。その中で、今回同僚議員の一般質問のほうで防災計画の全体像に関しては質疑があるので、あくまでもこの防災士に限定してお伺いしたいんですが、3点なんですけれども、この具体的役割と取り組みというところで、前回の3月のご説明では消防団との連携とも考えるというお話があったと思うんですけども、その消防団との連携もそうですし、例えば、地域でどういった役割を具体的に担ってもらうかだとか、あるいは実際の火災だとか、大規模災害あった時にどういった動きをしてもらうかという約束事とか規約とか、そういったものがあればいいなと思っております、その検討状況がどうなっているかというところが1点目。

2点目なんですけれども、既存の防災士の位置付けというところで、こちら前回お話ししましたが私もそうなんですけれども、既に県の防災塾等で防災士を取得されている町民の方が町内にも数十名単位でいらっしやいます。そういった方との連携とか位置付けというところ、そちらに関しても今度新規で町で取得する人と同様にアプローチして協力体制を依頼していくのか。私はしたほうがいいと思っております、そういったところを伺いたいと思います。

3つ目なんですけども、こちら具体的役割の説明するタイミングなんですけども、やはり寝耳に水であればなかなかうまくいかないと思うので、本来であれば募集の時期に防災士を取ったあかつきにはこういった活動をしてもらいますよっていうご説明があったら1番だったと思うんですけども、それはもう間に合わないので、受講日までにそういった役割等整備してご説明する、お願いするという場を設けていただきたいと思いますと思っておりますので、それが可能か等も含めて、以上3点、ご答弁いただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 金田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、今回の補正をさせていただいております。当初では補助というかたちでさせていただいておりましたけども、今回、ご承知のように、50人を確保して大津町でこの防災士の資格取得に向けての講習を実施させていただきますので、その確保性の上で今回の委託費のほうでですね、今回変更させていただいたところがございます。防災研修センターに今回は委託をさせていただいて、実施をさせていただくところがございます。9月に募集でも申し上げておりましたように、9月の6日、7日ということで、土日で、2日間に渡りまして開催をさせていただきまして、受講していただきたいと思っております。今後その研修を受けていただいて、その後資格取得というかたちで、義塾をされた方が資格を取られまして、その後実際の防災士として、役割として各地域での自治防災組織であったり、各地域の自治防災組織の設立または拡充に向けて携わっていただく活動をですね、させていただきたいと思っております。受講されましてのそういった専門的な知識、そして技術を持って、今後の減災、防災に強化のためにそれぞれの役割を担っていただいて活動していただきたいと思っております。現在、要項等も整備しておりますので、それに従ってですね、実際この受講された方々が活動していただくというかたちでお願いできればというふうに思っているところがございます。スケジュール的には9月受講されますので12月頃までにそういった整備あたりをさせていただいて、先ほどの受講された方々につきましては当然役割等についてもですね、今後十分ご説明をさせていただくようなかたちで携わっていただくというようなかたちで、今後させていただければというふうに考えているところがございます。今の火の国防災塾等で今回受講された方がいらっしゃいますので、また、実際、肥後大津防災クラブの方々もいらっしゃいますので、現在活動されていらっしゃる方々につきましては、そのようなところも連携とれるようなかたちで、今回受講された方々も含めて、そういった組織ネットワークみたいなかたちでですね、組織の連携、情報交換等、そしてまた、実際今既存の防災士あたりの方々も含めて、一緒になって活動していただくことを考えておるところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 先ほどのお話整理させていただきたいんですけども、要項の中で具体的役割とか担うべき責務のほうはしっかりと具体的に定めるというお話でいいのかなというところと、11月というお話がありましたけども、9月の受講時にはそこまで受講生の方に対してご説明とかお願いするのはちょっと難しいということでしょうか、ということが2つ目ですね。3つ目に関しては、こちら再確認で申し訳ないんですけども、既存の防災士の方にもたぶん県等がリスト等を持っているものも

あると思うんですね。そういったところも含めてご案内するなりして積極的にアプローチをかけていく気持ちというか、心持ちはあるという認識でよろしいでしょうか、という3点改めてご答弁お願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 再質疑にお答えいたします。

スケジュール的には、指導員要項等の設置を行っておりますので、それに指導員の職務というかたちで位置付けをしておりますので、それに添って活動をしていただければというふうに思っております。そして、その説明につきましては、9月が受講でございますので、事前にまたそういった受講にあたっての資料をお渡しいたしますので、そういったことも含めて当然その中で一応事前の学習していただいて、また受講後にですね、また改めてそういった、先ほど申しましたようなかたちで今回の活動的なこと含めてですね、またご説明する機会をとらせていただくといいかなというようなかたちで考えておるところでございます。今回活動するにあたっては、各地域のやはり自主防災組織設立とか、全体に関わっていただくやっぱり重要な方々になりますので、そういった方々にも呼びかけをしてですね、今後の減災、防災に向けての組織づくりあたりもですね、呼びかけて一緒にいろいろな活動していただければということでは考えておるところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第42号から議案第44号までの3件を一括して議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14 委員会付託

○議長（大塚龍一郎君） 日程第14、委員会付託を行います。会議規則第39条第1項の規定により、議案第40号から議案第44号までをお手元に配付しました議案委員会付託表（案）のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

午後0時20分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成26年第3回大津町議会定例会会議録

平成26年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成26年6月18日(水曜日)

	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	6 番 山 本 重 光
	7 番 本 田 省 生	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則
出席議員	10 番 源 川 貞 夫	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆
	13 番 永 田 和 彦	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 大 塚 龍 一 郎
欠席議員	14 番 津 田 桂 伸		
職務のため出席した事務局職員	局 長 府 内 隆 一	書 記 堀 川 美 紀	
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	兼 会 計 管 理 課 長 上 田 ゆ か り	
	副 町 長 徳 永 保 則	総 務 部 長 岩 尾 昭 徳	兼 総 務 課 長 羽 熊 幸 治
	住 民 福 祉 部 長 田 中 令 児	総 務 課 長 白 石 浩 範	
	経 済 部 長 大 塚 義 郎	教 育 部 長 齊 藤 公 拓	
	土 木 部 長 大 塚 敏 弘	教 育 部 長 松 永 高 春	
	併 任 工 業 用 水 道 課 長	農 業 委 員 会 事 務 局 長 坂 田 勝 徳	
	総 務 部 次 長 兼 課 長 杉 水 辰 則		
	総 務 部 総 務 課 長 徳 永 太		

一 般 質 問

2 番 豊 瀬 和 久 君 p 50～ p 63

1. 健康マイレージの取り組みについて

(1)町民の検診受診率を上げ、健康づくりに励むことで医療費や介護費の抑制につながるほか、地域コミュニティや地域経済の活性化に繋げていくことが期待できる。将来の超高齢化社会を見据えたうえで町の特性を踏まえた取り組みが出来るのか。

2. 一般廃棄物の食用廃油の利活用について

(1)町が主体となった廃油回収と再利用の取り組みができないか。

3. 地域包括ケアシステム構築の取り組みについて

(1)高齢者が住みなれた地域で、自分らしい生活を送れるよう、一体的に医療、介護などのサービスを受けられる体制強化への現状及び今後の課題に対してどのように取り組むのか。

4. ヘルプカードについて

(1)障害や難病を抱えた人が、緊急時や災害時などの困った際に周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするヘルプカードを作成できないか。

4 番 松 田 純 子 さん p 63～ p 72

1. 岩戸の里の現状と今後の方針について

(1)岩戸の里に対し不興の声が多い。

①補助金の投入をしているが、指定管理者に対してどこまで介入できるのか。

②今後、町の施設としての位置づけ、方針を問う。

2. 町内の交通の安全を守る施策について

(1)町民の安全、安心の町づくりに防災は重要だが、交通の安全を守ることも重要と考えるが、町内住民より道路上の規制や標識の要望が区長・施設・一般住民からあった場合、どの様な処理を実施するのか。住民の安全、安心に対する町としての方針を問う。

1. 学校のトイレ整備計画について

(1) 下水道整備に伴い各家庭の水洗化とトイレの洋式化が進んでいるが、家庭と学校での子どもたちの生活習慣や生活環境に影響があるようである。

そこで、学校施設整備計画の中で、トイレの改修計画の進捗状況と今後の整備を急いではどうか。

2. 家畜伝染病対策について

(1) 最近、鳥インフルエンザや、口蹄疫、豚伝染病など、家畜伝染病が相次いで発生し、国や県、町も迅速な対応で、拡大防止に努力をされている。

いったん伝染病が発生すると畜産経営に大きな影響が出る。

そこで、今後の、町の総合的な支援計画を策定する考えはないか。

3. 少年消防クラブの結成について

(1) 消防団や自主防災組織は、地域の安全安心なまちづくりに役立っている。約30年前に、幼年消防クラブが結成され、出初式に花を添え、防火に対する意識や規律など多くを学んでいる。また、小中学校も防災について多く学んでいる。そこで、将来の地域防災を担う人材育成につながる少年消防クラブを結成して、推進する考えはないか。

1. 子育て支援の取り組みについて

(1) 後期次世代育成行動計画の最終年度となっている。

達成されていない目標、実施されていない新規事業も多い。

成果と課題は。

(2) 児童数の増加・待機児童問題と連動している。一時預かり、ファミリーサポート事業等は正しく機能しているか。

2. 地域防災の進め方について

(1) 防災にかかる人材育成が計画されているが、行政・地域において、その権限や業務をどのように位置づけるのか。

3. インターネット社会と子ども育成について

- (1)子どもとインターネットやネット機器の関係（特にマイナス面）についての認識と、学校教育・家庭教育での取り組みについて。

11 番 坂 本 典 光 君

p 99～ p 109

1. 習熟度別少人数学級について

- (1)全国的に算数、数学を中心に習熟度別少人数学級が普及してきた。

分からない状態で授業を受けることは児童、生徒にとっては苦痛であり、この制度は優れていると思う。さらに良くするために質問するものである。

- ①大津町の現況を問う。
- ②どれくらい効果があがっているか。
- ③今後どのように改善していくか。

2. つつじ祭りについて

- (1)つつじ祭りは町が事務局を務める「実行委員会」を核に運営されている。その中で、「明日の観光大津を創る会」の貢献には頭が下がる。

- ①企画、運営の現況を問う。
- ②よその「祭り」や「つつじ」の研究はしているか。視察は行っているか。
- ③学校、幼稚園、保育園の生徒児童を中心としたパレードなどがメインとなっている。マンネリになり、いますこしの変化とインパクトがあってもよいと思うが、そういう考えはあるか。
- ④協賛スポーツ大会が行われている。町の宣伝になっているがそれなりの大会援助はしているか。今後の改善は考えているか。
- ⑤かつて文化の面から「つつじの里の音楽館」でアーティストを呼んでいたが、復活する考えはないか。

3. 昭和園のトイレと駐車場について

- (1)先の一般質問「公園のトイレ」で昭和園のトイレにも言及した。それを踏まえて、一部のトイレでは男女トイレの間に暫定処置として目隠しが設置された。使いやすくなったと町民の意見をいただいている。残りのトイレはほとんど男女共用である。「今どき男女共用は使いたくない」との多くの意見をいただいた。財源の問題で今すぐ対応できないと思うが、町長はじめ執行部は男女別のトイレが必要だ、時代のトレンドだと強く認識されているか。

- (2)昭和園の東側には駐車場との連絡歩道橋があるが、現在通行止めになっている。

この橋はいつ通れるようになるのか。東駐車場をあげぼの団地専用にしたいの話も聞いたが、その場合、つつじ祭りの時の駐車場はどのように確保するのか。

15 番 荒木俊彦君 p 115～p 125

1. 内閣の憲法解釈で集団的自衛権が許されると思われるか

(1) 安倍内閣は、歴代内閣の憲法解釈を閣議だけで変更しようとしている。非常に危険な道だと思う。自治体トップの公務員として憲法解釈変更、特に集団的自衛権行使に対する見解を問う。

2. 通学路の安全対策

- (1) 通学路の危険箇所の公表と対策はどうなっているのか。
- (2) 横断歩道の表示が消えかかっている箇所がある。対策が必要では。
- (3) 夜間点滅標識は有効だが対策は。

3. 生活環境の未舗装解消、町道認定基準と認定申請

- (1) 町内の生活道路で高尾野西部の道路が未だに未舗装である。せめて道路舗装は、行政の責務ではないか。
- (2) 町道の認定基準と認定申請基準が定められていない。公平な行政の観点から基準が必要である。

6 番 山本重光君 p 125～p 138

1. 危機管理体制について

(1) 交通安全教育

交通安全教育、とりわけ自転車の安全教育について町当局や学校現場での取り組み、今後の方策はどうか。

(2) AEDに対する啓発

AEDの普及教育、設置場所の周知を町民に対して、今後どう取り組むか。

(3) 避難場所での食料品備蓄

食料品備蓄に関して、モデル校設定のうえ検討する旨の回答があったが、その後どうなったのか。

(4) 行政区の役割

地域の力が問われている今、各行政区は、その機能を果たしているのか。

地区担当職員のかかわりはどうか。

(5) 消火栓の設置及び維持管理

消火栓の未設置地区への対応はどうか。また、維持管理対策はどうか。

2. 再生可能エネルギーについて

- (1) 再生可能エネルギー（自然エネルギー）が注目されている昨今であるが、本町における太陽光・太陽熱・風水力などのエネルギー利用の現状と推進策について問う。

13 番 永 田 和 彦 君

p 138～p 149

1. 地域間競争について

- (1) 政府は医療費抑制へ向け、社会保障制度改革推進本部を6月に有識者チームを立ち上げ、2016年度をメドに具体的な都道府県単位の医療費の抑制目標を導入する。要は現在のペースで医療費が増え続ければ社会保障制度の崩壊につながる事である。前向きに解釈すれば、計らずして怪我や病になられた人は保障制度を活用して下さい、国民は基本的には健康に留意し幸せに暮らして下さいと理解したい。そこでこの国の取り組みを我が町も、市町村単位や行政区単位で取り入れ、町の発展へとつなげたい。経済、教育、健康と各自治体、特に近郊市町村の各詳細データを分析し比較を公表する“負けたくない心理作戦”は現状認識と今後の方向性の意識づけに有効と考える。

2. 食品に対する行政規制の愚

- (1) 熊本の誇る“馬刺し”を不味くしたのは誰か。食文化、自己責任、知識、地域性、思い出、言い尽くせない程の大切なモノを失くした感である。我々の食べ物は、毒素やアクの存在を認識しながら各位が調整し食すのが常である。自己責任に理解を示す方だけに販売し、また体調管理を約束できる方に対する“食べる権利”を今、町が確立しオンリーワン特区として行政規制から主権を取り戻す。

1 番 金 田 秀 樹 君

p 149～p 162

1. 人事評価制度について

平成22年度から26年度までの計画を定めた「第3次大津町行財政改革大綱後期実施計画」には、「能力や勤務実績による評価と給与への反映、また、評価結果

のフィードバックなどを行いながら制度を運用していく」とあり、実際に町では様々な改革を実施している。しかし、個々の業務に対する上長のフォロー・フィードバックを通じた業務品質向上、職員育成、およびモチベーション向上を図るためには、現在実施している絶対評価による能力評価だけではなく、期始に具体的な業務目標の設定をして目標管理を行うとともに、それに基づく相対的な実績評価の導入が必要ではないか。現状は短期的には職員の給与の総額を引上げていくというのは中々難しい時代であり、職員の中でより頑張った者、貢献した者を正しく評価し報酬として還元することにより、職員のモチベーションを上げる制度づくりが必要だと考える。以上の事も踏まえ、次の項目について町の現状と方針を問う。

- (1) 人事評価制度の現状と課題認識
- (2) 人事評価の昇進・給与への反映度
- (3) 目標管理、および業績評価の導入
- (4) 絶対評価から相対評価への変更

2. 外部組織への派遣型研修制度について

町ではこれまで多くの職員を国の省庁や県庁等の行政機関に出向させており、現在も1名が出向中である。こうした研修目的も兼ねた外部組織への出向は、職員育成上有効であると考えられるが、出向中の人件費を町が負担するためにコストは甚大であり、その効果が厳しく問われる。よって、派遣人員や出向先の選定はもちろん、特に専門色が強い場合には出向解除後の人事配置も綿密に事前検討され、効果を最大限に生かす計画が必要である。

また、人員削減が進められる一方で行政に対するニーズがますます高度化・多様化している昨今、職員の更なる意識変革・資質向上は避けて通れない課題となっている。よって、必ずしも具体的業務に生かせる専門的な知識習得という観点ではなく、民間の業務進捗方法やコスト意識、顧客志向、経営感覚等を直に学ぶため、民間企業への短期・中期の派遣研修を実施している自治体も少なくない。以上の事も踏まえ、次の項目について町の現状と方針を問う。

- (1) これまでの派遣実績と目的
- (2) 派遣人員や出向先の選定方法
- (3) 出向解除後の人事配置の現状と課題確認（解除直後、および中長期）
- (4) 民間企業への短期研修の導入

3. 公園管理の在り方と今後の整備計画について

公園は子どもから高齢者まで様々な住民にとって、運動や散策、談話といった活動や地域のコミュニティ形成の場としての役割を果たし、地震などの災害時に

においては、避難地や復興拠点としての役割を果たすケースもある。町内にも多くの公園があるが特に「町に寄付された公園」においては、その整備・管理基準、責任が不明確であり、日々の管理の在り方はもちろん、公園灯等の設備更新時の負担金においても議論となるケースがある。

また、遊具関連については子どもの事故多発により、大津町を含めて全国の多くの公園で多数が撤去されたが、一方で安全面にも配慮された次世代の複合遊具は増加傾向にある。また、最近の複合遊具はバランス感覚や体重移動など子供の身体的発達にもより寄付するような工夫がなされている。以上の事も踏まえ、次の項目について町の現状と方針を問う。

- (1)公園管理と整備計画の現状
- (2)公園の整備管理基準の策定
- (3)「子育ての町」としての中規模の複合遊具の導入

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 8 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

なお、坂本典光君より遅参の届出及び津田桂伸君より欠席の届が出ておりますのでご報告いたします。

本日の議事日程及び議場内の席順は配付のとおりです。

今回の一般質問者は 9 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、1 9 日が 6 番から 9 番までの順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久君。

○2 番 (豊瀬和久君) 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様も、雨の中朝早くからありがとうございます。2 番議員、公明党の豊瀬和久でございます。通告に従いまして 4 点質問をさせていただきます。

日本には 2 0 2 5 年問題があります。これは団塊の世代が 7 5 歳以上の後期高齢者になる 2 0 2 5 年をどう乗り切るかという決して遠い話ではありません。2 0 2 5 年の日本の人口は 2 0 0 5 年と比べて 1 割減、生産人口は 2 割減ります。一方、7 5 歳以上の高齢者の方は 1. 8 6 倍、8 5 歳以上の方では 2 倍に増えます。高齢者が 2 千万人を超す時代がすぐそこまで来ています。そのようなことを踏まえた上で質問をさせていただきます。

1 点目は、健康マイレージについてであります。健康診断の受診やスポーツ活動への参加などを通じてポイントを貯めると特典を利用することができる健康マイレージの取組みが全国で注目をされています。この事業は、町民の検診受診率を上げ、健康づくりに励むことで医療費や介護費の抑制につながるほか、地域コミュニティや地域経済の活性化などまちづくりや人づくりに繋げていくことが期待できるユニークな政策です。目指そう健康長寿日本一を掲げる静岡県函南町では、健康づくり活動をポイント換算し、公共施設利用券と特典を受けることができるカードと交換することができる健康マイレージ制度を実施しています。

本町でも、町民の健康意識を高めるとともに、健康診断の受診率向上にも繋がる健康マイレージ事業に取り組むべきと考えます。今年から本町でも元気大津づくり活動項目に、健康増進活動が追加をされ、実績に応じて地域通貨「水水」がもらえるようにはなりました。今年度からの取り組みというこ

とですので、まずは取り組みを始めた目的や内容について、またあわせて現在の町民1人当たりの年間の医療費と介護費をご質問をいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） おはようございます。豊瀬議員の健康マイレージの取り組みについてのご質問でございますけど、国民健康医療費をはじめとする介護給付、あるいは子ども医療費、後期高齢者医療費など年々増加することの医療費の抑制を図ることは、国をあげての大きな課題であり、町も重点的に取り組まなくてはならない問題だと認識をしております。そのためには、生活習慣病の予防や健康検診の受診率の向上、そして、乳幼児から高齢者まで住民の健康づくりを支援することが、引いては医療費の削減につながると考えております。そのために、今年度から住民の健康づくり計画を推進する健康推進係と国民健康保険医療や後期高齢者医療などを担当する国保医療係を健康保険課として一体的に住民の健康づくりを推進する体制を整えたところであります。今年度の重点事業としては、健康寿命を延ばそうということで、各種の検診の受診率向上や健康健診後の結果説明会、保健指導、栄養指導や家庭訪問指導に力を入れていきたいと思っております。あわせて、食と運動での健康づくり事業も推進していきます。しかし、何といたしましても、住民の皆さんの健康づくりの意識も大切であります。そのために、本年度から元気大津づくり活動事業「水水」で自主的に行う自らの健康づくりに対する健康推進活動の項目を追加し、ウォーキング、ジョギング、あるいは体操や町主催の健康づくり活動への参加も加えまして、健康増進や地域貢献を推進していきたいと考えております。他の自治体でも健康マイレージやクーポン券の利用などいろいろな手段で健康づくりを進めておられます。大津町には、先ほど述べました、町民誰もが参加できる元気づくり活動に登録し、参加いただければ最終的には地域通貨「水水」として利用できる制度がありますので、その活用を推進していきたいと思っております。具体的には、他の事例や他町村の状況については担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） おはようございます。それでは、大津町の各種医療費関係の現状について説明をさせていただきます。

大津町の65歳以上の高齢者の数は、現在6千583人でございますけれども、そういう意味では高齢化率は19.6%です。これから徐々に高齢化率も上がり、高齢者の人口は増加していくと予想をしております。これからの医療や介護どう考えていくか真剣に考えなくてはならないときだと感じております。国民健康保険の医療費は19億4千万円を超えておりまして、1人当たり26万5千円、介護保険給付費は17億7千万円、1人当たり28万1千円、後期高齢者医療費は35億6千万円、1人当たり101万7千円と、これも年々増加をしている状況でございます。

先ほど健康マイレージについてご説明をいただきましたけれども、国のほうでも特定検診を受診するなど健康づくりに取り組む被保険者にヘルスケアポイントを付与したり、現金を給付したりする取り組みを国のほうでも検討されているようでございます。また、ほかの自治体でも議員ご提案の健康マイレージを取り入れまして健康づくりへのきっかけやインセンティブを高めようとしているところもありまして、菊池市では、クーポン券を取り入れたり、合志市は温泉券を活用したりしているよう

でございます。

大津町では、町長も先ほど申しましたとおり、元気大津づくり活動事業地域通貨「水水」を導入いたしまして、各種ボランティア活動を推進したり、地域づくり団体活動の支援を行っているところでございます。現在、登録者は996名で、地域通貨「水水」は登録団体に寄附することによって現金ができて地域づくりに貢献できますけれども、昨年は18万6千円が換金されて地域活動に活用されているところでございます。そのほかにもごみ袋への交換で約450枚、あと体育館トレーニングルームとか、町施設での使用料、そして町内の9カ所の協力店でも利用できますけれども、そちらのほうはあまり活用はあっていないような状況であります。今年度から町民の健康づくりを支援するため健康推進活動を項目の1つに加えて、ウォーキングとかジョギング、体操、また町の健康づくり活動への参加などもメニューとして加えたところでございます。また、生活習慣病予防教室や筋肉貯蓄教室への参加されている皆さんにはこの個人の健康づくりと、引いては、地域づくりにも役立つ地域通貨「水水」のPRも行っているところでございます。

始まったばかりですので、今年度の状況を見ながら地域通貨の活用の対象を拡大したり、介護予防にもなると思われまます生きがい活動、そういうのも今後項目に追加したりすることも視野に入れながら改善すべきところは改善したいと、そのように考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 元気大津づくり活動の健康増進活動ということで、今年から項目に追加をされました。この中身の問題なんですけれども、一つは、この広報に載ってました、この中身を見ますとですね、健康増進活動は左の4つの活動に限りますということで、4つ活動の内容がここに書いてあります。ウォーキング、ジョギング、体操、それと町主催の健康づくり活動への参加ということで、4つ限定がされてるということですね、一つは。

それとこれの取り組むためには、参加するにはということで、事前に参加登録が必要です。申請は役場総合政策課で受け付けますということでですね、申請の際には印鑑をご持参くださいということで事前の申請がいるということが一つあります。

ここで提案ですけれども、先ほど言いました、函南町の健康マイレージというのは、このようなものがホームページからダウンロードされてますね、別に登録は要らない。自分でまずこれをダウンロードした段階がスタートですよということで、このチャレンジシートを手に入れたその日からいつでもOK、チャレンジシートは町のホームページからダウンロードできますということで、特に申請というのは要らないです。これをダウンロードして、まずこれを始めると。中身もですね、私たちの大津町の場合には、4項目に限定をされていましたが、この健康マイレージは目標というのはですね、一つは1日何歩、または何キロ以上歩きますということで、自分で立てることができるのがあります。それとあと中身はいろいろあります。ストレッチ、ヨガとか、自転車、あと自由目標として、私は何をどのくらいどうしますという、これ自分で目標を立てることができます。それとちょっと意識改革につながるかなと思うのは、1日3食食べますとか、急須で入れたお茶を1日3杯以上

飲みますとかですね、1口30回以上噛んで食べますとか、そういういろんな意識改革につながるような細かいことまでその活動の中に入っています。中には、毎日体重を測りますという項目もあります。それをすることができたら○を付けてポイントが加算されていくという内容です。そして、この大津町の活動でしましたら、これは4月に申し込んで1年後に活動報告というのを、ずっと活動をまとめたやつを提出して「水水」に交換するという内容ですかね。だから1年間かかります。そして、ただこの函南町の健康マイレージの場合には、1番最短であれば4週間です。4週間でカード、その特典が受けられるカードと交換ができるということで、取り組みやすいと思うんですよ。その辺の中身の工夫をしていくことによって、町長が先ほど言われたような、意識の改革、ちょっとした意識を変えることで医療費の抑制につながってくる。1人当たり26万円ですかね、国保でかかっています。介護費が28万円、後期高齢者の方は100万円以上かかっているというものですから、1人1人がちょっとした心がけをしていく、そして健康にちょっとずつ健康にやっばなっていく。その積み重ねが先ほど言った2025年問題、あと11年後にはそういう時代が来る中で、今からやっぱりそういうのを取り組んでいかないと、どんどんどんどん医療費が上がって行くということになりますので、こういう今大津町がしていますその元気大津づくり活動でいいですので、中身を考えていただいてですね、いろんなやっぱりほかのところがされているような、取り組みやすいようなやり方に中身を変えていってもらえれば町民の方々も取り組みやすくて、皆さん喜んで意識改革をしながらいろんな特典も受けながらそういう活動ができるのではないかと思いますので、そこをもう1回どのようにお考えかをよろしくお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員の大津町の元気づくり活動状況の「水水」の状況について説明をさせていただきますと、平成20年にこの「水水」というのは、ボランティア活動推進をやっていただくということで支えあう活動というので高齢者の安否の確認や近所のお年寄りを病院へ連れて行ったりいろいろするような形、関係から防災、いろんな形のものを取り入れております。そういうようないろんな形の中でいろんな互助精神というか、そういうものをお互いやっていく中で、そのポイントを稼いでいただければなというような形のボランティア推進を図るためにこの「水水」というのを今やらせていただいております。現在、大体1千人以上の方が登録されておりますけれども、それぞれで活躍されておりますけれども、なかなかこれが一般住民の皆さんにまだまだ行き届いてないところもたくさんありますので、議員がおっしゃるように、この「水水」活用についてどんどんと項目関係でなく、やっぱり自分で何かお手伝いができるものの点数関係についてもしっかりと役場として責任持ってやっていくことによって、この今後の医療費削減関連とうにもつながっていくんじゃないかなと、そういう面におきまして、我々が今公助だけではできないところを互助の気持ちをどんどんとつくっていただくようお願いをしていきたいというふうなつもりで、今後「水水」の活性化にしっかりとPRをしていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） できるだけ町民の方が取り組みやすくて、簡単に組み合わせて、気軽にできるよ

うな内容にしてもらえたら一番いいかと思しますので、よろしくお願ひいたします。

では、2点目に移らせていただきます。2問目の一般廃棄物の食用廃油の利活用についてお伺ひをいたします。地球温暖化対策は、国も地方も正念場を迎えています。再生可能エネルギーの導入促進と諸エネルギー対策によりまして、低炭素循環型社会への鍵を握っているのが代替燃料として天ぷら油などの植物性の食用廃油から生成するバイオ燃料です。植物由来であるため、バイオ燃料から排出をされるCO₂は、CO₂吸収量と相殺されることになり、こうした燃料の生産、消費を合わせてCO₂を増加させない考え方をカーボンニュートラルと呼んでいます。また大気汚染の原因となる硫酸化合物がほとんどなく、黒煙も軽油の3分の1以下であるなどクリーンエネルギーとして注目をされています。しかし、我が国では、年間に発生する廃食用油において事業所分はリサイクルされているものの、一般家庭からの排出分はほとんどが捨てられているのが現状です。その有効利用のため各地で回収の取組みが進んでいます。

県内でも、熊本市、宇城市、天草市、御船町、甲佐町、錦町で廃食用油の一般家庭からの回収を行っています。それは行政のコスト低減にも役立つなどの大きなメリットがあるからです。例えば、町のトラックの燃料に利用すれば利用した分100%がCO₂削減量となります。また、車両にバイオディーゼル燃料使用車と明示をして公用車を走らせることは、環境啓発や環境教育の一環にもつながるものと考えます。これからのまちづくりにおいて、人にやさしいとのことと同時に、動植物など環境にも配慮した自然再生型のまちづくりを進めていかなければいけないと思います。

平成25年度のまちづくりアンケートの問9のあなたは地球温暖化防止のために何かをしていますかとの問いの答えで一番多いのがごみの減量と分別などに心がけているという回答です。62.1%の方がそう回答されています。それらを踏まえて、一般家庭から排出される食用廃油の利活用に対する町長のご見解をお伺ひいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の一般廃棄物の廃食用油の活用についてのご質問でございますけども、町における家庭からの発生する廃食用油の利活用の現状について説明を申し上げます。現在、町で行っている取り組みとしましては、それぞれの地域において再生資源回収団体が資源物の回収に頑張っておられますが、その回収された廃食用油については、1リットル当たり20円の補助を行っております。これまでに商工会女性部やあけぼの区などで取り組みをされておられまして、年間約200リットル程度が回収されておるようです。また、民間で頑張っておられる取り組みとしましては、杉水のグリーンロジスティックさんが護川小学校やPTAとタイアップしまして、校区内の家庭から集められた廃食用油からバイオ燃料を生成し、護川地区の防犯パトロール車両や自社の車の燃料として活用され、併せてその精製過程やその他の廃棄物処理について、子どもたちに学習の場を提供するといった取り組みがなされておられます。

さらに大津町には、昔から頑張っておられますエコライフという女性グループがありまして、会員や知人で廃食用油を回収して、環境にやさしい廃油石鹸を年間1千個程度作られ、イベントでの配布や、あるいは幼稚園、保育園等への配布を行っておられます。もちろん事業所関係については、もう

議員おっしゃるように、大津町の関係についても同じでございまして、レストランなどの外食産業や食品加工業等で使用されているものについては、もう概ねリサイクル業者に出されておられるようございまして、町の施設においても給食センターや大津保育園の調理に出る年間1千300リットルの廃食用油も回収業者に引き取ってもらっております。このように、一部ではありますが、廃食用油の再利用に取り組んでいるものの特に家庭から排出される廃食用油の利活用についての量はわずかであり、現状としては燃えるごみとして廃棄されている状況であります。

県内の他の町村の取り組みについても議員示されましたように、自治体が主体となったものも、幾つか見られるようございまして、循環型社会の促進は大切取り組みであり、リサイクル意識の向上や子どもたちの環境学習にもつながることですので、コスト面などを勘案しながら、今後取り組み部分については研究させていただき、廃食用の利活用を推進してまいりたいと思っております。状況、他の町村と今後についての説明を担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 豊瀬議員のご質問につきまして、他市町村並びに大津町におけます廃食用油の回収状況についてご説明を申し上げたいと思います。大津町におきましても、数年前バイオディーゼル燃料への取り組みを検討した経緯がございます。菜の花プロジェクトということで女性の会の皆さんが中心となられまして、菜の花から食用油を作り、使用后、廃油になったものを生成してBDF化し、車の燃料として利活用するというものでございました。実際に菜の花を植えられまして、菜種油を抽出されましたけれども、この上質の菜種油は最後まで使い切ってしまうことが多いということで、なかなか廃油としては集まらず、別の食用廃油を収集してBDF化してディーゼル車に実際使用をされております。そのときに、非常に収集方法が難しいとの意見が多かったようでございます。決められた日に決められた場所に持っていかなくてはならない。そして、その保管場所も、保管の仕方や特に廃油で汚れるなどの問題もあり、断念したという話も聞いております。

菊池管内を含みます5市町村の状況を述べさせていただきますと、合志市では、市内に8カ所ある市の施設に回収ボックスを設置し、民間の業者が回収、買取を行っておるようでございます。平成25年度の実績で回収廃油量は4千500リットル、11万円ほどの歳入となっております。公用車等へのバイオ燃料の使用はなされていないということでございます。菊陽町では、本庁舎で回収、エコサークルさんというところに廃油石鹼作りに利用されておりましたけれども、3年ほど前から石鹼作りをなされなくなったということで、現在、回収は行っていないということでございます。菊池市では回収は行われておりません。熊本市では、市の施設を回収拠点として、市の直営の廃棄物収集運搬部門が回収を行いまして、その後、売却を行っているようでございます。平成25年度の実績といたしましては、家庭用については1万3千リットルで、これが29万円ほどの歳入となっているようでございます。このバイオ燃料は市のパッカー車の燃料として使用しているようでございます。宇土市では、市庁舎及び2カ所ある支所の計3カ所にコンテナを置き、改修をしているようでございます。平成25年度の回収実績が1千350リットル、無料回収ということで歳入はないようでございます。以上が主な他の市町村の状況でございます。

大津町でございますけれども再資源物回収団体による回収廃食用油の量は、平成23年度が年間約200リットル、平成24年度が約350リットル、平成25年度は100リットルというふうな状況でございます。また、廃油石鹸を作っているエコライフさんの回収量につきましては、年間約430リットル程度だそうでございます。これらの他市町村の状況等も見てみますと、取り扱う廃食用油の量や回収の箇所、また回収しやすさなど、条件に違いがあるかとは思いますが、回収が無償のケース、有償で買い取られる、いろんなケースで対応をされているようでございます。

町長の答弁のとおり、大津町では家庭用廃食用油のほとんどが燃えるごみとして処理をされておりますので、循環型社会の促進やリサイクル意識の向上は大切な取り組みだと考えておりますので、コスト面とか、収集方法などを勘案しながら今後取り組める部分については十分研究をさせていただき、廃食用油の利活用を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 今他市町村の廃油回収のことについて言われましたけど、今言われましたように、取り組むことに関しましてですね、特に難しい制約もないんですよ。いろんなごみステーションで回収をされているところがほとんどですけども、区役所とか、そういうところで回収しているところもありますし、そのどこが一番集めやすいかということになると思いますし、何かプラスチックケースみたいなのを置いて、その中に各家庭からペットボトル、2リットルのペットボトルのようなものにこう入れてもらって、それ蓋してもらって汚れないようにして持ってきてもらって、そこにに入れてもらおうと、ある程度量が集まったらそれを回収業者の方に売却をしているというところが今のほかの市町村でされている現状なんですね。今捨てているものが一つは収入にもなりますし、それが今度は巡りめぐってバイオ燃料になって、そのバイオ燃料を使うことによってCO2削減にもなるというような、もうまさしく循環型の社会をそれで作っているということですので、いろんな先ほど取り組めなかった原因というのは言われましたけれども、今はもうそういうものはほとんどこの市町村でもそういう問題はクリアされて、当たり前のように回収をされています。そういうのもやっぱり住民の方の意識の問題だと思いますし、今はもう捨てているものがちゃんとペットボトルの中に入れてどこか決まった場所に持ってきてくださいということで、もう皆さんがそれでそれをお伝えして、そう思ってそこに持ってきてもらえれば、それが捨てているものが資源になるということですので、取り組む内容というのは、特にもう研究するというよりも、今はどこでも普通にされています。そのあとはもうそれをやるか、やらないかということだと思いますので、再度こうほかの市町村でされてる取り組みというのは、もう町長もご存じだと思いますけども、それを踏まえた上ですね、何か特に大津町でそれをするにあたっての問題があるのかどうかというのをもう1回伺いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 回収の問題というような問題でございますけれども、皆さんの町民の皆さん意識をしっかりとご協力できるようなことをやらなくちゃならないわけでございますけれども、その回収

する費用関係ですね、その辺の問題も出てまいりと思うし、また回収をその日に片付けるとその量がどれくらい溜まるかとか、あるいは何日置いておくかというような課題の問題もありまして、そして、このような大変異常天気でございますので、大変暑い夏の時期については、課題事項もたくさんあると聞いております。そういうような状況も今後把握しながら、できればそのバイオディーゼル燃料というものを使いながら、例えば、給食センターやスクールバス、そういうものに使えるようなものであれば、学校の護国小学校みたいに子どもたちに持ってきていただくような形の回収方法もあるんじゃないかなと。そして、そのような機械も500万円しないというような話も聞いておりますので、そういう調査もやっておられるところもありますので、まずは住民の皆さんとの今後の分別関連等についてもしっかりと住民との説明をしっかりと分別や生ごみの出し方等についても一緒になって今後住民の皆さんにしっかりとご協力の依頼をしながら検討ができるものであればそのPRにもなってまいりますので、温暖化に向けた対策として必要であるというふうに認識はしておるところでありますので、今後もそのような形で関係の住民の皆さんとも十分相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） そのような、今捨てているものをいろんな資源に変えるというのは、やっぱり行政が町をあげて取り組んで、数がやっぱり集まらないとそれが収入にもなりませんし、活用もできませんので、やっぱりその今もうそういう活動をされているところはあるということでしたので、その活動にプラスして町が主体となって、町をあげてすることによってそのいろんな利活用も工夫ができると思いますので、そこをこう何しろ数を集めないとはそれはいろんな収入であったり、そのバイオ燃料に変えることもできませんので、少し集めただけだったらば、それは利用する価値としてはそんなに高くないのですよね、やっぱり行政があげて、この廃油回収をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、3点目に移らせていただきます。3点目は、地域包括ケアシステムについてお伺いをいたします。地域包括ケアシステムとは、厚労省によれば団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一定的に提供されるシステムの構築とあります。今後、ますます認知症高齢者の増加が見込まれます。認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも地域包括ケアシステムの構築が必要になると考えます。特に、医療と介護の連携は不可欠であり、これまでどちらかといえば高齢者を見る視点は介護の側に重きが置かれておりました。しかし、医療の側からの視点を取り入れていこうとするのがこの地域包括ケアの大きな取り組みの一つです。その意味から、医療が旗振り役として介護との連携を進めることが重要だと考えます。

その一つとして、在宅医療介護推進モデル事業の取り組みを始められますが、それとまた26年度から地域支援事業で取り組むことになり、平成30年4月までにはすべての市町村で実施をされる認知症対策についてお伺いをいたします。

それとあわせて、地域包括ケアシステムを構築する上で一番大事な問題となるその地域包括ケアシ

システムに対します役場職員の皆様の意識改革への町長のお考えをお伺いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の地域包括ケアシステム構築の取り組みについてでございますけども、現在、大津町におきましても65歳以上の1人暮らしの世帯が800世帯を超えておりまして、高齢者夫婦所帯というのは894世帯を数えております。今後、40年、毎年400人以上の人が65歳以上の高齢者に移行していくことを考えますと、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれております。このような状況を踏まえまして、厚生労働省は可能な限り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まいと医療と介護、予防、生活支援が一体に提供される地域包括ケアシステムを地域の特性に応じてつくりあげていくことを目指すとしております。今回、補正予算でお願いしております在宅医療介護推進モデル事業は、地域包括ケアシステムを構築する一環として、大津町ではどのような形で在宅医療と介護の連携ができるかを医師会をはじめ、関係機関と協議を行っていきたいと考えております。今年度には、第6期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定しますが、その中にも医療と介護の連携や生活支援の担い手として元気な高齢者に活動してもらうなど、相互に支えあう互助の考え方も取り入れていきたいと考えております。現状と細部については、担当部長から説明をさせます。

○議 長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 町の現状や課題についてご説明をさせていただきたいと思っております。

大津町の高齢化率は、先ほど言いましたとおり19.6%ということで、県の平均よりも低く、総人口が増加をしておりますので、ほぼ横ばいで現在のところは推移をしております。しかし、65歳以上の人口は、現在6千583人ですけれども、平成27年には6千700人、平成32年には7千500人、11年後の先ほど問題となっております平成37年には8千人と約1千500人が増加をすると予測をしております。そしてその半分以上にあたります4千300人が75歳以上の後期高齢者が占めると、そのような予測を立てているところでございます。このように、高齢者の増加に合わせまして、介護保険の認定者数やサービスの利用者、そして認知症高齢者も増加していくものと考えております。しかし、先ほど豊瀬議員からお話がありましたとおり、高齢者となりましても、会後が必要になっても住み慣れた地域で暮らしていけるような支援のあり方を検討するというところで、地域包括ケアシステムということで県も示しておりますけれども、今回、在宅医療と介護の連携につきましては、モデル事業によりましてどのような形でやっていったが一番いいかというのを検討していきたいというふうに考えておるところでございます。それから、認知症につきましては、現在、認知症サポーターの養成に取り組んでおります。平成26年3月末現在では3千400人を超える人を養成することができております。今後、さらにこの認知症サポーター養成講座を開催いたしまして、その活動も支援していきたいと思っております。この認知症サポーターは地域の貴重な財産であるとともに、認知症の施策におきましても重要な役割を果たしていくものではないかと考えております。

もう一つ、月1回地域ケア会議を包括のほうで開催をしておりますけれども、より具体的にこの会議の中で医療との連携や介護サービスの充実、介護予防の推進、多様な生活サービスの確保、権利の擁

護、住まいの整備など五つの課題について検討してまいりたいと考えております。

今後、超高齢社会を迎えることとなりますけれども、病院への長期入院や介護保険施設サービスなどはどうしても医療費や介護給付費の負担が大きくなってまいります。一方、国のアンケートでは国民の6割が自宅で療養して必要になれば医療機関を利用したいと回答をされておりますし、また、要介護状態になっても4割の人が自宅や子ども、親族の家での介護を希望するという結果を踏まえまして、疾病を抱えても、介護が必要な状態になっても自宅等の住み慣れた生活の場で自分らしい生活を続けることができる地域包括ケアシステムの構築が急がれているのではないかなと思っております。大津町ではどのような体制がとれるか、実態調査などをもとに第6期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定してまいりますので、その中で十分検討をしてまいりたいと考えております。

先ほどお話がありました、こういう考えを職員全体で考えていくべきではないかということがございますので、健康づくりとか、こういう地域包括ケアシステムの考え等も学習会や研修会の場を設けて周知していきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 高齢者の方が住み慣れた自宅ですっと住み続けていくことができるような環境をつくっていくためには、行政と医療、介護などに携わる人たちの意識改革が一番重要になってくると思います。

具体的なことを一つあげさせていただきます。住宅係がこのたび総務部から住民福祉部に変更されました。高齢者の方とか、障害者、生活に困っている方が町営住宅の申し込みに行ったときに、窓口で相変わらず入居基準とか、そういうことだけを伝えて、その人のいろんな状況とか、そういうものを聞くことができないということで、苦情とか、そういうものが何件か最近寄せられました。福祉に一番関係があるということで、そういう住宅係が今回住民福祉部が変わったと思いますけれども、そのあたりの意識改革がまだなっていないのではないかと思います。いろんなそういう障害がある方とか高齢者の方に対する優先の基準とか、そういう仕組みは町にはあるということですが、なかなかそれがうまく運用されていないということを実感をしました。細かい内容を決める必要はないと思いますけれども、例えば、窓口の人が真剣に、親身になって相談に来られた人のことを聞いてあげた上でどうするのかというのを皆さんで考えてもらうとか、町長が最後は判断をされるというような仕組みになっていると思うんですけども、そういう親身になって窓口で相談を聞いてあげるという、それがこれからの時代は高齢者の方とか、障害がある方、生活に困っている方に対しては必要になってきて、そういうことをやっていこうというのが今回の地域包括ケアシステムというものになります。今のは具体的に住宅の話だけだったんですけども、いろんな問題が一人一人に親身になって相談を受けて、横の連携をとりながらその人たちが住み慣れた地域で、自宅で住み続けることができるというものを構築していくというのがこの問題になります。

先ほど町長のほうからは、職員の皆様の意識改革についてお答えがありませんでしたので、再度その住宅の問題は一つの大きな問題として至急取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、もう一度

お考えをお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 職員の教育、そして意識の問題でございますけども、大変そういう対応のま
ずさがあつたことはお許しを願いたいと思いますけども、職員としてまずその話す内容、入り口と終
わりの問題もあるかと思ひますけども、その辺の最後まで話を聞いたあとですね、こういう条件の
中で、こういう形の中で入居ができる、できないというようなことと。あるいはおっしゃるように、
障害者とかいろいろな方々については、地域に民生委員さんたち関係もおられますので、特別入居と
いうような形も入居審査委員会のほうで決定をしながら入居をさせていただいております。もちろん
包括支援センター関連等についてもいろんな形で生活関連等をはじめとする、医療だけでなく、認知
症の問題とかいろんな形の相談、件数もどんどんとケアセンターのほうではご相談があつております。
もちろんそれは本人であり、あるいは家族であり、知人の関係の方からお話を聞いておるといふよ
うな状況でございます。そういう話の中で、我々もやっぱり職員として社協の職員や保険健康課の職員
との関連は取つておりますけども、なかなか他の部署における職員がそこまで理解できるかというよ
うなのは厳しい状況でございますけど、議員おっしゃるように、やっぱり職員として一人一人の人たち
の心を大切に、そのような支えあう心というのをしっかりと身につけることが役場職員の一番大
切なものであるというふうには、我々は日頃職員にそのように指導しておりますので、今後について、
さらに職員としての思いやりの心と、支えあう心しっかりと教育しながら、地域住民の皆さんの心
にお得るようしっかりと教育を今後やっていきたいというふうにしております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 4点目の質問に移らさせていただきます。4点目はヘルプカードについてです。
東日本大震災では多くの犠牲者が出ました。被災3県、27市町村の太平洋沿岸の人口約124万人
のうち死亡者は1万3千人、人口全体に対して1.03%であります。それに対して、障害者約6万
8千人のうち死亡者は約1千400人で、障害者全体に対して2.06%のことでした。これは人口
全体の死亡者に対して約2倍であります。また、避難所でもつらい思いをされたことも報告をされて
います。障害のある人には、自分から困つてますと、なかなか伝えられない人がいます。つまりコ
ミュニケーションに障害があつて、困つたことをなかなか伝えられない、困つていること自体が自覚
できないなどあります。これ以降、全国各地で障害者や難病を抱えている人、いわゆる災害弱者の
支援について考えられております。

こうしたことから、こういった人が必要な支援を予め書いておき、緊急時や災害時などの困つた際
に提示して、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするヘルプカードを作成し、配布する動きが全国
の自治体に広がりつつあります。個人情報悪用されないための工夫もしながら、平常時のトラブル
や何かの災害があつたときに、本人も周りも少しでも安心できるような対策が必要だと思ひます。
特に災害があつたとき避難することはもちろんですが、避難先で大きな不安を抱くことがないように、
そして、自分の意思を、困つていることなどを周りに正確に伝えられない方たちのためにもぜひヘル
プカードを導入していただきたいと思ひます。

東京都の福祉部で研究に研究を重ね、平成24年10月に市区町村向けに標準様式を定めたガイドラインを策定し、普及促進を行って、現在では東京都内のほとんどの市区町村でヘルプカードが作成、配布されております。また、検討している全国の自治体もこのガイドラインをもとに取り組んでいるそうです。このヘルプカードには、緊急時や災害時だけでなく、日常的にも何か困ったことがあったときに誰かに伝えたいこと、例えば、緊急連絡先、アレルギー発作の症状、救急時に搬送して欲しい病院、周りの人に配慮して欲しいことなど、困ったときの対処の仕方、障害の特性と支援方法などを書くようにになっており、カードを持った方にとっても、周りの人にとっても災害時や緊急時だけでなく、避難生活が必要なときに役立つとされています。本人や周囲の人にとってもかなり心強いものになっているそうです。東京都が策定したガイドラインには、ヘルプカードの意義として4点挙げられています。一つは、本人にとっての安心、二つ目は、家族や支援者にとっての安心、三つ目は、情報とコミュニケーションを支援することができること。四番目は、障害に対する理解の促進の四つが定められています。このような意義を持つヘルプカードは、障害者福祉施策に合致するものであると思います。本町でも東京都のガイドラインを参考に障害者の理解を深め、つながりのある地域づくりを目指すためにヘルプカード導入をぜひしていただきたいと思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員のヘルプカードについてのご質問でございますけども、平成26年4月から災害対策基本法の一部改正により、新たに避難行動、要支援者の避難行動支援に関する取り組みや指針、それが示され、本年の天津町災害時の避難行動要支援者支援計画の中に、新たに避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供、避難行動要支援者個別支援計画の作成等を織り込んだところでございます。この中で避難行動要支援者一人一人の避難支援計画と緊急連絡カードの作成を予定しております。このご提案のヘルプカードは、障害のある人が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするカードだと思います。先ほど議員おっしゃるように、四つのことがご安心できるものというふうに思っております。そういう東京都でのガイドライン関連等について、見解を素晴らしいものであるけれども、このカードをお持ちの方が他の市町村での利用も考えますと、県全体での取り組みも必要ではないかと思っておりますので、機会を通じて、県にもお願いをしていきたいというふうに思っております。現状については担当部長から説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 避難行動要支援者名簿の作成や避難行動要支援者個別計画について少し現状等を説明させていただきたいと思っております。

現在、町では災害時要援護者名簿を手挙げ方式で作成しておりますけども、約500人の皆さんが自ら災害時の要援護者名簿への登録を希望されております。メリットとしましては、要援護者本人の自発的な意思でございますので、必要な支援内容等を決め細やかに把握ができています。しかし、登録を希望されていない人も多数おられまして、あるいは認知症の高齢者、知的障害になる方、本来要援護者となり得る人の全体像が把握できていないというのが大きな問題でございま

した。今回、災害対策基本法の一部が改正をされまして、災害時に避難行動要支援者の避難等を的確に行うため、町関係部局で把握をしております高齢者や障害者の情報をその種別ごとに集約、整理して避難行動要支援者名簿を作成することが義務付けられております。対象者としましては、要介護認定3から5を受けていらっしゃる方、身体障害者手帳1、2級を所持されている方、療育手帳Aを所持されている方、精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持をされている方、そのほか難病の患者の皆さんとか、一人では避難が困難な人となっております。この避難行動要支援者名簿は、災害が発生した場合は、防災関係や関係機関の関係者に提供できますけれども、それを事前に避難、支援関係者などに配布、提供することは本人の同意が必要でございますので、これから名簿を作っていきますので、そこら辺を十分主旨を説明いたしまして同意を得たいと考えております。今後、避難行動要支援者一人一人の個別計画を策定いたしますので、併せて本人の状況や保険、かかりつけの医療機関、治療中の病名や薬などを記載した緊急連絡カードを作成しまして、常に身近な場所に保管したり携帯してもらうようにこれはお願いをしていきたいというふうに考えております。

ただ、議員おっしゃいましたとおり、他の市町村におきましてはご提案のヘルプカードやSOSカード、またNTTでは耳や言葉が不自由な人のために電話お願い手帳などを配布されているようでございます。このようなカードは、災害時のみならず、日常生活の中で支援を必要とする場合には、大変大いに役に立つのではないかと考えております。周りの人たちがこのカードを認識いたしまして、温かい手を差し伸べることができるよう、これはやはり広域的に取り組むのもいいのではないかと考えているところでございます。

そして、支援を必要とする人が日々生活をしていらっしゃいます地域の見守りやつながりもまた大変重要なことだと考えております。向こう三軒両隣という言葉がございますけれども、日頃からのご近所づきあいや地域のつながりを、そういうのも支援していくと、それも必要ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） ヘルプカードというのは、これ東京都が実施されてまして、作成のためのガイドライン、これは町長、全国標準ですので、これが標準です。お隣の益城町も今度このヘルプカードを導入をされることになっています。こういうマーク、もう一目で見てわかるようなマークが作られていますので、東京都1割の人口がいるところが全部これを導入していますので、もう全国標準になっています。ですので、県がどうかとか、県もこのヘルプカードをされると思うんですけども、この一目で見てどこに行ってもわかるというのがこのヘルプカードになっていますので、よろしくお願いたします。インターネットのホームページで見ただければわかりますので、ガイドラインもそこで見ることができますので、いろいろ考える必要はないんです。ここにもうどういう使い方を、どういう作成をするというのは全部できています。これが標準になっていますので、よろしくお願いたします。

以上です。もう終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。

午前10時57分 休憩

△

午前11時08分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 通告順位2番、松田純子、一般質問いたします。

一つめは、岩戸の里の現状と今後の方針について質問いたします。岩戸の里ができた当初は、大津に温泉ができたということで大変な賑わいでした。温泉ブームの頃でもあって、いつ行っても洗い場は人がいっぱい空くの待つという有様でしたけど、それにも頑張って待って楽しんだ覚えがあります。それから十何年、突然岩戸の里への苦情と改善についての質問がありました。苦情の内容は詳しくは申しませんが、実際に男女それぞれの温泉に行ってみて苦情は事実であったと思います。また、入浴客も少なく経営についても心配になりました、温泉の愛好家は大体が高齢の方々です。温泉で知り合った方々が岩戸の里で交流を楽しんでおられます。しかし、今その愛好家がよそに移り、交流の場にはなくなってしまうようです。大津町に住んでいて温泉を介し交流をするという楽しみがなくなったと言われます。「苦情は伝えたんですか」と聞きましたら、「伝えましたが何も変わらない」と言われました。故にますます入浴客の減少は止められないかもしれません。補助金の投入についても回避的な感情があるようです。岩戸の里に補助金は入っているのに何に使われとるとだろかというような質問も受けます。岩戸の里の利用者が減っているということは、単にブームが去ったというだけではなく、岩戸の里への魅力が失せ、地元からの応援もなくなってきているのではないのでしょうか。そのような時期の指定管理者としては厳しい経営状況であろうかと推察されますが、状況を把握して、苦情に対して町は町民の納得できる処理なりをすべきではないのでしょうか。

5月19日に肥後おおづ観光協会通常総会に参加しました。そのとき、町長の挨拶で、肥後おおづ観光協会は大津町の観光になっている。大津町の歴史、素材を生かし、観光協会とともに経済発展を期待している。また、観光で町を盛り上げていくという思いを皆で共有するとも言われました。大津町がつくったパンフレットの中に大津フットパスというのがあります。街歩き、自然歩き、歴史歩きというサブタイトルが付き、興味をそそられる文面がつづられています。最後のほうに岩戸の里の案内もあります。岩戸の里は、皆さんのご存じのように、露天風呂からのパノラマは素晴らしくて、大津町の財産としては貴重なものだと思います。どうにかして地元の町民が喜んで利用できるようなにはないのでしょうか。町のホームページにも岩戸の里が紹介されています。それを見て来る観光客もあろうかと思いますが、リピーターになるという自信があるのでしょうか。町にはいろんな施設がありますが、開設当初は必要と考えていても、年月とともに利用内容とかブームなどの変遷で開設当時の状況より変遷するかとも思いますが、それらの現状にあわせた利用の仕方、そういったものに対して再構築して、利用や希望、いろんな人の意見を集めてもっとよいものにしていくことはできないのでしょうか。岩戸の里に関して補助金の投入をされていますが、指定管理者に対してどこま

で介入することができるでしょうか。また、今後町の施設としての位置付け、方針を伺いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 松田議員の大津町の総合交流ターミナル施設岩戸の里についてのご質問でございますけれども、この岩戸の里6兆円あまりのガトーウルグアイランドの国の関連予算を活用して平成9年4月にオープンをしております。オープン当時は、白川の流れや阿蘇を眺望する景観と町内初の大規模温泉施設ということもあり、入館者が37万人を超えて町への寄附を行うなど当初の目的以上の賑わいがありましたが、その後、毎年入場者の減少が続いている状況です。また、平成24年度は、北部九州豪雨により施設が罹災したこともあり、昨年度の入場者は13万人となっております。

運営につきましては、オープンから平成20年度までは大津町振興公社が行ってございました。平成21年度から3年間は第1回目の指定管理運営、24年度から3年間は第2回目の指定管理運営となっております。関係施設のうち、温泉館につきましては、入場者の利用料金で運営を行う利用料金制でございますので、市民農園及びふれあい公園につきましては、指定管理料を委託費として支出しております。平成24年度におきます北九州豪雨災害では、施設の罹災に伴う減収分を指定管理委託費として支出した以外には、指定管理料としての運営、補助金の交付はしておりません。岩戸の里に対して不興の声が多いとのことですが、住民の皆さんから寄せられる要望や苦情につきましては、その都度指定管理者へ伝え、改善を指示しております。利用者の減少が顕著となる中で、経費や職員の削減を行う等の経営努力はなされているものの、利用料金制による運営では大変厳しい状況となっております。また、施設の機械等も18年目を向かえ、老朽化しており、今後の運営の支障となっております状況でございます。

このような状況を踏まえまして、5月の13日、経済建設常任委員会を開催していただき、岩戸の里の現状と課題について説明を行い、質疑応答及び意見交換を行いまして、結論には至っておりませんが、貴重なご意見等を多数いただいたところです。国庫補助事業による施設でありますので、施設の位置付け及び方針については、従来のとおりであります。その変更については、補助金返還ということになりますので、その辺も含めていろいろな角度からの検討を重ねてまいりたいと存じますので、議会の方からもご助言につきましてもよろしくお願いしたいと思います。

今後についても、先ほど言われましたように、大津町観光、肥後おおづ観光協会関連等について地域興し関連につきましてもお願いしたいわけでございますけれども、白川水系の観光振興の拠点として、地域振興のためにも白川の恵みや、温泉や岩戸神社関連や発電所等の周辺との連携を生かした観光の拠点施設としても考えていかなくちゃならないんじゃないかなと、そういう意味で大変なまだまだ課題があるわけでございますけれども、現況等については、担当部長をもってご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） おはようございます。大津町総合交流ターミナル岩戸の里は、都市と農村の交流を促進し、農業農村の活性化を目的として農水省所管の農村資源活用農業構造改善事業2分の

1の補助でございましたが、それを活用しまして総事業費約13億円により平成9年4月にオープンしております。この事業は、町長が申し上げましたように、GATT関税貿易一般協定の貿易交渉合意を受けまして、平成7年から約6兆円の予算措置がなされた国内農業対策費を財源としております。このような経過から、他市町村の類似施設も平成10年前後のオープンとなっております。運営につきましては、町を最大の出資者にJA、畜産組合、内牧区等で大津町振興公社を設立しまして平成9年から平成20年までの12年間運営を行いました。オープンした平成9年度の入館者は37万3千人、町への寄附金が3千万円、町への出資配当金350万円など、都市と農村の交流により内牧区を中心に地域貢献にも寄与したところです。その後、類似施設の菊陽町のさんふれあ、平成14年度に合志市のユーパレス弁天が相次いでオープンし、その後、平成20年度まで12年連続して入館者の減少が続き、平成20年度では当初の半数以下の16万人の入場者となりました。

このような状況から、公社の出資割れを最小限とし、また民間のノウハウの活用による住民サービスの向上と経費の節減を図るため、公社を解散して、指定管理者の公募を行いまして平成21年度から株式会社南阿蘇観光高森温泉館が3年間の運営を行いました。その後、平成24年度からは、株式会社南阿蘇観光が平成26年度を最終年度とする3年間の運営を行い、現在に至っております。1回目の指定管理の3年間は厳しい集客運営状況でありましたが、営業努力によりまして、入館者数は16万人で維持されておりました。しかし、2年目の指定管理では、平成24年の北部九州豪雨による罹災で休館及び一部施設の使用不能の状態での営業となりまして入館者11万人、翌25年度は13万人という状況です。

岩戸の里関連施設のうち温泉館につきましては、入館者の利用料金で運営を行う利用料金制となっております。その他の施設につきましては、管理運営に必要な額を積算した指定管理料を委託費として支出しており、平成25年度は市民農園が25万円、ふれあい公園が118万円となっております。平成24年度につきましては、7月から3月までの間、8カ月間施設の豪雨災害による罹災に伴う営業減収分を積算し682万円を指定管理委託金として支出しました。指定管理料と別途で支出する運営補助金の交付は行っておりません。住民の方からの要望や苦情につきましては、その都度指定管理者へ伝え、改善を指示しております。また、協定に基づき、毎月報告される事業報告書のほか、損益計算書の提出を求め、意見交換を行いながら経営状況等の把握に努めておりますが、協定の性格上、経営方針や内容までの踏み込んだ指導等は行っておりません。指定管理による協定のリスク分担では、原則30万円未満の小規模な施設の修繕等につきましては指定管理者負担で対応することとなっております。これ以上の修繕等は町負担で行っております。泉源が非常に濃度の濃い硫酸塩泉であることから、機械施設の老朽化が著しく、毎年1千万円以上の維持管理費、修繕等が生じております。

このような状況を踏まえ、3月議会後に町長が申し上げましたように、他市町村の同種施設13カ所の聞き取り調査を職員が行いまして、5月13日、岩戸の里の現状と課題に関する第1回の経済建設常任委員会を開催いただき、他市町村の次のような状況等を説明させていただきました。約半数の施設で指定管理料の措置がされていたこと。指定管理料なしの施設は20万人から40万人の集客がある都市近郊の3施設であるが、いずれも最近では厳しい状況であること。大規模改修を行った施設は

2施設で1億円以上の単位の改修費であること。また、他市町村も必要性は感じているが財政的な問題があり故障箇所の随時修繕と対処療法的な対応をせざるを得ないこと。共通意見として類似施設の連立、集客の減少、施設の老朽化、ランニングコストの上昇等により今後の施設の維持がかなり厳しくなる見込みであること。国庫補助金のため施設の耐用年数期間は事業継続とみなされ、譲渡や休館や閉館となった場合は補助金返還の対象となること。本町で仮に返還となった場合、現時点での返還額は最高で3億2千万円、財産財調の分割が可能で、もしそれを圧縮してできた場合は1億7千万円であること。以上のような状況説明に対し様々な意見が出されましたが、今後の課題も山積することから、結論に至ってはおりません。

本年度は指定管理者の選定年度となります。当初の事業目的である都市と農村の交流を促進し、農業農村の活性化を図ることを目的とした施設でありますので、松田議員ご提案の福祉とのタイアップ等について、施設の目的や費用負担等が今後課題となります。また、指定管理に関する総務省の通知では、公共サービスの水準を確保を果たす最も適切な提供者を議会の議決を得て指定するもので、単なる価格競争とは異なるとされている点を踏まえ、今後の運営については、住民サービスの低下を招くことのないような指定管理料も検討課題となっております。

白川の護岸改修も継続中であり、白川の護岸も竣工後は、護岸隣接の敷地の修復や調整池の浚渫等もまた必要となってきます。このようなことから、今後も引き続き議会のご意見をいただきながら今後の方向性を見出したいと考えておりますので、ご助言等についてよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 改善を指示していると言われましたけれども、改善を指示したあとにですね、きちんと確認されているかどうかというのがとても疑問に思います。大津町にはたくさんの施設がありますけど、岩戸の里だけじゃなくてですね、全体としていろんな施設があって、施設をつくったときにはそれに必要に応じてつくられるかと思えますけれども、やっぱりブームだとか、そういった利用する年代とかいろいろ違ってくると開設当初の状況よりもいろいろ変わってくると思うんですね。そのときに現状に合わせた利用の仕方とか、そういった内容とかを再構築というのはいかなるのかと思います。岩戸の里もそうですね、岩戸の里の利用の仕方、それを例えば福祉と合体してですね、福祉と合体するというのはいかなる、5月の14日に衆議院において、地域における医療及び介護の総合的な確保、推進するための関係法律の整備に関する法律案で、要支援者向けのサービスを介護保険から外し、2015年から段階的に市町村の支援事業に移すという施策があります。それが通過しました。要支援者の方の生活とかいうのは、何とか自立しているけれども、部分的な援助が必要ということで、その中で買い物の援助が必要な対象者がおられるんですね。そういった人たちも対象の視野に入れてですね、温泉食事買い物ツアーとか、そういうふうにして希望利用者の方を迎えに行つて、温泉に入れて、お食事を差し上げて、あとは大津町のイオンですとか、ジャスコですとか、ヒロセですとか、そういったところで買い物して送る。そういったこともできるかと思うんですけども、こういったのはやっぱり福祉関係者と連携しなくちゃいけない。そういった福祉関係者と連携するにあたっては、もしかしたら直営がいいのかなと思ったりもします。

そういったことも踏まえた上で、全体としてその、全体のその岩戸の里だけではなくて、大津町全体の施設ですね、交流館とかいろいろありますけど、そういったものを今後その当初の目的だけではなくて、いろんな面で多様化するというのを考えるということについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） ほかの施設の利活用でございますけども、先ほど担当部長が申しましたように、その施設を他の目的に使う場合は3億円ぐらいのまだ補助金が残っておりますので、それを返さなくてはならない。そして、またその温泉を利用する、福祉とかいろんな方が利用する場合につきましては、担当が申しましたように、大変鉄分の多い温泉でございますので、腐食関係がひどくて、そしてまた今の施設関係もう老朽化しておりますので、リフォームするには計算しますと3億円近くかかるというような話を聞いております。そのように、直営ではとてもやりきれないというような状況でございますし、また、指定管理関係で募集いたしましてもなかなかやってくれる施設は、手を挙げる福祉関係の人とか、あるいは一般の企業関連についても足踏みをされておるといような状況でございます。

そういう意味におきまして、大変我々も次のことをどうやっていくかということに非常に頭を悩ませておるといことで、議会のほうともご相談をさせていただいております。もちろん先ほど申しましたように、結論は出ておりませんが、この指定管理の皆さん、今お願いしておりますところは、本年度で一応3年間終わりますので、次をどうするかというのがもう今年の年内には決めなくてはならない大切な課題を今抱えておるといような状況でございます。そういういろんな課題を抱えながら今後どうやっていくか。もちろん福祉関係で今おっしゃったように、介護1、2はもう町で今後見ていけなくちゃならないような状況でございますけども、その辺の介護の関連等については各地域において今社協を通して推進をさせていただいておりますけども、新たなものをどうつくるかというのは、やっぱり厳しい状況にあるといような状況でございます。いろいろ温泉を利用して、ほかの農産関連の確保関係についても検討しましたが、温泉の量が少し足りないとか、あるいは、温泉の温度がまだ51度では低すぎると。いろんな条件もあってなかなかほかの活用についてもいろいろ検討しておりますけども、厳しい状況であると。今のところ我々は指定管理を募集しながら、やっぱり温泉館については今いったように13万といような形で営業は厳しい。ましてや、その施設サービス関係も落ちてくるのは確かでございますので、そのへんのところを考慮しながら今後の指定管理の問題も出てくるんじゃないかなというふうに考えておりますので、ここ残すところの期間について、また経済建設常任委員会ともご相談をしながら方向性をしっかりと決めていけなくちゃならないというふうに思っております。地域の活性のためには、今まではやっぱり農産商品をあそこに出していただいておりますけども、なかなかうまく菊池のまんまみたいにはいかないところもあるようございますので、いろんな形で検討はさせていただいたわけでございますけども、これからどうするかというのもいろいろと今考えさせていただいておりますし、立野ダム関連に伴いましての地域の水の駅といような形でできないかなといような形で白川漁協の皆さんにもご協力してあそこにイベントをとってもらうことはできないかといようないろんな模索をしております。

もちろん、今の指定管理の皆さんも地域の皆さんと一緒に一生懸命頑張っておられる。夏の花火大会というようなこともいろんな形で努力されるし、あるいは福祉関係のグランドゴルフ、あるいはカラオケ大会と、いろんな高齢者の皆さんもしっかりと活用されておるのは確かでございますので、そういう意味におきまして、地域の皆さん、特に白川の川筋の関係の住民の皆さんに大変愛顧されてきておる施設でございますので、もちろん街中の皆さん、あるいは北部の皆さんについてはなかなか足が遠のいておる状況のようでございますので、いかにその辺の入館者を呼び込むかというのも一つの課題であるというふうに思っております。大変厳しい状況でございますけど、本当に温泉をつかって欲しいというような形で住民の願いがあそこにできたわけでございますけども、当時はNEDO関係の調査であそこに温泉が出るという確信が出ましたのでつくらせていただいたというような状況でございます。しかし、他のところではもう別なところでも1千200メートル近く掘れば温泉が適当な温度で活用できるような温泉も現在大津町で出ているというような状況でございますので、いろんな形で今後の検討課題というのはいろいろたくさんありますので、十分その辺を我々としてもしっかりと方向性を見つめながらやっていかなくちやならないと。肝心なところは、先ほど担当のほうから言いましたように、やはりある程度のその今の活用しておる中におきましての指定管理料を出さなくてはならないような状況の段階に今きておるというような状況でございますけども、全体的にリフォーム関連等もしなくちゃ客はなかなかよってこないというような状況でございますので、今後の課題としてしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 指定管理者に対して踏み込んだ指導はしてないということを言われましたね。そして町長からは改善を指示していると言われました。改善を指示したらその指示に従っているのかどうか。そういったことというのはどういうふうに確認されるのでしょうか。

やっぱり入浴者の方々に不満というのは、何を言っても変えてくれない。何を言ってもその直してもらえない。そういった思いが結構強くてですね、一つだけ苦情の中で、私もちょっとあれなんですけど、私露天風呂が好きなんです。露天風呂に関して、そのとてもその露天風呂の中が清潔感がないと。そういうことを言われましたので、実際に行ってきました。月をまたいで行きましたから、男性のほうの露天風呂、それから女性のほうの露天風呂、両方行きましたけど、やっぱりフットパスで紹介されるほどのきれいさはありませんでした。そういった苦情とか、そういったものに対して改善を指示しているという答弁がありましたので、その指示していることに対して確認なりされているのでしょうか。そういったことをお伺いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） いろんな苦情がありまして、施設の設備関係に関しましては、町の施設でありますので、町も予算措置をして修繕費を持っておりますのでそれに対応できる部分に対応することにしていきます。ただ中の、その今言った露天風呂のですね、分については、もちろん苦情が町に担当課があればですね、即指定管理者にですね、電話して、こういう苦情があるからというふうなことで申し上げてはおります。その辺の確認についてということについては、一応指定管理の性格

上、運営については指定管理者に任せているという状況ですので、それについて細かに確認という部分でできる部分については今後やっていきたいと思いますが、指定管理というのは、その運営を指定管理者に一応任せているということでそういう性格的なものもありますので、その辺についてですね、できるものはやっていくと。ただ運営については性格上協定を結んでおりますので、その中でやっていただくというふうになっております。

○議 長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4 番（松田純子さん） 指定管理が終わるまでの間改善がされることを希望しまして、次の質問に移らせていただきます。

町の交通の安全を守る施策についての質問です。町民の安全、安心のまちづくりには防災は重要ですが、交通の安全を守るということも重要です。5月26日の熊日新聞の読者の広場に、熊本市在住の61歳男性からの投稿がありました。標題は事故多発地点、標識見直してというものでした。内容は、自宅にいてドーンと音がする。2階から外を見ると車が横転している。16年間住んでいて20件以上も事故が起きている。原因はほとんどの車が一時停止しなかったためと標識の止まれがわからなかった。気付いたときには遅かった。交通標識、道路標識の見直しが必要ということでした。交通事故は交通規則を守っていれば起こらないといいますが、いくら守っても、注意しても起きる可能性はあります。しかし、事故は起こってもらいたくないです。若い子どもさんを抱える家では、家の前に道路があれば、この道が30キロ制限になっていたら、十字路があればここに一時停止の標識や白線が引いてあったら少しは安心できるのにとする方は多いと思います。だからといって全部の意見を取り入れて標識や白線を引くわけにはいきません。ですが、どうしても何とかして欲しいという思いのある方は、私たちに何とかして欲しいと依頼されます。公園の前に住む人は、公園前を飛ばす車をどうにかできないか。住宅内の十字路のどちらかに白線を引いてもらえば一時停止に注意がいく。ある保育園に送迎されているお母さんから、園の少し前までは30キロ制限になっているのに、そこから先がないので、保育園の前はスピードを出して走る車が多いんです。送迎を終えて園から出ようとすると猛スピードの車が走っていく。心配で仕方がない。などと相談を受けます。

そこで、私たち議員がそれならば直接役場に行って交渉しようというわけにはいきません。そのようなとき、まずは区長に相談して役場に依頼すべきもの、町内で啓発すべきもの、関係各者との調整など実施した上で、町の行政にしかやれないものに関して要望を提出してもらおうということを説明します。そのような手順で要望を出したとしても採用されるか、不採用なのか。どっちに決まったんだろうか。区長からの要望以外にも一般の方から要望があろうかと思えます。それらについてどのように対処しますか。また、住民の安全・安心に対する町としての方針を伺いたいと思えます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 交通安全に関しての町の方針ですが、交通事故のない安全で安心して暮らせる大津町にすることが、もう町民すべての願いであり。一人一人が真剣に考えて行動をすることが重要だと思います。そのためには、住民自らが自分の身は自分で守る。自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持って自分たちでできることは自分たちで取り組むという姿勢がもとめられておりますが、

現在におきましてはしっかりと各地域でそのように取り組んでおられることに感謝を申し上げたいというふうに思います。

交通安全対策にあつては、第9次大津町交通安全計画により人命尊重の理念に基づきまして、第一に、交通社会を構築する人、第二に、道路等の交通環境、第三に、車両の安全性確保など交通機関の総合関連を考慮し、適切かつ効果的な施設を総合的に推進するものであります。交通事故防止のためには町はもちろんでございますけれども、県及び警察をはじめ。国の機関や交通安全推進関係機関団体と住民活動団体、NPO、企業、学校などが様々な主体の間での信頼関係を確立し、情報を共有してネットワークを強化するなど、人の力と地域の力が要になっております。いずれにしましても、交通安全の運動対策につきましては、地道に根気よく続けることが一番であり、町民一人一人の交通安全の意識の情勢が大切だと思います。

次に、行政区や住民の皆さんからの要望や苦情の処理の流れですが、道路関係の交通規制や道路標識については警察の管轄になりますので、要望等は役場総務課で要望書を受け付け、まとめて年3回ぐらい大津警察に提出し、要望しております。カーブミラーなどの安全施設は、大津町道路反射鏡設置及び維持管理要綱に基づき、役場総務課で受け付けし、大津地区交通安全協会、大津支部の現地調査の意見をもとに設置しております。町内における交通安全確保のため町民一人一人が交通安全の重要性を理解していただくとともに、町、警察、国、県の関係機関や関係団体等が連携、協働して交通事故の根絶を図るために、さらに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 一般の方々というのが大体ここに何とかして欲しい、ここに標識をつくって欲しいとか、いろいろ要望出されますよね。一応その区長さんなりをお願いするよということ言われたりして、つくってもらうように要望出します。でも、そのあと何の音沙汰もないというのが原状だと思うんですけども、それで住民は納得されると思われませんか。大体は議員のほうにいろいろ話、要望とか言われるのは道路の改善とか、そういった要望が多いです。私たちがそれをいちいちそのここを何とかしてくれというような交渉などはできませんが、住民の方がやっぱり納得しなということがすごくあると思うんです。それについて、その納得させる、納得していただく、説明する。そういった方法は何かないんでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 交通標識関連等とか、道路改良とか、いろいろたくさん事故防止についてはあるかと思いますが、その要望関係等については区長さんを通すとか、あるいは地区の交通安全指導員や協会の皆さんからお話を伺いしております。もちろん、そのほかにも全国の交通安全運動関連等がございますので、その折にも十分地域の代表の皆さんや学校、いろんな関係者の皆さんと大津町の交通対策関連の協議会を開きながら事故防止に努めておるといふようなことでございますので、要望関係等について、その要望の種類によりますけれども、先ほど申しましたように、信号機やカーブミラー関連等、あるいは県道や国道、そういうところはそれぞれの関係の所管になっております。もちろん我々はそれで打ち合わないというわけではございませんので、ちゃんと要望を聞きながら、

そして関係機関のほうにちゃんとお話を通しておるといような状況でございます。もちろんそれにはやっぱり金がいるといような状況でございますので、信号についてもしかりでございます。美咲野のあの県道の西からの子どもたちが通うときもなかなか信号機がつかないといような学校関係者のほうからご心配され、では陸橋をといような形を相談しましたが、警察に強く申しまして、公安委員会のほうからあそこに信号機を付けていただく。一つの信号について1千万円以上の金がかかるといような状況でございます、公安委員会の予算も県下における交通信号を付けなくちゃならない。その辺の危険の順番性がございまして、我々も強く要望をしながらその順番なりとも一つでも上がるように、そういう形でやらせていただいておりますし、もちろん警察も事故があったところを優先的に検討をしておるといような状況であります。

もちろん我々としてもその辺のことについての対応についてご不満のようでございますので、しっかりと今後については要望関連等についての返答をするように、どういう状況であるかという、そういうキャッチボールをやったりしっかりとやっていくように支持をしまいたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 要望に対してそのきちんと最後まで返答していただくということに関しのことですけれども、よく町の方々からお話を伺うと、その要望を出してもどうなったかわからないし、それと何を言ってもやってもらえないという意識がある方もおられます。要望を出すときは大体町に区長さんであればここにカーブミラーを置いてもらいたいといようなことがあれば要望書をきちんと書いて提出されます。それに対して、どうなるんだろうかと思いつつどうなっていますかと聞きながら、で、最終的に決まりましたといふふうに言われますけど、なかなかそれって忙しい区長さんだったらどうなったか聞きに行くのも大変なことが多いかと思うんですね。文章を出されたら出された人に文書で返す。そういった方式を取り入れたらどうかと思うんです。一般の方からでも多分ここを何とかしてくれかといふような要望もあるかと思うんですね。私たちはこういう場所を何とかしてもらいたいと思えば、地域で相談して、ここは私たちが何とかできるからこれはいいとしても、どうしてもここは町でやってもらわないといけない、そういうときは区長さんをお願いして、区長さんから要望書を提出してもらおう。そうしてなんとかしますけれども、一般の方からも随分その何とかして欲しいかといふ要望があるかと思うんですよ。でもただ単に来られるんじゃないで、区長さんと同じように、一般の方からも要望があったらきちんとした書面にして書いてもらおうと。要望はすべて書面にしてもらって、きちんと形をとってもらって提出してもらって、その提出してもらった要望書に関してはきちんとした返答をする。例えば、今交通標識は役場の総務課を経て、こうこう警察に行つてこういふような道順をたどつて今審議中です。審議をされた後いつごろに決定します。そういうふうにしてもらおうのも一つだろうし、町としてはこれだけの財政が足りませんから、言葉はそういう言葉ですけど、文書は文書的に考えてもらえばいいですけど、率直に町にはこれだけの財源がありませんからもう少し地域でこういふようなことをしてやってもらえませんかとか、そういったふうなきちんとした形で、文書という形で相手に、要望者に対して返還する。そうすれば出してもらって希望、

本当に区長さんは希望を出してもらったのかな、ここはいつになったら改善されるのかな、そういうふうな気持ちというのは必然として何を言ってもしてもらえないし、だったら何も聞く必要がないというふうな、住民としては不信感と言うんですかね、そこまではいかないにしてもそういうふうな思いというのが出てくるんじゃないかと思うんです。町としても一生懸命いろんなことをしていても、住民の方がついてきてくれないとか。例えば、施設に関しても、最初はこんなだったけど、今は段々段々衰えていって、でもどうしたらいいか、そのときに誰もそっぽ向いてしまう、そういうことにならないようにするためには、やっぱり住民の方が言ったことに対してきちんと返してもらって、納得し、理解し、そういうことができるというのはきちんと書面とかにしてもらおうと、それを区長さん、もし区長さんがですね、こういう要望を出して、いつになったんだろうと聞かれる前にこういう結果が来ましたというのを皆さんにこう回覧して回したりすると、ああなるほどな、こういうことかというなことを理解してもらえないかと思うんですけれども、そういった要望に対して、文書で書かれた要望に対して、文書できちんと返答する。それも簡単にこう現在こうこうこうですというふうなものではなくて、懇切丁寧に説明をして、理解していただくようにお返しする。そういうふうなやり方をするというのはいかがでしょうか。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 要望関係等についてはしっかりと返事なり、何なりを理解していただくように説明責任を果たすよう支持をしてまいりたいと思います。

○4 番（松田純子さん） じゃあよろしくお願ひしときます。質問を終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午前11時55分 休憩

△

午後 0時58分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

桐原則雄君。

○5 番（桐原則雄君） 皆様、こんにちは。5番議員、桐原則雄が一般質問をさせていただきます。傍聴の皆様には、大変お忙しい中ありがとうございます。

今回は、学校のトイレ整備及び家畜伝染病対策、少年消防クラブの結成の3点について質問させていただきます。

まず1点目は、学校のトイレ整備計画についての質問です。最近の私たちの生活環境は、公共下水道、農業集落排水事業等の整備により、快適で住みやすい生活環境が整い、充実してまいりました。全国の公立小中学校の約70%が建築後25年を経過しており、建築当時は一般家庭に先駆け最先端の水洗式のトイレが導入され、和式中心の便器、そしてタイル張りなど当然な整備の状況が時代でございました。これらの校舎の中には、年数は経っておりますが、今だ改修が進んでいないトイレ等もあるというふう聞いております。学校のトイレと言えば、昔から臭い、汚い、暗い、怖い、壊れているという五つの五化ですね、と言われてきました。今までの古い和式便器から洋式化が一般家庭で

は進み、生活環境の変化、そしてその対応への遅れが問題となっているということだそうです。各家庭のトイレは、最近ではフローリングや様式便器、ウォシュレット、自動で流れるトイレ、様々なトイレが進んでまいりました。その変化に進み、洋式で育った子どもたちが小学校に入学するとトイレの環境に非常に戸惑うと、自分ところにはないトイレであるというようなことを認識をするというようなこともあるそうです。和式トイレでトイレができない、使用を避けるトイレに行けない症候群が発生するなど。子どもたちの学校生活や心身の発育に影響を与えるなどの問題が出ているそうです。多くの学校でこの五つの五化をなくそうと改修に着手しているようです。

熊本市では、平成25年9月には洋式便器の設置率が女子で31%、男子が46%、必要性はわかるが、耐震計画、またいろんな改修を最優先するために財源ベースの確保でトイレの改修が遅れているということで、全国的にそういう動きがあるそうでございます。洋式のほうがまた広いスペースを必要とするため場所の確保等も問題があるというようなことも課題だそうです。

大津町を見てみますと、洋式便所の対応もかなり前から対応されてきております。校舎内、また体育館のトイレなど幾つかの学校のトイレも見させていただきました。多くの学校で一生懸命に掃除をされ、管理をされておりました。しかし、和式や洋式便器の状況、床面など、タイル、そしてドアの破損、掃除道具の状況など整備の必要性や衛生面の課題もあるように感じたところでございます。さすがに美咲野小学校に行きますとトイレの状況は一変します。新しい小学校ですので、当然ですが明るいフローリングにされ、きれいなトイレ環境であり、他の小中学校とのトイレ環境はかなり差があるというふうに感じたところです。大津中学校の学校便りで毎回先生のほうから出ている部分で、トイレの履物のスリッパ並べの写真が載っております。子どもたちの成長や生活態度のチェックを行っておられるようです。トイレを大切に使うことは学校施設を大切に使うという心も育んでいるというふう聞いております。町や教育委員会では、学校整備計画として地震などの耐震対策、学校施設の改修、敷地内の整備、そして本年度は全小中学校にエアコンが整備中であり、厳しい予算の中で財源確保をしながらよりよい教育環境の整備を進められております。これは非常によいことだと思います。学校のトイレの改修は、単に排泄する場所だけの提供ではなく、学校という教育、生活の場、全体の環境の向上を図る取り組みとしても大切な取り組みであると思います。トイレの改修で子どもたちの学習の場としてきれいになったトイレを大切に使うことや、ものを大切にすることを学ぶ。次に使う人のことを考え、マナーを身に付ける。清掃の大切さを知る。特に小学校低学年は、食事と排泄の関係や排泄の大切さを学習し、排泄が恥ずかしいことではないということを意識する、そして育てるといったことなども必要だと言われております。それを機会にすべきだというふうに言っておられます。また、施設整備が進めば節電や節水型の機器の活用など理解を深め、環境教育の一環として、また、経費の削減にも役立つと思います。また、各小中学校は災害時の広域避難場所になっております。東日本大震災では、避難場所の機能の中でも特にトイレ問題は様々な重要な課題と問題が発生し、整備充実の必要性を痛感したと言われております。

学校トイレは、子どもや先生、多くの保護者や地域の皆さん、高齢者の皆さんが利用されます。体にハンディキャップやけがをされたり、また災害にも対応できる多機能トイレやバリアフリー、エコ

の観点も今後必要ではないかというふうを考えます。町も以前からトイレの様式化など改修を進めてこられましたが、老朽化が進んでいる小中学校が見受けられます。現在の整備状況、整備率はどうなっていますか。

また、児童生徒の学校生活でのそのトイレに関する影響や問題点は発生していないでしょうか。そして、小中学校の今後のトイレの環境整備、計画はどうなっていますか。

また、災害時に十分対応ができる早急な整備を進める考えがないのか、町長、教育長にお尋ねをいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 桐原議員の学校のトイレ整備計画等についてのご質問でございますけども、学校施設は児童生徒が1日の大半を過ごす学習活動の場でもあります。また、一方で地域住民の避難場所や、あるいはスポーツの場所としての役割を持つ重要な施設でもあります。その際に、高齢者や障害お持ちの方など、多くの方々の学校でのトイレを使用するという視点からもよりよい教育環境、衛生環境を確保するためには、学校のトイレを整備改修することは重要であると思います。

それから、現在の学校施設全体の状況ですが、校舎などの建物の経年劣化により老朽化が著しく、大規模改修や改築が必要な施設も多くあるという状況もあります。また、学校施設だけでなく、道路や様々な建物など多くの公共施設を町が所有し、管理しており、それらの施設を長期的に渡り基本的な機能、性能、あるいは安全性を維持していくためにも計画的に改修改善等を実施し、施設の長寿命化を図り、適切に維持、保持していかなければなりません。そのような状況の中で、今後町全体のそれぞれの施設についての重要性や改修の緊急性などを考慮した上で、施設整備の優先順位から財政的な計画等の整合性についても十分検討しながら、施設の整備計画を策定する必要がありますが、学校施設についても大規模改修等の年次計画を策定し、教育環境の改善を図っていかなければなりませんので、その中でトイレについても洋式化を含めた整備についても検討をしていかなければなりません。洋式トイレについては、もう議員おっしゃるように、子どもたちのトイレを使用することによって健康状態を自ら察知することができる素晴らしい洋式でないかなというふうに思っておりますので、この辺についても十分今後なお検討してまいらなくちゃならないというふうにも思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 桐原議員のご質問にお答えをいたします。

現在、各家庭において水洗化とトイレの洋式化が進んでおり、学校のトイレについても改修整備を急いでいただきたいということでございますが、まず、現在の町内の小中学校におけるトイレの洋式化等の現状について報告をいたします。和式便所の洋式化については、平成16年度に小学校5校の和式便器のうち36個と中学校2校の和式便器のうち10個の合計46個を洋式便器へと改修を行っております。現在の小中学校9校のトイレの箇所数は、職員用、児童生徒用、多目的用の合計で233カ所あり、便器の数は全部で684個となっております。その684個の便器の中で、男性用の小便器を除いた429個の便器のうち、洋式の便器は多目的用の34個を含め207個で大便器のみの洋式化率としては、学校間の差はありますが、平均で48.3%となっており、和式の割合がまだや

や高い状況であります。また、トイレ全体のドライ方式の割合は、全部の便器数の16.5%となっております。ご指摘のとおり、各家庭のトイレの洋式化が進んでおりますが、現時点では、学校のトイレについて個別に改修をするという具体的な改修計画は立てておりませんので、今後校舎の大規模改修にあわせた国の補助金の活用など、総合的に勘案しながら各学校の教育、衛生環境改善に向けて学校施設の改修についての年次整備計画を策定し、校舎の大規模改修にあわせて、トイレについても洋式化を含めた整備改修を計画的に進めたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 今町長と教育長のほうからお話がありましたように、洋式化は平成16年から進めてきたと。今おっしゃいますように、約48.3%が全体平均としてはなっていると。学校ごとに差はあるということでございます。先ほど申し上げましたように、子どもたちが学校で生活する時間というのは非常に長い時間を費やすということでございます。また、教育の面からも非常に大切なことであると。それとあわせまして、各学校幾つか回らせてもらった中で、どうしても先ほど言いました水洗いのタイル方式、そしてバリアフリーがない、けがをされたり、高齢者の方や小学生や中学生の方がけがをしたり、ようなきに行く場合もどうしてもやっぱり段差がある、いろんな問題があるというようなことが非常に懸念をされます。そういった状況を踏まえますと、どうしてもですね、やっぱり財源的には先ほど町長もおっしゃいましたように、年次的な整備計画を立てて頑張らなければならないと、大規模改修にあわせてといいますと、どうしても遅れがちになるということが考えられます。確かに、校舎自体もそれぞれにかなりこう改修をしなければならない校舎がいっぱい出てきております。長寿命化を図るという観点からも必要だと思います。ただし、どうしても急ぐところだけはですね、どうしてもやると。体育館等におきましては、特に避難所として活用するという考え方であれば、やはりバリアフリー化やそういった多機能のトイレ、そういったことを早急にやっぱりそこはやるべきなところがあるのではないかとというふうに思います。そういうことを踏まえてまた検討していただきたいというふうに考えます。文科省のほうで学校のトイレの改善の先進事例あたりも出されております。一例を挙げますと、東京の葛飾区教育委員会では、トイレ改修を目標に掲げてですね、計画的に取り組むと、ただし今言いました、財源の確保の問題もありますので、単独でやれる分、これは大規模でやれる分、そういう優先順位をつけながら取り組むという形でやられておりますし、世田谷の教育委員会では学校内に小中学校トイレ改修委員会というのを設置をして、トイレの性能また改善、計画的なモデル校あたりを選定をしてですね、やると。その中には児童生徒、教職員を混ぜてワークショップをするというトイレのついで勉強会をしながらですね、なぜそういうのが必要なのかというようなことも取り組みながらやると。そして、世田谷区小中学校トイレ改修マニュアルというのを作成をされております。その上で学校の改修工事の共通仕様書ですね、工事をする場合に。そういったものの取り組みもやり、そして、子どもたち、また先ほど言いました教職員も交えてトイレについて、エコの面、先ほど言いました環境面、いろんな面も一緒にあわせてなぜそういうのが必要なのか。どうしてそういうことが必要かということも検討するというようなことを捉えながら学校

事態の改善を図るという取り組みもされております。それによって学校ごとに標準化や省力化、そして場所場所で迅速にする分、コスト削減が図れる場所、そういったものを整理をして優先的に早目にできるものはするというような取り組みもされておりますので、またNPO法人の日本トイレ研究会では、安くて簡易なトイレの改修という取り組みもなされております。そういった事案もありますので、そういうものも参考にしながら、先進事例や、先ほど言いました国の補助金も活用していただき、町長もおっしゃるとおり、財源は非常に厳しい状況があります。今かなり整備を教育現場にも投資をされておりますし、ソフト面もされておりますので、厳しい状況ではありますが、そういう補助金等も活用して、単にトイレの改修だけということではなく、教育の観点ということを少し重点を置いていただいて明るく、元気な学校づくりに取り組んでいただきたいというふうに考えるわけでございます。そういう観点からぜひ具体的に取り組みを進めるというようなことを、先ほどありました本年度中にもですね、その辺の計画を立てる準備をですね、進めていただいて、早急に実施していただけないか。また、避難所としての機能が、先ほど言いましたように、大切な問題です。地震関係もありますし、台風被害もあります。そういったときにどうしても早目にその辺は対応するという、この2点について再度お尋ね申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 学校トイレにつきましては、先ほど教育長のほうからもお話がっておりますように、大規模校改修、あるいは今後の計画の中で、議員おっしゃるように、トイレ部門関連等についてもそれぞれ検討するものがあるかと思っておりますので、そういう学校改修関連等の計画関係については十分学校当局、現場当局とも十分相談しながら設計なり、そういう形で進めさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、現在は、まず計画関連についての補助事業なりなんなりを探りながらおっしゃるように、なるべく早くできればいいなと思っておりますけれども、ただただ厳しい状況でもありますので、その辺については現状のところ子どもたちもしっかりと頑張ってもらえればなど、大津保育園だけでなく、保育園関係にもおまるの使用で前と後を互いに座ってやっておるというような指導もしておられるようでございますので、小学生になればそれなりのところで頑張っていただければなど、もちろん障害者関連等については十分なる対応を早急にそれについてはやっていかなくちやならないというふうに思っておりますので、今後については十分関係者の皆さんの意見を聞きながらやれるところから十分やっていければなというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） それでは、お答えをいたします。

ただ今町長のほうからもご答弁ございましたようにですね、やはり今後お大規模改修計画等策定とあわせてですね、トイレの改修等も計画的に進めていきたいなと思っております。特に議員ご指摘のとおり、子どもたちの生活の場としての学校というのは大変重要な施設でございます。一日の半分近くを子どもたちは学校という場で過ごしております。その中でのトイレでございます。健康面、その他、いろんな面で大事なところでございますし、また心の教育、環境教育、その他も含めましてですね、非常に教育の場としてもそれなりの価値があるというふうに私自身も考えております。私自

身も実際担任時代に自分のクラスの女子生徒が、先生、職員トイレの掃除を私たちにやらせてくださいと申し出てくれました。どんな掃除をするのと聞きましたら、ピカピカにしますということで、本当に最後はですね、乾いた布できれいに拭き上げて、もう触ってもいいぐらいにピカピカにしてくれまして、ほかの先生方から大変褒められておまして、私自身も大変うれしかった思い出がございますけれども、そういった意味で、子どもたちのそういった心の育ちといいますか、耕し、それにもですね、こういったところが利用できるなど思っております。各学校トイレ、必ず学校訪問で周りませけれども、本当にきれいに使ってありまして、スリッパあたりもですね、きちんと角を揃えて置いてございます。それから、体育館等はこれも議員ご指摘のとおりですね、非常災害時の避難場所になりますので、このあたりは本当に年配の方から小さいお子さんまで、あるいは障害のある方、いろいろな方が避難してこられます。そういうときにやはり多機能トイレ等々ですね、やはりそれに配慮したトイレを整備していくというようなことも大事だろうと思っておりますので、その辺も含めてですね、先進地の例を参考にしながら今後考えていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 認識は非常に町長も教育長もされておりますので、取り組みのスピードを上げていただくということを重点にお願いをしたいと思っております。子どもたちが楽しく学び、そして遊び、様々な経験を通して育っていく場所として、ぜひですね、早急な対応をお願いをしたいということでお願いします。

補助金関係もですね、学校の全体的な大規模改修でなくてトイレだけでも400万円以上あれば対応できるような補助金の制度も国のほうに持っていますので、その辺も含めて、一緒にしたほうが安いという状況はありましようけども、そういうのも一から研究していただいて、早急な取り組みをお願いしたいと思っております。

以上で1問目を終わります。

次、2問目です。農家の皆さんも大変お忙しい時期を迎えておられます。梅雨の時期ですけども、雨が降らずに田植えの水が不足すると、植え付けが遅れるとか、水田涵養で水張りをする事業で水を1回止めるといったようなことも起きているようでございます。また、昨日、今日の雨でですね、少しはそれが軽減されたと思います。そのような中、今日の熊日新聞では、蒲島知事が地下水を育む農業の推進を全国初の条例を制定して、農畜産業を後押しすると表明をされた新聞の記事が一面に載っております。これは大津町が進めております地下水を活用した事業等の町の農業振興に非常に役に立つ、そして後押しをしてくれる取り組みになるというふうに私も信じておりますし、町もそれについて一生懸命また頑張ってくださいようお願いをしたいと思っております。農業は自然との闘いがあります。また、TPP問題や農協の改革、様々な諸問題と向き合って農家は経営をされております。大変厳しい中での経営でございます。支援をしていき、そしてお互いに協力するということが大切ではないかというふうに感じているところです。

さて、2問目の家畜伝染病の対策についての質問でございますが、予防法、家畜伝染病予防法に含

まれる疾病は、経済的な損失、貿易の予防措置の困難性、人間への影響度により2種類に分類を分けてあります。影響や被害額の大きい家畜伝染病、いわゆる法定伝染病が約26種類ほどあるそうです。被害が少ない届出伝染病が70種類ほどあるようです。宮崎の口蹄疫を契機に家畜伝染病法が改正をされております。当時、22年4月に宮崎県で発生しました口蹄疫は11自治体、292農場で牛が6万9千454頭、豚が22万7千949頭、そのほか山羊、羊含めてそのほかの家畜も含めて405頭が埋立て処分をされました。県外の応援の獣医師、自衛隊、機動隊、警察関係が延べ6万7千人が派遣をされ、宮崎県の経済損失は5年間で約2千350億円と言われ、農業だけの被害だけではなく、地域経済にも大きな打撃を与えたところです。また、今年の4月には、多良木町で鳥インフルエンザが発生し、2カ所で約鶏21万2千羽を処分、移動制限や消毒ポイントの設置を徹底し、72時間以内に蒲島知事が実証すると、終息させるということで決意を述べられ頑張られました。延べ4千235人体制で対応され、5月8日に終息宣言が出されました。初動体制の早さ、そして対応の早さ、それが幸いし、最小限の被害で済んだようでございます。また、昨年10月からは全国各地で豚流行性下痢、先ほどの二つは法定伝染病です。これは届出伝染病ですけども、豚流行性下痢が発生し、感染拡大が収まらない状況であります。6月の9日現在で全国で38都道府県、754戸、82万8千頭が発生をしております。そして22万3千頭が死亡したと発表されております。熊本県も31日現在で8地域、32農場で発生し、3万7千900頭、死亡頭数5千860頭が死亡が確認されております。お隣の菊池市では、3農場に発生したと聞いております。市の大きなイベントほたる祭りや消防の操法大会も中止をし、蔓延防止に努めておられますが、まだ食い止めてはいないという状況だそうです。幸いに大津町は現時点では発生は見られません。いつ発生するか、戦々恐々とした中に農家の方は経営をされておられます。養豚農家の方に聞きますと、感染経路がなかなか判明せず、消毒の徹底しか現時点ではないと。なすすべがない状況であり、死亡した豚が夢に出てくることもあるというふうにお聞きしました。非常に不安な中で経営をされているということでございます。

このような中、町もすばやく対応されまして、畜産農家への消毒剤の配布をはじめ、公共施設への消毒剤の散布など、迅速な対応が農家の方や畜産関係者の方も大変喜んでおられます。まだまだ終息をしていません。今回の補正予算でもその関連の予算が上げられたようでございます。このように家畜伝染病の発生はいつ発生するかわかりません。宮崎の口蹄疫では、初期の対応の遅れで多くの家畜が処分、そして経営再建ができず離農された方、また地域経済にも大きな影響、そして回復にも時間がかかったと言われます。また、4月の多良木町の鳥インフルエンザは、初期対応の素晴らしさで被害を広げることなく最小限で終結しました。これも農家の早目の通報、そして国、県、市町村、また関係団体の連携の素晴らしい対応、これが実を結んだものというふうにも明暗を分けたのではないかと言われております。

今後、このような家畜伝染病対策には、予防対策と緊急な場合の対応が不可欠でございます。感染拡大の防止が最優先となります。また、一端感染すれば畜産農家の道を断念しなければならないし、また、それが地域経済に及ぼす影響も大きくなります。現在、国や県、市町村並びに関係団体、そして農家を交えた体制の強化など、様々な伝染病に対する支援策を整理し、農家が安心して畜産経営を

行う対応が求められていると思います。

今回、農林水産省も防疫強化のために発生時の国、都道府県、市町村や農家を含めた関係者の役割分担、そして消毒の具体的な方法、総合的な防疫対応マニュアルの作成、家畜の使用衛生管理の徹底と情報の共有、発生農家の所得補償、獣医師との連携強化、ワクチンの保管と円滑な供給、防衛措置に対する特別交付税の財政支援などの対策を検討中だそうでございます。

町もこのような取り組みを農林水産省あたりが考えてきておりますので、早く取り組むべきものは取り組みながら事前に対応すべきではないかと思えます。現在の対応状況はどうなっているでしょうか。

また、畜産農家の防疫体制や施設整備の状況も把握をされていると思います。その実態に即して消毒剤や防疫用品の配備や備蓄、そして危機管理体制を早急に対応できる町の家畜伝染病対策要綱など支援計画を進める必要があるのではないかと思えます。

また、国、県の対応にあわせて、町、農家関係者などと役割分担を明確にした対応マニュアルをつくり、そして職員も非常に、先ほど言いました多良木町あたりはかなりの職員が出られたそうです。大変だと思います。一部でできるものではありません。これは町全体で対応することが早急な対応の道というふうに感じます。そういったことを含めて早めの対応マニュアルや要綱等をつくりながら準備をすると、それが農家の安心にもつながるというふうに思いますので、そういう取り組みをする考えはないかお尋ねを申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 桐原議員の家畜伝染病についてでございますが、もう議員の調査のとおり状況が今全国、九州に発生しておるといような状況でございます。畜産業及び地域経済に大きな打撃を与えましたが、口蹄疫及び鳥インフルエンザは、アジアの近隣諸国では以前として発生が確認されており、経済が世界的に展開されている時代に、いつ大津町で発生してもおかしくない状況が続いております。今年4月には鳥インフルエンザが熊本県の球磨地方で発生し、熊本県の迅速な対応により拡大を防ぐことができておりますが、しかし、豚の伝染病流行性下痢については、全国38都道府県で発生しており、菊池地域においても今も発生が確認されている状況でもあります。今回の伝染病発生の際にいち早く情報収集に努め、それぞれに各畜産農家に対して備蓄の石灰を早急に配布し、病気の侵入を防ぐように対策を取りまして、現在のところ各農家が防疫体制強化に取り組まれ、町内への侵入は防がれている状況でございます。今後も家畜伝染病が発生した場合、畜産業のみならず、大津町の経済も大きな打撃となりますので、熊本県など十分な連携を取りながら防疫に努めてまいりたいと考えております。現状等につきまして、担当部長より説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 家畜伝染病のうち口蹄疫、鳥インフルエンザについては、国内において、特に隣県の宮崎県で平成22年度に大流行して畜産業や地域経済に大きな打撃を与えました。熊本県においても、ご承知のとおり、家畜市場が長期に亘って閉鎖され、子牛等の出荷ができなくなるなど、農業のみならず地域経済に大きな打撃があったことは記憶に新しいことと思えます。このような状況

を踏まえ、国では家畜伝染病予防法の改正が行われ、各畜産農家による防疫強化、疑い症例があった場合の早期通報、埋却地の確保、殺処分、国による補償などが盛り込まれました。宮崎県では口蹄疫、鳥インフルエンザの防疫に延べ、聞いたところによりますと14万人が投入されたと聞いております。その後、昨年度までに国内における口蹄疫、鳥インフルエンザの発生はありませんでしたが、周辺のアジア諸国では以前と発生が続いており、病気が蔓延している可能性が高いと思われます。そして、今年球磨郡多良木町において鳥インフルエンザが発生し、4月13日8時に疑似患畜確認後、殺処分、埋却処分までの72時間に4千235人、うち市町村が723人、自衛隊が900人従事され、早期の対応した結果、感染の拡大を防ぐことができております。

今後の発生に備えるため、今回の初動防疫から得られた、一つ、現場での指揮命令の強化、二、資材の在庫確認の徹底、三、情報の伝達の確保など、課題の洗い出しを行い、熊本県防疫対策マニュアルの見直しを6月末ごろまでに行なうと聞いております。

次に、流行性下痢、略してPEDですが、現在38都道府県で発生し、760件発生、頭数が91万5千頭のうち25万5千頭が死亡しております。県内においては、1月に球磨地方地域で発生、3月には菊池地域でも発生し、県内32例中11例が菊池地域で発生が確認されております。県内では、発症頭数が3万7千900頭、うち5千860頭が死亡しております。現在は概ね沈静化に向かいつつあるようでございます。このPEDは、口蹄疫、鳥インフルエンザなどの家畜伝染病予防法で殺処分や消毒、移動制限などを定めてある法定伝染病とは異なり、発生した場合に届け出る届出伝染病であり、行政等関係機関による殺処分や消毒、移動制限など行われない病気であります。そのため発生した農家は自主的に防疫強化と蔓延防止対策、出荷の自粛を行い、未発生の農家はウィルス侵入を防ぐために防疫体制をさらに強化して対応することになります。

町は、平成21年に大津町家畜伝染病等防疫対策要綱を制定し、熊本県と密接な連携を図り、大津町が設置する大津町家畜伝染病防疫対策本部の組織及び運営に関し、必要な事項を定めております。今回、鳥インフルエンザ及びPEDが発生したことに伴う町の対応としましては、備蓄していた消石灰を発生後早期に各畜産農家へ配布し、消毒の徹底を周知いたしました。また、国におけるワクチンの増産も取り組まれており、5月以降ワクチンの供給が徐々に行き渡りつつあるようでございます。各畜産農家におきましては、全力で防疫強化に努められておるため、その結果、現在のところ町内での病気の発生はありませんが、以前として油断できない状況となっております。今回の事態を踏まえ、今後も万が一家畜伝染病が発生した場合に、各畜産農家で消毒剤が早急に確保できない事態を未然に防ぐため、消石灰を備蓄することを考えており、今回の補正予算に計上させていただき、350袋程度備蓄するよう取り組んでいるところです。また、消毒用動力噴霧器についても1台を購入を予定しております。

また、PEDにつきましては、農水省が国、都道府県、市町村の農家を含めた関係者の役割分担、消毒の具体的方法など、疾病発生時の対応のあり方を明記した総合的な防疫マニュアルを9月を目途に作成するとしております。今後も家畜保健所と連携を取りながら、各畜産農家に対して貿易体制の強化を継続していただくよう周知していきたいと思っております。

また、経営面では、PEDに関しましては法定伝染病でないため、国の補償制度はありません。N O S A Iの家畜共済制度はありますが、家畜共済の対象は生後20日以降でありますので、PEDに感染した哺乳豚の多くが生後10日ごろまでに死亡するため、共済の対象とはならない現状があります。今後経営対策として、安定対策として、養豚にかかる家畜共済のあり方について、養豚団体等と協議が行われると聞いております。

口蹄疫及び鳥インフルエンザ等の法定伝染病につきましては、万が一発生した場合、法に基づく殺処分、埋却、移動制限、消毒設備の設置など初動防疫が重要となってきます。発生した場合、県等が中心となり、町等と連携する行政機関の対応が不可欠であり、早期に取り組むことができるように事前対策を取ることが必要となります。

先ほど申し上げましたように、熊本県は防疫マニュアルを作成しております。昨年度も県及び家畜保健所により、防疫演習が行われ、町担当課も加わり、万が一発生した場合を予測した演習を行っております。大津町で発生した場合、県庁、振興局、家畜保健所に防疫対策本部等が設置され、各作業班の編成が行われます。町も対策本部等を設置し、県の作業班にあわせて人員を出動させることとなります。主に消毒ポイントの設置などの作業となりますが、約3日間は市町村での消毒ポイント作業である可能性が高く、24時間の3交代にて運営を行うこととなります。このほか、病状判定後24時間以内に殺処分、72時間以内に埋却完了をする必要があります。また、地域住民への説明など非常に多くの人員が必要となります。万が一、法定伝染病が発生した場合は、熊本県が行う防疫対策に町もその傘下に入り、町としてできる役割に職員の出勤が必要となりますので、本年度におきましては、まず職員に対し、家畜伝染病発生時の防疫措置の流れについて研修を行い、事前に役割ごとの人員体制を整備することで円滑な初動防疫に対応できるよう取り組んでまいりたいと思います。各畜産農家の方におきましては、現在も最大限の防疫対策を講じられておりますので、町として迅速な初動対応ができるよう熊本県と密接な協力体制を整え、畜産農家及び住民の方が安心できるように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 今の町長のほうからと担当部長のほうから詳しく説明がなされました。今言われましたように、熊本県も家畜伝染病対策要綱をつくっておると、町もつくっていると、あとは運用面をどうするかという面が出てくると思います。今、職員の対応についても人事異動等もあつたりいろんな状況がありますので、いつでも危機管理を大切にすることは大切です。そして認識をすることが大切ですので、ぜひ国、県の支持に基づいて関係団体と連携して対応する、町単独でするのは難しいということはわかっております。しかし、それが大きな連携がしっかりと大きなパイプで結び、そしてそれが確実に、迅速に動くということが非常に大切であると思います。今回の多良木町で起きた鳥インフルエンザにつきましては、72時間体制に押さえ込むということが早急にできたということで、国も熊本県の対応をモデルにしたいというような取り組みがなされているようです。これはやはり危機管理のすばらしさではないかというふうに感じます。大津町は農業を中心とする町でございます。その農業が大切な財産となっておりますので、ぜひその辺は連携をとって

いただき、そして職員の方々も大変ですけども、みんなで連携をすると、一畜産関係のとか、農業関係のということだけでなく、認識を一つにして全庁で取り組むという体制あたりをしっかりとですね、みんなで共有していただきたいと。そして、予算につきましても早急に要るものは専決処分でしたり、いろんなこともされております。そういう形で予算も動く必要があります。熊本県も4月に2億2千万円ほど、そして5月には7千100万円ほど専決処分等で対応し、早急に対応したということが、そういう対応の状況にもありますし、農家の支援にもつながっているということが非常に農家の方々も安心をされた、また地域の方も安心されたということでございますので、ぜひ町農業の大きな柱である畜産農家が頼りにするのは、団体でもありますが、市町村であります。まず市町村が自ら動くことが国や県を動かす。そして連携ができるという取り組みになりますので、ぜひその辺は、再度その辺につきまして、今もう決意は出ておりますのでうまく動かせる対応をですね、やっぱり常に考えていただいてやっていただきたいと。今言いましたように、頼りにするのは町でございます。そして、ぜひこのふるさと大津の自然、そして景観を守る農業への支援をぜひ今後も続けていただくようお願いをしたいというふうに思います。

以上で2問目を終わります。

3問目です。消防の幼年消防クラブの設置についてご質問申し上げます。先日、運動公園で大津町消防団の消防操法大会がありました。各分団代表16チームが規律、スピード、消防ポンプやホースの取り扱いなど、総合力で戦われました。その姿は勇壮で、きびきびして伝統ある大津町消防団の風格と素晴らしさを感じ、町の安心安全なまちづくりに貢献されているというのを目のあたりにしたところでございます。しかし、その消防団も人材確保など厳しい状況が続いているのが現状でございます。町では、約30年ほど前から幼年消防クラブ、幼稚園、保育園を巻き込んで結成をされ、現在はすべての幼稚園、保育園が結成をされております。その活動は、結成式や消防署見学、出初式のパレード、演技や最後に卒業式みたいな形の分もやっているようでございます。これは防火に対する意識や規律を多く学び、素晴らしい取り組みだと思っております。子どもの頃から防災意識などの勉強や体験をすることは非常に大切です。全国には、小学生や中学生が参加する、その上の段階の少年消防クラブがあります。平成25年5月現在で全国で4千587団体、クラブ員約42万人、指導者1万4千人が活動し、防火、防災についての知識など、身近な生活の中に見出すとともに、日頃から防火や防災に関する訓練の実施、防災マップづくり、防火パトロール、防災に関する研究や発表会などを実施し、地域における防災意識の思想の普及に努める活動をされております。現在、少子高齢化に伴う人口減少や地域コミュニティの弱体化、住民の意識の変化などを反映し、地域において災害に強い安心安全な社会をつくるために、ぜひ少年消防クラブの活動など必要不可欠な取り組みではないかというふうに考えます。

熊本県内でも多くの小学校、中学校で結成がされているようでございます。聞いたところによりますと、阿蘇の高森中学校では、出初式や運動会で通常点検を行うと、それを発表すること。また、菊池の七城小や中学校でも運動会時に学校で地域の皆さんに規律正しい消防の通常点検を見ていただいて、実施をしたりしているということで、防火、防災意識の啓発につながっているということも聞いて

ております。また、全国の表彰の中に、八代市の八千把小学校や天草の御所浦小学校の幼年消防クラブは、25年度優良少年消防クラブとして表彰を受けたというふうにも聞いております。

子どもたちの防災教育については、一般質問をさせていただきましたが、非常に重要なことであると。学校での取り組みでできるものも必要であると思います。

また、消防団員や防災リーダー等が今町のほうで育成をされております。その方々の有効な活用としても各学校と連携を図って防災の大切さ、そして消防団活動の理解、消防団の活性化や将来の団員確保、そういったものにもつながる有効な手段ではないかというふうに考えます。南小学校でも運動会で消防団の方がホースを担いだリレーを分団ごとの、各班ごとのリレーをされたし、認識をされておられますが、より子どもたちと密接に関わることによって防災意識、そして消防団に対する認識、そういうのも変わってくるんじゃないかと思います。将来の地域防災を担う人材育成につながる少年消防クラブを結成して、地域の安全で安心なまちづくりを推進する考えはないか、町長、教委長にお尋ねを申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 桐原議員の少年消防クラブの結成についてのご質問でございますけども、もう議員ご承知のとおり、大津町におきましては、各保育園、幼稚園につきまして幼年消防クラブがしっかりと活躍しながら、家庭の保護者をはじめ、地域の皆さんにしっかりと消防の火の用心のPRもしっかりとやっておりますので、今後についてもその少年消防クラブでなくして、幼年クラブの推進をしっかりと図っていきたいというふうに思っております。もちろん地域の将来の守る人材としての育成については、十分地域の皆さんとともに子どもたちをしっかりと育てていく環境づくりをしっかりとやっていくために、そのために今後につきましての地域での人材育成を図ってきたいというふうに思っておりますので、少年消防、小学生や中学生については今のところ考えておりませんが、希望、思いとしては学校の体育祭関連等について、その辺のところを種目の中に入れていただければ、その辺の小学校にも中学校にも保護者の皆さんがたくさんお見えですから、それも一つのPRの方法ではないかなというふうに思っておりますけども、教育委員会のほうに、そちらのほうはお任せしたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 桐原議員のご質問にお答えをいたします。

消防団員の確保、防災リーダーの育成、そして自主防災組織の結成は、防災、減災対策の重要な柱であります。しかしながら、現状の中では、少年消防クラブの育成を学校現場で行うということは厳しい状況であります。大津町教育委員会としましても、子どもたちの命を守ることを基本に据え、大津町教育基本構想の中の共通実践事項で、子どもの発達段階に応じた防災防犯教育、交通安全教育を掲げ、学校、園全体でPDCAサイクルで実践をしているところであります。それとまた、本年度特に力を入れておりますのが、教師の子どもと向き合う時間の確保のための学校改革の推進であります。自然災害では、想定した災害を超える状況が起こる可能性が常にあり、今までの単なる知識の防災教育から、子どもたちが主体性を持って自らの命を守るように、そのために行動するという、そんな姿

勢へと、あるいは行動の防災教育への転換が極めて重要であると考えております。様々な自然災害を想定し、子どもたちはもちろんすべての教職員が迅速かつ適切に行動する能力が身につくよう、また、学校にいるときだけでなく、登下校中や自宅。外出先など、いつ、どこで災害に遭っても対応できるよう家庭や地域を巻き込んだ実践的訓練や学習機会の設定について、防災士の皆さんの助言や指導を受けながら支援をしてまいりたいと思っております。

ここで学校での具体的な取り組みを紹介いたしますと、護川小学校では、昨年度保護者や地域を巻き込んだ防災キャンプを実施いたしました。本年度は6月14日に土曜授業として児童の命を守る引渡し訓練を実施し、また、12月7日には、第2回防災キャンプを負担軽減と継続性を念頭にしたデイキャンプとして実施する予定であります。さらに、大津小学校では、課題が見つかる、課題を見つけるをテーマとし、防災士の指導、助言、こういうものを受けまして9月20日に土曜授業として、学校、家庭、地域の連携共同のもと、総合防災訓練を実施する予定となっております。自らの命は自らが守るという自助の考え方を基本に、災害時に自らの安全を確保する行動が取れるとともに、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の考えのもと、将来、安全で安心な地域づくりに貢献できる子どもたちの育成を目指して積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 町長と教育長のほうからお話がありました。消防団員の確保についてはですね、町長がおっしゃるように、非常に厳しい状況があるという状況下であります。その辺をうまく使うためにも子どもたちを介して、子どもたちの保護者である方々とですね、うまく連携をする。やっぱり幼年消防クラブの出初式にも保護者やじいちゃん、ばあちゃん、みんな来られています。しかし、団員にというとなかなか入っておられんと。もう入ってもらいたいばってんというような意見もよく出初式の中でも聞きます。子どもたちを見には来るけども、団活動あたりをお願いしてもなかなか参加していただけない。そういうことで問題点もあるというようなこともありますので、教育現場では、今おっしゃった子どもと向き合う時間を極力取りたいということで、非常に厳しさがあるということだと思います。

また、防災教育につきましても、私のほうから質問した中で、いろいろ取り組みが先ほどありました。護川小学校でのキャンプや防災訓練、実践向きの取り組みがなされているということで、非常に充実をしてきているというふうに思います。そういうことを踏まえてですね、この少年消防クラブをつくったからどうかという問題ではありませんけども、そういう雰囲気をつくったり、みんなで仕上げることが大切だというふうに感じますので、ぜひどこかですね、今よそでやっている分はあんまり大きな学校では確かにできてないのが現状だと思います。中学校や小学校でも、あんまり大きな規模の学校ではやってないのが状況でございますので、もしあれだったらモデル的な学校をですね、をつくっていただいて、1回そういうのを結成までいかんでもそういう取り組みをするというような考えがないか、再度お尋ねをしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 桐原議員にお答えをいたします。

私も1月の出初式で幼年消防クラブのちびっ子たちがですね、パレードをした場面を今も思い出しておりますけれども、あのときもお父さん、お母さん方、地域の方もたくさん我が子が出るということですね、お見えでございました。やっぱりああいった流れといいますか、これはやはり受け継いでいかなければならないと思っております。今モデル校はというご質問でございましたけれども、先ほど申し上げましたように、学校では、本年度は子どもと向かう時間をとにかく確保していろんな問題に対応しようということを非常に重点的に打ち出しております、この中で私自身はしばらく続けて子どもたちの健全育成に結び付けていきたいなと思っております。そんな中でですね、やはり先ほど議員からご指摘ございました、消防団のホースのリレー大会とかですね、あるいは私今ちょっと考えたんですが、例えば地域の小学校あたりの運動会あたりにその地域の幼年消防クラブの出演種目を一つぐらい設けてですね、そういった姿を見せることで、子どもたちはもちろん、地域の皆様、その他保護者の皆様にもですね、防災意識といいますか、あるいは消防団への意識の向上といいますか、そういうのも訴えていったらどうかなという思いも今ちらっとしたところでございます。そういうことも含めまして、今後とにかく防災教育は、先ほど申し上げましたように、地域だけじゃだめでございます。実際、災害が起きたときに動けるように、あるいは率先して自分が何か行動できるようなですね、そういった実践的な姿勢、あるいは行動の防災教育というものを強く打ち出してですね、各学校で重点的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） わかりました。全国にはこういう活動もしているということが認識をされてですね、学校の中でいろんなアレンジをし、少年消防クラブまでいくというのも非常に大切なことですが、その取り組みを考えるということは大切ではないかと思えます。それが引いては青少年にとって貴重な経験になりますし、また、防災意識の向上につながるということは、人材育成にもつながると。人を育てるという面でも大切な問題になってくると思えます。それが引いては大津町をみんなで守る力になるというふうに思いますので、ぜひそれぞれの視点の中で、町長、教育長のほうでまた指示をしていただいて、できる範囲内の中ですね、努力をしていただくことをお願い申し上げます。一般質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。2時05分から再開いたします。

午後1時53分 休憩

△

午後2時03分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） こんにちは。3番議員、佐藤真二が通告に従いまして質問を行います。

今日は3点ですね。子育て支援の取り組みについて、地域防災の進め方について、インターネット

社会と子どもの育成について、この3点についてお尋ねをいたします。

まず一つ目の質問でございます。子育て支援の取り組みについてということで、3月の定例議会でも大きな問題となりました、待機児童の問題につきましても、今回大津保育園の分園方式という緊急の対策をご提案いただいております。短期間での検討大変だったかと思っております。まずそのご努力に敬意を表したいと思います。しかし、現状を考えますと、この対策が最後となることはないと思われまますので、今年策定される子ども子育て事業計画も踏まえ、さらなる対策をお願いしたいと思います。さて、今回は待機児童対策とは別に子育て支援の取り組みについて2点質問したいと思います。

まず1点目、次世代育成支援後期行動計画はどうなっているのかという点です。この次世代育成支援後期行動計画、おえんずアクションプラン、長いのでここではアクションプランといいます、平成22年度から26年度までの5年間の計画で今年度が最終年度となっております。この計画については、大津町次世代育成支援行動計画委員会という審議会、これも長いので委員会と略します。この委員会がアクションプランの策定、進捗管理、計画の公表について調査検討を行い、意見を述べるということになっております。この委員会も時々開かれているようですが、情報公開がなされておらず、開催日、開催回数をはじめ、審議の内容、つまりアクションプランの進捗管理や評価の状況がまったく見えておりません。このアクションプランには、既存、新規の事業をあわせ115もの事業が列挙されております。もちろんこれだけの数ですので、100%すべてが実施されるとは思っておりません。中には計画以上の成果を挙げているものも多数あるようです。しかし、反面、ぜひ実施すべきだった事業であるにもかかわらず実施されなかった新規事業や以前より後退してしまった事業、達成されていない目標も数多くあるようです。現在、大津町子ども子育て会議が開催され、子ども子育て新制度に基づく子ども子育て事業計画が策定されようとしています。この事業計画は、行動計画であるアクションプランの延長線上にあるものではないと、別物だと認識しております。しかし、事業計画の策定においては、アクションプランの評価や課題を踏まえたものであることは必要であるはずで、す。また、アクションプランの翌年に策定されました、振興総合計画の基本事業の成果指標の一つに、子育てについて不安感や負担感を持っている人の割合という指標があります。この指標は、指標につながる事務事業においても、また策定のタイミング的にもアクションプランの評価に直結するものと見ることができますが、その実績を見てみますと、計画当初の現状値が不安感や負担感を持っている人の割合43%であったものが、昨年度は53.9%と4年前より悪い傾向を示しています。そうしたとき、アクションプランの評価、課題をどのように捉えるのか。計画が総花的すぎたとか、児童数の急増に対する対応が優先され、ほかの事業が進まなかったなど、いろいろあるとは思いますが、結果として、子育てに不安や負担を感じている人が増えているという状況を踏まえ、このアクションプランの成果と課題について委員会で、また町としてどのように評価されているのでしょうか。また、このアクションプランは、子育て支援に関わる幅広い施策を取り扱うプランでもあります。

一方で、現在策定中の子ども子育て事業計画は、その中の保育サービスと13の地域子ども子育て支援事業の供給計画を取り扱うものですから、その計画の範囲には大きなギャップがあります。アクションプランが今年度で終わり、来年度から事業計画が実施されるとしたら、このギャップの中にあ

多くの事業を今後どのように進めていく、あるいは廃止していくのでしょうか。今後の委員会で最終的な検証を行うことになるのかもしれませんが、その方向性についてもお答えをいただきたいと思っています。

次に、2点目です。ファミリーサポート事業と一時預かり事業は適正にその役割を果たしていることができているのかという点についてお尋ねします。

まず一時預かり事業、これは保育園等に入所していない児童を理由を問わず一時的に保育園で預かる事業です。保護者の用事や病気、兄弟等でほかの子が病気になった場合などの利用が想定されているものです。この事業については、以前から利用しようとしても保育園に断られるという声が耳に入っていました。12月議会の補正予算の審議でも、この事業に関して平成24年度分の国の交付金を事業量が不足するため返還するというものがあり、事業がうまく機能していないことが伺えます。平成24年度においては、保育園の在籍児童数が定員数の150%を超える時期もあったようで、その中で、保育園が一時預かりを断っていたというのはうなずける話ではあります。平成25年度は少し増加回復しましたが、その要因は、新設の保育園が積極的に一時預かりを受け入れたことにあるようですので、全体としては一時預かりが機能していない実態は続いていると思います。

また、ファミリーサポート事業、これは子どもを預けたい依頼会員と預ってくださる協力会員、またその両方である両方会員で構成する会員制の支援サービスです。現在は、会員が1千人を超えています。先ほどの一時預かりが保育所で保育士が預かる、いわゆるプロの事業であるのに対して、これは地域住民が支え合うという性質の有償ボランティアの取り組みという違いがあります。このファミリーサポートの利用件数は、この5年間で約1千700件から4千500件と2.6倍に増えていきます。この増加の大半は、保護者の仕事や求職活動のための支援となっています。この事業の実施要綱では、既存の保育サービスでは対応しきれないニーズに答えることが目的となっています。この対応しきれないという意味は、保育サービスの提供形態で補足しきれないという意味で、待機児童のように保育サービスの供給が不足しているという意味ではありません。ところが、町では待機児童、つまり保育園に入る必要があると認定されるにも関わらず、受け入れる余地がないために入所できない児童や、単時間の就労であるために待機児童と認定されてない児童の保護者に、とりあえずファミリーサポートを利用したらどうかと案内しています。その結果として、1回当たり5時間以上の預かりを行う件数も増え続け、地域住民のボランティアである協力会員に過大な負担を掛け続けている実態が生じています。

私はこれまで何回も一般質問や委員会審議の中で、ファミリーサポートは待機児童の受け皿でない、あくまでボランティアな取り組みであり、本来、保育所や一時預かりが受け止めるべき保育サービスの代替となつてはいけません。待機児童にファミリーサポートを代替措置として紹介してはいけません、何回も発言してきましたが、未だにそれは続いているようです。

この二つの事業について、事業は本当に本来の目的を果たすように機能しているのか非常に疑問を感じるどころです。

さらに言えば、実はこの二つの事業は潜在的待機児童が顕在化しないようにする働きがあります。

保活という言葉が最近聞かれるようになりました。保育園に入れるようにするためにいろんな活動をするということですが、子育て世帯の所得は以前より低くなっており、母親の就労ニーズが高まっていることはご理解いただいていると思いますが、パートタイムだから保育所に入れない、一時預かりも使えないのならフルタイムの仕事に変わって保育園に入れるようにしようというのがその一つの代表的な考え方です。フルタイムの就労に対しては保育所という支援、パートタイムや臨時的就労に対しては一時預かりという支援、その両方で、例えば保育所への送迎といった細やかな部分に対してはファミリーサポートという本来の機能分担があり、この二つの事業がパートタイムや臨時的就労を支える存在であるということになります。しかし、一時預かりやファミリーサポートがきちんと機能していなければ、パートタイムや臨時的就労の方は、フルタイムの就労に移行しようとするということです。いわばこの二つの事業を充実させることは、待機児童の発生を抑制する水際作戦ということになり、どうしても充実させなければならない事業であると言えます。しかし、先ほど申しましたように、現在の保育園の定員オーバー率の高さを考えると、保育園における一時預かりは非常に厳しい状況にあり、おそらくは今後もその状況は続くかと思われまます。

では、どうやって一時預かり、ファミリーサポートを充実させるか。その提案ですが、昨年度まで地域密着Ⅱ型ということで、今年度から一般型という名前が変わっているようですが、そういう形態に分類される一時預かり事業、保育園ではなく、地域子育て支援拠点などで一時預かりを行う形態ですが、この方式を導入してはいかがでしょうか。12月定例会の委員会において、一時預かりの実績が伸びず交付金を返還するという話を聞いたときにもこの提案をしましたが、その際には、一度検討しましたが実現には至らなかったという答弁をいただいているところであります。

この事業が持つ二つ目の意味、待機児童の発生を抑制する効果という点にも着目して、再度検討して実現していただきたいと思ひます。

以上の2点、子育てに不安、負担を感じている人の割合が増えているという結果を踏まえてのアクションプランの成果、課題についての評価について、また、子ども子育て事業計画と事業の幅のギャップを今後どのように考えていくのかという点。もう一つは、一時預かり、ファミリーサポートの二つの事業はきちんと機能しているのか。一時預かりについては、地域密着型の形態を検討すべきではないのかという、この2点について質問したいと思ひます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 佐藤議員の子育て支援の取り組みについてのご質問についてお答えをしたいと思います。

大津町におきまして、次世代育成支援行動計画は、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に資するため、国の行動計画策定指針に即して、町が平成16年3月に策定をいたしております。前期計画から、そして後期計画が本年の26年度までの5年間の計画が終わろうとしておりまして、そこの計画策定にあたりましては、広く住民や関係者の意見を反映させるため、大津町世代育成支援行動計画委員会を設置し、協議を踏まえて策定を行いました。主な内容としましては、大津町を取り巻く状況と課題、あるいは基本計画、行動計画の推進といったものが大きな

柱となっており、単に子育て支援に留まらず、福祉や健康、医療、教育環境や生活交通安全や要保護児童対策など多岐に亘る計画となっております。後期計画、行動計画も本年度が最終年度でありますので、内容を検証し、国が平成27年度からのスタートを予定しています、子ども子育て支援新制度にあわせて昨年度設置いたしました、大津町子ども子育て会議で各種議論が行われていますので、この後期行動計画の検証や課題についてもご審議をお願いしたいというふうに思っております。これまでの計画、関連等についての実施状況については、議員がおっしゃるに115の事業の中でできるもの、できてないものもあるかもしれませんが、まあまあ半分以上のものができておるものと確信をしておるところでもあります。また、一時預かりやファミリーサポート事業等についても十分でないのは確かでございますけれども、待機児童をまずなくすというようなことを重点的な取り組みとして、各保育園、関係等について、あるいは新しい保育園、関係をしながら待機児童を解消に向けて努力をしております。そのために大変無理を各園にしいらせておりますけれども、そういう中でも、やはり今後については、やっぱり保育子ども支援関連の質を望む保護者関連も出てまいるというふうに思っておりますけれども、その前にやっぱり待機をどうかしてもらわないと働けないというような課題事項もありますので、今後についても、我々が思っている以上に子どもたちの増加が多くなっておりますので、未だに大変厳しい状況を強いらせていただいておりますのでございまして、我々についても大津の保育園分園を今回つくらせていただいておりますけれども、大変くさくさの策で、それなりの費用もかかっておりますけれども、今後についても新たに保育園の充実を図りながら、そして各保育園、関連等の連携をとりながら、その中で子ども支援の充実をしっかりとやっていただくような方向を今後考えていかなくちやならないというふうに思っております。そういう意味におきまして、今までの状況の内容については、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） ただいま町長が答弁しましたように、本町は日本で一番子育てに夢が持てる町という高い理念を掲げ、平成16年3月、全国に先駆け次世代育成支援行動計画、お一えんずアクションプランを策定し、全国的な少子化の流れの中、町振興総合計画に基づき、バランスの取れた各種施策を展開してきました。その結果、平成21年12月には目標人口であった3万1千人を6年も早く達成することができました。このような中、前期行動計画の実施状況を検証し、平成22年度から5年間の新たな行動計画として後期行動計画を策定し、本年度が最終年度となっております。この計画は、未来に向かって育つ親子を地域全体が温かく見守り、応援していくを基本理念として7本の施策の柱を掲げ、子育て支援課所管以外も含め115の事業展開を目標に計画行動をしていこうというものであります。

現在、関係各課の協力のもと、自己評価、検証を行っているところであります。所管の目標を達成しているもの、達成できていないものもありますが、担当課で目標を達成した項目、一部達成した項目等で100点満点で自己採点してみますと60点から70点の間ではないかと思っております。その大きな理由として、これまで保育所の待機児童の解消が最重点課題として取り組んできたことがあげられます。これまで私立保育所や関係者のご理解とご協力を得まして、平成17年度に450人だ

った保育所定員数が各園の改修による定員増や創設により、平成26年度には、目標値の670人を大きく超える860人、190人増となっています。さらに、新規に家庭的保育事業に取組みなどの成果をあげてきました、しかし、その反面、事業規模の縮小及び未実施の事業があることについては、今後の課題であると考えています。

次に、一時預かり事業についてですが、常日頃保育所を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合、また、核家族化の振興や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担を軽減するための支援として、保育所において一時的に預かることで安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的としています。

また、ファミリーサポートセンター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい人、依頼会員と、当該援助を行いたい人、協力会員との相互援助活動に関する連絡調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進することを目的としています。現在、一時預かり事業は、町内の各保育所に委託し、ファミリーサポートセンター事業については、NPO法人に委託し、子育て支援センターで実施しています。子育て世代のニーズが多様化する状況の中、この二つの事業はなくてはならない事業になっていると考えております。

続きまして、一時預かり事業の利用状況ですが、平成17年度には、延べ利用人数が3千389人ありましたが、年々減少傾向にあり、平成25年度には766人になっています。この原因としては、保育所の待機児童の増加が大きく影響しているのではないかと思います。本年、6月1日現在。町内各保育所の入所児童数は公立、私立計7園の合計定員数860人に対して、1千94人が入所しており、127%の入所率となっています。これはもちろん、町が待機児童の解消のために各保育所に基準の範囲内のできるかぎりの入所をお願いしているからです。その結果、一時預かり事業を希望する人を受け入れる余地が各保育所になく、利用が少なくなっているものと思われます。また、ファミリーサポートセンター事業については、逆に年々利用者が増えており、委託をしています子育て支援センターの現場では、依頼会員と協力会員との調整及び連絡に大変苦慮している状況です。これは保育所に入れない人たちの利用が急激に増えているのが原因ではないかと思われます。いずれも児童数の増加や待機児童の問題が大きな要因となって、この二つの事業などに大きく影響をしているものと思われます。それから、平成26年4月25日付けで厚生労働省から、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針についての通知がありました。その主な内容としては、一つ、去る4月16日、次世代育成支援対策推進法の10年間の延長等を内容とする法律が成立したこと。二つ目、国は新たな行動計画作成指針を策定することになるが、地方自治体に新たな指針を示す時期は秋ごろになること。三つ目、各自治体はこれまでの次世代育成支援対策に関する取り組みの評価、検証等を行うこと。以上です。

なお、新たに子ども子育て支援法において、市町村子ども子育て支援事業計画の作成が義務化されたことに伴い、次世代法に基づく行動計画の策定については任意化されております。この通知を踏ま

えて、担当部署としましても、今後行動計画についての検証等を行い、町長の施政方針の町民主体のまちづくりの基本理念のもと、地域の再生、命を守る、子育て教育の推進を重点施策として町の財政力を勘案し、バランスのとれた総合的な視点に立った子育て支援の計画となるように、平成27年4月にスタートを予定しています、子ども子育て支援新制度に向けて、今年度中には、5年間の計画期間とする大津町子ども子育て支援事業計画を策定しますので、そこで様々な議論をいただき、その上で十分評価検証をさせていただきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 今お答えの中で、私のほうでお尋ねしました二つの項目の、それぞれ二つの視点からのお尋ねをしておりましたけれども、そのうち2点についてはお答えがあったかと思えます。一つがそのアクションプランの成果や課題の評価、検証と今後の方針というところですね。そこについてはお話いただきました。

ただその一時預かりとファミリーサポートの2点については、おおよそ私のほうが申し上げたことを折り返されたという印象がございまして、だからどうするのかというところについてのお話がいただけなかったのかなと思ったところです。

もちろん、その待機児童対策を最優先に進めてこられたということについては、それはもうおっしゃるとおりで、私もそこはそのとおりだと思うんですけども、ただ申し上げております、この一時預かりの地域、去年の名前で言うと地域密着型ですね、地域子育て支援センター、地域子育て拠点か、等ですね、保育園以外のところで子どもを預かることができれば、待機児童、潜在的待機児童が顕在化することを抑制することができるんじゃないかという視点ですね。ここについて考えることというのは、これから先もその待機児童対策というのがずっと続くんでしょうけれども、少なくともその水際作戦になりますねということをお申し上げたかと思うんです。そこについてのご意見と、それが妥当な考えであるとすれば、それにどのように対応していくのかというところについて、もう一つお答えいただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 佐藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

先日、熊本県のほうで新制度の説明がございました。まだまだ国のほう、県のほうですね、具体的な内容について明らかになってない部分が結構ございます。今一番国のほう、県のほうで問題視されているのが、0歳、1歳、2歳、特に0歳の部分のですね、量の見込みについてがですね、全国から集まった部分の数値が非常に高いというようなことが問題になっております。この数値如何ではですね、相当数の何らかのハード面の整備が必要になってくるということで、0歳の見込量についてですね、ある程度の試算というか、計算の方法がございまして、その見直しを今検討しているようでございます。私が何を言いたいかと申しますと、問題はどの位の方々が今潜在的なものがありましたけれども、そういった量の見込みが出されなければですね、待機児童対策どういう施策を取っていった方がいいのか、先ほど提案がございました、地域密着型、新制度にもいろんな制度が盛り込まれております。委員会の中にはそれぞれの事業所の代表、専門家の先生、いろんな方々の参画を得ており

ますので、そういった量の部分も出しながら、それから、次世代の中で検証した部分、総合的にですね、これからいろんな部分で資料を提供しながら議論していただいて、早急にですね、今佐藤議員がおっしゃっている一時預かり、ファミサポも含めて、ほかの事業も含めてですね、どういった事業を優先的にやっていった方がいいのか。当然これは検討していかなければいけないと。ただまだまだ国の消費税の問題もございますけども、10%というのが一つの課題であるというようなことも出ております。10%が来年の10月と、制度が本格スタート、内容も含めて法律がスタートするのは28年度からではないかと、それまでは移行期間というような説明がございました。ですから、各保育園あたりも新制度に乗るか、乗らないか、そういった今意向調査がなされております。そういった動きの中でですね、まだまだいろいろな見えない部分がございますので、その辺十分勉強しながらですね、委員さんと一緒になってどういう施策をですね、優先的にしていった方がいいのか。大津町ではどういったものがあうのか。そういったことを十分議論してですね、やっていこうというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 今のお話ですと、子ども子育て会議の中でニーズ等を把握しながらいろいろな手法を検討していくという主旨の内容であったかなというところですか。ただですね、やはりスピードの問題、今どうするかということは非常に大事な事なのかというふうに考えます。確かに、国のほうからもまだ見直し、0歳から2歳について、特に0歳の供給量について、0歳というのは非常に一番保育にお金のかかる年齢ですので、ここの供給量が増えればお金の配分が変わってくるというようなことでおっしゃったんだろうと思いますけれども、現に、今その一時預かりを利用できない方というのがたくさんいらっしゃるわけですね。この方たちの問題をどうするのかという視点については、今から会議の中で検討しながら、あるいは国の方針が、消費税がということいろいろ考えていけばどうなるんだろうなということになってしまうわけです。多分ここでこれ以上お話しても話はあんまり進まないかと思っておりますので、スピードアップして考える必要があるんだという、一時預かりについてはですね。利用したい方がきちんと利用できるような体制をつくらなければいけないはずだということの指摘に留めさせていただきまして、2問目に移りたいと思います。

2問目は、地域防災の進め方についてということです。一昨日の総務委員会の中でもいろいろ議論があったということで、少し重複する部分もあるかもしれませんが、同じ視点になるかと思っております。

地域防災につきましては、特に平成24年の豪雨災害を契機に様々な場所で様々な議論がなされ、町からはいろいろな説明をされているところです。町は昨年の地域防災計画の改定の中で、自主防災組織整備計画の内容を補強し、自主防災組織の整備に力を入れることを計画しました。また、その後、議会においても幾度となく質疑や一般質問において地域防災、自主防災の取り組みが議論されてきました。また、昨年からは実行委員会を組織して、住民、議員、行政の三者協働で開催されてきた、かたらんね地域防災という会議ですね、の議論を重ねてきて、それをまとめあげた呼び掛け文を先般行政議会宛てに提出されているところです。この議論には、地域のリーダーである各区の区長さんも多く

参加され、区長として地域防災を進めていこうとする中での課題や問題提起が語られました。その大きな課題として、地域の防災リーダーをどのように育て、どのような役割を果たしてもらうのかということについて苦慮しておられる様子が伺えます。かたらんね地域防災の呼び掛けの中で、行政への呼びかけとして自主防災組織の結成や防災リーダー育成へのリーダーシップを発揮して欲しいとの内容があり、その具体的な内容に防災指導員、防災リーダーの役割、権限の明確化と地域への説明が必要であるとの意見が出されています。これは幾つかの区の区長さんからの意見がきっかけとなったものですが、区長さんとしては、地域では、防災の責任者でもあるが、やはり防災という分野ではきちんとした知識を持った人が担当するか、そういう人の補佐が必要だとのことでした。もっともなことだと思います。そうした中、今年度当初予算において防災リーダー育成支援事業が立案され、今回の補正予算でも事業の委託先が決まったと見受けられます。

もう一つ、地域防災指導員という言葉も出てきます。こちらは20人として報酬も予算化されています。これまでの議会やいろいろな場所でこうしたことを部分的に説明をしてこられました。しかし、周りの人に話を聞いても何となく受け止め方が違っている部分があります。

自主防災組織と言った場合、これは基本的には共助の話です。地域の防災リーダーの役割も最終的には地域の自治の中で決めるものではありません。しかし、それにはどうしても町の後押しが必要になります。自主防災組織の育成を町が推進すると、自主防災組織整備計画で定めているわけですから、これはなおさらのことです。防災リーダーの育成も防災指導員の配置もこの後押しとしての町の取り組みだと思えますし、地域としてはうれしい話だと思えます。せっかくのいい施策ですので、これをもっと具体的、体系的に住民にわかりやすく説明していただければと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 佐藤議員の自主防災組織関連等についてのご質問でございますけども、九州豪雨災害関連等につきまして、十分検証を行い、地域の防災力をいかに向上させるかと、それには自分の身は自分の身で守る、自分たちの住む地域は自分たちで守る、そういう自助、共助への取り組み、また公助の取り組みを強化をし、大津町の防災、減災対策の方針といたしております。地域の実情をよく知った身近な人たちが災害発生の初動対応において、迅速に対応することが被害の軽減につながるなど、地域の持つ役割がいかに重要であるか。そして、行政主導や依存の防災では限界があることを認識させられました。現在、自主防災組織を活性化していただくためにも、防災資機材等の購入補助、しかし何と言いましても人でございまして、地域を自分たちで守るという意識を持った地域防災リーダーを育成すること。人材育成の取り組みが重要であると考えております。防災士とは、自助、共助、公助を原則として、地域社会の様々な場で減災及び地域防災向上のために活動が期待され、かつそのために十分な知識や意識、技能を有する人材として特定非営利活動法人の日本防災士機構の認証登録を受けた方を言いますが、そこで町におられる防災士の資格を持った人に、防災指導員として20人に委嘱を考えております。20人につきましては、各小学校校区から2人とこのような資格を持った指導員の関係を7名ぐらいの方を、一応そのように思っております。

議員ご質問の防災リーダーなどの権限や業務についてですが、地域において、防災知識の普及や自

主防災組織の育成や防災訓練の指導に関する事で、地域住民の防災意識の高揚や組織の活性化をお願いするものですが、今後は防災指導員の連絡会などを開催し、地域に出向き、地域で防災計画や危険箇所マップなどを作成し、先進事例の紹介などを行いながら支援し、防災対策の推進を図っていきたいというふうに思っております。

今後の進め方、関連等につきましては、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議員ご質問の地域防災への進め方ということで、防災リーダーの権限や業務をどのように予定しているかということでございますけれども、先ほど町長のご答弁にもありましたように、防災指導員設置要綱ということで、町民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等防災対策の推進を図るためということで、防災指導員の設置を規定をしております。職務内容につきましては、防災知識の普及、それから自主防災組織の育成、防災訓練の指導がありまして、指導員の定数は20人以内ということで、先ほどの町長答弁がございましたように、委嘱するというような形になっております。今回、ご承知のように、防災士につきましては、今回募集を行いまして、防災士研修センターへ委託いたしまして、9月に50名の方に受講していただき、防災士の資格取得による防災リーダーの育成についての取り組みを進めております。防災士の基本理念に基づきまして、防災士は地域の防災、コミュニティに積極的に参加いただきまして、防災、減災に関わる活動や多様な組織、団体との連携をしていただきますとともに、地域に密着した防災意識の啓発、防災訓練等の活動を通じて、助け合いの精神のもと、可能な範囲でボランティア活動を行うなど、それぞれの地域などで状況に対応してリーダーシップを発揮していただき、その活動の中核となることが期待されております。防災士の方につきましては、身近な地域などにおきまして、自発的意志に基づく互助、協働のリーダーともなる存在でございまして、災害によって生じます生命、財産に対する損害を軽減させる役割など、多数の役割を担っておられると思います。

防災士資格につきましては、ご承知のように、民間資格でございますので、特別の権限や義務を持つものではございませんけれども、防災リーダーの役割を考えますと、地域や行政との連携を図るとともに、防災力向上等に向けての今後の町の取り組みといたしまして、先ほどの町長答弁にございましたように、防災指導員20人を校区の推薦により本年度に行い、各校区ごとに配置を考えておるところでございます。

指導員につきましては、各校区内の自主防災組織の防災士資格を持つ方など地域防災リーダーへの指導等の役割を担っていただきたいと考えております。

今後の具体的なスケジュールといたしましては、年度内に防災指導員の委嘱とあわせまして、町内在住の方に呼びかけいたしまして、防災士の防災リーダー連絡会の開催と、それから、自主防災組織連絡会の開催を行いまして、情報交換、それから今後の地域防災力の向上のための協議を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 非常に詳しいご説明をありがとうございます。やはりお伺いだけではちょっとまだまだわかりにくいというか、曖昧な点も多いかなというところがございます。例えば、その今校区2人プラスというなお話も、多分今私としては初めて耳にした話ですし、まだまだそのイメージとして固まっていないんだなということがちょっと感じられるところです。それでもこの場ではですね、一定の理解はできたところです。その今お答えいただいた内容というのは、私たちはもちろんですけども、やはりその地域住民にもきちんと説明されなければならない内容だと、理解していただきたい内容だというふうに思うところです。例えば、その今自主防災組織を立ち上げようと検討されている区もたくさんあるかと思います。自分たちがどうやってその組織を立ち上げて活動していけばいいのか。そのときにどういう人材が周りにいてサポートしてくれるのかというようなことは、やはりぜひ知らせるべきことだなと思うわけです。今の時点では、まだ今のお話を例えばイメージ図にしてくださいと言ってもすぐにはできるような話でもないなというふうに感じたところです。これはこれからの課題としてでも結構でございますので、ぜひ自主防災組織の設立、活動のハンドブックといったですね、そうした形での情報提供によってですね、地域の方をですね、地域の自主防災のサポートしていただければなと思うところですけども、そしてハンドブックの作成等についてお考えがあるかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

先ほどご説明を、状況あたりを報告させていただきましたけども、今回、防災リーダーの連絡会、また自主防災組織の育成に関しましては、当然、広報なりホームページあたりで住民の方にですね、こういった形で進めてまいりますという、そういった周知は当然させていただきまして、関係の方々に対しまして、そのような地域ごとに、校区ごとにそういった方々がどのようにこう活動、役割担って活動していただくかということは、当然この連絡会、また自主防災組織の連絡会あたりも含めまして、地域のそれぞれの事情がありますので、状況に応じては活動、取り決めができるような形を当然考えていかなければなりませんので、そういった連絡会、活動の中でそれを検証しながら整理をさせていただいて、それでまた各地域に整理させていただいたものを、また事例的なものを含めてお返しして、またそれを参考に全体的な地域防災力の向上につなげることができればというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） わかりました。ぜひですね、先ほどのハンドブックという言葉を使いましたけれども、そういった点も含めて進めていただければなと思います。

それでは、3問目に移りたいと思います。インターネット社会と子どもの育成についてということです。3つ目は教育長にお尋ねいたします。

インターネット社会と子どもの育成について。子どもとインターネットやネット機器の関係（特にマイナス面）についての認識と、学校教育・家庭教育の取り組みについてです。

私は、世の中にインターネットが普及し始めた時期、二十数年くらい前から教育とインターネット

に関わる仕事を続けてきました。この間、インターネットやICT技術は学校教育の中でも有効に用いられ、最近では子どもたちがタブレット端末を教室で使うようになったところもあります。しかしその反面、学校でよくインターネットの陰の部分という言い方をされますが、子どもたちがインターネットやICT技術を使っていく中での問題が次々と起こってきました。初期の段階では、不適切なサイトの閲覧や掲示板への書き込み、その後、携帯電話が普及を始めると、プロフや学校裏サイト、出会い系サイトの利用、ネットいじめ、またゲーム機がネットワーク接続され始めたころからは、オンラインゲームのやり過ぎによる生活時間の崩壊などがあり、こうした問題は今でも根本的な解決には至っておりません。

ところで、教育長は、町のホームページに教育長の部屋というコーナーを開設され、教育長ご自身のお考えを直接町民、保護者、先生、子どもたちに語りかけておられます。この教育長の部屋は、今年教育長変わられてから始まったことで、これまでにない取り組みで素晴らしい取り組みだと認識しております。しかし、先日のその記事のネット社会が及ぼす影響という記事、これは少し残念な感じがしたところですが、記事の中で触れておられるのは、ポップコーン脳とネトゲ廃人についてですが、これはかなり以前の5年ほど前に語られていたような問題です。現在、最も大きな問題として認識しなければならないのは、スマートフォンの普及に伴うLINEを代表とするSNS、オンラインゲームアプリの過剰利用による、ながらスマホやネット依存、スマホを手放せなくなってしまっている子どもたちの状況ではないでしょうか。ポップコーン脳やネトゲ廃人が場所で言えば自宅、情報機器で言えばパソコン、携帯、ゲーム機という環境での問題だとすれば、現在の問題は、場所で言えば、どこでも、情報機器で言えば、パソコン、携帯、ゲーム機のすべての機能を備えたスマートフォンという環境のもとでの問題となります。つまり、この問題の主戦場はすでにスマホに移っているということです。私の耳にも既に幾つか話が入ってきております。LINE外しというSNS上の仲間外しや、オンラインゲームをよく理解せずに使ったことによる高額請求、これ20数万円の請求を受けたというふうに聞きましたけれども、大津町の中で既にこういった問題が起こっているようです。

教育長はこうしたインターネットと子どもの関わりの中にある現在の課題についてどのように理解し、問題意識として捉えておられるのでしょうか。また、その問題意識を踏まえ、学校教育と家庭教育支援にどのような方法による取り組みが必要とお考えでしょうか。また、実際に大津町の子どもたちの中で起こっている子どもたちの心身の安全を脅かす事案の発生をどのように学校と教育委員会が把握し、対応しておられるのでしょうか。学習指導要領とか、学校経営論とか、指導計画とか、そのあたりのことは承知しておりますので、一般論ではなくて、教育長のお考えと、大津町の実態、具体的な取り組みということでお答えいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

ただいま議員からご指摘いただきましたように、4月から町のホームページのほうで情報を発信させていただいておりますけど、私自身が今ご指摘あったようにですね、今の高度情報化社会のこの進

み具合といたしますか、このスピードについていけないという面もございましてですね、ちょっと古い情報を発信したような気持ちでございますけれども、私あれに出会いましたとき、ネトゲ廃人とかですね、ポップコーン脳ですか、こういった非常に強烈な表現にですね、非常に衝撃を受けたという記憶がございます。そういった意味でですね、おそらく学校の先生方は私よりもちょっと進んだ知識をお持ちでしょうけれども、一般のご家庭の保護者の皆さん、あるいは地域の方々はですね、私程度の、程度といたらおかしいですけれども、の情報化社会に対する認識度ではないかなと思っております。そういった意味であれを書かせていただきました。

私自身、高度情報化社会に生きる今の子どもたちですね、この情報活用能力を身につけてもらうということは、もう基礎・基本の力の一つになっているのではないかなと、文部科学省もそういうふうに言っておりますけど、私自身もそういうふうに思っております。しかし、先ほど陰の部分というご指摘がございましたけど、そうした素晴らしい明るい明の部分もございますけれども、最近のいろんな子どもたちが巻き込まれております事件を見ておりますとですね、非常に陰の部分、暗の部分が出てきているように感じております。

先日、残念なことに県内の女子高校生が悲惨な事件に巻き込まれましたけれど、あの裏にもやはりスマートフォンですか、ああいった情報化社会の陰の部分がちらほらと見えてきているような、そんな気がいたしております。そういった意味でですね、今後やはり教育の場でもですね、この情報活用能力をどんどん付けさせるという、明るい部分はどんどんこれは進めていかなければなりませんけれども、と同時に、同じぐらいの力をですね、その陰の部分にも注いでいかないとですね、今後子どもたちが様々な事件に巻き込まれて被害者になるという可能性が高いかと、そういうふうに認識をいたしております。

先日、読売新聞を見ておりましたら、総務省が調査した結果が出ておりました。これは都立高校生に調査を行ったようでございますけれども、都立高校生の6割が1日に4時間以上こういったいろんなものにですね、関わっていると言いますか、そういうことで寝る時間もない。あるいは24時間手元に置いておかないと、さっきLINE外しとおっしゃいましたけど、いじめの対象になる。まさに戦々恐々として過ごしているような姿も私は見えているなと思っております。果たしてこれで子どもたちがですね、健全に育っていくのかどうか。心の面でもですね、含めまして、非常に今危惧をいたしているところでございます。

大津町の児童生徒がですね、このような悪質な事件に巻き込まれたという報告は、今のところ私自身の耳には入っておりませんが、おそらくひょっとしたらですね、高額請求とか、いろんなことでですね、悩んでいる子どもあるいはご家庭があるのかなと、そういう気もいたしております。そういうことも含めて今後ですね、堪能な方、この情報化社会に非常に堪能な方、議員も含めていらっしゃいますので、そういった方々ですね、ご支援、ご指導いただきながらですね、各学校に入っただいて、このあたりの教育を進めていきたいなと思っております。

特に保護者の皆様対象にはですね、県警のサイバー情報課から講師を招聘いたしまして、SNSの講演会を開催したり、あるいはビデオを視聴しましてですね、子どもと保護者でその意見交換を行う

と、そういうことも実施した学校も実は町内にはございます。

それから、県の教育委員会ではですね、安全なインターネット利用について教師を指導する情報安全ファシリテータによる出前講座を進めております。こういったものをですね、利用いたしまして、子どもたちはもちろんのこと、保護者の皆さん、地域の皆さん、そして先生方をはじめですね、関係する皆さんにですね、それに関する知識を深めていただきたいなと思っているところでございます。

それから最後にですが、文部科学省がですね、情報化社会の新たな問題を考えるための教材、安全なインターネットの使い方を考える指導書手引きというのを作成いたしております。先日私もちょっと開いてみたんですけども、いろんな視聴覚教材もあるようでございますので、こういうものをダウンロードしてですね、各学校で積極的に活用していただければなと思っているところでございます。

現在、町の教育委員会とですね、町の校長会とでスマートフォン等の使用について話し合いを進めているところでございます。そういった内容をもとにですね、今後は町のPTA連絡協議会とも連携をしてですね、そういった輪をさらに深めていきたいなという気持ちでおるところでございます。

以上お答えを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 教育長のお気持ちというかですね、認識については十分理解できたところでして、ぜひ様々な局面で進めていただければなと思うところです。ただ一つ、ちょっとこれ漏れたのかなと思われるところが、家庭教育支援ですね、どうしてもこの内容、もちろんその学校の中でも様々な取り組みが必要ですけども、家庭でも取り組みが必要だということになります。そうしたときに、学校が担っております家庭教育の支援ということで何らかの取り組みが必要なのではないかなと思うところです。以前、町のほうでノースクリーンデーといった取り組みをされるというような話を聞きましたけれども、知っている保護者に聞いたところ、いやそれ何と言われるようなところもありまして、あまり広がってはいないようであります。どうしてもですね、家庭教育に踏み込むとなると、行政としてはアプローチが難しいところがあるんだろうなということもございますけれども、そこは学校が持つその機能として、ぜひ家庭教育のほうを進めて、支援していただきたいなと思いますが、そうしたやり方に関してですね、お考え等があれば、現状も含めて短くご説明いただければなと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） お答えをいたします。

町ではですね、3つの約束というのもございます。それからノーテレビデー、ノーゲームデーにつきましては、教育基本構想の家庭教育の共通実践事項にも取り入れておりますので、これを中心にしてですね、各学校でさらに取り組みを進めてまいりたいと思っています。特に北小学校あたりはですね、ノーテレビデー、ノーゲームデーだいぶ一生懸命されているようでございますので、このあたりの実践発表も実はPTAの発表会でしていただきましたけれども、こういったものを確認いたしまして、先ほど申し上げました、PTA連絡協議会あたりともですね、連携を図りながらですね、家庭教育の面でもさらに取り組みを進めていきたいなと、そういう考えでおります。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 家庭教育のほうもですね、いろいろお考えいただけるということで、そこはありがとうございます。ただどうしても最後一言気になること言わせていただきますと、学校での取り組みというのは、学校によって取り組み方の濃淡の差が出るということですね。まあむらがあると言ってもいいかと思えますけれども、ところが、情報モラルの教育、情報安全教育、こういったものについてはむらがあってはいけない部分だと思えますので、そこがぜひ均等に、どの学校に行っても実施されているというような姿をですね、実現させていただければなということを要望としてお伝えして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。3時10分から再開いたします。

午後3時00分 休憩

△

午後3時09分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） こんにちは。午前中は私の家内の手術の立会いのため出席できなかったことを深くお詫び申し上げます。

第1問目は、習熟度別少人数数学級についてであります。話を少し遠くから始めてみたいと思います。あの人は頭がいいねとか言いますが、それはときによって暗記力であったり、理解力であったり、また発想の素晴らしさであったりします。世の中には、常識では考えられないような脳を持った人たちがおります。皆さんご存じのサヴァン症候群とは、自閉症や知的障害のある人が特定の分野で突出した才能を発揮する症状だそうです。エジソン、ガリレオ、ニュートン、ベートーベン、ダヴィンチ、アインシュタイン、モーツアルトもサヴァンではなかったかと言われているようでございます。テレビで見られた方も多いと思いますが、今実在するサヴァンとして、日本には磯村靖幸さんがおります。彼は生まれつき盲目ですが、どんな曲でも一度聴けば完全に記憶して、その場でピアノで再現できます。しかも一度弾いた曲は1年経っても弾くことができると。記憶している曲はクラシックを中心に1万曲だそうです。とても人間技とは思えません。脳科学者の中野信子さんは、靖幸君の頭の中には容量がすごく大きいハードディスクがあるようなものと、整理しなくてもいろいろなものを保管しておくことができる。記憶が決して古くならず、古い記憶を瞬時に引き出せると言っています。常人とは全く異なるサヴァン症候群であります。

それでは、常人の脳はどこまで賢くなれるのかと、昨年、日本ナンバーワンの頭脳王決定戦というクイズ形式の番組がありました。私これビデオで撮っていたんですけども、我はナンバーワンと自信を持つ人を一般から募集して勝ち抜き戦で行われておりました。暗記力、語学力、数学力などの総合力の対抗戦です。最後に残ったのは、現役の東大医学部生の亀貝君と京大医学部生の廣臣君でした。

その中での問題を一つ紹介しますと、五つの問題が文章で同時に出题されます。画面に五つの問題が文章で同時に出题されます。問題が表示される時間はたったの4秒です。その問題を今こうやって拾い出して、私がここに書いてみますと、1番目ですね、干支で辰の次はと、これが1問目。2問目が、天気記号で◎の意味はと。3番目、トランプの黒はクラブと何かと。4番目、箱根駅伝、1月2日は往路か復路かと。5番目、 37×9 は。この干支で辰の次はというと、私だったら、子丑寅卯辰巳だというふうにこう考えるわけですけども、また5番目の 37×9 とくれば、 37×9 はとこうやって計算入るわけですけども、たった4秒なんですよね、この5問が。それで実際は私は5問を読み終えることすらできませんでした。だが、この廣臣君は、5問全部正解しました。専門家によれば、同時瞬間多能は右手と左手、右足と左足で同時に作業する能力に近いと述べております。こんなにレベルの高い人がいるんだなど、ただただ唖然とする次第でした。しかしながら、生まれつきの能力か如何ともできませんが、持って生まれた能力でひたすら努力するしかありません。天才と呼ばれるある大学教授が中学、高校で教える数学は頭ではありません。決められた解き方を覚える暗記科目ですと述べていますから、ただただ努力することでしょうか。

全国的に算数、数学を中心に習熟度別少人数学級が普及してまいりました。数学などは積み上げの科目のために、最初から段階ごとにマスターしていかないと次へは進めません。わからない状態で授業を受けることは児童生徒にとって苦痛であります。この制度は、優れていると思います。さらによくするために質問するものです。

1番、大津町の現況はどうなっておりますかと。2番、どれくらいの効果が上がっていますか。3番、今後どのように改善していかれますか。

1回目の質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

現在、町内の小学校においては、小規模校を除く5校が算数で実施をいたしております。学年は3年生以上で行われております。また、中学校においては、英語と数学で行われております。各学校標準学力テスト、単元別テスト、レジネステスト、これは事前テストというものでございますけれども、こういうもので児童生徒の学力の状況等を把握、分析の上に、児童生徒及び保護者の希望等を考慮して少人数のクラス分けが行われているのが現状でございます。また、習熟度別少人数学級は実施はしておりませんが、町の学習支援指導員による算数のティームティーチング、TT授業を実施をしている学校もございます。

その結果、小学校では、児童の学習の定着状況に応じて単元ごとでも指導体制を変更することができ、より個に応じた決め細やかな指導が行われることで、落ち着いた学習態度の習得が得られ、発表の機会が増えたことで、一人一人の児童の学習意欲の向上につながっております。さらに、学習の停滞を防ぐことにもつながっております。そして、そのことで児童も自信を持ち、安心して学習ができると、そんな場になっているというところでございます。

その結果、県の学力学習状況調査、全国標準学力検査、これNRTと申しますけれども、こういう

ものでは全国あるいは県の平均を大きく上回っている現状でございます。

一方、中学校では、小人数のため、一人一人の達成状況や課題を把握しやすくなり、生徒からは疑問点などを授業中に質問しやすくなったと、そんな声も聞こえております。そして、全国標準学力検査の結果では、数学、英語ともに全国平均にほぼ一致しており、学年によっては2教科とも全国平均を上回っております。

今後の改善点としては、次の2点が考えられます。一つ目は、学校改革を推進し、授業進度、進み具合ですけれども、授業進度をあわせるための少人数指導者同士の十分な打ち合わせの時間を確保していく必要がございます。二つ目は、今後学級数の増加に伴い、教室が不足していることも考えられます。また、教室の増加に伴い、デジタルテレビやデジタル教材の数量が不足していることもあります。そこでハード面、つまり教室、あるいはITC機器等の条件整備を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 今説明がありました中で、2番目のどれくらいの効果が上がっていますかということで、テストで確認しているというふうなことなんですけれども、しかし本来は効果がどれくらい上がっているかというのは、そういうふうにはやってない場合と、やってからの違いというのじゃないと本当は効果というのは確認できないのかもしれませんが、少なくとも少人数学級でクラス分けをしてやっているわけだから、少なくとも教えてきて、そのクラスごとに、特にその低いほうのクラスですか。習熟度が低いほうのクラスの方は、結果として、100点近くにならないかというのじゃないかと思うんですけど、その辺いかがですか。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 実施のあとの結果ということでございますけれども、標準学力検査等々、私も実際学校訪問等で見せていただいておりますけれども、経年変化を毎年をずっと比較していきますと、もちろん上がり下がりはいくつございまして、全体的に右へ上がっているというような状況でございます。それがこの標準学力検査は、知能検査の状況ともこう対応して、成就値というのが、この能力に対してどれくらいの学力が付いているかという数値も出てくるわけでございますけれども、それのですね、普通はまあ3、真ん中が標準偏差で一番高いんですけども、いろんな状況を見ておりますとですね、これが4段階が一番多いとかということで、全体的にやはりですね、先ほども言いました、右側へシフトしているという状況がございますので、こういう結果を見ておりますとですね、やはり習熟度別あるいは少人数学級の成果というのは、確実に出ていっているのではないかなと思っております。

それから、分けた場合の、ABに分けた場合のこちらのクラスの子どもも100点に近いような状況にいくのではないかとございまして、まあこれは全員が100点を取るといことは非常に難しい状況でございますが、小規模の学校ではですね、本当に一つのクラスがものすごく高い状況でですね、それに近いような状況もときには生まれるというような話も聞いております。そ

うということですね、本町における子どもたちの学力の面では、非常に効果のある取り組みであり、各学校一生懸命取り組んでいらっしゃるというところでございます。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） そのあと3番目の今後の改善のことなんですけども、結局、これは教育の、あるいは教育者の原点になるのかもしれないんですけども、そのある数学なり、英語を教えると、教えるということは、それはそれでいいんですけども、私の体験としてちょっとお話してみたいと思いますけど、私が中学校のころ、数学の先生がその2人いらしたと。両方から教わっていたと。そうしますとですね、ある先生、もう亡くなられたけど久保田先生といらした。この先生はですね、その問題いろんなその教科書に載っているようなことを教えて、そして最後にですね、一つそのテーマなりですね、クイズみたいなのを出されるんですよ。こういう問題があるけども、これどういうふうに解けばいいかみんな考えてこんかと。別にそのそれを宿題というか、持ってこんといかんというわけじゃない。しかしですね、クイズみたいにですね、何かこう問題を出されるとですね、たった1問ですから、何とかそのこうやれば、ああやればとこう考えながら帰っても、誰かに聞いたり、それからその上級生に聞いたりしながら、そのやっぱし何かその解決しようという前向きなその姿勢というのが生まれるんですね。これはすなわち、その教科に対するその興味、これが生まれてくる。そうすると、その子は自然と自分でそういう分野で勉強するようになる、興味を持つから。それが本当の学校の先生、教師の姿だと。興味を持たせると、自分が教えるんじゃない、生徒たちに学ぶ意欲を植え付けると、これが本当の教師であり、じゃないかなと思うんですね。だからもう1人の先生は、ちゃんとした先生で教えていただいたけども、やっぱりそれはそがんこつはその数学の教科書に載っとるですたというように感じて、別におかしくはないけどですね、だけどですね、やっぱし1年ぐらい経ってみますとですね、その久保田先生のほうのクラスの点数が総体的よくなっていくんですよ。だから、そういう意味でですね、この本当は一番大事なその先生、教師の改革、改善、これが一番僕は大きいと思うんですけども、教育長その辺いかがですか。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） お答えをいたします。

懐かしい久保田先生のお名前が出てですね、私も中学校時代を思い出しておりますけれども、今議員ご指摘のとおりですね、やはり子どもたちが学習を行う上で、根本にはやっぱり意欲ですね、それをいかに意欲づけを行うかと、これは非常にやっぱり指導者側の大きな責任だろうと思っております。その一つとして、今久保田先生が最後に一問これに挑戦してみらんかということを出されたということですね、これ非常にいい手法ではないかなと思っております。今で言うなら、発展的な扱い、活用の部分にあたるのかなと思っておりますけれども、やはりそのあたりもですね、今若い先生方ですね、機会あるごとにですね、校長先生、教頭先生あるいは私たちもですね、話し込んで、実はこんな部分もあるんだよということをですね、話ながらですね、ただ教科書に書いてあることをきちっと教えればこれでおしまいじゃなくて、プラスアルファな部分でですね、本当にこれに挑戦すること

で子どもたちが達成感、満足感、そして意欲に結び付くということになるかと思しますので、貴重なご意見として、これは参考にさせていただいてですね、今後いろんな機会で先生方にそんな取り組みを一つ考えて欲しいなということで進めてまいりたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 2問目に入ります。つつじ祭りについて。1番、つつじ祭りは町が事務局を務める「実行委員会」を核に運営されております。その中で、「明日の観光大津を創る会」の貢献には頭が下がる思いでございます。長年にわたってボランティアでずっと活動されている。現在のつつじ祭りがあるのは、ここの貢献のお陰だと思っております。

そこで、1番として、企画、運営はどのように行われているか。2番、よその「祭り」や「つつじ」の研究はされているか。視察は行っているかと。これは実行委員会だけでなく、その町の商業観光課なりですね、その町自体で「祭り」とか、それから「つつじ」の研究なんかされていていらっしゃるかどうか。視察と、私は視察と非常に大事なことだと思っているんですね。よそのいいところを真似るということはこれ大事なことです、これは。視察はされているかということ。3番目には、学校、幼稚園、それから保育園の生徒児童を中心としたパレードなどがメインとなっておりますが、これはこれで立派なことでもずっとやってきたんですけども、少しマンネリにはなっておりませんか、今少し変化とインパクトがあってもよいと思うのですが、そういう考え方はないかと。4番目に、協賛スポーツ大会が行われております。これ野球とかソフトボール、それからバレーボールとかですね、サッカーなどの協賛スポーツが行われておりますが、それらはその非常に町の宣伝になっていると思います。しかし、それなりですね、大会の援助、優勝旗とかですね、副賞とか、そういうのは出されているか。今後の改善は考えてらっしゃるか。5番目、かつて文化の面から、これは荒木町長のときですね、「つつじの里の音楽館」でアーティストを呼んでおりましたが、これはいろんなその熊本市との絡みもあったわけなんですけども、こういったのを復活する考えはないかお尋ねいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の大津町のつつじ祭りの件についてでございますけども、つつじ祭りは大変大津町の祭り、やはり花と言えはつつじ、つつじと言えは大津町と言われて、多くの皆さんが町外から大津町の祭りを、つつじ祭りを楽しみにおい出しておいで。それはやっぱり祭りが始まった当時、地域の皆さんのすごい熱意によって仮装行列や三味線太鼓で舞台を駆けて一帯となったそういうイベントが昔行われておる、その伝統あるつつじ祭り、これはやっぱり一つは商工会主催で今までやってこられた中での感謝の気持ちが表れるというか、もてなしの心で祭りが続いてきた流れがあるんだなと思っております。そののちに明日の観光という地域振興という県のほうからの指導でその団体ができあがりまして、異種業種の若い人たちが取り組みながら、この祭りを盛り上げながら大津町をしっかりと元気な町にしていこうというようなことで流れが変わってきて、現在についても企画運営関係等については、阿蘇の観光のほうからやっておられるようでございます。もちろん、

つつじ祭りについての状況は今言ったような中での実施をされておるわけでございますけども、子どもたちのパレードとか、あるいはある程度マンネリ化しておるものもあるかもしれないし、あるいはまたいろいろと聞く中で、大津音頭とか、いろいろな形の中での踊り問題とか、いろんなものがいろいろ今長くなってマンネリ化しておるところも多々あるというふうには思っております。もちろん、そのほかに新たに協賛スポーツ大会というものは各日にちを延ばしながら各会場、大津町で行われております。そういう大会にあるクラブの、例えばバドミントンクラブというような形につきましては、町外からお見えになられる参加料をいただいておりますけども、その参加料のために、例えば500円の券を発行しながら、それで大津町の野菜関連等の販売というか、特産品を販売というか、それに変えていただくというようなことで、500円以上の地域振興につながってきておるような取り組みも、それぞれの体育の方々が知恵を凝らして町のためにしっかりと頑張らせていただいております。つきまして、本当に頭の下がる努力をされておるような状況でございます。そういうようないろんな形の中で、祭りが続いてきておるわけでございますけども、今後の祭りについてもしっかりと検討をしていかなくちゃならないというふうに思っておりますが、現状等については、また担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） つつじ祭りのイベントの内容としましては、中心市街地やつつじの名所である昭和園等を中心に、歩行者天国やパレード、ステージイベント、各種スポーツ大会、江藤家住宅一般公開などを開催し、町内外から多くの観光客で賑わっているところでございます。以前は仮装行列などいろいろなイベントが開催されており、籠かきレースのラジオ実況放送が行われたこともあるようです。ここ数年は、JR九州との連携により、JR九州ウォーキングが開催され、多くの方々にご来場いただいております。今後は、本田技研工業のエンジョイホンダがつつじ祭りと同日に毎年開催され、2万人近い人々が来場されておられるようでございますので、つつじ祭りと連携することやほかにつつじの名所がございまして、それをご案内することなどを考えております。

企画と運営についてでございますが、現在は、明日の観光大津を創る会が中心となって、企画から運営までを行っております。つつじ祭りが開催されるには、まず明日の観光大津を創る会の中の花祭り企画室で昨年の実績や反省をもとに、つつじ祭りの企画書が作成され、役員会と総務委員会の会議を得て、つつじ祭り実行委員会が結成されて、実行委員会が3回ほど開催されております。実行委員長には歴代の町長が就任され、実行委員には各種参加団体が加入されています。

つつじ祭りの基本コンセプトは、昭和園やオックス周辺、中心商店街など至るところで子どもたちの明るい笑い声が溢れ、青空のもとで遊んだり、食べたりしながら、大津町町花つつじに包まれて楽しい一日を過ごし、その思い出を記憶の中に鮮明に残してもらおう祭りとする。昭和園、中心市街地、役場前の3カ所をメイン会場としてイベントを計画するようになっており、キャッチコピーはつつじの花と子どもたちでございます。イベントの会場の内容ですが、昭和園では、4万本のつつじを見てもらいながらイベントを楽しんでもらい、中心市街地では、通行止めを行い、東西に關所を設置し、通りでの少年武者行列やパレードを行い、役場ではステージイベントを開催し、町づくり交流センターで

は、つつじの名花店やイベントが開催され、歴史文化伝承館では、梅の造花の展示が行われて、商店街の活性化を図っております。オークスプラザ周辺では、第11代横綱不知火光右衛門顕彰の会が中心となり、子ども相撲大会や防災プラザが行われています。また、つつじの名所の日吉神社では、夜間につつじのライトアップを行っております。

研修については、過去の研修としては、久留米市など県外への視察を行うなど、祭りを盛り上げるために視察研修を行っており、近年の視察としては平成24年度に軽トラ朝市の視察研修を行い、平成25年度につつじ祭り役場から西側で軽トラの朝市ができないものかと検討しましたが、道路の広さでパレードの通行ができないなどにより断念したようです。しかし、本年は、新たな試みとして、中心市街地の役場より西側が出店も少なく、閑散としており、その活性化事業として子どもストリートが行われ、子どもを中心に多くの人々が訪れました。つつじ祭りのパレードは、開催当初は仮装行列が行われていたようです。大津町は江戸時代から宿場町として栄えており、その名残として少年武者行列が行われ、毎年小学校を輪番制で行われており、各小学校とも楽しみにしているようです。本年度は、昨年開校した美咲野小学校6年生に出場していただきました。

同時開催の事業として、江藤家住宅の一般公開、つつじ祭り、スポーツ大会、戦没者追悼式が行われております。JR九州には、JR九州ウォーキングを行ってもらい、多いときで800名以上のお客様につつじ祭りにおいでいただき、大津の特産物などのおもてなしを行っています。

次に、協賛スポーツ大会や文化の面についてですが、大津町と町体育協会との共同主催事業としてつつじ祭り協賛スポーツ大会を開催しています。大会の主旨は、競技力の向上を図ることはもちろんですが、つつじの開花時期に町外から多くの方々を招き、大津町をPRすることも大会の目的となっています。平成26年度は4月上旬から5月中旬までの期間に18競技、21大会が開催され、監督、選手約6千132人が出場されました。その内町外からの参加者は73%で4千459人となっています。これには応援者等が含まれていませんので、実際はもっと多い数となります。つつじ祭り大会開催費についてですが、現在は、体育協会大会助成金として81万円が計上してありますが、決算額は330万円となっています。大会開催準備は12月から始まり、他市町村で開催される大会と重ならない調整を行っています。20年前の町民を優先した取り組みから町外へ目を向けた結果、この5年間で5大会約1千人が増えました。また、各賞にはつつじの苗や甘藷、焼酎やいきなり団子などの大津町特産品を出すなど、いろいろ工夫して大会を盛り上げています。今後は、大会を盛り上げるために大会数を増やすことや、大会規模を大きくすることや宿泊を伴う大会が開催可能かなどについて、町体育協会や観光協会等と相談しながら計画していきたいと考えます。

それから、つつじ祭りの文化面での取り組みについては、文化伝統面から行っている事業として江藤家住宅の公開を実施しております。また、音楽関係では、明日の観光大津を創る会がメインイベント当日に主催しますつつじ祭り音楽祭が昭和園を会場として実施され、町内外から多くの来場者で賑わっているところです。以前は、議員がご指摘のように、つつじ祭り期間中に文化ホールでつつじの里音楽館事業を行っていましたが、人的なつながりがなくなった時点で終了しております。

ところで、大津町文化ホールの運営事業の中で、コンサートを毎年秋に実施しておりますが、この

コンサートをつつじ祭りにあわせて実施することは考えられますので、今後文化ホール事業運営委員会と協議を行っていきたいと考えております。

今後ともつつじ祭りの伝統は引き継ぎながらいろいろなイベントを計画し、町内外から多くの方に参加いただき、つつじ祭りが盛り上がるようなイベントになるように考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 再質問いたします。

これ1回言ったと思うんですけど、つつじはですね、ただ広範囲に植えてあるだけでは、その面白くありません。このフラワーアレンジメントのごとく、芸術的に植えないと見に来る人の感動を得ることはできないのではないかと。その点、この昭和園は割りとそのうふうな形で植えてあるんですね。そこをですね、フラワーアレンジメント風にそのいわゆる芸術性と、こういうことですね。その辺を町の担当課、あるいは担当課もですね、人がころころころころ変わっていかれるから、プロジェクトチームでもつくって、町の職員さんでですね、その今後検討すべき、プロジェクトチームをつくるように検討すべきではないかというふうなことを思いますが、いかがでしょうか。

それから、大津町は熊本県の東の農業、商業、文化、スポーツの拠点であるし、これからもそうではないと。サッカー、野球、小学校が参加する競技において、小中学校が参加する競技において、各学校では年間のメイン行事として、競技のメイン行事として位置づけされているかどうか、まあわかる範囲で。もう少しそういう意味で援助を考えていかれたらどうかと。

それからですね、幼稚園とか鼓笛隊、あるいは中学校のブラスバンド等の演奏会、あるいはそれがあればですね、保護者を中心に人が集まりますが、またその商工会中心に愛好者等の演奏会も、それも結構なんですが、しかしね、他町村からも人を集めるには、やはりそれなりのお金をかけて名のあるアーティストを呼ばないと人を集めることはできないのではないかと。先だって、私はその1週間ほど前にクラス会ということで出ていきましたら、よその出身の方がですね、大津町は金持っとるけんねと、実際はわかりませんが、よそはそう見ているわけですから、この日出大津町としてですね、イメージがよくなるようにこのアーティスト等も名のある人を呼ぶように持っていかれたらどうか、質問いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 再質問にお答えします。

確かに、昭和園は元農業高校の跡地を活用してフラワーアレンジメントみたいに、私の小さい頃からあそこの縄張りですので、そういう形で植えてあります。当初そうやってつつじを植えてありますので。新たにまたその辺を植えるスペースというのがあるかというところもありますので、その辺は所管課にお話をちょっとしていきたいと思えます。

そのあとスポーツ大会とかつつじの里音楽会については、私の所管ではちょっとございませんので、ちょっと私のお答えできる範囲内でちょっとお答えしますが、学校のメイン行事としてつつじ祭りのスポーツ大会が位置付けられているということはないかというふうに思います。先ほど申し上げましたように、体育協会に80万円か90万円補助をしているということですので、また全体の決

算が300万円ということで、80万円引く残りの費用については参加費という形で賄われているかというふうに思います。

つつじの里の音楽館については、以前確かにやられておりましたけれども、やっぱりかなりの有名な岩代浩一さんがですね、以前荒木町長と親交があったということで、つつじの里音楽館が開催されていたようですけれども、まあお亡くなりになったというところもありまして、それで一応終了という形になっておりますので、でもまた名のあるアーティストとなるとかなりの予算が伴いますので、その辺についてはちょっとなかなか開催は厳しいんじゃないかなと私自身考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） お答えをいたします。

先ほど経済部長からも答弁がありましたとおり、つつじ祭りのスポーツ大会を学校としてですね、メイン行事には位置付けていないような状況でございます。ただいろんなクラブが自主的に参加をいたしております。バドミントン大会、相撲大会等ですね、私も挨拶等で周りしましたが、非常に子どもたちが生き生きとして活動しているのを感じております。

それから、中学校の吹奏楽部のほうはですね、パレード等に参加しておりまして、これは非常にいい発表の場になっているのではないかなと思っております。大津中も含めて、中学校の吹奏楽部も非常にレベルが高うございますので、非常に公表ではないかなというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 3問目に入ります。昭和園のトイレと駐車場について。1、先の一般質問「公園のトイレ」で昭和園のトイレについて言及しました。それを踏まえて、一部のトイレでは男女トイレの間にこれは暫定処置として、結局試験的にお金をかけずにということで目隠しが設置されました。そのこの前のつつじ祭りのとき、確かに入りやすくなった、使いやすくなったという町民のご意見をいただいているわけですが、しかし、残りのトイレはほとんど男女共用になっています。この今時男女共用は使いたくないというふうな人、意見が非常に多かったと。これは皆さんご存じだと思いますけどね。財源の問題で今すぐ対応できないと思いますけども、町長はじめ、執行部はこの男女別のトイレが必要だ、時代のトレンドだと強く認識されているのかどうか。これ町長は1回トイレの件で、町長はトイレはきれいなのがなくちゃいかんとおっしゃってたから、町長はもう十分認識されていると思いますけど、やはりですね、町はその部長さんも、課長さんもその辺ですね、強く認識されないとい前に進んでいかないんじゃないかなということですね。

それから、2番目の昭和園の東側には駐車場との連絡の歩道橋がありますが、現在通行止めになっております。これは非常にそのつつじ祭りのときはイメージが悪いのでございます。この橋はいつ通れるようになるのか。あるいは廃棄されるのか。東駐車場を曙団地の専用駐車場にしたいとの話もありますが、この場合、つつじ祭りのときの駐車場はどのように確保するかお尋ねいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員のトイレの関係でございますけども、前々からトイレについてご質

問あっておるように、大津町は昔はうまんくそ町と言われた時代もありましたけども、そのうまんくそ町の糞がやっぱり宿場の中で溜まるものをちゃんとぴしっと清掃しながら、そして多くの皆さんを宿泊の中でお迎えする、そんなもてなしの心というのは今でも大津町の住民の皆さんには生きておるものだというふうに思います。もちろんやっぱりトイレというのは、大津町のやっぱり顔でもあると、そして先ほど申しました、もてなしの心でもあるんじゃないかなというようなことで、やっぱりトイレはきれいに、その時代のニーズにおうたものをちゃんと整備していかなくちゃならないというふうには思っておりますけれども、まずはやっぱり先立つものは金でございまして、その金をどう使うかというのは大変厳しい状況でございますので、やっぱり各公園の活用の多いところとか、あるいは祭りとかでいろいろお客様の活用されるトイレがあれば、その辺のところも十分今後検討しながらやっていかなくちゃならないというふうに思っておりますが、もちろん試験的に一番杉水公園や昭和園というのは、町外の皆さんがよくお出でになる場所でありまして、また、そのほか運動公園とか、あるいは高尾野の公園など、多くの方々が使われておりますので、それなりの整備はやっておりますけども、まじきりの問題については、やっぱりそれなりの状況で新しいものはそれなりにできておりますけども、古いものについては残念ながらそこまで行き届いてないというような状況でありますけども、やっぱり共用的に使っても、やっぱり日頃のトイレの清掃、関連等やっぱりきちりきれいにやっておければ、心は和むんじゃないかなというような思いをしております。今後についても清掃関係等をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。そのような清掃関連についてもいろいろトイレの委託関連等についても格差があるようでございますので、一律した基準をしっかりと設けながらしっかりと今後取り入れていかなければならないというふうに思っております。また、昭和園の東の駐車場でございます、大変ご心配かけてご迷惑かけておりますけども、腐食しておりますので、危ないということで、あそこに網張ったり、通れないようにしておりますけども、即改修をするように進めさせていただきたいと。そして、東側の駐車場関連等については従来どおりやらせていただければなというふうに思っております。その間、曙団地の駐車場関連の工事事業を進めさせていただいておりますので、その辺の対応をさせていただければなというふうに思っておりますので、祭りのときはそういうことで大変無理をするかと思っておりますけども、今後についてはやっぱり対応ができるような形を持っていければなというふうに思っております。本年につきましても、大変雨がちょっと降りましたけども、本田技研の独身寮の関係も分譲住宅で売られるんじゃないかなというような思いもしておりますので、その辺のところについても十分検討をさせていただければなというふうにホンダともご相談をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長大塚敏弘君。

○土木部長（大塚敏弘君） 坂本議員の一般質問にお答えします。

現在都市公園は町立公園、緑地など40カ所の管理を現在行っているところでございます。その中には、供用開始から相当な年月を経たものがございます。議員ご指摘の昭和園などは供用開始が37年余りが経過しておりますので、その間いくつかの修繕や改修を行っておりますが、抜本的な改修を行っておらないのが現状でございます。先ほどご質問のように、出入口が男女共用となっております。

トイレは公園は不可欠でありますので、時代のニーズにあうような形ですね、今後計画的に考えていきたいと考えております。なお、こういう形の経費につきましてはですね、町の一般財源を持ち出しますので、今後こういう形をすれば町の公園長寿命化計画を立てますと国の補助事業に採択になる可能性がありますので、その辺のところも考えていきたいと考えております。

2番目の質問につきましては、昭和園東の駐車場でございます。町長が言われましたように、現在、駐車場の通行止めをしておりますけれども、その原因は、橋にある手すりの部分が腐食しているということでございますので、通行の方がけがしないようにするための措置を今現在やっているところでございますので、この辺のところも措置をしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 先の一般質問ですね、通常にということで、私が知事直行便でその県立運動公園のトイレをですね、極力洋式に変えたらどうですかというふうなことを申し上げたら、そのすぐ回答があったということでしたけど、これは予算のうまい具合にその予算があったからそういうふうにできたわけなんですけど、今ですね、あそこのトイレが幾つかトイレが改修されております。だからそのポイントはですね、一つはその日本がですね、外国人の観光客がやっと1千万人に達したと、これを2千万人に増やすんだと。これは国の施策でありますけれども、ということは、熊本県にも、大津町にも将来的には外国人の観光客が入ってくるということですから、それも視野に入れてやらなければならないということなんですよね。大津町の場合は、その姉妹都市もあります。それから、また今後今度ドイツからも何か来られるらしいですけども、そういつて段々大津町も国際化、国際都市になっていくなれば、やはりこの日出町として大いにその辺やらんといかんのじゃないかと思いますが、最後に町長。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 議員ご指摘のように、本当に大津町もこれからも発展する要素の地域であるというのはもう確認しております。もちろん県のほうとも十分相談しながら、県の観光事業、あるいは国の観光事業、関連等につきましても我々としても地域の特産関連等を兼ねたところでしっかりとPRをしながら地域興しとともに観光振興にもやっていくために、先ほど申しましたように、トイレ活用単位系統についても、一つの町のもてなしの一つとして、整備はやっていかなくちゃならないと。先ほど担当が申しましたように、補助事業関連等に対応できれば多くの人に来られるような場所、あるいは町が今後観光関連等で振興していくために、ぜひ必要な場所等についてはしっかりとトイレの整備ちゅうか、洋式のトイレのニーズにおうたものをやっぱりつくっていかなくちゃならないというふうにも認識しておりますので、今後の大津町の観光産業の振興にもつながっていく大事なトイレだというふうにも認識しておりますので、今後ともその辺の状況に応じてしっかりと取り組んでいかせていただきたいというふうにも思っております。

○11番（坂本典光君） 終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後4時02分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成26年第3回大津町議会定例会会議録

平成26年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

平成26年6月19日(木曜日)

出席議員	1番 金田 英樹 2番 豊瀬 和久 3番 佐藤 真二 4番 松田 純子 5番 桐原 則雄 6番 山本 重光 7番 本田 省生 8番 府内 隆博 9番 吉永 弘則 10番 源川 貞夫 11番 坂本 典光 12番 手嶋 靖隆 13番 永田 和彦 15番 荒木 俊彦 16番 大塚 龍一郎
欠席議員	14番 津田 桂伸
職務のため出席した事務局職員	局長 府内 隆一 書記 堀川 美紀
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入 勲 会計管理課長 上田 ゆかり 副町長 徳永 保則 兼 総務課長 羽熊 幸治 総務部長 岩尾 昭徳 兼 総務課長 白石 浩範 住民福祉部長 田中 令児 兼 総務課長 齊藤 公拓 経済部長 大塚 義郎 兼 教育課長 松永 高春 土木部長 大塚 敏弘 兼 教育課長 坂田 勝徳 兼任 総務課長 杉水 辰則 兼 農業委員会事務局長 兼 総務課長 徳永 太

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 8 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

なお、教育長斉藤公拓君より早退の届け及び津田桂伸君より欠席の届けがっておりますのご報告いたします。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

荒木俊彦君。

○1 5 番 (荒木俊彦君) 私は大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表いたしまして一般質問を行います。

本日の第一問目は、現在、安倍内閣のもとで日本国憲法の、特に 9 条をめぐる憲法の解釈を変えて、事実上の憲法を変えてしまう。そういうことが現在国会で大問題となっております。この安倍内閣が歴代内閣の憲法解釈を閣議だけで変更をしようとしている。非常に危険な道だと思うからであります。自治体トップの公務員として、憲法解釈変更、特に集団的自衛権行使に対する町長の見解を伺うものであります。

まず最初に、ご承知のように、憲法第 9 9 条では、公務員の憲法を尊重し、擁護する義務がうたわれております。天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員はこの憲法を尊重し、擁護する義務を負うとされております。つまり、すべての公務員は、憲法を尊重し、擁護する義務があるわけでありまして、ましては、今問われているのは、集団的自衛権行使を一内閣だけでの解釈で解釈を変更しようとするものであります。

改めて、集団的自衛権行使とはいかなるものかと述べておきたいと思っております。国連憲章で定められております集団的自衛権行使とは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにも関わらず、実力をもって阻止する権利だと規定されております。これまで戦後歴代の政府内閣は、憲法第 9 条のもとにおいて、許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限の範囲に留まるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって憲法上許されないとしてまいりました。日本国憲法が 1 9 4 7 年に施行され、現在 6 7 年目になります。幸いにもこの間、日本国民はただの一人も戦争で命を失うことなく、また 1 9 5 4 年に設立されました自衛隊の隊員の皆さんも戦争で命を奪われたり、あるいは反対に他国の

兵士を殺すこともありませんでした。

今日の質問の主旨は、憲法改定に賛成か反対かを問うものではありません。安倍内閣がどうしても海外に自衛隊を派遣して、外国で戦争に参加したければ、憲法の解釈を捻じ曲げるような姑息な手段ではなく、憲法に規定されております96条の手続きに則って憲法改定を正々堂々と国民に問うべきだと思うからであります。法で定められたルールを守るのが民主主義社会であります。大津町民の代表である町長として自由と民主主義を守るために勇気ある声を発信していただきたいと質問をするものであります。

そこで、今回の集団的自衛権行使容認について、5月30日付けの西日本新聞で九州大学大学院教授の出水薫氏の論説を引用してお尋ねをいたします。この論説によりますと、1年ほど前政府や与党の一部は、憲法96条を変えることで憲法を変える改憲を容易にしようと問題提起していた。ただし、それはまだ手続きや制度を骨抜きにするものではなかった。つまり、96条に基づいて国会議員の3分の2以上の賛成によって改憲の手続きができるわけではありますが、当時は、この国会議員の賛成を2分の1に変更するという改憲案が提起がなされてきたわけであります。しかし、この問題は、憲法改正に賛成の人たちもまるで裏口入学のやり方ではないかと批判が上がり、これを頓挫したわけあります。改憲を党是としております自民党は、憲法改定の手続きの重要性をこれまで理解をしていたと、このように出水氏は述べております。だからこそこれまでの自民党は憲法の手続きに従って改憲をすることに半世紀以上に渡ってこだわってきたと述べております。しかし、今行われようとしている解釈の変更による改憲は、法律の支配の破壊であり、自由と民主主義の放棄となると述べております。私も全くそのとおりでと思います。手続きの軽視は法の支配を壊す。そして、皮肉なことに脅威と見なしている諸国と似た人の支配を許してしまう。20世紀の歴史が教えるのは、手続きや制度をないがしろにした結果、独裁と戦争を招いたことだ。平和ボケしている場合ではないと、最後に述べています。つまり、憲法に定められた手続き、またその制度、これを無視するやり方が今進められようとしているわけあります。

また、歴代の自民党内閣は、集団的自衛権の行使は憲法上許されないとしてきたわけあります。このように、日本の最高法規であります日本国憲法が内閣の解釈を勝手に変える、国会議論もない、最高法規が変えられるということは、すべての法律のもとが変えられてしまうわけありますから、当然、大津町民、日本国民はもちろん、大津町民にも影響がしてくるわけあります。自治体トップの公務員として、憲法99条で憲法を擁護する義務がある町長に対して、このような手続きを無視するようなやり方について、ぜひ勇気ある発言、答弁を求めたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。荒木議員の集団的自衛権に関する憲法解釈の変更についての質問でございますが、今現在、様々なところでいろいろな論議が展開されているところでございます。この集団的自衛権の行使についての憲法解釈の変更により、自衛隊が直ちに戦場へ出向き、戦争が起きてしまうのではないかと、憲法解釈の変更ではなく、憲法改正すべきであるなどの意見もあります。議員ご承知のように、集団的自衛権とは、政府解釈によると、自国と密接な関

係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにも関わらず、実力を持って阻止する権利であるとされています。これまで政府は、憲法第9条のもとにおいて容認されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲に留まるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、平和主義を掲げる現行憲法下の下では許されないと解釈を維持されてきています。現在の平和な日本があるのは、こういった解釈を踏まえた外交政策が展開され、またそれを多くの国民が支持してきたからであると考えており、そのこと事態を重く受け止めるべきであると思います。憲法は、国の最高法規であり、憲法第99条にありますように、公務員は憲法を尊重し、擁護する義務がありますので、しっかりと遵守しなければならないと思います。これまでの憲法解釈は、平和主義を守り抜くための歯止めの役割を担ってきました。憲法第9条の起索性や法的安定性の観点から、我が国の安全保障に関して様々な意見が出て、様々な論議が真剣になされています。

ご質問をいただきました、内閣の憲法解釈で集団的自衛権が許されると思われるかについてでございます。防衛安全保障の分野につきましては、国の専権事項であり、基礎自治体としてお答えするものではないと考えておりますが、限定的である場合であっても、憲法解釈の変更を検討する場合は、従来の解釈の論理的な整合性が確保されることが大切だと考えます。国の基本的枠組みや住むべき道に関わることでありますので、国政レベルで幅広く慎重に議論していただき、国民の理解を深めていく必要があると考えます。今後どのような憲法解釈等の変更が行われるのか、国の動向に注視していきたいと思っております。

議員のおっしゃる手続き関連等につきましては、今申しましたように、前の政権等におきましても、今までのような平和主義の中での外交展開をされてきておる状況でございますので、今閣議決定をしようという中におきまして、与党間において、今しっかりと論議をされておるようでございますし、またその論議の中で、今後について、また国会でも論議がされるものと思っておりますし、そういう中で国民の理解とご協力のことが生まれてくる方向にいくような手続きがなされるものじゃないかなというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 町長の答弁で、今回の解釈変更による事実上の憲法改定手続きには問題はあると認識をされていると、私はそのように理解をいたしました。これは今日の熊日であります。元防衛官僚の新潟県の加茂さんという市長さん、現職の市長さんであります。この方は、各種の集会で現職の市長として講演をなさっており、今回の憲法の手続きを守らないで内閣が解釈を勝手に変えるということは大問題であるということ講義の中で、つまりこの方は結論として集団的自衛権行使は認められないとはっきり述べておられるわけですが、町長も問題はあるというのはお認めになっているということで、大変敬意を表したいと思うところでありますが、単に99条で公務員が憲法を擁護する義務があるから擁護するということでは、やっぱり足りないと思います。もちろん、すべての公務員、役場に勤めておられる公務員の皆さんも入庁当時は憲法を守るという誓約書を書いて職に就かれているわけがあります。しかし、今本当に急を要しております。いろいろペルシャ湾とか

アメリカの軍艦に日本国民が乗ったとか、いろいろぐるぐるぐるぐる問題が提起をされ、一体何が問題なのかというのが曖昧にされてきている。安倍首相が最終的に目指しているのは、どんな小さな風穴でもいいから、穴でもいいから集団的自衛権行使を認めさせる。ここに尽きると思うわけであります。そして今、日本全国で憲法を変えたいと思っていられる方々も含めて、今のやり方はおかしいということが勇氣ある発言が全国津々浦々でなされているわけであります。安全保障上の枝とか葉っぱの問題を取り上げていろいろ議論をしていったら、肝心の問題、最も大切な問題がかすんでしまうと思うわけです。集団的自衛権行使とは、簡単に言うと自衛隊が海外に出かけて行って、外国で戦争に参加をするということに尽きるわけであります。歴代の自民党の幹事長の皆さんも、加藤さんとか、自民党の中樞を担ってきたこういう先輩の議員の人たちも集団的自衛権行使容認は認められない。憲法の手続きを無視をしていると批判の声をあげられております。

改めてお聞きをしますが、町長もこうした何ですかね、今回の解釈改憲について問われた場合、憲法上問題があるということをお堂々と述べていただきたいと、そういうお覚悟があるかどうか、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） いろいろなマスコミ関連等でも伝わってきておりますように、今イラン関連等につきまして大変な状況になっておる中で、日本の経済、石油、原油関係の問題でも1リッター170円台というような国民の生活経済に関わる問題もあるというようなお話も聞いております。また、一方では、韓国や中国におけるこのようなことで、また日本は昔のほうに帰ってきやしないかなという心配もあるようでございます。いろんな状況が今ある中で、自治体の町長として、それぞれの方々の経済生活の面についての考え方、思いがあるんじゃないかなと思いますので、私自治体の長として預かっているものとしては、はっきりものを言うことはできないわけであるというふうに思っておりますし、また、個人的な思いと、いろんなものを押し通すわけにはいかないというふうに思っておりますので、その辺はご理解をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 蒲島県知事もどうもそのような答弁をしたようでございますが、改めて確認しておきますが、憲法を変えることに賛成か、反対かと、それは誰がどのように考えようが、これは自由であります。しかし、憲法を変えたいというのであれば、憲法に規定された制度、ルールを守ってやるべきであると。これが民主主義国家の最低限のことだということです。安倍内閣が自衛隊を軍隊としてですね、海外に派遣して戦争にどうしても参加したいというのであれば、憲法による制度と手続きのルールに則って正々堂々と国民に真意を問うべきであると、このことを再度述べておきたいと思っております。

ことは日本人の平和とそれから安全安全といいますが、もしこのような海外での戦争に巻き込まれたら、真っ先に犠牲になるのは日本国民である自衛隊の隊員の皆さんであります。また、これまでの戦争の歴史を見ますと、最初は必要最小限の措置だ、措置だといって戦争が始まってきたわけでありまして、日本には世界の宝とも言える憲法があり、日本の平和を守るためのルールがきちんと

制定がなされております。

引き続き、町長はあまり言いたくないかもしれませんが、子どもたちや孫子の代まで平和を守り通すためにも今の憲法を守ること。少なくとも憲法のルールをきちんと守ることをぜひ発信をしていただきたいと、このことを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

第二問目は、具体的な質問であります。一昨年でしたか、文部科学省からの通知によって通学路の緊急点検、危険箇所の洗い出して対策を立てて、またその進捗状況を公表するというので、私もその当時教育委員会には通学路の安全を守る責任があると質問をしたところですが、その後、危険箇所そのものが非常に少なすぎる。きちんと把握されているのかどうかというのも問題となりましたが、当時は、確かホームページで公表されていたと思いますが、現在、質問にあたり町のホームページを検索をしてみました、この問題は私が見つけきれなかったのかどうかわかりませんが、ホームページでは公表されていないと思いますが、そうであるならば、対策と公表をきちんと継続をするべきであると思いますが、いかがでしょうか。

それから、横断歩道の表示が消えかかっているという箇所がある。私の地元高尾野は、これまでスクールバスで通っておりましたものですから、横断歩道について特にそういう安全性を問う声は聞かなかったわけですが、最近、新入学生、美咲野小学校に通う子どもたちが歩いて横断歩道を渡ると。ところが、この横断歩道の白線表示が消えかかって、特に夜間は見えない状況があるということであります。あちこち町中の道路を走ってみましたが、時速50キロ以上で、なおかつ交通量の多い道路ほどこの横断歩道が車の通行によって消えかかっている。そこを数箇所見たわけでありまして。とりわけですね、信号機のない横断歩道ですね。これがですね、町として、教育委員会としてきちんと把握がされているのかなど。地元の人が言うてきたら、じゃあ公安委員会に連絡してやってもらうと。果たしてそれだけでいいのかということでありまして。

それから、最近の機器の発達で横断歩道の標識が道路左側に立っておりますが、夜間多分ソーラーを利用した電気で標識が点滅をして横断歩道があるというのがはっきりわかる標識が最近つけられておりますが、大変有効だと思いますが、これらのことをきちっと把握をして、とりわけ信号機のない横断歩道、交通量の多い横断歩道にはこういった点滅標識を計画的に進めていく必要があると思いますが、その対策をお尋ねをしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 荒木議員の道路関連等についてのご質問でございますけれども、児童の登校下校において交通事故の発生につきましては、大変悲惨な事故が発生がないようにしっかりと安全対策へ取り組むことは大変重要なことであると考えておりまして、子どもたちの登下校中の安全のためには、通学路や交通安全施設等の整備や歩行者、運転者の交通ルールの遵守や交通マナーの向上など、総合的な取り組みが必要だと考えておりまして、現在、町内の各学校においては、通学路の安全点検や児童生徒への交通安全教育などに取り組んでいただいていると思いますが、そのほかにもPTAによる登校指導、地域ボランティアによる登下校等の見守りや安全パトロールなどを行なっていており、大変ありがたく思っております。当然、そのような取り組みだけでなく、歩道や交通安全施

設の整備など、通学路の改善についても進めていかなければなりません、そのためには、現在の通学路の状況をしっかりと把握し、道路管理者や警察などの関係機関と連携しながら、子どもたちの安全確保に向けて緊急性の高いものに関しては、速やかに対応し、その他の件については、危険性、重要性を考慮して、計画的に対応しなければならない。児童生徒の安全確保に努めていかなければならないと考えております。

議員のご質問については、担当のほうで詳しく説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 荒木議員のご質問にお答えをいたします。

現在、通学路の安全点検につきましては、各学校により点検が行われており、点検結果の危険箇所などについては、交通安全マップなどに明示し、児童、生徒、保護者に周知するなど、事故防止の注意喚起が図られています。ただ学校だけの取り組みでは対応できないハード面の課題、例えば、横断歩道、信号機、歩道設置などについては、警察や道路管理者などの関係機関と協議、連携をしながら改善策について検討し、対応しなければならないという状況がございます。

町では、関係機関との通学路の合同点検について、平成24年度に町内全小学校区を対象として、警察、道路管理者、教育委員会及び学校職員と保護者により、合同で実施をいたしております。その点検により、路面表示やカーブミラー、ガードレールの設置、信号機、横断歩道の設置検討など35件の具体案件が出され、合同点検の結果については、各学校及び県に報告をいたしております。また、県のホームページでは、その数値が公表されています。なお、35件についてのその後の改善状況については、平成25年度末までに15カ所について改善がされています。

今後の対策としましては、現在、小中学校による通学路の安全点検が実施されていますが、児童生徒の安全対策の充実に向けて継続して点検を実施するとともに、警察や道路管理者、PTAなどの関係機関との連携もしながら合同点検についても定期的に実施し、危険箇所の改善が図られるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えています。また、合同点検結果や改善状況などについては、町のホームページなどで逐次情報発信できるように進めていきたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議員ご質問の通学路安全対策について、状況を申し上げます。

ご指摘の横断歩道の表示が消えかかっている箇所についてでございますが、大津警察署管内で、現在、1市2町1村で把握されている内容になりますが、信号機のない横断歩道が約400カ所ございます。表示が消えかかっている横断歩道につきましては危険であり、改善が必要であると考えます。

道路交通環境の整備、特に地域の交通規制、交通標識の点検や新設整備は、地域の区長さん、大津地区交通安全協会、大津支部の交通員さん、地域住民の方から情報をもとにいたしまして、現地調査の上、管轄の大津警察署に要望しているところでございます。

安全な道路交通環境の整備にあたりましては、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから、地域住民や道路利用者の主体的な参加のもとに交通安全施設等の点検や整備等も充実して

いかなければならないと考えております。

次に、夜間点滅標識についてでございますが、町内には調べましたところ6カ所ございまして、非常に効果的であると思います。これも交通規制で大津警察署が管轄でございまして、設置基準をお聞きしましたところ、設置基準は特にないようですが、近くに照明がなく暗いところや過去に交通事故が多く発生した横断歩道や交差点に設置されているというふうなことでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 最初に通学路の危険箇所の対策ということで、重要性については町長も教育長も認めておられるわけですが、特にですね、教育委員会については、その公開がどうも24年度にあって1回やったけど、継続性がないということですね。毎年毎年新しい子どもたちが入ってきて、横断歩道ではありませんけど、車が通るたびに道路標示がこう消えていって、交通量が変わったりして危険箇所がまた変わるとかございますので、やはり公開をすることによって、住民の皆さんの声、意見を反映させるということが大事だと思います。これは町の道路交通安全についての対策で道路を利用する人の視点を生かすことが重要であると。地域住民や道路利用者の主体的な参加のもとに施設の点検を行う、交通安全点検を推進すると、されております。地域住民もですね、例えば学校のPTA役員とか、そういう人たちも含めて、区長さんなんか当然であります。それを生かすためにもきちんと公開をしていないとですね、果たしてここは今問題とされているのかどうかというのはわからんわけですね。そういう意味で継続的に公開、これをきちんとしていくべきではないかということが一つ。

それから、横断歩道の表示の問題であります。表示が薄れて夜間車で渡っていた人を事故に巻き込んでしまったと。道交法上は当然運転手の責任が問われます。まず一番悲惨なのは、やっぱり交通事故に遭う、多分子どもたちや高齢者だと思いますが、そういう人たちの人命が失われかねない。同時に、事故を起こした人たちも気をつけていたつもりが表示が見えなくて事故を起こしてしまったと。同交法上ではきつい、重い自己責任が問われることになってしまうわけでありまして。そういう意味ですね、信号のない横断歩道が400カ所ございましたが、少なくとも車がなんですかね、スピードを出す、あるいは交通量が多い、子どもたちが、まあ横断歩道ですから渡るのは当然であります。そういうところをやっぱり定期的にピックアップをして、定期的に何年ぐらいでもう線を引かないと消えてしまうというのは大体わかるわけですね、統計を取れば。そういうのはやっぱりリストアップをしておいてやっていかないと、まあ来年じゃあやろうかと思ったら今年のうちに事故が起きてしまったということにもなり兼ねないと思いますので、そういう計画性がですね、必要かと思うんですけど、何らかの対策が必要だと思うんですけど、お尋ねをしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 道路管理の問題でございますので、教育委員会に変わりましたお答えさせていただきますけども、道路関連等についての穴ぼことか、いろんな危険箇所、関連等については、もちろん地元の区長さんやPTAの関係からも要望は来ておりますし、それに対して担当のほうはしっ

かりとお答えをするようにやっております。もちろんメールで来る場合もございますので、そちらにはメールでお答えをしておるといふふうに担当のほうから昨日お聞きしております。そういう中で、我々についても担当のほうには学校校区のスクールゾーンについては優先的にやりなさいといふふうに、ずっと指示をしてきております。もちろんその中でどの箇所がどれくらいあってどのような形であるかというのはまだまだその辺の把握は担当のほうでしておるかどうかわかりませんが、実際、緊急的に危険な場所とか、いろいろなものについては、町におきましては、青パトで1日2回朝夕防犯パトロール兼ねたところでパトロールをしていただいておりますので、そのパトロールの中で危険箇所なり、そういうものをしっかりと調査をなささいといふふうに指示をしておりますし、職員についても町内を回るときにしっかりと危険箇所の状況を把握しながら地区からの要望に答えるようになささいといふふうに指示をしておるところでありますけれども、今言われたように、大変多い中でその順番というのがどのような形かというともう担当のほうでそういう順番性、危険性、そういうものを考えて予算に反映させていただいておるといふような状況で、昨年、そして今年道路管理関連等の予算については、大幅な予算を議会のご理解で組ませていただいておりますので、今はそちらのほうにしっかりと取り組みをさせておるといふようなことでございます。もちろん、道路標識関連等の信号機関連等について、国交省のほうにも要望をしておりますのは、道路をつくる際の補助事業とかいろいろなことはありますけれども、道路一体と考えたときに安全施設関係等についても考えていただくようお願いをしますといふようなことを強く申しております。というのは、県の公安委員会での信号機とか、カメラ、外灯関連等につきましては、大変厳しい予算の中で運営されておるといふような状況でございますので、そういう新たな道路で、新たな危険箇所ができますので、道路の一体としての考えをお願いしますといふような形で要望しておりますけれども、国交省の話では、今のところは道路をつくるだけと、そういうような見解でございますので、今後についてもしっかりと強く要望をしていきたいといふふうに思っております。そういう形で、道路町道関係については、しっかりと通学路だけでなく、高齢者の皆さんの社会の中での歩行安全をするためにもしっかりと舗装関連等、あるいは交通事故に遭わないような視野、回路関連等についてもしっかりと力を入れていくといふようなことで取り組みをさせていただいておるところであります。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 荒木議員にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、状況は毎年変わるわけでございます。そういった意味でも、やはり定期的にはなくて、継続的にですね、点検を行い、実際現場に足を運んで、その目で確認をしてですね、やはり状況を把握する。そして、それを発信すると。児童生徒の、あるいは保護者のみならず地域の方々にも発信すると、こういうことが大事だろうと思っております。先般、各学校、園を訪問いたしましたときに、各学校、園でつくっていらっしゃる交通安全マップを見させていただきましたけれども、中には、カラー刷りでその箇所を実際に写真撮れまして、それを取り込んでですね、具体的に下には、ここはこうだからこんなことに注意しましょうといふような解説まで書いてある学校がございました。そういうものを一つの標準といたしましてですね、各学校である程度統一した、そう

いったものをつくっていただいて、それを委員会で集約してですね、町のホームページで各学校別、あるいは町内全体ですね、そういった危険箇所等をですね、視覚的にも訴えていきたいと、そういうような思いで、担当にもそういった話をしたところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 通学路の危険箇所の問題は、他の自治体でもホームページで写真入りで進捗状況がわかるような公開がなされておりますので、ぜひご努力をお願いをしたいと思います。

3番目に移りますが、生活道路の未舗装解消、それから町道認定基準と認定申請についてお尋ねをいたします。町内の生活道路で高尾野の西部、これは私の地元であります、既に住宅が道路に張り付いてきておりますが、未だに舗装がなされておられません。昔のまあ多分この道は開拓道路と言われて、高尾野の開拓時代に開拓農民の人たちが町に寄附をしたと。道であって道でない町有地扱いとなっておりますが、畦道として通ればなかなか風情があるわけでありまして、住宅が建ち、またそこを子どもたちが通うようになった今でも舗装がなされてない。議員は町内全体の問題を考えなければならない、決して地元の利益誘導に陥ってはならないと、私も肝に銘じておりますが、生活道路が砂利、畦道扱いのまま放置されているのはどうも、これは利益誘導ではないと思うわけです。もっと何ていうんですかね、役場に押しかけてやかましく言わないとできなかつたのか。そういうことを言われるわけでありまして、せめて舗装ぐらいは、前の区長さんあたりからも言っているわけでありまして、早急にやるべきではないかと思うわけです。

また、現地はご存じだと思いますが、多分町内見渡してもこのようなところは今の時代はないと思うわけでありまして、いかがでしょうか。

2番目の町道認定基準と認定申請であります。私は、議員になってもう20年経ちますが、以前の議会にはこうした町道認定あるいは町道改良のまさに陳情合戦が続いておりました。中には、有力な議員が通じての陳情があり、議会が議決をして、そのあと行政が町道の認定をすると。まさに利益誘導のやり方であったわけでありまして、最近はそのようなことは、あからさまなことはないようではありますが、そろそろ大津町もですね、町道の認定基準をきちんと定めるべきであると思うわけでありまして。また、町道となっていない道路もございまして。先ほどの開拓道路も町道とはなっておりません。町有地扱いであります。ところが、これもまた以前の話であります、町道と認定してもらいたければ、その道沿いの全ての地権者の同意を判子もらって持ってこいと、こういうやり方あります。こんなやり方をとっていたら、そこに住んでいない地権者もおられるわけでありまして。また、声の小さいところはいつまで経ってもほったらかしということになりかねないわけです。ですから、どういった基準をもって町道認定ができるんですよと、そして地元の人たちが認定してもらいたいということで申請をすると。その申請の基準も進んだ自治体では、認定基準の中で、あるいは要綱の中でうたわれているわけでありまして。

この二つについて、まずお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 荒木議員の高尾野の道路未舗装についてのご質問でございますけども、議員おっしゃるように、その道路については、昔開拓道路というようなことで利用されておった道路でありまして、旧大津町から高尾野までの重要な道路と活用されておったというふうに思っております。もちろんその北側に幹線町道が走り、またその南側には都市計画道路が走っております。そしてまた、近年におきましては、学校の通学路の問題等もその道路との関連が検討されてきておったように思いますし、そしてまた、下水道事業をやるというようなことで、その事業が終わってから舗装してはどうかというような話をしておったような状況でございますので、現在について、その道路の舗装等については、多くの家が今建ち並んできておるようでございます。もちろんその建ち並ぶためには、できれば中心後退をしていただきながら舗装をそこまでさせていただければなというような思いもありますので、この辺につきましては、また担当のほうから詳しく説明をさせていただきます。

また、町道の認定基準についてのご質問でございますけども、町では道路の幅員を大体4メートルとして運営をしてきております。これは議員ご承知のように、建築法関連等もでございますので、また大津町の開発事業等の指導要綱によりましては、区画内の幹線道路については6メートル、あるいは区画道路の小区画では4メートルでございます。町道の認定をそのような形で行っております。町道の状況を見ますと、4メートルに満たない道路も多くございますし、このような道路は集落の中に多いようでございますが、離合ができないとか、緊急車両の通行に支障があるとかの場合は、地域の方が用地を寄附されて道路の改良が行われてきたという道路も多いようでございます。また、町が道路改良を行う場合は、基本的には、幅員4メートル以上の道路を計画して整備をしておりますが、町道認定基準についてでございますが、道路の幅員で見ますと、多くの自治体が4メートルと規定しているようでございます。このような町道認定基準の細部についても担当のほうで説明をさせていただきますとともに、町道認定に対する住民の申請基準が定められていないということでございますが、住民の方が町道認定に対して申請することができないというご指摘だと思いますが、この制度につきましては、近隣町村でもいまだ定められてないようでございますので、制度を定められた自治体を調べながら菊池地域の市町村の担当の皆さんとも勉強をしていきたいというふうに思っております。くわしいことにつきましては、また担当のほうから説明をさせていただきます。

○議 長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 荒木議員さんの質問にお答え申し上げます。

町内の生活道路で高尾野西部の道路がいまだ未舗装であるということについてでございますけども、これまでの地区からの要望に対して、まず対応につきましてご説明申し上げます。まず年間250件ぐらいの要望や苦情がございます。要望内容も様々ございまして、道路の新設や改良、また今回のような舗装、側溝の整備など、また雨水対策、ガードレールの設置、側溝の破損など様々でございます。苦情は騒音や振動、側溝の詰まり、樹木による障害、虫の苦情など様々でございます。これらの中ですぐに対応できるものや、危険性が高いと思われまます要望や苦情には当該年度で対応しております。しかし、多額の予算や測量や設計の業務委託が必要な場合などは次年度の予算で対応しております。ただ件数が多いこともございまして、全部に対応することは難しい状況でございます。また、以

前からできていない要望もございます。しかし、昨年度から生活道路の整備を重点的に整備を進めてきておりまして、昨年度は45カ所を計画しまして、工事や測量設計を修繕関係の工事を行ってきました。26年度も大幅に増額を行いまして、57カ所を計画しております。そのうち舗装関係は22カ所です。修繕関係の要望には別に修繕等々で対応することとしております。地域ごとにみますと、南部地区が11カ所、中部地区が31カ所、北部地区が15カ所でございます。

次に、どの要望に対応するかでございますけれども、危険性、緊急性、緊急車両通行、高齢者の通行、通学路などみながらですね、予算化をさせていただいておるところでございます。

続きまして、町道の状況についてご説明申し上げますけれども、町道は475路線、25年度末でございますまして270キロメートルでございます。舗装率は90.5%であります。道路の幅員としまして4メートル未満の道路が約80キロメートルでございます。集落の中が大体狭いようでございます。先ほど町長が言われましたように、町道の認定基準でございますけれども、道路の幅員につきましては、全国的に4メートル以上とされているようでございますし、熊本市や菊池郡市の市町も4メートル以上と定められておりますので、これらを参考に基準を検討していきたいと考えておるところでございます。

続きまして、町道認定のための申請基準についてでございますけれども、この制度が設けられた自治体は少ないと思っておりますけれども、先ほど町長が述べられましたように、菊池郡市の担当レベルで協議をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私も生活道路の改修改善を予算を増やしてということで、ずっと言ってまいりまして、引水あたりの生活道路は離合あるいは子どもが歩けるように拡幅をしていただいたとか、そういう努力は非常に認めているところであります。しかし、舗装までされていない生活道路というのは、一刻も早く解決をしていただきたい。

それから、認定基準、認定申請基準、私も引き続き研究をしながら、次回、また基準の設定については引き続き論議を深めてまいりたいと思います。

以上で終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。

午前10時59分 休憩

△

午前11時08分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本重光君。

○6番（山本重光君） 皆さん、こんにちは。6番議員、山本重光が一般質問いたします。今回は危機管理体制についてと再生可能エネルギーについてということであります。

まず1番、危機管理体制について。事故や事件はいつ起こるかわかりませんが、突然くるものであ

りません。常に潜んで進行しているものだと思います。我々は町民の皆様の信頼や付託に応えるためにも常にいろいろなものに危機管理意識を持ち、共通認識を持って危機管理体制を構築していかなければならないと考えます。そういう観点に立ちまして、危機管理に対する5項目をお尋ねいたします。

まず、交通安全教室、とりわけ自転車の交通安全教育についてであります。現代が車社会であり、その有用性は誰もが認めるものであり、その安全対策を講じるということは、我々現代人の義務の一つであります。そういう中で、忘れてならないものが車両の一つである自転車の安全教育であると言えます。自転車の有効利用は、環境対策やエネルギー対策にもつながるものであり、また、人々の健康の増進維持にも寄与するものであると思います。しかしながら、とりわけ歩行者との事故はなかなか減少せず、警察庁交通局の統計によりますと、平成23年度の自転車に関する死傷者数は14万3千人であります。その内死者は628人ということになっております。本町におきましても、例えば、大津北中学校、一つの例ですけれども、全校生徒445人おりますけれども、その66%、294人が自転車通学をしていると聞いております。今後、こういうふうにも子どもたちの増加も予想され、自転車の利用度も高まっていくと思います。車道のみならず、歩道の整備が進む中、歩道での自転車事故リスクも高まっていると言えます。町の宝であります子どもたちが事故を起こすことによって精神的苦痛を強いられることや、平成25年からの自転車事故の罰則強化により、保護者の数千万円にのぼるような賠償責任負担も大きくなっており、今後の事故を起こさないための教育が重要となってくるのは自明の理であります。昨年6月にも自転車に乗った外国人の死亡事故の話をし、死亡事故が起こった交差点の改良取り組みを指摘しましたが、なかなか先に進まない中、物事が起こる前の教育を今後どう取り組んでいくのかが必要であり、小中学生の自転車交通安全教育の現状はどうか。今後ますます増加予想される中学生通学者に対する対策はどうかをお尋ねしたいと思います。

二つ目は、AEDについてであります。AEDについては、ご存じのとおりであります。自動体外式除細動器ということであり、急性心筋梗塞などを発症し、心室細動、すなわち心臓がけいれんする、震えるような状態になった場合に、心臓に規則正しいリズムを取り戻させるために、心臓に強い刺激を行うものであります。AEDの有用性について疑いを持つものはいないわけです。あとはこれをいかに有効に使うか。その設置の場所をいかに有効にしらしめるかが問題だということです。各町内や町行事の中で、研修が進んでいるかと思いますが、いろいろと人の話を聞きますと、触ったこともないという方もおられるようです。日本救急医療財団の資料に、大津町のAEDの設置場所が載っております。私たちはこういう情報をネットから取得することはできますが、できない方も多くおられます。20万円から30万円する、いわば高価なAEDを有効に使うためには、その場所の周知も必要なわけです。宝の持ち腐れではいけないと考えます。防災マップの形式の、言うなればAEDマップの話の前回はしましたが、この提案をそのままになっております。町として、今後このAEDの使い方について、町民の皆さんに周知を図っていくのか。また、設置場所を周知策としてAEDマップみたいなようなものを計画されているのか、お答えをお願いいたします。

三つ目は、避難場所での食料品備蓄についてであります。平成25年3月に国が示した避難所運営ガイドラインによりますと、市町村における避難所運営マニュアルの作成を支援するため、避難所運

営に必要となる基本的事項や考え方等を示すこととした。各市町村におかれましては、避難所の円滑な運営のため、本ガイドラインを参考に、各地域の特性や状況を踏まえたマニュアルを作成されますようお願いいたしますとあります。備蓄すべきものの例として、ペット水、アルファ米、乾パンなどの飲料水、食料品が明記してあります。言うならば、国としては、避難所に水、食料品を必ず備蓄せよということではないでしょうか。本件につきましては、昨年の答弁で、モデル校を設置して取り組むかどうか検討するとの話があっていましたが、その後の進捗状況はどうなっているのかをお尋ねしたいと思います。

四つ目は、行政区の役割についてであります。とりわけ地区担当職員の重要性についてであります。公助から自助、共助の流れの中で、地域が持つべき力が必要となっている今、各行政区の現状はどのようなのでしょうか。各区長の皆さんは、それぞれ区民の方々からの要望や町の配布物の作業など、日々いろいろな実務に追われておられるようです。そして、それぞれの地区におられる地区担当の現場職員もその持ち場で活動しておられるようです。しかしながら、各行政区にあっては、行事や物事に対する取り組みなどについて、その温度差があるのも一つの事実ではないでしょうか。そういう中で、地区担当職員の持つ役割は大きなものがあると思います。町の各種情報を潤滑油的立場で区長を通じて区民の皆さんに伝えることも一つの責務かと思いますが、果たして、現実はどうなのでしょう。町が期待する地区担当職員の役割と、現実に地区で果たしている実績との乖離はないのでしょうか。お尋ねします。区長が抱える問題点を把握し、その対策はとれているか。町の地区担当職員はその問題を共通認識して活動しているかをお答えください。

五つ目は、消火栓の未設置地区への対応。消火栓の維持管理についてであります。消防庁が発表した平成24年中の総出火件数は4万4千件、うち熊本県は464件ですが、1日に1.2件火災が起きていることとなります。九州北部豪雨などの雨災害もありますが、日常的には火事が最も身近な怖い災害の一つであると思います。地域防災意識も進み、地域のことは地域で守るという意識が少しずつ高まっている現状にあって、身近な消火栓問題を考えることは重要なことでもあります。日吉ヶ丘で発生した住宅火災も消防署が来る前の地域住民による初期消火が功を奏し、被害の拡大を食い止めたように聞いております。各消防団にあっては、日頃からの訓練に加え、各地域の消化設備の点検もされているかと思いますが、中には水圧が弱い、消火栓自体の場所がよくわからないなどの意見も事実でございます。日頃の消火栓設備の維持点検の現状及び未設置地区への対策は、今後どうされるのかをお尋ねいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山本議員の五つの項目について、まずは交通安全教育の自転車の件でございますけれども、もう子どもたちは三輪車に2歳から、3歳から馴染んで乗っておるということで、高齢者も70、80代の方が生活の必需品というように活用されておる自転車でありますけれども、高齢者の自転車による交通事故等も多くなってきておる状況でございますので、交通安全運動とか、いろんな段階におきましてしっかりと自転車の安全教育につきましても交通安全協会大津支部や交通指導員や大津警察署と相談しながら街頭指導関連を中心に交通安全対策を行っておられると。また、子ども

たちにつきましては、毎年大津署管内におきまして、自転車競技大会が開催されておりますので、大津署をはじめとする大津交通指導員の皆さん、そして学校の先生たちが一緒になって各学校での自転車競技に出場する生徒たち、あるいはそのような形の中で自転車の交通指導をしっかりと行っていただいておりますという状況でございます。

次に、2番目のAEDに関する啓発についての質問でございますが、AEDの設置マップや避難所の表示板には、AED設置のマークをしたらどうかとの質問もありますが、今後、大津町防災マップや地震防災マップを更新するときにAED設置場所を表示したいというふうに思います。現在は、美咲野小以外の学校には避難所の表示板がありますが、そのほかの避難所の表示は未整備ですので、表示板の設置計画とあわせてどのような形がよいのか、啓発を含めた中で検討していきたいと思っております。

3番に、避難場所での食品備蓄に関するご質問ですが、今後の計画といたしましては、若草学園南側の町有地の約半分に水道企業団が給水車両2台、あるいは防災関連の倉庫を計画されておりますので、町としてもその残りの町有地に総合的な危機管理倉庫を本年度基本計画を策定する準備をしております。町の防災計画とあわせて、学校の防災体制の強化に向けては、校長会の防災担当の校長先生、大津小や北中の先生を中心に、今後情報交換しながら食料備蓄も含めて防災、資機材の配置についても考えていきたいと思っております。

次に、地域の防災の向上の観点による行政区の役割ですが、現在、町の行政区におきましては、様々な形態が存続しておりまして、南部地区や北部地区では、昔からの農業集落を基本とした行政区があり、また町中心部ではアパートや新興住宅等新しい住民で組織される行政区、そしてその両方が混住している行政区もあります。今年度は、防災士の資格、取得を支援し、地域における防災リーダーとしての人材教育に力を入れているところでございますので、危機管理体制においても、地域の力や地域の助け合いは欠かせないものでありますので、行政による公助や、自らの身は自らで守る自助、そして地域で支え合う共助の意識を高めていく必要がありますので、今後行政区として機能していくためにどのような方法が一番いいのかを地元としっかりお話をさせていただき、総会等の開催につきましても、あわせてお願いしていきたいと思っております。本年度これからの行政区のあり方や地域づくりをどのような形で行っていくかを区長会などと協議していくとともに、地域の安全安心並びに活性化に向けた有効な手段としての地区担当職員の係りを含めて考えていきたいと思っております。

次に、地域防災力の強化の観点から、消火栓の未設置の地区への対応でございますが、大津町では、消防法により半径120メートルの範囲内では、消防水利を設置するようになっております。議員ご指摘のこの基準を満たしていない地域は現在はありませんが、水利の位置などの関係で水利が不足していると思われる地域は5カ所程度あります。火災災害の対応には十分注意するとともに、水利が不足の地域は、今後大津菊陽水道企業団とともに相談して、年次的に整備していきたいと思っております。

最後に、危機管理に伴うAED設置箇所などの整備状況につきましては、広報やホームページなどで周知に努めたいと思っております。なお、現状については、所管部長から説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議員ご質問の危機管理体制の状況について申し上げます。

まず一番はじめの交通安全教育についてでございますが、学校での自転車安全の教育内容でございますが、全国交通安全運動期間中の登校指導や交通ルール等に関します安全指導、そのほか集会を活用しました安全指導を実施しております。講師につきましては、大津地区交通安全協会からの派遣講師等で行なっております。

次に、中学校の自転車通学の現状でございますが、先ほど議員からもお話ございましたけども、大津中学校は365人、全体の71%、北中学校につきましては294人、全体の66%となっております。自転車通学の基準でございますが、大津中学校につきましては、自宅から学校までの距離が2キロ以上、大津北中学校は自宅から学校までの距離が1.5キロ以上となっているところでございます。

次に、3番目の避難場所での食料品備蓄でございますが、災害対策基本法の改正によりまして、災害発生時に被災者の避難及び救援物資等の送付先となります指定避難所を整備し、国等による物資輸送の的確かつ、迅速な実施ができるような避難所と自然現象の種類ごとに危険から緊急に逃れるための一時的な指定緊急避難場所の2種類を指定するようになりました。現在、広域の屋内の避難場所は18カ所、屋外が5カ所と福祉避難所が7カ所であります。避難場所は主に学校施設となりますので、町教育委員会では校長会で防災教育に取り組んでいる先進地を視察されております。大津町の防災教育並びに学校での防災体制の取り組みが現在進められておるところでございます。

次に、4番目の行政区の役割でございますが、地区担当職員の取り組みの現状につきましては、現在、各行政区に職員が2ないし3名を配置し、町内65行政区に地域代表職員も含めまして152名の職員を配置しております。毎年年度当初には地区担当職員が地域に出向きまして、今年の町の予算や取り組みの説明を行い、また地域の行事につきましても参加するなど、地域の課題や要望の把握など情報の共有に努めているところでございます。しかし、地域によっては、地区担当職員との情報共有がうまく機能していないとの声も一部聞いております。地域活性化のために、地区担当職員制は有効な手段であると考えており、今後も地区担当職員制が地域に根付く取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、5番目の消火栓の設置及び維持管理でございますが、毎年2、3カ所の消火栓及び2カ所の防火水槽の設置を行ってきております。また、点検等につきましては、地元消防団や自主防災クラブの協力によりまして実施をいたしておりますが、消火栓の不具合などにつきましては、早急に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） AEDの現状について説明をさせていただきます。

AED自動体外式除細動器は、全国では38万台と、大津町におきましては、昨年度6月議会のあとの状況ですが、放置台数など、著しい伸びはないようでございます。

AEDの設置マップにつきましては、町全体でのマップは作成しておりませんが、各地区で作成されました地域の防災マップや危険箇所マップ、地域福祉マップなどには設置場所を表示されているところもあるようでございます。先ほど議員から説明がありましたとおり、インターネット上の日本全国AEDマップで大津町の状況を見ることが出来ますので、町のホームページにリンクできないかなどを今考えているところでございます。地域の公民館等へのAEDの設置につきましては、生涯学習施設等の備品購入事業費助成でのAEDの購入申請は今までありません。

また、AEDの使用につきましては、これは機械が自動的に音声で案内をし、判断をいたしますので複雑な操作は必要ないんですけれども、初めての人は戸惑うことがあるかもしれないと思っております。町総合防災訓練のときには、人形を使って心臓マッサージやAEDの講習を実施しておりますし、また、救急の日などで社会福祉協議会、子育て支援関係や各地域などでは個別に救急法などの講習会を行われているところもあるようでございます。幅広く住民の皆さんに知っていただくためにもホームページや広報等を通じて使用方法なども啓発を行っていきたくと考えております。

また、自主防災組織の結成を進めておりますけれども、防災士資格を持つ地域防災リーダーや防災指導員の活用にも今後取り組んでいきますので、その活動の中でもAEDの講習会も取り入れ、多くの住民の皆さんに触れる機会も増やしていければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） それぞれについて再質問をいたします。

まず、自転車の安全教育なんですけれども、小中学生についてはですね、今説明があったように、いろんな教育がなされていると思います。統計あたりをみるとですね、小中高校生の自転車の安全教育というのは当たり前ということでやっておられますけれども、ちょっと考えますと、やはり例えば、歩道をですね、自転車通行可という表示があるんですけども、そこを通行できるのは言うならば、幼児と児童と70歳以上の高齢者、それから車道を緊急的にこう行けないときに行ってよかとかですね、そういうようなことで決まっておりますけれども、その高齢者ですよ、高齢者に対するこの二輪車教育といいますか、統計の資料を見ますと、ほとんど受けたことがないという、そういうふうな結果が出ているわけですね。それから、大津町でいうと、皆さんもよく町で見かけられると思いますけれども、外国人の方ですね。先ほどもちょっと一例言いましたけれども、以前文洋堂の上のあその上井手沿いの交差点で死亡事故がありましたけど、中国人の方が亡くなっておられるわけですね。まあだからどうということはないんですけども、その大人、高齢者とかの成人ですね。それから、そういうはるばる外国から本町に来ておられるその外国人の方々への例えば教育とかですね、小中高校生に対する教育は当たり前なんで、それ以外の人たちの教育をそのいかに吸い上げてきちんとやっていくかというようなことも必要だと思いますので、その点、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、AEDについてですね、AEDについて、今補助金が一応何かあるようなことを言われたんですけども、この補助金というのが再度お答え願いたいんですが、補助金が何か生涯学習課管轄であるのかなのかですね。私としては事前のあれではないと思ってたんですけども、ないとすれば

各これ命を守る必要なものでありますので、各町内会、行政区ですね、ここら辺からの申請に基づいたその補助金の創設といいますか、これも財政的なものがあるかもしれませんが、そういう補助金あたりをこう幾らか出して、もっともっとう啓発広報するというようなことも大事だと思いますので、その点をお答え願いたいと思います。

中には町内会でですね、計画をしているがなかなかお金が高いのでできないというようなことも、いうところもありますので、ちょっと再度ですね、お願いいたします。

それから、避難場所の食料品備蓄ですね、これは町長も何か学校現場と話をしておると言われたんですよ。これはもう何回もその話はいただいておりますね。もうキャッチボールばかりして、結果がこう見えてないという、そんな感じがせんでもないんですけども、私としてはですね、やっぱりあくまでも避難場所である小学校、中学校ですね、そういう公共施設にアルファ米やら乾パンやらペット水やらですね、そういうものがあるのが、これはもう理想であり。必要なことであり、国の指針に基づくものであるわけですね。前にも言いましたけども、熊本市あたりも3年ぐらい前は集中してましたけども、今は分散してそれぞれの避難場所に置いております。これは国の指針に素直にこの対応したものだと思いますので、ぜひともそこら辺の検討をですね、お願いしたいと思いますので、認識を再度お願いしたいと思います。

それから、行政区についてはですね、非常に区長さん方は頑張っておられると思います。何人も話をする機会ありますけども、町長言われました、総会がない行政区というのも中にはあるんですね。大変申し訳ないんですけども、総会がなくて何で区長が決まっているのかという気持ちもあるんですけども、やはり町なり、いろんな団体からの情報というのはですね、年に1回のその総会なりをする、総会について決まった、区長が音頭をとって班長、組長がこう手広く情報の回しをするとかですね、そういうようなことが必要でありますので、ぜひとも区長会議が年に2回ぐらいあっていると思いますけども、そういう中で指導というとおかしいですけども、より区がこう円滑にですね、いろんな情報がいけるように音頭をとって、その形を整えてということですね、お願いしたいと思います。

それから、その地区担当職員の方々もですね、百何十人おられますけども、逆に地区をあてがわれて、自分などうしようかという、そういうふうなことをですね、考えておられる方も私はおられると思います。中にはですね、例えば、小地域福祉活動あたりをやって、定期的にいろんなことをやる区にあってはですね、そういう会合のときにたんびたんびにその地区担当職員が行っていろんな話をする。そのときに町の情報もこう与える。そういうようなことがあるかもしれませんが、さっき温度差があると、区に温度差があると言いましたけど、ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、何にもやっていない区みたいのところはですね、ないかもしれませんが、地区の担当職員が果たしてどういう場面でその区に入っていけるのかですね。そこが非常に地区担当職員の方も非常に若い方もおられると思います。だからその地区とその交わるそのきっかけみたいなですね、そういうものはやっぱり作っていかないとイケませんので、そういうところに対する認識をですね、もう一度お願いしたいと思います。

消火栓に関しては、もうお答えのとおりで、5カ所がまだ未整理と言われたんで、そこだけちょっ

と5カ所の位置、情報なりをですね、教えていただければと思います。

以上、ご答弁をお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、高齢者の方々等の交通安全に関することでございますけれども、現在、交通安全の協会のほうと連携をいたしまして、年間春秋の交通安全の運動期間中、また別にですね、高齢者関係の方、また女性の高齢者の方含めて、交通安全の集いというような形でそれぞれに年間含めてやっております。その中で、道路におけるそういった交通安全対策上の関わり方、交通安全意識に対しての講習会とかを実施をしておりますので、そういったところで連携しながらより交通事故のないような形で今後連携して、強化をしていきたいと、そして課題に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、消火栓関係につきましての5カ所でございますけれども、現在、翔陽高校から西側のほうでございますけれども、養護学校のほうからしますと南のほう、室小学校から西のほうでございますが、その辺がまず2カ所、昭和園の西側、国道325沿いの住宅地あたりがございます。それと先ほどご質問の北中の東側道路沿いというような形で、今申し上げましたところが5カ所ということで現在認識をしているところでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） AEDの購入そのものに対しての補助というのはございませんけれども、例えば、地区で公民館のほうにとか、集会場に整備したいと、そういう要望がありましたときには、地域生涯学習施設等備品購入事業で補助金として3分の1の助成があると。そのようなものが活用できるというのと。

もう一つ、地域づくり活動支援事業というのもございますので、そういうのを活用していただければ。全額ではありませんけれども、その範囲内で助成ができると。そのようなものはございます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼総合政策課長杉水辰則君。

○総務部次長兼総合政策課長（杉水辰則君） 山本議員の地区担当職員の関わりについての質問についてお答えいたします。どういうふうになれば温度差がある地区との活性化できるかというようなことではございますけれども、現状におきましては、地区担当職員のほうから区長さんのほうに連絡をしていただきながら、なるべく連絡をして、今年の町の仕事あたり何かについても説明に来ますから、どうしましょうかということで連絡を取っておりますけれども、なかなかうちのほうはまだ来なくてもいいとかですね、そういったことでなかなかできていないというのが今の現状でございます。ただそれをそのまましておくということはもちろんやっぱりできないかとは思いますが、今後はどうしてできないのかということについての現状把握、このあたりをちょっと進めさせていただきながら、その現状を把握した上で今後の対策を取っていきたいというような形で今思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 先ほどのご質問の中でまだお答えしてない部分がありましたので、お答えさせていただきます。

まず、行政区での総会の開催が行われていないとか、そういった状況があるところにつきましては、今度区長会のほうでそういった状況を踏まえまして、区長会のほうにお話をさせていただきまして、町のほうと協議をしていきたいと、進めていきたいというようなことで考えております。

それから、先ほどの災害関係での災害対策基本法の改正等っておりますけれども、それにつきましてもこちらで状況改正等につきましては認識しておりますので、それに伴っての対応をしてみたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） 最後の総務部長の何か答弁がよくわからなかったんですけども、私が一番聞きたいというか、いろいろありますが、避難場所のその食料品備蓄ですね。町長が答えられて、楽善に設置するという、それはもうよくよくわかるんですけども、前々からその校長会なり、現場とそのやり取りをしとるといふ、そういうふうな話なんで、そこら辺の結果をですね、聞きたいんですよ。結果というか、その見えないんですね、そこら辺が。だから校長会とその教育委員会、総務部長、総務と話をして、どういうことになりました。つきましては、もういついつになりますとか、できませんとか、こういうふうなことでして、そういうふうなことの結果をさっき町長が言われたんでしょうけれども、経過報告あたりをですね、ちょっともう少しやさしく聞きたいと思いますし、ちょっと問題がいろいろあってあれなんですけども、行政区の話もですね、やはり地区担当職員の方もやはり温度差があって、その一生懸命やろうとする人と、もうちょっとという人もおられるだろうし、やはりそういう大事な各地域における担当者の話ですので、やっぱり共通認識を持ってこうずっと進めていくことが必要なんです。やはり地区でどういう活動をして、こういうふうになったとか、そういうその報告ものみみたいなですね、ちゃんとやったことについてはちゃんと報告する。そういうものを今後は全体的にまとめてそうじゃないところに還元するとかですね。そういうふうな取り組みも、取り組みというか、やり方も必要だと思います。そこらの認識はどんななんだろうかね。ご答弁をお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 学校関連についての備蓄の問題でございますけども、これにつきましては、学校当局とご相談しております、置く場所があればまあ一時的なものでございますので、一日、二日ぐらいの乾パンとか、そういうもの、どういうものを置いてもらえるとか、そういうものを今管理の問題もでございますので、そちらができれば置くというような方向で考えております。また、区の間でございまして、もうおっしゃるようになりますね、大変行政区の嘱託員の皆さんに大変ご苦労かけておまして、なかなか新しい地域にはなり手がいない人もおりますので、担当のほうは一生懸命その地域に行って説明をしてなっただけとか。あるいは、この街中につきましてもなかなかです

ね、地域支援活動事業とか、あるいは地域での活動というのが高齢者が多かったりいろいろするとなかなかうまくいかないというような状況も確かにありますけども、うちの担当職員ちゃんと置いておりますので、その辺でしっかりその辺の原因究明もしっかり我々は今後やっていかなくちやならないんじゃないかなということで、先ほど担当のほうから言っておりますように、地区担当職員の仕事というものをしっかりと、毎年毎年地区担当職員関連の仕事の、あるいは使命なり、役割なりお願いすることを3回ほど全体的にやらせていただいておりますけども、地区のほうからしっかりと要望していただければ、それにしっかりと応答していただくというか、そういう職員もよく頑張っておられますねというような区長さんからの話も耳にすることもあります。そういうようなことで、我々としては地区担当職員が、将来の天津町をどう課題事項を解決しながらやっていくかという人材育成の面から、あるいは町、将来の町づくりから彼たちに頑張っていくための地域担当職員というような形でがんばっていただいておりますというような目的もありますので、それに沿うように今後職員にもしっかりと頑張ってもらいたいことをお願いしながら、もちろんその地区の課題事項とかいろんなものについては、政策担当会議の中で持ち上げて、課長会議というような形の中で予算化をしていくというようなことをちゃんと働き、結果のものが見えるような形にしておかないと、やはり若い人はなかなか仕事の張り合いができないというか、モチベーションを上げるためにそのような制度というようなことでやらせていただいておりますけども、まだまだその辺の徹底が行き届いてないというか、大変職員も忙しい、区長さんも忙しいということで、そこをうまく今後擦り合わせながらキャッチボールのできるような形を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） 地域担当職員を育てるという話がありましたけども、引いてはそれがですね、町民の皆さんのいろんな福利向上、様々なものにですね、つながっていくと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

避難場所へのその食料品備蓄についてはですね、多分学校現場はですね、いつでもいいというふうな話をされると思ひますので、加速度的にそれを進めていただきたいと思ひます。

次に、再生可能エネルギーについてお伺ひいたします。再生可能エネルギーは、自然エネルギーとも言い換へができますが、2011年7.11東日本大震災後、さらに注目されております。原発の危険性、地球温暖化防止という大儀もあり、今後活用すべきエネルギーであることは異論のないところであります。日射量が多い九州地区にとって活用すべき太陽光であります。町振興総合計画にも環境を重視した循環型社会を形成するためにも活用するとあり、例えば、住宅用太陽光発電システム設置率を平成27年度に10%にするとの目標がございます。この進捗は、どうかを一つお尋ねいたします。

また、町補助金について、現在1キロワット1万円、上限5万円で受付けをされております。受付け予定件数70件ということになっておりますが、まずこの進捗率もあわせてお伺ひいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 再生エネルギー利用の現状と推進についてお答えいたします。

ご承知のとおり、町では平成22年度に策定いたしました、新エネルギービジョンに基づき、公共施設への太陽光発電施設の導入や家庭用太陽光発電施設への補助に取り組んでまいっております。平成23年3月の東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故以来、再生エネルギーへの関心が特に高まっておりまして、平成24年7月からの固定価格買取制度が開始以後、全国で再生可能エネルギー設備の普及及び拡大が進んでおります。国においては、その買取価格関連等についても国民負担に押ししかかるといようなことで見直しに着手するよう話も聞いております。大津町においても民間事業者が太陽光発電を中心に整備を進めておられますが、町では民間事業者からの相談に対して、町関係者や県関係部署とも連携しながら法律の規制等についての情報提供や関係機関との連絡調整を行い、法律の規定に従って整備するように説明しております。

また、太陽光発電以外の取り組みは少ないわけですが、錦野土地改良区が農業用水路を活用いたしまして小水力発電、これを25年に調査をされておまして、26年度に申請、27年度に工事が完成するというような計画が今進められておまして、総事業費が大体3億円かかるというような水力発電でございます。これは土地改良区関連等の農業関連の振興という形で、国県の補助が出るような話であります。

次に、町の推進策ですが、住宅用太陽光発電につきましては、今年度も補助制度を設けて、現在申請受付中ですが、住宅用以外の太陽光発電につきましては、民間指導による整備を基本とし、法律等各種問い合わせに対してまして、従来同様関係機関とも連携し、情報提供に努めてまいります。もちろんそれだけでなく、再生可能エネルギーの普及、拡大には、町外企業による事業だけでなく、地域資源や地域特性にあった事業も課題となりますので、そこで町としても錦野土地改良区の事業例のように、地域住民や地域団体が主体となって取り組む事業についても関係機関と連携して必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

一方で、省エネルギーの推進も重要でございますので、省エネを積み重ねると発電所の整備と同様の効果をもたらすものであります。町ではISO1004を取得を14年度でしておりますが、今後について、庁舎はもちろんでございますけど、町民や町内企業の省エネ意識の向上、省エネの実践についても努めてまいりたいというふうに思っております。ご質問の状況等については、担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） 山本議員のご質問につきまして、町内の再生可能エネルギー設備の整備状況及び町の推進策についてご説明をいたしたいと思っております。

まず、町内の整備状況でございますけれども、住宅用太陽光設置補助は平成19年度から開始しておりますけれども、補助件数は平成25年度末までに280件に及んでおります。県内の住宅用太陽光の推計普及率は、平成26年3月末で8.88%、大津町はそれを上回る10.3%となっております。現在、今年度分につきましては、持込の予約を受け付けておる状況でございます。公共施設には、太陽光発電設備について、平成25年度には5カ所、トータルでは11カ所設置しております。全量売電の太陽光発電設備は50キロワット前後から数百キロワット規模の設備が中心ですけれども、

1千キロワット以上の、いわゆるメガソーラーにつきましては、2カ所建設されております。

太陽光以外の再生可能エネルギーは、これからの状況でございますけれども、先ほど町長が申しましたとおり、錦野土地改良区の取り組みのように徐々に出てきているような状況でございます。

次に、町の推進策でございますけれども、住宅用太陽光発電につきましては、今まで太陽光発電設備設置費用の動向を踏まえまして、今年度は1キロワット当たり1万円、上限5万円で補助を行っているところでございます。

発電電力すべてを売電する事業に対しましては、国が定めております売電価格が固定価格買取制度発足後3年間はプレミアム価格として高く設定されており、今年度は3年目を迎えますけれども、民間主導での整備を基本といたしまして、町としましては民間業者からの法規制等の各種問い合わせに対して、関係機関とともに対応していきたいというふうに考えております。例えば、農地でありますと農地法により転用が必要となりますので、法律の規制に従って整備するよう説明を行っているところでございます。再生可能エネルギー事業は、全国的に地域外の使用による整備が多く見られるようでございます。今後は、地域による地域特性にあった、地域に見合う規模の再生可能エネルギー事業の展開が課題だと考えております。町としましても、地域住民、地域団体が主体となって取り組む再生可能エネルギー事業であれば、例えば、全国での先行事例の調査確認や情報提供、その他関係機関とも連携して必要な支援を行っていきたいと考えております。

一方、省エネにつきましては、国、県、電力会社が進めます夏冬の節電キャンペーンを広報紙やホームページを通じて知らせておるところでございます。省エネ意識の向上を図りまして、国、県の省エネ事業に対する補助制度の周知なども図っていきたいと考えております。

もう一つ、現在、本田技研工業株式会社と県が超小型電気自動車MEVの社会実験を行っておりますけれども、夏以降、大津町内での社会実験が予定をされております。エネルギー消費量が少なく、環境性能に優れた次世代自動車の一つでございますので、町民の皆さんにも触れてもらい、将来の自動車、エネルギーについて考えてもらうきっかけの一つにできればと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） 今最後に補助金の話がありましたけれども、1キロワット1万円、上限5万円で受付しているということなんですけれども、ここに熊本県補助金情報平成26年度というのが一覧があるんですが、これに市町村の上限金額あたりが載っておりますけれども、例えば、玉東町10万円ですね、上限、和水町9万円、南関町10万5千円、芦北町14万円とか、そういうようなことが比較しても当大津町よりもちょっと規模が少ないところが大きな上限金額あるんですけれども、こら辺で今後なかなか先ほど町長が言われたように、国の見直しあたりもあっているんで難しいですけども、上限金額の今5万円ですね。これをさらに上げる、そういうふうな予定はあるのかどうかをお尋ねします。それから、メガソーラーが2件と言われたんですけども、1件はあそこに来ましたけども、メガソーラー2件の所在を改めてお願いしたいと思います。

それから、農地の話がございましたけれども、私たちもぱっと見てですね、これはどう見ても農地だ

というようなところに太陽光パネルが置いてあるときがままあります。きちんとした変更申請をしてあるのかもしれませんが、そこら辺の農地への違法なパネル設置とかですね、そういうことをきちんとかう常時、監視活動じゃないですけども、そういうことをやってらっしゃるのかどうか。大事な農地ですので、農地集積とかいろんなことに関わって、逆に空いてる農地であればですね、変えて有効活用したほうがいいかとは思いますが、そこら辺の管理ですね、この辺をどうやっておられるかを再度お尋ねしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長田中令児君。

○住民福祉部長（田中令児君） まず、補助金の上限を今後高めていったらどうかというご質問でございますけども、先ほど申しましたとおり、普及率が津町の場合10%を超えております。当初は、目標は多分3%ぐらいじゃなかったかと思っておりますけれども、そういう意味では、ある程度その補助の目的も達してきているのではないかなと思っておりますので、今後そこら辺につきましては十分検討をしていきたいというふうに考えております。

それから、メガソーラーの分につきましては、1メガの分が高尾野地区と吹田地区に2カ所建設をされております。

それと、農地の部分でございますけれども、1千平米を超える開発の場合は開発要綱に基づきまして関係各課と協議をして必要な手続きとか、整備方法を、指導をしておりますけれども、農地につきましては、5月末現在で17件の対象地のうち7カ所が農地でございますけれども、その部分につきましては、農地転用手続きがなされているというふうに聞いております。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） 先ほど町長がお答えになられた、国がちょっと姿勢を変えているというそこら辺ですね、ここらをもう皆さんご存じかとも思いますが、言うならば、電力会社が再生エネルギーの電力を買い取る際の費用を電気料金に上乗せしているという実態ですよね。だから補助金を出せば出すほど設置が進み、設置が進めば進むほど九電の買い取りが進み、買い取りが進むほど今度は一般家庭への電気料金のその上乗せが続くという、そういうふうないいか、悪いのかわからないようなそういうところがあるんですけども、しかしながら、国としてはですね、今後見直して、落とし所を探っていくという、そういうふうな話があるんですけども、そういうことについての見解をちょっと町長、最後にご答弁お願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 今、国のほうで言われるような状況が出ておるといようなことで、例えば、一般標準家庭で上乗せ額が大体月額225円と、しかし23年度の120円を考えれば、約2倍近くに拡大しておるといのが状況で、その電気の上乗せの総額は6千500億円になる見込みというように言われておりますので、その見直し、あるいは上限を設けるとか、いろんな案が今検討されておるといような状況がこの前26年6月14日の熊日に記載されておりましたので、今後どうなるかわかりませんが、しかし、原子力発電を考えればこの方法でもいいんじゃないかな。しかし、住民の生活は苦しくなるというような状況もかけっこみたいな形になりますので、国のほうがど

のような形でやっていかれるかというような状況でございますけど、我々としては、家庭用の太陽光発電については、先ほど担当が申しましたように、現状のところを引き継いでいきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 山本重光君。

○6番（山本重光君） 国はですね、原発の推進に走っているような気がいたします。しかしながら、福島の今の現状を見るとですね、私は頼ってはいけないと考えております。無限のエネルギーがあるわけですので、私たちは知恵を絞って、自然エネルギーの活用を今後も検討し、進めていくべきだと思っております。町内において、さらに自然エネルギーの活用が進むべく、町当局の意識の徹底及び今後の活動を期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。

午後0時08分 休憩

△

午後1時08分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 通告に従いまして一般質問を行います。今回は2点、地域間競争についてと食品に対する行政規制の愚かさについて質問を行いたいと思います。

まず1点目でありますけれども、最近の新聞によりますと、政府が医療費の抑制ということを掲げまして、社会保障制度改革推進本部を6月に有識者チームで立ち上げ、そして2016年度を目途に具体的な都道府県単位の医療費の抑制目標を導入するとありました。この記事を読みましてどういうふうに理解したほうがいいのか。やはり現在の高齢社会と今後の日本のあり方、社会保障制度のあり方、そういったものを考えますれば、やはり医療費の抑制は必須条件であるというふうではないかなと。そして、その医療費を抑制するためには、どんな手段を持って国民の方々に訴えていくのかということで、私はこのときにこの記事を読みまして考えたことは、やはり地域間競争というものを導入すべく、今までのデータあたりを分析しまして、そしてそういった都道府県単位で公表する。そして、国民の皆様方の意識をそういった形で高めて医療費抑制に努めるんだというふうな形を求めたのではないかなというふうに理解しました。

実際にそういった都道府県単位の数値の公表におきましても、75歳以上の医療費当たりをこの公表されていたデータによりますれば、1年間にその医療費、75歳以上の方々の医療費で一番使われるのは福岡県であり、115万円ということで、一番少ない県が岩手県の73万円ということで、1.6倍ぐらいの差になるということでもあります。福岡県あたりはものすごく人口が多い地域でありますから、この115万円というのは1人当たりで出しておりますけれども、数字に強い方々は、即座にそれにまた人口の比率あたりを掛けてくると値段が出るということに頭をめぐらされると思います。ですから、政府とするならば、そういった事実をきちんとデータを分析して公表をする。そして、今後の抑制につなげるというものではないかなと思います。

実際、今国はTPP発行に向けまして政府はあらゆるカードを切っておりますけれども、最近では、安倍総理が農業と医療、こういった岩盤と言えるような昔からの規制や、そういった制度でがんじがらめになっている部分さえも手を付け始めているということで、それはなぜかというふうに考えますれば、前段で言った医療費に関しましては、都道府県別です。しかし、我々がこれからの日本、そしてTPPに参加諸外国のことを考えますれば、国単位の競争というふうに入っていくのではないかなということで、国内のそういった岩盤と言われるような、そういったところさえも手を付けなければ世界にかんたる日本は残らないというふうな理解ではないかなと、私は感じております。

そういうことで、我が大津町を見たときに、この医療費抑制だけではなくてですね、この地域間競争というものをきちんとこの町長があげるいろんな政策、町の仕事の中にですね、入れていく。そうしたことでまちづくりが充実していく。こういったことはできないかという主旨の質問であります。それを考えますれば、私はTPPのことを申しましたけれども、その医療、農業、いろんなことを言いましたけれども、私たち大津町をじゃあどこと比較するのかと考えますれば、近隣の市町村になってくるかなと。そのときに、私は比較したときに、では、隣の菊陽町、そしてまた菊池市、合志市、熊本市あたりとですね、何らかを比較して大津町が劣っているというときに、町民の方々はどう思われるでしょうか。私は、そういったきちんとしたデータを公表することは非常に有効で、人間というものは負けたくないという心理が働くのではないかなと思います。大津町は、近隣町村と比べれば何々に対して劣っているというふうであれば、町民の方も一丸となってそういったところは是正しなければならぬというふうな、そういった心理状態、こういったものは、この地域間競争において非常に有効な手段であると私は考えます。ですから、その負けたくない感情を刺激する。要するに、よくない結果に対してからは、人間は非常に強く反応をすると私は思っておりますので、いろんな分野に町のそういった政策の中にですね、様々なデータを分析して、そして様々な施策に対して前進策に充てるということは可能だと、私は思っておりますので、この質問をした次第であります。ですから、今後のまちづくりの中でどういった方策を持っているような施策を現実につなげるかということを考えたい場合に、私は今までのデータ、そういったものの公表によるもの、これは非常に有効であると考えますので、この点について、町長のご見解を伺いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。永田議員の負けたくないその気持ちを住民に知っていただいて、町興しに頑張っていただく、あるいは町の施策関係等について生かしていければなというようなお話じゃなかったかなというふうに思います。やっぱり我々もこの菊池郡市、地域におきまして、県下でも優秀な、あるいは活気ある町というようなことで大変他の市町村との比較のとき、何となく優越感に浸るといふか、また何かをやっつけていかななくちゃならないと、新たなものにチャレンジできるなというような気持ちが出てくるのは確かでございますので、そういう劣っているところについては、やっぱり何かやらなくちゃならないというような、そういう負けん気といふか、がんばりの心が生まれてくるのは確かでございますので、議員おっしゃるように、そのデータというのも今後必要でないかなというふうに思っております。もちろんそのためには、現在の、例えば21世紀の日本

の少子高齢化へどんどんと入っている中におきまして、生活習慣病の変化が進み、疾病構造も変化し、生活習慣病に係る医療の国民医療に占める割合も3割の中におきまして、毎年年ごとに増えておるといような、このようなペースで医療費が増大すると国民の負担が大きすぎるといことで、国は今都道府県ごとに医療費の抑制目標を導入する計画のようでございます。町といたしましても、医療費の抑制は喫緊の課題でありまして、重点的に取り組む必要があると認識をしておりますし、まずは生活習慣病の一次予防に重点を置き、合併症の発症や症状、進展など、重症化予防を重視して取り組んでいきたいなというふうに思っております。そのためには、いかに住民の皆さんに健康づくりへの意識を持ってもらうか。生活習慣の改善に取り組んでもらえるかが課題であります。健康等の検診等のデータや情報を住民にわかりやすい形で提供する可視化や見える化も重要だと思います。これまでの取り組み評価は、健康課題などの中におきまして、少し具体的にお話をしていきますと、国保医療費は、大体今1人当たり31万4千円で、県平均32万6千円より低くはなっておりますが、介護保険1人当たりの介護給付費は27万円で、県平均25万円より高くなっております。また、後期高齢者医療は1人当たり92万円、県平均は99万円で、全国17位という状況になっています。大津町の主要死因は、第1位が悪性新生物、いわゆるがん、2位が心疾患、あるいは3位が肺炎となっております。65歳未満死亡の割合は、平成17年度に比べて大きく減少し、全国的にも低い割合となっております。

一方、特定検診結果を見ますと、中性脂肪や空腹時の血糖値、クレアチンの異常率などが県平均よりも高くなっており、これは食生活の関連が深い検査科目ですので、十分注意する必要があると思われれます。このような数値は、大津町健康づくり推進計画第二次に記載しておりますので、住民の皆さんにもわかりやすく課題や取り組みを示していきたいと思っております。

ところで、熊本県は、全国でも長寿県と言われ、女性は全国2位、男性も5位ですが、大津町は県平均よりも高く、女性は87.4歳、男性は80.6歳です。しかし、大津町は、いわゆる団塊の世代が国平均よりも少し遅く、これから65歳以上になる人が増加をしております。介護を受けたり、病気で寝たり、寝たきりになったりせずに自立して健康で生活できる期間、すなわち健康寿命は平均寿命より10年以上短くなっておりまして、健康寿命を延ばすための取り組みも重要な課題でありまして、不適切な食生活や運動不足等の生活習慣はやがて糖尿病や高血圧症、肥満症等の生活習慣病の発症を招き、それが悪化すると心筋梗塞や脳卒中等の重い病気に至ると言われておりまして、町では住民の皆さんに食と運動で健康づくりを掲げ、大津町食生活改善推進協議会やNPOクラブおおづにそれぞれの特色を生かした生活習慣病教室や健康教室、筋肉貯蓄教室など委託事業を行うとともに、健康推進大会も開催しております。もちろん一生涯を通じ健康で生き生きと地域で暮らし続けるためには、健康づくりや生きがいづくり、そして介護予防など地域ぐるみで取り組むことも必要です。農業など働く、それ自体が健康につながるのだと思います。あらゆる健康づくりに結び付けることで、大津町は健康で住みよいと、住みたい町というイメージをつくりあげていければなと思っております。これは先ほど申しましたような、大津町の健康づくり推進計画が26年3月に策定した内容等でございますので、これはあくまでもつくっただけでは議員ご指摘のように、今後は住民にどう理解してい

いただき、そして今回の国の政策も変わってきておるようでございまして、国の今回の中におきましてですね、今回の法改正の確定健康推進法とかいうものが今検討されておりました、その中で町村でやる仕事がどんどんふえてきております。18年度からやるというような状況でございますけども、介護1、2の関係の在宅介護サービス関係等も町でやらなくちゃならないと。あるいは、議員が心配されますような医療関係とか、いろんな形で町でやるものが子ども医療と同じように各町村の施策のばらつきが出てくるような状況になってくるんじゃないかなという心配もしております。そういう心配の中で、我々この菊池地域の2市2町では、福祉関連等については、お互い足並みを揃えていこうというようなこととお話しておりますので、今後の施策関連等につきましても、やるべきときにはお互いしっかりとこの地域については話し合いをしながら、地域住民の福祉健康等についてはしっかりと取り組んでいければなというふうに思っております。今は医療費の関係で申し上げましたけども、いろんな形でも住民の皆さんにいかに情報を流してやるかというのは基本でございますけども、その辺がいろいろな形の中でまだまだその情報の流し方、あるいは伝え方関連等について不足しておるのは反省をしておりますので、今後については十分なるいろんな形で報告を、情報を流していくというようなことをやっていかななくちゃならないというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

町長は、今医療関係について、この高齢化社会についての問題点等、町も喫緊の課題であるというふうな認識を示しながら、今後も情報収集と公開を進めていくというふうにまとめられたかなと思います。実際、医療、介護を受ける前に予防が大切でありまして、この地域間競争というものが町単位で、先ほども申しましたけれども、区単位、組単位、いろんな単位はあると思います。また小学校区単位、そういったものをうまく利用してですね、今ご高齢の方々にはグランドゴルフあたりが非常に盛んに行われているというところをですね、隣の菊陽さんと組んで、大会をしようじゃないかと。熊本県あたりもいろんなイベント、それも自治体に線を引くんじゃなくて、いろんな自治体同士が集まってされるというものには協力しますよというふうな声を聞いたこともあります。そういったことを考えますれば、そういった予防にも役立つ、やる気を出させる、今までのデータで大津は負けとるぞと、おもう少し訓練して、今度こそ菊陽に、じゃあグランドゴルフを勝とうじゃないかとか。いろんな形に役立つことができると思います。

ということで、私はこの質問の中で、ここの要旨の中に見えない部分を隠しておりました、実は、町長は今年度機構改革に取り組まれました。そして総務部の中に総合政策課というものを設けられましたよね。実は、この総合政策課というものがいかなる仕事をするものか。政策立案だけならば、まあ昨日、今日と一般質問でもいろんな政策立案を皆さん言われますんで、それとまあ町長が出してくる。そしてまた、執行部の方々がいろんな知識をもとに出してくる政策がありますけれども、私は、この総合政策課の仕事の中に、データ収集ですね、言うならば。これがですね、一番の私は仕事だと思えます。総合政策課を機構改革でつくられたときに、ずっと考えてたんですね。どういった役割を担うんだろうかと。昔の企画部と全然かわらんのか。それとも町長の施政方針の中には、強力に自

分が述べる政策を推進していくというふうに言われましたが、それにはさっき私が言ったような、町民の理解が必要となってくる。その理解を求めるには、根拠となるデータを示さなければならないと私は考えます。そう考えたときに、その政策の有用性は何かというですね、本当にそれ必要なのか、どうなのかというものを判断する、町民が判断する材料というものが、まさにデータだろうと思います。ですから、この役場という組織はですね、我々議員よりもたくさんの人数がおるわけでありますから、それに徹底した調査を行えるという機能を持っております。ですから、私も一個人としてのデータ収集には限りがあるんです。私以上にデータを収集して、根拠となるもの、それこそ最近では流行の言葉がビッグデータ活用と言います。ですから、永田が一般質問するときには手を何回挙げるとか、そんなところまでその収集するんですね。そして、永田議員対策は町長こがながよかですよというようなですね、ビッグデータ活用というものは、もう隅から隅までデータ化してそれで対策を練るということでありますから、やはりこの総合政策課をつくられて、そういったものを本当に政策を推進するならば、そういった競争という原理をやはりその負けたくない、先ほど言いましたね、そういったですね、感情を刺激するデータが欲しいと思うんです。ですから、データ収集とそれを統計して、そして新たな将来への施策へと結び付ける。そういったところが総合政策課ではないかなと、私は考えております。今回も先ほど国の政策として医療費抑制のためのいろんな公表というものは、やはり国といたしますればたくさんのデータ、診療報酬明細書、レセプトですね、そういったものを分析して、入院日数とか、薬剤の量、後発薬の使用の状況など、地域差を調べると。そしてまた、人口、年齢構成などをその医療費を左右する要素を勘案した上にその地域の適正水準を見極めるということです。要するに、データをきちんと把握して、その地域のあったものを国とするならば、そういった地方自治体にこういった努力をやってくださいと、こういったデータが非常に悪くなっていますよ、ほかと比べればということが目的なんです。ですから、このデータ収集と分析の能力、こういったものを突き進めるのが今回町長が行われた機構改革による総合政策課の設置ではないかなと、そういうふうに私は考えたわけであります。

要するに、そういった情報収集と分析、そういったものはですね、もうその自治体の能力イコールと私は思っております。ですから、データ収集能力と分析能力を高めることは、住民心理を刺激して、町の活性化に必ずつながるものだと私は考えます。この点について、機構改革を行って総合政策をつくりました。ですから、そういった地域間競争やいろんな住民各位の意識を刺激して、そして政策の前進に充てるというふうなことができないかと、私は考えるわけであります。この点について再度質問いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の言われるとおりでございまして、まさしく今回の総合政策課という部をつくって、その上に次長を置くというようなことは、やっぱりうちの各課の、あるいは各部の中におきましての連携をとると。その連携をとりながら事業の推進を図っていく。あるいは事業をするための農水省や国交省や厚生労働省関連との補助事業関連等がその課だけでなく、それをまとめてやっていただくというのが今回の機構改革の一つでもあるし、そして、今まで大津町がやってきた

その統計的な数字が出てきておりますので、その統計に基づきまして、次の段階、次のことをやっていくこう資料になってつながっていくと。そのためには、そのように専門的に、そういう分析したいろいろそれを状況を集めてやる課というか、そういう人が欲しいというようなことで今回お願いして次長級というような形にさせていただいております。まだその辺である程度のご相談を一緒に次長入りましていろんな形で話を進めさせていただいておるような状況でございますけれども、今後の活躍をしっかりと見ていただければなというふうに思っております。いろんなそういう形の中で、仕事をやる中で、やっぱりよその町村に負けないようなデータもありますので、その辺のデータにつきましては、やっぱりいろんな形で、例えば、企業誘致関係についてもよそが頑張っておるとやっぱりやらくちゃいけないと。しかし、その情報と結果はどうであるかというのを示すことによって、その辺の企業誘致に対するいろんな形の住民の皆さんのご協力が得るものというふうに思っております。そういう情報がなかならないとなかなか用地交渉にしろ、いろんなご協力に対して前に進めないんじゃないかなど。そういう意味におきまして、今後の情報やそういうものをしっかりと示すというか、今までの一般質問につきましても大変道路関係でご提案をいただいておりますので、その辺の情報とか、結果とか、そういうものをしっかりとやはり住民の皆さんに情報を流すというのが今までの方針でありましたけれども、なかなかそこまで行き届いていない面もあるかと思っておりますけれども、今後につきましても、そういう情報がやっぱり一番大切であるというふうに思っておりますので、今後についての事業推進、そういうものについてもしっかりと住民の皆さんに知らしめることによって、他の町村よりもいいんだなというようなことで、例えば、子育て支援関連についても、大津はいいねというのが口コミでですね、多くの人が入り込んでくるというような結果が出てきておりますので、やっぱりその辺の情報をやっぱりしっかりと流してやるのが一番ではないかなということでご指摘を受け、提案をいただいておりますので、総合政策課の中で、しっかりとそういう分析をしながら頑張らせていただければなというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 私の考えるところ町長が総合政策課に求めるものは一緒であったかなと思う気持ちで、ぜひこの機構改革を基にですね、町の政策が前進して、町民の方々本当に住みよい大津町だかなと思えるようなまちづくりに努めていただきたいと思います。

私は、このデータを使って地域間競走をするということを考えたときに、私が今まで読んだ本の中でも本当に勉強になったピタードラッカーの言葉を思い出します。すでに起こった未来というものを考えなさいということです。すでに起こった未来、実際、過去のデータに未来は詰められているということに今回新たな見解を私は思いました。そしてまた、そういったデータを利用する。この統計の世界ではですね、この調べていくうちにおもしろい格言が出てきまして、統計の世界におきましては、ごみのようなデータをつくっていくら分析しても出てくる結果はごみばかりだということです。結局、有益なデータ収集能力というものが求められるということですから、そういったものをきちんと提示して地域間競争につなげる。そしてまた町の発展につなげていただきたいというふうに思います。

次に移ります。2問目は、食品に対する行政の愚かさという形で、馬刺しを題材としております。実際ですね、今日熊日新聞におきまして、熊本馬肉うまいよねと、でかでかと載っておりました。東京で人気急上昇であるということです。実際、牛レバー規制の代わりに注目されているということを目にして、まさに私の今日の一般質問にあわせたかのごとく出てきたなと思ったことでございます。実際、昨年度だったですかね、あのユッケ食中毒事件というものが起きまして、これはもう多大なる大事故となりまして、食中毒の恐ろしさをむざむざと知ったわけでありまして。実際、そういったことを考えますれば、やはり馬刺しであつたよと、何か県外の方が言うのから始まって、いつの間にかあれよあれよと厚生労働省の見解まで出てきて、一度冷凍をしなければ食べないでくれと。寄生虫がどうのこうのとか何かありましたけれども、実際、町長も、幾度か町長と杯を交わすこともありまして、馬刺しは好きですよ。実際、味は落ちました。そこです。我々は幸運にもそのおいしい馬刺しを知っているんですね。そして今、一度冷凍した馬刺しを食べてみると、これは本当に愚かということちょっと言い過ぎかもしれませんが、その自己防衛のためかもしれませんが、おいしくなくなった。今まで俺はあたらなかったんだから今までのままで食べさせてくれて、あつたならば自己責任でいいんだよと、私は言いたいほうなんです。こういったですね、この生の肉を食べるということを考えますれば、総合的に考えたならば、魚肉、魚釣り私もします、町長もされると聞いておりますが、生で食べますよね。おそらく生の魚の刺身、そしてまた貝類、毎年のごとく牡蠣とかいろんなものがその食中毒を起こす原因になったというのを毎年のごとく見ます。しかしながら、そこには規制はかけられない。漁業権の問題か何か知りませんが、そういった保護の形で国は動くのかなと。本当にこの今空気中でも無菌状態ではないんですね。そういったときにですね、人体に多大な影響を及ぼす可能性があるものは、やはりこれはアウトでしょう。しかしながら、我々の食というものは、あさましいものがありまして、あの毒を持ったふぐでも食べるんですね。臼杵のふぐは私食べたこと実はないんですけども、何か毒が残って舌がびりびりするそうです。それでもきちんとした料理人が資格をとって料理するのならばOKですよという流れなんです。ということは、馬刺しでもですね、そういったものができないかなと考えるんです。おいしい馬刺しをですね、今外国人観光客あたりが増えておりますけれども、もう大津町に行ったら食べることができる。何でって、それはねて、大津町はそういった馬刺しに対して特区の許可を得ているからだよと。ですから、業者と結託して約束事できちんとそういった寄生虫の管理はないというものを出してくれる。大津町だけはそれを販売することができる。しかしながら、食べる人には、必ず自己責任をもとに食べてください。体長が悪い、そういった方々はやっぱりよくないですよというようなですね、いろんな方策がありはしないかなと。この馬刺しをですね、大津町の売りにできないかなとか、やっぱり考えるんですね。一方通行的に生を食べたらいけない。おいちょっと待ってよというような感じが今回はしたものであります。

やっぱりこの食べ物に関してからいろんなそれぞれの意見があっても嫌いなものは誰も食べないんですよ。好きな人だけ食べればいいんです。ですから、そういったですね、自己責任が行えない方が食べられてあつたよとか言われるのが、非常に憤慨しているんですね。そういったものを食べる

のであるならば、きちんと自己責任はもう当たり前ですと。そして、そういった知識を持った人しか食するのはやめてくださいというふうなものを全面に出して、そういったものと厚生労働省が出すそういった規則と戦ってみたらどうかと。国は必ずしも100点満点の答えは出さないと思います。そういったいろんなものを考えてみますれば、先ほどふぐのことを言いましたけれども、私は今年はかなり山菜を採りに、ワラビやウドとかですね、採りに行って楽しみましたけれども、ワラビあたりは発がん性物質が含んでいるよとかいわれる学説もあります。ですから、あく抜きをして食べます。そして、筍あたりもそうですね。結局そういった知恵を振り絞って皆さん食べられるんですね。ですから、その知恵の一つに冷凍という、馬刺しを冷凍1回するというものがあるのかもしれませんが、それを食するかどうかは個人の自由だと私は思うんです。ですから、こういったものを公の場で質問するのめずっと考えていました。しかしながら、やっぱりこの今までの食文化、そういったことを考えたときにですね、何か釈然としないものが残ってしまうんです。この点についてですね、やはり国が言ったからしょうがないのか。それともそういったところで戦ってですね、町の売り物にする。実際、馬刺しは駄目だけれども、馬のレバーは冷凍しなくていいという話も聞いております。何か矛盾しやせんかなというところもありますし、そういったことを考えますれば、県でもこういった議論を何か早くやってくれないかなと期待してたんですけども、なかずとばずであるということを考えますれば、馬刺しを大好きな私にとっては、また町民の方々もたくさんおられると思います。この点をですね、釈然としないところをですね、きちんと明確化して、そして戦って価値あるものというものもありやしないかなと。そしてそれをそういった町のいろんな形で特区申請でもして、そういったまちづくりの中に生かせることはできないかなと思ひ、この質問をするものであります。町長のご見解をお聞きしたいと思ひます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の熊本名物馬刺しについての食べ方等についてのご質問でございます。その件につきましては、やっぱり食品の安全や安心を確保するために、常に新しい基準を制定し、安全な食品が流通するよう国や県で検査等が続けられておまして、その基準となるのが食品衛生法だと思いますが、平成23年4月焼肉チェーン店において腸管出血性大腸菌O111及びO157の食中毒が広域に発生し、患者総数は100名を超え、この内5名が死亡したという事件を受けて、牛肝臓の生肉レバー刺しは平成24年7月1日から提供禁止となりました。熊本県が全国に誇る郷土料理馬刺しについては、平成23年6月厚生労働省から馬刺しによる原因不明の健康被害について、馬肉に寄生する住肉胞子虫の関与が強く、示唆されるとともに、その予防対策について通知がなされております。県では、住肉胞子虫を死滅させる冷凍処理の有効性や実施の方法、食品衛生法上の取り扱いなどについて県内の事業者等に緊急に説明を開催し、安全な馬刺しを提供するために、平成24年2月に熊本県馬刺し安全安心推進協議会を設立し、冷凍処理のガイドラインを定めて、馬刺しの安全性の確立に取り組まれてきまして、国のガイドラインで定めている冷凍時間を5時間長く、マイナス20度で53時間以上の冷凍処理を定めた独自の安全基準であります。国の基準というのはマイナス20度で48時間の基準がございますけれども、一連の通知は行政指導という形をとっており、法的

拘束力はありませんが、一度食中毒が発生しますと事業所名の公表や営業停止、禁止の措置がとられますし、何といたしましても馬刺しの安全性が大きく損なわれ、業界全体に大きなダメージを与えかねません。そういう意味では、やはり冷凍処理はやむを得ないものだと認識しておりまして、また、この冷凍処理により、鮮度が保たれた状態になり、氷水解凍を行うことで馬刺しをいつまでも安心安全においしく食べられるようになったという話も聞いております。議員ご指摘のように、この関係の食肉の馬刺しについては、牛レバーは、現在生食として禁じられておりますが、馬レバーについては、冷凍することなく販売、食べることができておりますが、これは馬肉に寄生するザルコシステスフェアリーが人において下痢状態を引き起こすのが判明されております。そういう菌が馬刺しの肉のほうにはつくそうでございまして、レバーのほうには、内臓にはその菌はつかないというようなことで、馬刺しのレバーは大丈夫であるというような見解を聞いておりまして、こういう菌については、大体有償事例といたしまして国が調査しましたところが平成21年6月から23年3月までの間に198件が確認されてございまして、その中でもやっぱりヒラメを食べたものが多く、馬刺しに含まれておるというのが33件であったと聞いております。そのように、その調査の結果そういうようなことでございますけれども、病的には食後数時間で一過性の嘔吐や下痢が起り、その後は軽症で終わる有償事例が散見されておるといような状況でございます。そういう意味において、議員おっしゃるように、個人責任で食べるというようなことは、我々行政としては、やはり食肉衛生法がありますので、なかなか言えないような状況でもあります。食べる人の好みで解凍して食べるのと生で食べる、好きづきもあるかと思っておりますけれども、我々としては、国が示す衛生法に基づきまして、願いをしたほうが販売した店等の評判というか、熊本の馬刺しの評判も落ちないんじゃないかなというような思いをしております。もちろん、この件につきましては、県のほうにも問い合わせをいろいろ聞かせていただきましたけれども、大津町の57号線に発生したつよというようにお話も聞いてございまして、ああ忘れておりましたというようにございまして、いろんな形で生食で食べることが、今の段階、県としては難しいと。

しかし、その今後の対策というようなことについてどうしましょうかというように形ですが、この件は大体犬が持っておるといようなことでございまして、そのカナダ産なんかは、やっぱり放牧する中で、犬を活用するといようなことで、もう外国のカナダ産等についてはもうやっぱりとても無理でしょうと。日本については、そのような犬はいないといような状況もございまして、その辺の対策を今後どうやっていくかというようにお話もされておるといようなことでございまして、今後については、県のほうにお願いしながら、そのような飼育の方法、関連等についても今後しっかりとご検討をしていただければなというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。この馬刺しについて、いろんなことを町長も調べられたわけで、結局、今の答弁の中をお聞きしておりますと、絶対だめだよではないみたいですね。結局、ヒラメとかが多かった。しかし、ヒラメはそういった冷凍処理しなさいよというように指示はないんですね。おかしいじゃないですか。ヒラメの多かったと。ですから、国の規制というのはその程度のも

のというのも結構あるということです。ですから、私が何でこういったことを言うのかと申しますのは、特区ですよ、やはり。この特区というのはですね、オンリーワン、唯一あそこで食べられるとかですね、こうなったときにもう本当に強力なまちづくりの材料になるということです。これをですね、何らかの形でやはり大津町も持ちたいと、オンリーワンをですね。そんなときに、最近では、いいニュースといたしましてユネスコですね。国連教育科学文化機関におきまして和食が無形文化遺産に登録された、昨年度ですけれども。この和食というのはですね、私馬刺しをその生で食べるということも全く和食とっております。この和食を勉強しようとする、海外から料理人がどんどん今日本に来ているんですよ。やっぱりその和食の魅力というのは、脂質は少ないんですね、世界の料理と比べれば。で、日本の料理はじゃあ何が中心かと言うなら、このうまみ成分が中心である。こういことを言われるのは、NHKきょう料理あたりで有名な和食の料理人村田さんですけれども、村田吉弘さんあたりが言われるのは、このうまみ成分というのがまか不思議だそうです。これが馬刺しにおきましては、冷凍することによってうまみ成分が破壊されてしまうと、私は考えております。そのうまみ成分をもとにした日本食というものは、懐石料理はざっと65品目で1千カロリーであると、フランス料理は品目が半分以下でカロリーは倍以上だということです。そして、この和食が世界の無形文化遺産に指定されたということは、これも一緒にやはり売り込みたい。世界が注目しているんですね。そういったときに、この先ほど申しました、村田さんという人がおもしろい調べものをしておりまして、小学生の母親にですね、お母さんの手料理で何が好きかというふうなことを学校に聞いてもらったそうです。そしたら、1位がハンバーグ、2位がカレー、3位がスパゲティ、これは村田さんの地元のことでしょうけれども、ということで、和食は一切なしと。実際、そういった家庭というのは、朝からコーヒーとパンとかいう形で、和食自体がもう無形文化遺産に指定されたと逆行するようなですね、結果が出てきている。そしてまた、この和食のヘルシーさというものをきちんと守って日本人は食生活に望まない。この村田さんが指摘されるのは、日本人は確かに洋食を食べるようになって体が大きくなりましたと。しかし、メタボの子どもも増えたと。小さいときからおっさん体型ですわというふうなことを言うておられます。結局、私は和食の推進、言うならば昨年度そういった無形文化遺産に登録された、その和食の真髄は大津町に行ってこそ発揮されるというようなですね、こういったものに組み合わせるといのは非常にいろんな旅行者、まあ外国人旅行者が多くて、今日の新聞だったですか、バスが足りないとかありましたけれども、そういったものをですね、メインとした料理天国の町のつくりにも唯一できるのではないかなと思う次第であります。

旅行者のツアーへの売り込み、そしてまた、町経済の浮揚、食文化というものを前面に出して、それに対するそういった三次産業なり、何なりがですね、膨らんでいって、それに働く人、雇用の拡大が見込めていくというような何らかのオンリーワンのまちづくりというものを私は考えるわけであり。ですから、ここはただ単にですね、馬刺しとその冷凍しなければだめになってというものを聞き流してはいけないと思うんです。まず戦ってみるべきだと思うわけです。ここを言いたいんですね。そして、町長たるものはまちづくりに必ず寄与するような前向きな姿勢を示して欲しいということです。ですから、そういったところのデータや厚生労働省の、言うならばどこを突くのか、そういった

ものは、先ほど言いました、総合政策課のもとで研究されてもいいし、課題として取り扱っていただきたいなということです。

昨日、玄米パンの店がオープンして、まあオープンしたばかりですから、かなりの賑わいを見せているということですが、やはりですね、食べ物に関しては、皆さん、その食べることによってこの体育をつくるわけですから、ですから非常に重要なことです。そして、それを我々議員も、そしてまた町長はもとより必ず政策に結び付けることが一番の政治家としての仕事ではないかなと思うんです。ただ馬刺しをそっちがうまかったから食べたいんですよというような、その低次元の、いならば質問するわけないでしょう。そこなんです。そして、やはり家入がやってくれたと。そのお堅い国に機関の扉を開けてくれたというようなですね、名物町長になってもらわないと、そこがリーダーシップだと思います。できません、国が言うたからできませんというのならば、それっていうのはリーダーシップのかけらも見れないという形にしか評価されないんじゃないでしょうか。やはり機構改革までして、1問目に対して、そうなんです、私はそういった気持ちでやりますと言ったら、今度は逆に国が言ってるからできません、えらく弱腰じゃないですか。町長もベテランの町長ですから、そういったところはですね、戦ってみせる、勝ってみせるぐらいのそういった気持ちが欲しいと思います、質問いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 食品衛生法、あるいは熊本県で今馬刺し安全安心推進協議会がありまして、冷凍処理での申し合わせでしっかりと今やっておられる中で、私が大津町で、大津町の肉屋さんで生でいきたいと思います、しかし、あんまり幸い今言ったような形で問題ないようですから、個人責任で、看板をあげてやってみてはというようなことは、私は町長としてなかなか言えないような立場であります。もちろん、先ほど申しましたように、この住肉胞子虫という病原菌でありますけども、この生活感が一応判明しておるところから、やっぱり生産段階における馬の感染を予防するというか、擁護することによって、検討することでやっぱり可能になれば冷凍処理の必要はなくなってくるというふうに考えられておりますので、県のほうにしっかりとその辺の実験とか、いろんなことをやっていただきたいなというふうに思っております。そういういろんな県としてもしっかりとその辺の予防については取り組んでおられますので、その成果が早く上がって、この馬刺しは日本産の大津産であるというようなことが墨付きになれば、そこは生で食べられるというようなことになるんじゃないかなというような思いもしておりますので、やはりそういう飼育の方法、そういうものをしっかりと取り入れていただけるようなこともやっぱり今後県のほうにしっかりと話をしていきたいというふうに思っております。もちろん、やっぱりあるところですね、ふぐの関係で特別区を設けようとした佐賀県がございまして、ふぐの肝をですね、大丈夫だということで県が、佐賀県が2回に渡ってふぐの肝特別区を申請されましたが、なかなか国は認めてくれないというようなことでございまして、食の安全に関する特別区というか、そういうものはなかなか厳しいんじゃないかなと。議員おっしゃるように、和食の無形の文化財というか、そういうふうに記録になりましたけども、やっぱり日本の食、和食関連等については、野菜中心のその素晴らしいものをしっかりと生かすとともに、このような

熊本と全国に2、3ある馬刺しの関係でございますけれども、おっしゃるように、今東京で人気があつておるといふような話を聞いておりますので、早く県のほうでそのような飼育、関連等の安全で冷凍しなくていいような馬刺しがこの地区から出るような形ができればなというふうに思っておりますので、今後について、県のほうともご相談をしながら飼育方法についてもしっかりと考えていかれるように大津町にも馬を飼育されておられる方たくさんおられますので、そういうことで一緒になってご相談を今後していければなというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） やる気があるのかないのかわかりませんでしたけれども、チャレンジスピリッツというものは、トップの意識というのがすべて以心伝心するということですから、そのチャレンジスピリッツを必ず強く持って今後の政策にあたっていただきたいと思います。
終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。2時20分から再開します。

午後2時09分 休憩

△

午後2時19分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 皆さん、こんにちは。お許しをいただきましたので、通告に従いまして、議席番号1番、金田英樹が一般質問をいたします。今回は、通告書に記載のとおり、本町の人事評価制度、外部組織への派遣型研修制度、公園管理のあり方と今後の整備計画の3点について質問をいたします。

最初の二つの内容は、いわゆる広義での行財政改革に関するものです。これまでの議会においても同様の観点からの一般質問を最も多く行ってきましたが、その背景としては、それらがすべての事務事業を行う上での土台となるものであると考えるためです。ご存じのとおり、国はもちろん地方自治体は、財政的に非常に厳しい状況にあり、消費税や軽自動車税等の増、あるいは昨日成立した介護保険と地域医療体制を同時に見直す地域医療介護確保法案では、介護必要度が低い要支援向けサービスの市町村事業への移行や介護保険の自己負担増など、暮らしに影響するメニューが複数並ぶなど、住民はもちろん、地方行政を担う自治体の負担も増加の一途をたどっております。

一方で、住民からも、そしてその代弁者でもある議員からも国の政策とは反比例する形でサービスの維持や更なる向上の要望があがっております。しかし、これを家計に置き換えて考えるとすれば、収入が減っている中で現在の生活水準を維持向上させようということであり、実現のためにできることは貯金を取り崩すか、借金を重ねるかの二つに一つです。しかしながら、私はそのようなある意味で将来に負担を先送りするような運営は許されるべきものではないと考えております。よって、住民としては、サービスはあればあるほどうれしいものであり、私自身も当然ながらそういったご報告のほうが好きはしますが、それでも無責任にあれもやれこれもやれ、一方で、あれもやるこれもやるではなく、議員はもちろん、何より町政全体を担う行政としては将来への責任も持ちながら、そ

これらの声を全町の視点に立って冷静に整理し、町のあるべき姿を描いていく必要があると考えます。しかしながら、そんな厳しい外部環境の中でも、極力将来への負担の先送りをせずに、サービスを維持向上させる方法として、広義での行財政改革的視点からの五つのアプローチがあります。

一つ目は、いわゆる仕分けを行い、費用対効果の低い事業を高いものに切り替えていく。二つ目は、改革や改善によって業務をより効率的、効果的に行うことで、余力をつくりながら事業の品質自体も高めていくこと。三つ目は、企業誘致等により自治体の自主財源を増やしていくこと。四つ目は、国や県の補助金を有効に活用し、外のお金を有効に使っていくこと。五つ目が、昨今よく聞かれる言葉ですが、住民と協働してそれぞれの足りない部分を補完しあう。または、それぞれのよさを生かして相乗効果を発揮していくということでございます。

行財政改革については、これまでの一般質問においても、協働のための町政への提案のインターネット受付、公開、そして一般質問の進捗状況表の整備、公開、あるいは介護給付の適正化など、役場としても非常に迅速に対応していただいた項目もあり、敬意を表する一方で、もちろん様々な事情を勘案してのことではあるのですが、業務効率化、品質向上を意とした職員による改善提案制度などは見送りとなり、また国から人件費及び活動費がすべて補助される地域おこし協力隊に関しては、今年の3月議会において、町長のほうより取り入れなければもったいないような制度であり、実施できる方向で検討を進めたいとの答弁であったにも関わらず、今議会開始時点で具体的な調査、検討はほとんど進んでおらず、非常にがっかりしているところでございます。

さて、そうした行財政改革ということをおき、今議会では、まず初めに、人事評価制度について質問いたします。今回の一般質問にあたっては様々な書籍や論説、資料を確認し、担当課にも話を伺いましたが、一般的に行政組織において改善、改革が起こりにくい最大の要因の一つは、その評価制度にあると言われております。いわゆる年功序列の色が濃いため、差がつきにくく、また業績評価が行われないために、頑張れば頑張るだけ昇進や給与に反映されるという、ある意味当たり前のインセンティブが働かない。さらに、評価が減点方式となっているため、大きなリターンが認めても、少しでもリスクの伴う新しい取り組みは避けられる傾向にあると言われております。

今回の一般質問は、どちらかと言えば職員一人一人の生産性をあげるためという視点に立ってはいませんが、先ほど述べたような行財政改革をもう一步踏み込んだ形で推進していくためにも、この人事制度の改革が必要であると考えております。

さて、この人事評価制度に関しては、平成22年度から26年度までの計画を定めた第3次大津町行財政改革大綱後期実施計画にも、能力や勤務実績による評価と給与への反映、また、評価結果のフィードバックなどを行いながら制度を運用していくとあり、実際に町ではこれまでも様々な取り組みを実施しております。しかしながら、一方で、町の様々な資料やこれまでの議会答弁を確認することである程度は理解できても、その詳細や町の方針、課題認識、あるいは評価の内容がどの程度まで昇進や給与に反映されているかという具体的な中身はなかなか見えてこないというのが現状でございます。

さて、人事制度は、人という既存の資源を有効に活用して、職員の持つ力をできるだけ引き出すた

めの仕組みだと言えます。有効な人事制度を構築することによって、組織にとって望ましい職員像や管理者像、期待する成果や行動などを明確に示すことができ、このことが職員の能力向上だけではなく、管理者の育成、業務改善にもつながることとなります。また、職員にとっても業務において期待されている成果や行動を知ることによって努力すべき方向が明確になり、さらにその努力の結果が公平に評価され、適切な処遇がなされることによって働きがいの向上と自己の能力向上の意欲も湧きます。そして、最初に述べたとおり、職員一人一人の人材育成と意識高揚によるパフォーマンスの向上は厳しい環境においても行政サービスの維持向上の可能性を見出すことのできる重要な要素であると考えております。

さて、一般的に人事制度という場合には、職能資格制度、人事評価制度、能力開発制度、賃金制度の総称としての制度を挿しますが、通告書に記載のとおり、今回、私が焦点にしたいのは、その中でも人事評価制度と賃金制度についてです。それらの観点から、大津町の人事評価制度の特徴及び改善を提案したい項目として2点挙げさせていただいております。

1点目は、勤務態度、勤務能力に基づく能力評価は実施しているものの、職員一人一人の業務達成度や実績に基づく業績評価は行われておらず、その業績業務評価の前提となる個人業務の目標設定も行われていないという点です。しかしながら、業務の適切な振り返りを行うとともに、実績に基づいた公平な評価を行うことは、職員の納得感やモチベーションの向上にもつながり、成果をしっかりと振り返り、適切な助言を行うことで職員の能力、業務品質の底上げにもつながります。また、目標設定を行うことで、担当職員が明確な目的と役割意識をもって業務に取り組むことができる。そして、上司がそれに基づいた的確な指示や進捗のフォローができるという二つの利点があり、それによっても業務品質の向上が図れると考えます。また、自己の業務に対する責任をより強く認識してもらい、組織としての責任の所在をより明確にすることにもつながると考えております。

2点目は、現行の評価は相対評価ではなく、絶対評価で行われている点でございます。つまり、例えば、組織の上下2割をよい、あるいは悪い、そして中間の6割を普通とするような相対的な評価ではなく、極端な場合には、全員がよいという評価を受けることもあり得る評価処方をとっているということです。もちろん、いずれの処方にもメリット、デメリットがあると思いますが、現行の絶対評価は、その性質上評価が高止まりして、実際の能力や業績が十分に反映されにくいことが指摘されております。つまり、パフォーマンスに応じた適切なフォローを行いにくく、また、相対的に高いパフォーマンスを発揮している職員にとっては、納得感のないモチベーションを低下させる要因になるおそれがあると言われております。

また、以上のことの前提になりますが、組織において、職員のモチベーションに最も大きく影響するのは、評価それ自体ではなく、評価がいかにより昇進や給与といった処遇へ反映されているかという点でございます。現在は、少なくとも短期的にみれば職員の給与総額を引き上げることとはなかなか難しい時代で、職員の中でより頑張ったもの、貢献したものを正しく公平に評価し、報酬として還元して職員のモチベーションを上げることにより、行政サービスをさらに高めていくことのできる制度づくりが必要であると考えます。また、先に述べたとおり、現状の制度では、これからの自治体運

営に必要不可欠な改善改革も起こりづらいと思われま

す。以上を踏まえまして、通告書に記載のとおり、1、人事評価制度の現状と課題認識、2、人事評価の昇進・給与への反映度、3、目標管理及び行政評価の導入、4、絶対評価から相対評価への変更の4点について、町の現状と方針を伺います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の人事評価制度の項目の4点についての状況についてご説明をいたします。

1番目の人事評価制度の現状と課題認識については、県内の自治体では比較的早く、平成18年度から試行的に導入を開始、平成20年度には、職員により検討グループを立ち上げ、試行結果の検証を行いながら人材教育基本方針の策定とあわせて制度の素案づくりを進め、平成23年度から現在の制度による運用を行っているところです。その評価結果につきましては、従来の勤務評価制度とは違い、本人に公表するようにしており、評価者である課長等からフィードバック面談などを行うことで、その職員の人材育成につなげるようにしております。

二つ目の人事評価の昇進や昇給への反映度についてでございますが、評価結果では、昇給や昇格をはじめ、人事異動の際の重要な参考資料の一つにしておりますが、給料への直接的な反映については、いまだ行っていない段階であります。現在の制度はどちらかと言えば、能力評価に主を置いた制度で、人材育成を主眼、目的とするものになっております。しかし、任用や給与などの人事管理の基礎となるには、職員がその職務を遂行するにあたって発揮した能力だけでなく、抱えた業績を把握した上で行われる評価が必要であると考えております。

3番目の目標管理及び業務評価の導入については、職員が果たすべき役割について予め担当業務に関する目標を定めて、その役割を果たした程度を評価する目標管理と業績評価の導入の必要性について認識しているところです。職員の能力や実績のより適格な処遇への反映などによって、職員のやる気を引き出し、職員一人一人の能力を最大限に生かすためには、公平かつ客観的な人事評価制度とするための方策や職場でのコミュニケーションが必要不可欠でありますので、本町の状況に応じた制度の再構築はもちろん、採用から育成、退職に至るまでの総合的な人事制度の運用に努めてまいりたいと考えております。

四つ目の絶対評価から相対評価への変更について。現在、運用しております絶対評価を基本とした人事評価制度は、ただいま申し上げましたような課題もあり、今国会の4月で地方公務員法等の改正により、人事評価に伴う業績導入等が必要となってきています。現在、運用しております人事評価制度を法律に適用した形に見直し、相対評価を含め、人材育成に努めていく必要があると考えております。現状については、所管部長に説明をさせます。

管理職登用の基準の考え方を求めることについては、現在考えておりませんが、そういう評価の中でやらせていただいております。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議員ご質問の現状等について申し上げます。

まず、1番目の人事評価制度の現状と課題認識につきましては、現在運用しております人事評価制度につきましては、先ほど町長の答弁にもございましたように能力評価に重きを置いた制度となっております。平成23年度から3年間を経過いたしまして、職員にも定着してきているものと考えております。しかしながら、役場の業務自体が多岐に亘るものであるために、評価結果や評価基準に対する評価者側から捉え方に多少の差異があることも事実でありまして、評価のポイントや制度を高めるための評価者を対象としました管理職の研修なども毎年行っているところでございます。

また、人事評価制度の意義と目的につきましては、組織目標達成のために人的支援の価値をあげて組織の目標や業績と組織の目標や業績を結び付けて戦略付けのために活用することですが、当該年度においてどれだけ業績をあげたのかについて、ある程度客観的に明らかにでき、その結果を給与などの処遇に効果的に反映させる仕組みの構築が課題となっております。

次に、2番目の人事評価の昇進・給与への反映度についてでございますが、現在の運用といたしましては、人事評価制度による結果を昇給や昇格への参考資料として活用しているところでありますが、これは長期的な評価の積み重ねの結果による昇給・昇任によって間接的に給与に差がついている状況でありますので、目標管理や業績評価を導入することによって毎期ごとの人事評価を査定、昇給に反映させて短期間の給与の違いをつけようとする制度へ移行する場合における事例等を検討しているところでございます。

次に、3番目の目標管理及び業績評価の導入についてでございますが、まず目標管理についてでございますが、従来の勤務評定制度においては、抽象的な評価基準であるために、評価者の裁量の余地が広く、先入観やいわゆる人物評価で評価を下すことが可能でした。また、評価者と被評価者のコミュニケーションギャップが評価項目の総合性や抽象性から生まれているものであれば、なるべく具体的な目標を示すことが重要であると考えられますし、組織としてトップと担当者までの目標が連鎖していることがポイントとなります。さらには、目標項目や達成基準、指標や期限を明確にしておくことも目標管理において特に重要であると思われまます。実際に今国会で成立いたしました地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律には、職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力及び掲げた業績を把握した上で行われる人事評価制度の導入など、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が盛り込まれております。また、その施行期日は、公布の日から2年を超えない範囲とされております。このように、今回の地方公務員法の一部改正においても能力と実績に基づく人事管理の徹底を図るよう方向性が出されているところでもありますので、今後は業績評価に主眼を置いた人事評価への見直しを行ない、目標管理による組織や職員の能力アップとその結果としての給与反映について十分検討しながら、よりよい人事評価制度の運用と職員の人材育成に努めてまいりたいと考えております。

4番目の絶対評価から相対評価への変更につきましては、相対分布を前提とした絶対評価の採用であります。絶対評価のみに基づく評価を行えば、部署、単位の評価の歪を大きくするリスクがございますし、評価結果に差が生じにくいという課題がありますので、ある程度の相対分布を設定することにより、このような事例を改善し、成績率に基づく勤勉手当の支給や査定昇給の実施の仕組みを可能

とするものであると考えております。

現在、運用しております人事評価制度を法改正に適用した形に見直す必要があると考えております。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1 番（金田英樹君） 再度質問いたします。いろいろ詳しくご説明いただいたんですけども、2点伺いたいと思います。

一つが能力評価に重きを置くというお話だったんですけど、私も実際の評価表シートのほうを見させていただいたんですが、項目が1枚、2枚のびらびらした紙で、すごいファジーとか、曖昧な内容で、本当にこれで正確な評価とか、フィードバックができるのかなというところが少し不思議に思っております。

二つ目なんですけども、能力評価ではなく、業績評価のところ及び絶対評価から相対評価への変更に関してなんですけども、いろいろ課題だとか、利点とかいうお話もございましたが、実際やる方向というお話はあったのですが、どういったスケジュール感で進めていくように考えているのかなというところが気になりました。私個人としては、ここはすごい行政がずっと持っている課題というところで、急ぐべき課題と思っておりますので、できればスピード感をもってやっていただきたいと思っておりますが、その2点についてお答えをお願いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 金田議員のただ今のご質問にお答えいたします。

まず、能力評価関係、今後絶対評価から相対評価という形で見直すということも含めまして、現在、各シートあたりもご存じのように内容になっておりますけども、今後に向けての業績目標という形の設定も行っていかなければなりませんので、まず、项目的には、やはり今年度業績目標を設定するにあたりましては、当然目標設定に向けてのいろんな懸案事項等もございますし、いろいろ目標達成に向けてのいろんな工夫も必要でございます。ですから、そういったことにつきましては、项目的に、やはりこう目標の達成に向けてのそういった設定の項目について、やはり設定していかなければならないというようなことで、懸案事項であったり、創意工夫であったりとか、そういった面では、やっぱり困難度、達成に向けての困難度あたりの設定も必要であるだろうし、また今後に向けてのその業務に対しての優先度、それから行政上のそういった貢献度と申しますか、いろんなことにチャレンジしていくという、そういったのにも当然必要になってくるかと思っておりますので、今設定されている、いろんな業績、内容等含めて、またただ今申し上げました、目標設定あたりの難易度も含めて、今後含めたところで考えていかなければならないというふうに思っております。

それから、いつ頃までというような形でのご質問でございますが、先ほど申しました、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が今回公布されておりますので、その中にも交付の日から2年を超えない範囲で取り組んでいくと、設定していくというような形になっておりますので、今後その範囲内でこれからただ今申し上げましたようなそういった目標管理も含めたところで、業績評価という形も踏まえて移行していかなければなりませんので、2年を超えない範囲でこれから詳細

に検討して、取り組んでいかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1 番（金田英樹君） すみません、能力評価が機能しているかというところに関しての答弁があまり明確ではなかったと思うんですけども、ちょっと別の観点から再度こちら町長のほうに質問させていただきます。

今回、私人事制度に関しての質問をあげておりますが、それをですね、考える中で、今回議席に配付された平成25年度定期監査報告書というものを読んでまいりました。その中で監査委員さんのほうから指摘のあった項目として、この方もう6年以上努めていると伺っておりますが、かなり厳しい内容となっております。一部抜粋させていただきますと、コンプライアンスと内部統制についてというところで、「ここ数年間、監査を行ってきた中で、年々少しずつ職員の事務処理の精度が低下してきているのではないかと感じる事例が増えてきている。そして、十分な確認を行い、決済すべきはずのものの責任感が途方もなく希薄になっているようであり、そのことが事務処理や業務の進め方といった仕事のノウハウを後進の職員にきちんと継承されていない現状へとつながっているのではないだろうか。部制の導入以降、決済権限の見直しがなされ、事務的な効率化を目指して決済権を拡大するなどの改正が行われてものの、決済者、決済権者としての責任感の確立までには至っていない実態が随所に見え隠れしているようである。このことが単純なミスとは言いがたい問題のある事務処理を頻発させている根底になっているものと思われる。このままでは未来ある若手職員の育成にも大きく影を落とすことにもなり兼ねない。まずは、決済権者の責任を再認識してもらうとともに、基本的な事務処理や規則等をきちんと後進に指導していく手立てやチェック機関がきちんとブレーキをかけることができる組織体制の確立を早急に検討して取り組む必要が求められる。特に退職者が多いここ数年の間にきちんと対策を講じた上で、世代交代を行う必要性を痛感する」とあります。私、この一つの原因になっているのが、先ほどの最初の話にも述べたとおり、一つは責任の明確化があまりできていないのではないかというところ。あと、上司のフォローが行き届いていないのではないかというところを考えております。次の質問のところに、研修の件も書いておりますが、この若手を育てるという意味でも、今後人事評価制度というものはものすごく大事にしたいと思っております。組織論的に言っても、例えば、今年功序列とよく言われますが、実際は若い人でも能力があれば平の職員、プレイヤーとしてやってもらうよりも早めに管理職、マネージャーに配置して、指示を出しながら全体の業務を担ってもらったほうが、町民にとってもプラスになるというふうに思っておりますので、そのあたりについて町長の考えを少し詳しく伺いたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員の再度の質問でございますけども、職員育成というようなことで始めたこの人事評価について、今監査等でそういうことでご指摘を受けておりますけども、我々として管理職関連等についての人事評価というようなことに、まずはこの大体7月に入りますと評価者の研修を行わせていただいております。そのあと我々上部の幹部が一人一人課長クラスの人事面接を行わせていただいております。その中で、やっぱりあなたの課の仕事、今年目標なり、やり方、課題、

そういうものをいちいち、一つ一つ聞いております。もちろんその中で職員の健康管理と課題のある職員関連等についてもしっかりとお話を聞きながら職員の育成に努めていただきたいというふうに指導はしております。もちろんそういう中で、11月になりますと、その結果はどうであったかというような形で課長のほうにまた質問を、面接をしております。もちろん我々はそういう課長幹部の職員の評価をしておりますけども、その課長関係については、係長や職員の人事関連についての評価をしっかりとやりながら、その課題事項については、幹部としての指導責任をしっかりとやっていただくように、そして評価をしながら、そしてしっかりとコミュニケーションができるかその評価、関連等についても、本人からの意見についてもしっかりと答えられるような形でやらせていただいているのか、そういう指導を人事評価の中で生かしておるといふこと。

そういう中で、もちろん幹部職とか職員に上のほうに上がっていく、あるいは仕事をしっかりとやってもらうためには、やっぱりそういう上司のやり方とか、いろんなものを今我々も耳にすることは確かでございます。そういう管理職関係の異動関連、適材適所に我々としてはやっておりますけども、そこには若干下から見の面についてもちょっと違う面もあるということで、我々はその辺のところについてもしっかりと幹部職員には、指導をしながら課内のチームワークというか、管理とか、仕事のそういう問題についてしっかりと取り組んでいただいているようお願いをして、人事評価をしっかりとやっていただく。その人事評価の能力を幹部にもしっかりとつけていただくよう指導をしておるといふような状況でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 少しでも町の資産である職員さんの力が発揮できる有効な人事制度が構築できること。制度を運用する町長はじめ管理職の方々の手腕に期待して、次の質問へと移らせていただきます。

2点目は、外部組織への派遣型研修制度の質問でございます。町では、これまで多くの職員を国の省庁や県庁等の行政機関に出向させており、実質的な研修という形では、現在も1名が出向中です。私もこうした研修目的も兼ねた外部組織への出向は、職員育成上非常に有効であると考えますが、出向中の人件費を町が負担するためにコストは甚大であり、その効果が厳しく問われます。よって、派遣人員や出向先の選定はもちろん、特に専門職が強い場合には、出向解除後の人事配置等も綿密に事前検討され、効果を最大限に生かす計画が必要だと思っております。

国や県への派遣の目的としては、一般的にパイプづくりや情報収集等もあげられますが、当然ながらそれだけを目的としたのでは、コスト見合うだけの効果はなかなか得られません。よって、帰任後も通常は数十年間勤続することとなる職員の育成及び組織の業務での還元ということを第一義に据えて、具体的に何を学ばせるのか、将来を含め。出向解除後にどのような部署に配置するかということも現在の業務や能力等も十分に事前精査し、派遣人員、派遣先を決める必要があるかと思っております。また、人員削減が進められる一方で、行政に対するニーズがますます高度化、多様化している昨今、職員の更なる意識変革、資質向上は避けて通れない課題となっております。そういった中で、必ずしも専門的な知識習得という観点ではなく、民間の業務進捗方法やコスト意識、顧客志向、経営感覚等を

直に学ぶため、民間企業への短期の派遣型研修を実施している自治体も少なくありません。私自身も議員就任前は、民間の金融機関に勤務しておりましたが、これまでの1年間の議員活動の中だけでも、もちろん必ずしもすべてのことが行政組織に馴染むとは思いませんが、それでも大津町の業務運営において、民間に学ぶべきだと感じる部分も少なくはなく、職員の方々にもそういったことを肌で感じ、取り入れられる部分は取り入れていただきたいと考えております。

本町では、幹部職員を中心に行政での勤務経験しかない生え抜きの職員がほとんどですが、一つの組織しか知らない場合には、専門知識やスキルは向上するものの、どうしても業務運営において固定観念や既存のやり方に捉われがちであり、内部からの改善、改革も進みにくいのが現実です。私自身も民間企業に勤務していた際、1年の間、企業文化の大きく異なる他社に業務研修生という形で派遣され、派遣先で業務に携わってまいりましたが、私自身も学ぶことも非常に多く、貴重な経験となり、また赴任中、帰任後と所属元の企業への様々な提言、提案を行い、多少なりともお業務改善、業務改革に寄与できたと思っております。よって、もちろんどの民間企業でもよいというわけではないので、受入先企業の選定や依頼も簡単ではなく、また人員体制としてもなかなか1年以上に渡る中長期の派遣は難しいことは重々承知しておりますが、国や県への派遣とは違った視点、目的より若手を中心に、例えば、3週間から最大3カ月ほどの民間企業への実施研修制度を導入することで、人材の育成はもちろん、組織の活性化を図れるのではないかと考えております。

以上を踏まえまして、通告書に記載の4点、1、これまでの派遣実績と目的、2、派遣人員や出向先の選定方法、3、出向解除後の人事配置の現状と課題認識、4、民間企業への短期研修の導入をすることを考えはないかについて、町の現状と方針を伺います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 外部組織への派遣等の研修についてのご質問でございますけども、これまでの派遣実績と目的では、専門的知識や技術、情報収集などをはじめ、幅広い視野や高い見識の醸成など、庁内だけでは困難な知識や経験を取得させるために、これまでに多くの職員を国や県の機関をはじめ、一部事務組合等に派遣しております。特に、県や国への派遣につきましては、国や県全域での町の位置付けや、他の市町村の状況など、広域的な考え方を身につけることができますし、国、県と市町村間の連携による一体的な地方行政の推進を進めるためにも有益なものであります。さらに、派遣先での人的ネットワークの構築を行うことで、職員本人はもちろん、町にとっても将来に亘る財産となることが期待できます。

二つ目には、派遣人員や出向先の選定方法で、職員の資質向上などの人材育成はもちろんのこと、職員を関係機関に派遣することで、国、県、市町村間の連携により、町の各種事業や行財政運営の推進のために、これまでに職員を派遣してきておりますが、派遣先につきましては、国や県の場合は、市町村との人事交流制度に基づいて派遣先の機関や部署を協議して派遣しており、一部事務組合や広域連合の場合は、派遣協定に基づいて、構成市町から職員を派遣しております。また、町の重点事業の推進にあたっては、特に必要な場合など、その事業に関する行政機関に職員を派遣する場合などはあります。

次に、出向解除後の人事配置の現状と課題認識については、帰任後の職員の配置先についてでございますが、派遣先における担当業務と関連する部署に配置する場合と、そうでない場合とがあります。これはその職員ごとの派遣目的にもよりますが、特定分野で専門性の高い職員の育成という目的だけでなく、基本的には派遣先で培った知識や経験、人脈といったものは、中長期的に見てあらゆる業務に共通して生かされていくものと考えた上で、帰任後の配置先を決めているところでございます。

4番目の民間企業への短期研修の導入についてでございますが、これまで財団法人への派遣実績はありますが、民間企業への研修派遣は実施しておりません。しかし、今後の公務員制度の方向性は、能力や実績をより充実したものに変わりつつありますので、経営感覚の習得をはじめ、迅速な判断力や実行力など職員の能力の開発は益々重要になってくるものと思われまます。まずは、民間のコンサルタントによる職員研修の中で取り入れながら、民間企業への研修派遣についても、他の自治体の事例などを参考に職員の人材育成のために効果的な職員研修の実施に努めてまいりたいと考えております。本年につきまして、1人の派遣というような状況で、定員関係の問題と勸奨で辞めた職員がたくさん出てきておりますので、今回についてはそうでございますけれども、今後については二、三人はしっかりと派遣するような方向で考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議員ご質問につきましての現状を申し上げます。

まずはじめに、これまでの派遣実績と目的でございますが、職員の派遣につきましては、平成21年度に策定いたしました、職員の人材育成基本方針の中で、長期的な人材育成の観点から、職員派遣については推進していくことを盛り込んでおります。まず、これまでの派遣実績でございますが、過去20年間のデータといたしまして、国への派遣が1省庁で2人、県が5つの部署に7人、市町村が3町に3人、菊池広域連合が10人、一部事務組合等が3人、財団が1機関に1人、県民体育祭事務局に1人の合計15カ所に27人を派遣をしております。また、これ以前にも県への職員派遣については実績がございます。

次に、2番目の派遣人員や出向先の選定方法でございますが、県への派遣につきましては、県と市町村との人事交流制度の活用によるものでございまして、職員をお互いに相互派遣する交流派遣と、市町村が県に職員を研修目的で派遣する研修派遣の2種類があります。それぞれに実績がございます。菊池広域連合や一部事務組合については、構成市町村による派遣協定に基づいてございまして、構成市町村からそれぞれ職員数と派遣期間等を協議して派遣する形となっております。また、各事業等の推進の関係で職員を関係機関に派遣する場合もありまして、例えば、新エネルギー政策の関係で、現在経済産業省と県のエネルギー政策課に職員を派遣をしております。また、公共交通政策関係で県に派遣したケースや公共下水道事業で浄化センターの処理施設に包括的民間委託制度を導入するために一部事務組合に職員を派遣したケースなどがあります。その人選につきましては、与えられる職に必要な適正や経験を有し、かつ意欲のある職員を選任または公募するなどの方法で選考して派遣をしております。

次に、出向解除後の人事配置の現状と課題認識についてでございますが、派遣終了後の配属先につき

ましては、その派遣目的にもよりますが、派遣先への経験や実務を通じて習得した事務や技術が直ちにいかされるように同一業務、分野の部署に配属する場合と、必ずしも同一分野でない場合とがございいます。その内訳としましては、先ほど申し上げました、派遣職員27人のうち約半数の13人が関連のある部署に配属となり、14人が直接的には関連のない部署となっております。今後も帰任後の配属先として、関連部署に限定することは考えておりませんが、今後は専門性の高い職員の育成も含めて、派遣による実務経験を通じて優秀な人材の育成が図られますよう、配置先の部署や職については長期的な観点からも今後十分考えていく必要があるというふうに思います。

4番目の民間企業への短期研修の導入についてでございますが、職員を企業等に派遣することにより、企業の合理性やコスト意識を醸成するとともに、社会情勢を民間の立場から見つめ直すことで新たな発想が生まれるなど、幅広い能力が体得できるというメリットもあると思われまます。長期的な派遣となりますと、限られた職員定数の中では派遣が厳しい面もありますが、ご提案のような、短期的な研修派遣につきましては、自治体の事例もあるようですので、参考にしながら、さつき町長答弁ございましたように、まずは民間の人材育成のコンサルタントによる職員研修などを実施いたしまして、民間の考え方や手法など学びながら職員の人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 詳細なご説明をいただきました。幾つか質問じゃなくてご指摘をさせていただきたいんですけども、出向解除後の配属ということで、関係ある場合とそうでない場合があるというお話がございました。そういった中で、私が聞いた話なんですけども、本人としても、あるいはその周りから見ても、なぜあの人があのときにあそこに出向したのか、今どう生かされているのか、なかなか見えてこないという声がちらほら聞こえております。ですので、そういった本人への伝え方、周りへの伝え方というところを十分やっているかもしれないんですけども、もう少し力を入れてやっていただければなと思っておるところでございます。

民間のコンサルタントを採用した研修というところで、非常によい取り組みだと思うので、ぜひ進めていただきたいと思います。先ほどの組織の話にも入るんですけども、やはり固定した組織にいると新しい発想だとか、改善なかなか生まれにくいと思っております。そういった中で、そういった研修や一番いいのは、例えば、短期の出向であるだとか、あるいは中途のキャリア採用だとか、そういったことも少しずつ考えながら、組織改革を図っていけば今後のより複雑多様化する町政運営のほうにもよりしっかりと対応できる体制になるのではないかと感じるところです。

それでは、次の質問に移ります。次は、公園管理のあり方と今後の整備方針についてです。公園は、子どもから高齢者まで様々な住民にとって、運動や散策、談話といった活動や地域のコミュニティ形成の場としての役割を果たし、地震などの災害時においては、避難地や復興拠点としての役割を果たすケースもあり、日々適切な管理が行われる必要があります。そうした公園に関して、大津町においては、町が設置した公園とそれ以外の公園、つまり、例えば開発行為等によって設置され、町へ寄附された公園があります。前者においては、適切な管理基準を設けて管理しておりますが、後者においては、整備・管理基準が明文化されておらず、責任が不明確であり、日々の管理のあり方はもちろ

ん、公園灯などの設備更新時の負担金において、その都度近隣住民と調整・議論が必要となるケースもございます。この件に関しては、随分前に担当課のほうで基準を設けようとして検討を進めていたものの、準備が止まってしまっていると聞いておりますが、中長期的な業務の効率化はもちろん、より納得感のある町政運営を行っていくためにも早期に基準を設けて対応して行くべきであると考えております。

昨年2013年3月の一般質問では、道路整備優先基準の整備として提案させていただきましたが、立場や住んでいる地域、考え方も異なる住民に対して一定の納得感のある説明を行なうためには、その拠り所となる町の方針に基づいた明文化された基準の整備が前提になると考えております。

また、最初に述べたとおり、公園は子どもの心身の発達のためにも重要な場となります。しかし、子育て世代の方々からも大津町には遊具の充実した公園がないという声があがっております。遊具については、子どもの事故多発等により、大津町を含め全国の多くの公園で撤去されたという経緯がありますが、遊具の危険性について、国土交通省では、主に子どもが判断、予測可能な危険、つまり遊具の高さや動きの激しさ等をリスク、遊具の劣化や設計自体に問題があるものをハザードと区別して定義しております。個人的には、遊具を含め、屋外で元気よく遊ぶことは子どもの成長にとって欠かせないものであり、子どもは一つには、小さな失敗を経験することでリスクに対する感覚を学習し、成長する部分も大きいと考えており、国土交通省のほうでも子どもは遊びを通して冒険や挑戦をし、心身の能力を高めていくものとしております。そういったこともあり、危険だと判断された遊具が撤去をされた一方で、安全面にも配慮された次世代の複合遊具は全国的にも増加傾向にあります。また、最近の複合遊具は、バランス感覚や体重移動など、子どもの身体的発達にもより寄与するような工夫がなされているという特徴がございます。私も当該一般質問に先立ち、次世代公園としてメディアで特集をされていた東京都の大島7丁目公園及び東郷公園へ視察へ行ってきましたが、安全に配慮された遊具で多くの子どもたちが伸び伸びと遊ぶ姿が見られるとともに、同時に、保護者同士のコミュニティも形成されておりました。もちろん公園の新設には多くの予算が必要であり、同時に数十人遊べるような大規模な遊具を導入するのは難しいかもしれませんが、例えば、中央公園や昭和園のような既存の公園に中規模の複合施設を追加して充実させるというやり方もあります。特に昭和園は今でこそ親子連れの来園は少ないようですが、芝生の広場もあり、親子がくつろぐには理想的な空間であるように思っております。遊具の充実により、子育ての町として子どもの心身の発達や子育て世代の親同士のコミュニティ形成を図られるとともに、日々の子育てにより疲れやストレスを抱える親自身が気軽に子どもを連れて行き、一緒に楽しめる場所となるのではないかと考えております。

以上を踏まえまして、すみません、時間もございますので、特に（２）と（３）公園の整備管理基準の策定を行うつもりがあるか、意向があるかというところと、「子育ての町」としての中規模の複合遊具の導入の考えがあるかという点についてお伺いできればと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 公園管理の方法と、それに対する活用方法、子どもたちの活用についてでございますけども、公園等については、もう議員おっしゃるように、若い奥さんたちが、やはり中央公

園やかぶとむし公園、そういうものをしっかりと望んでおられるようでございます。それまでは、大津町も公園の面積率は大変多いということでございましたけど、それは運動公園、あるいは高尾野公園、あるいは昭和園というようなものでありましたので、住民の若い人が望む公園ではないようでありましたので、今後については、議員おっしゃるような形の中で整備をやっぱりしていかなくちやならないんじゃないかなというふうに思っております。しかし、まずはその辺の再生計画関連等についてもしっかりとやっていかなくちやならない。議員おっしゃるように、昭和園の場所、どこにあるかという、北側にはホンダ技研の開発関係の住宅もできると。上の大地の中で、そういう子ども連れの皆さんが遊んでいただけると、あそこの公園もきっと怖いところでなくなるんじゃないかなというように思っておりますので、いろいろと今後について検討をさせていただければなというふうに思っております。

あとそういうような形で公園管理についてはいろいろと入札関係というような形で樹木や、あるいはトイレというような分けたところで多くの公園を管理をさせていただいております。もちろん、一つの観点の町でつくる公園関連等については、しっかりとそのような形でやっておりますけども、議員が心配されております地区の公園関連等については、地区での管理責任をお願いしておるというような状況でございますので、この辺についてもしっかりと地区の皆さんの方々にしっかりと説明責任をしながら管理をしていただくというようなことに努めていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 金田議員の一般質問のうちの2と3についてご説明申し上げます。

公園の整備管理基準ということでございますけども、公園につきましては、議員ご指摘のようにですね、町で工事を行った公園につきましては、と、都市計画法33条によりつくることができる、これは民間開発の公園でございますけども、その二つがございまして、町がつくった公園につきましては、今町長が申されましたように、町のほうで維持管理をすべてやっているということでございますけれども、民間開発の場合につきましては、開発工事の時点で公園がつくることが定められておりますので、寄附を受ける前提として、名義につきましては町のほうに名義にするということが前提でございます。ただこの公園の維持管理については、通常、利用者がその地域の近隣の人々に限定されますので、大津町お開発指導要綱におきまして、公共施設の管理の引継ぎ及び公共施設の用に供する土地の帰属に関する基準の37条にですね、公園等の管理の引継ぎに関する基準に定められております第1項で、公園等は除草清掃を行い、損傷場所の補修及び遊具のペンキを塗り替え行ったあと、開発業者から引き継ぐものとする。なお、通常の管理につきましては、自治会で行うこととするという規定でですね、地元の自治会等々をお願いしているところでございます。ただ、事故防止のために、寄附された公園がありますので、そっちに設けました遊具等々につきましては、2年に1回は全体の点検を行いまして、危ないものにつきましては修繕を行います。もう修繕が不可能なものにつきましては、先ほど議員がおっしゃってますように、大津町のほうは一応撤去の方向で今いっているということでございます。

それと先ほど申されました複合遊具でございますけども、今まで大津町もなかなか複合遊具はつくっておりませんでしたけど、町長が申されましたように、現在は中央公園とかぶとむし公園のほうに2カ所設置しておるところでございます。中央公園につきましては、幼児向けの公園を中心でございますので、2種類の滑り台とロープネットと3種類の階段がセットになっている複合遊具と単独の遊具が12個設置されておるところでございます。かぶとむし公園は、中央公園より少し大きくなった子どもさんが遊べるように、長めのよく滑る滑り台とロープネットとロープを使ったかぶとむしの遊具を階段とロープネットの複合遊具がありますけども、一応この両公園にですね、複合遊具があるということでございますので、現在の時点ではですね、これ以上の複合遊具を増やすかどうかについては、ちょっと今のところ考えておられないところでございますけども、昨日も説明しましたように、今後、公園の長寿命化計画をつくる計画でございますので、その中でこういった形になるか研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 最後質問いたします。複合遊具に関しましては、町長のほうから答弁あったとおり、昭和園のほうで今後どうにかできないかということの前向きに検討いただけるというところで、非常に期待するところでございます。

伺いたいのがですね、公園の整備管理基準のところ、実は先日あった話なんで担当のほうにも話させていただいたんですが、公園のライトが故障してしまったと。そこで区長さんだとか、組長さんだとか、あるいは役場の担当さん方が入って、どこがお金払うのかと、結構もめたというか、そういう事案がありました。なので整備管理基準のほうを定めたほうがいいんじゃないかという提案なんですけど、今の答弁ですと、そういったものはもうあって、明確に町はタッチしないという方針であるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 先ほどの質問でも述べましたように、うちのほうの開発等の、要するに民間からいただいた公園でございますけども、大津町開発指導要綱において32条で町が引き取る条件としましてですね、所有権は町が受け取りますと。通常の管理については自治会で管理してくださいということの条件を付けて、町と合意してですね、公園を引き取るという形になっていますので、そういう形で今処理しているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 先ほど基準のほうはご説明いただきましたが、私が思うに、その最初の受け渡しの段階でちょっとおそらく齟齬がある、若しくは時間が経っている中で曖昧になってるようでございますので、そこに関してもう少しきれいというか、わかりやすくというか、明文化というか、それを住民の方に知らしめるようなことにつなげていただければなと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） これで、一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後 3 時 1 8 分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

平成26年第3回大津町議会定例会会議録

平成26年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成26年6月20日(金曜日)

	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	6 番 山 本 重 光
	7 番 本 田 省 生	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則
出席議員	10 番 源 川 貞 夫	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆
	13 番 永 田 和 彦	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 大 塚 龍 一 郎
欠席議員	14 番 津 田 桂 伸		
職務のため出席した事務局職員	局 長 府 内 隆 一	書 記 堀 川 美 紀	
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	会 計 管 理 課 長 上 田 ゆ かり	兼 会 計 課 長
	副 町 長 徳 永 保 則	総 務 政 策 課 主 幹 長 羽 熊 幸 治	兼 総 務 財 政 係 長
	総 務 部 長 岩 尾 昭 徳	総 務 課 行 政 係 部 長 白 石 浩 範	
	住 民 福 祉 部 長 田 中 令 児	教 育 長 齊 藤 公 拓	
	経 済 部 長 大 塚 義 郎	教 育 部 長 松 永 高 春	
	土 木 部 長 大 塚 敏 弘	農 業 委 員 会 事 務 局 長 坂 田 勝 徳	
	併 任 工 業 用 水 道 課 長		
	総 務 部 次 長 兼 課 長 杉 水 辰 則		
	総 務 部 総 務 課 長 徳 永 太		

平成26年第3回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成26年 2月24日 請 願 第 1 号	建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決をはかるよう国に働きかける請願書	採 択	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
平成25年 12月17日 陳 情 第 1 号	要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書	不 採 択	文 教 厚 生 常 任 委 員 会

会 議 に 付 し た 事 件

議案第45号	平成26年度大津町一般会計補正予算（第2号）について
議案第46号	都市計画道路駅前楽善線道路改良工事（2・3工区）請負契約の締結について
議案第47号	都市計画道路駅前楽善線道路改良工事（4工区）請負契約の締結について
同意第 3号	大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
同意第 4号	大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 2 6 年 6 月 2 0 日 (金) 午前 1 0 時 開議

- 日程第 1 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決
- 日程第 2 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決
- 日程第 3 発議第 3 号 「食の安全・安心の確立を求める意見書」の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 4 発議第 4 号 「労働者保護ルールの見直しに関する意見書」の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 5 発議第 5 号 「建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書」の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 6 議案第 4 5 号 平成 2 6 年度大津町一般会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 7 議案第 4 6 号 都市計画道路駅前楽善線道路改良工事 (2・3 工区) 請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第 4 7 号 都市計画道路駅前楽善線道路改良工事 (4 工区) 請負契約の締結について
- 日程第 9 同意第 3 号 大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 1 0 同意第 4 号 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 1 1 平成 2 6 年度議員派遣について 議決
- 日程第 1 2 人権擁護委員の答申について 質疑、討論、表決
- 日程第 1 3 大津町農業委員会委員の推薦について 議決

午前 9 時 5 8 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これより本日の会議を開きます。

なお、津田桂伸君より欠席の届けがっておりますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

日程第 1 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査

報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長永田和彦君。

○**経済建設常任委員長（永田和彦君）** ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第41号関連、議案第42号、議案第44号の3件であります。当委員会は、審議に先立ちまして、6月16日の午前中に、関係する5カ所の現地調査を行いまして、午後から委員会C室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

議案第41号関連、平成26年度大津町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

農業委員会関係におきましては、委員より、くまもと里モンプロジェクト推進事業補助金につきまして、ボランティア募集の話や、駐車場が高価だったという話を聞いたが、昨年参加していなかったもので分からなくて申し訳ないが、最初からの流れを説明してほしいと質疑があり、執行部より、「岩坂の地域おこし」ということで協議会を発足し始められた事業で、今年3年目であります。東洋新薬の借りている土地の裏作期間6月から10月までで何かできないかということで、景観作物のヒマワリを植えられたのが始まりであります。ヒマワリは期間が短く1週間程度で、コスモスは2週間程度の期間であります。このコスモスの期間中にイベントをされるわけですが、もともと水が無く、駐車場のほこりがすごいので、水くみ及び水まき、また交通整理などで人手が要るための募集と思われれます。駐車場代は仮設トイレとかを設置しなければならないので、「協力金」という形で徴収されております。井関農機とタイアップされて、刈るときは新人研修の一環としてトラクターの運転実習などをされておりますと答弁がありました。

委員より、どれだけの収入があって、どういう使い道がなされているかが大事であります。補助金は種代や人件費に使うべきであって、使い道は大事であるが、事務局ではこの点をどう捉えているのかとの問いに、執行部より、補助金の内訳は60万円が種代で、残りは人件費やトラクターなどの燃料代と聞いております。それ以外の費用は駐車代など協力金で賄う。そして、このイエロー補助金は昨年で終了予定でしたが、知事が来年もお願いしますと言われたことから、何とか付いた経緯があります。来年は未定であります。

委員より、地域おこしで非常に活性化していると聞いている。これからも続けてほしいと願っているが、補助金が切れれば継続は厳しいのではないかと考えるがなぜか、見に来られた方々の反応はどうか、この補助金の有効性を伺いたい。執行部より、昨年、新聞やラジオで宣伝してもらったお陰でものすごい反応だったと聞いております。休日はもちろん平日も福祉施設の方々がバスでお目見えになられ、遠くまで行かなくてもコスモスが見れるとたいへん喜ばれていたそうです。駐車台数から逆算しますと、1万人くらい来られたのではないかと推測されます。「商工とタイアップすれば一大観光地になるのではないか」と言われる方もいらっしゃいました。補助金の件ですが、今年1年で終了の予定ですが、「今年みたいに何かイベントをされるようならば継続の可能性もある」と県庁

から伺っております。そうなれば、次年度以降も農業委員会でお世話できるのではないかと考えておりますと答弁がありました。

経済部農政課関係におきましては、委員より、これからも災害復旧費はまだまだ要るのですか、これからのプログラムのものはどう考えておりますかとの問いに、執行部より、平成24年の災害復旧補助の要綱に期限はありませんが、国の災害復旧については3年となっておりますので、町としても平成26年度までと考えておりますと答弁がありました。

委員より、ある程度、復旧はできているということでありませうかとの問いに、執行部より、農地災害復旧につきましては申請主義であり、被災直後に立木等の仮置場にしたり、隣接する河川工事や所有者の諸事情等により申請が遅れることもあります、平成26年度までと考えておりますと答弁がありました。

委員より、河川工事をしているということは、隣接する農地復旧はできないので、国等から何らかの措置はあるのですか、それとも一般財源になるのですかとの問いに、執行部より、40万円未満の小規模な災害は起債がありますが、それ以外はないために特別な事情がない限り、平成26年度までと考えておりますと答弁がありました。

委員より、作付けできないことに対する補償はありますかとの問いに、執行部より、農業共済と町からの見舞金となりますと答弁がありました。

委員より、大規模な災害が今後も発生しないとは限らないので、保険等があればよいが、ないのであれば農家は大変だと思いますがとの問いに、執行部より、共済や見舞金は初年度のみとなります。農地の災害復旧補助は3分の1補助でありましたが、平成24年度災は国の補助率91.1%に合わせておりますと答弁がありました。

委員より、国の補助を受けるためにも、被災状況の証拠写真等の記録を残すことが必要であれば、今後のためにも農家に対して周知する必要もあると思いますがとの問いに、執行部より、被災当時は対応が難しい状況でありましたが、今後のためにも考えていく必要があると思いますと答弁がありました。

委員より、林道災害復旧工事の現場に立木があったが、立木撤去費用もいつているのですかとの問いに、執行部より、その立木撤去はいつておりませんが、県営工事によるものか確認しますとの答弁がありました。

経済部商業観光課関係では、人件費に関するものであり、質疑はありませんでした。

経済部企業誘致課関係におきましても、人件費に関するものであり、質疑はありませんでした。

土木部建設課関係におきましては、委員より、菊池地域道路整備推進協議会負担金が20万円としては金額が高いですねとの問いに、執行部より、国道57号整備促進期成会が3万円で、高いものでも10万円ですが、今回は2市2町であるため高めとなっておりますとの答弁がありました。

委員より、昨年度予算に間に合わなかったのですかとの問いに、執行部より、中九州横断道路の大津～熊本間は平成25年に計画段階評価とされましたが、計画段階評価は3回の小委員会及び2回の意見聴取を経て、対応方針が決定いたします。大津～熊本間は1回の小委員会と意見聴取で止まって

おります。そのため、2市2町で早期整備実現のため、今回協議会を設立しまして、早期整備を進めようというものでありますとの答弁がありました。

阿蘇大津道路はどうなっておりますかとの問いに、執行部より、阿蘇大津道路は現在休止中であり、国道57号の瀬田拡幅区間が終了してから、中九州横断道路が重点的に整備されると思いますとの答弁がありました。

土木部都市計画課におきましては、人件費に関するものであり、質疑はありませんでした。

土木部下水道課関係におきましても、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第41号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号、平成26年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてであります。

委員より、人事異動による補正は増員があったのかとの問いに、執行部より、課長退職時の人事については新規採用を充てるという処理をしており、その分の開きで増額となっておりますと答弁がありました。

採決の結果、議案第42号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号、平成26年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。人件費に関するものであり、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第44号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

また、当委員会におきましては、去る5月13日に継続調査といたしまして、昨年度行いました経済建設常任委員会と執行部、それと関係団体との三者会談を行いました。昨年度出されたさまざまな案件につきましての答弁が出されました。中でも、たくさん意見が出されたため要約が難しいのですが、全体的な意見交換会ということで何点か申し上げますれば、委員より、観光協会に関することは常任委員会で審議するが、本会議では説明がしがたい。公益性を理解してもらうことが大事であり、早期に観光協会は自立をしていただきたい。今年度中にはお願いしたいという厳しい意見が出ております。そのことにつきまして、執行部より、観光協会との打ち合わせを行っておりまして、今後も定期的に打ち合わせを行っていきたいという答弁があり、観光協会のほうからは、オートポリスの開催時には、関係者は大津町に宿泊され、ほかの市町村からはうらやましがられております。大津町は空港が近く、JRもあり、地の利があるので最大限に活用したい。自立していくことは非常に大事であることは理解しております。努力しますという答弁がありました。

また、委員より、熊本空港は阿蘇くまもと空港と名称変更、仮称であります。なっております。JR肥後大津駅は阿蘇くまもと駅に変更したほうが分かりやすいのではないかという意見も出されました。観光協会より、阿蘇の名称を利用すべきであると考えております。肥後大津駅はローカル線の起点であり、都市型交通の終点であり、しっかりと利用を促進していただきたいと要望がありました。

また、委員より、地域振興局は大津町だけでなく、近隣の市町村と連携ができるならば、予算対応

ができるということもあるので活用してほしいという意見があり、観光協会より、町には3つのイベントがあります。からいもフェスティバルにほかのイベントを付けるとか方法もあると思いますので、検討をしていきたいということでもあります。

また、委員より、畜産関係の団体に熊本県畜協、南阿蘇畜協があり、補助金も別々に支出されており、窓口を一本にすることにより、全国共進会に向けた取組はできないか、横の連絡をもっと取ってほしいがという質問に対し、畜産協同組合より、南阿蘇市場との統合の話は出ておりますが、組合同士の統合は分からないという答弁がありました。

また、委員より、木材の流通でいろんな業界が改善を求められている中で、製造元が直接販売してはどうかというような意見が出され、森林組合より、森林組合は基本小売りであります。原木は市場として取り扱いを行っているというような答弁がありました。

また、経済建設委員会におきましては、昨日、地産地消の集いと称しまして、畜産協同組合において、この地で肥育され、そして食肉にされたスーパーもっこすやいろんな肉関係をバーベキューをして食して、そして地産地消の重要さを感じたところでもあります。

また、町長より、先日オープンになりました玄米パンの店よりの差し入れがありまして、伸びゆく大津町を感じたところでもあります。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） 文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 皆さん、おはようございます。ただいまから、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査経過並びに結果をご報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第40号、議案第41号関連、議案第43号、そして前回の定例会から継続審議となっておりました請願第1号、陳情第1号の5件であります。当委員会は、審議に先立ちまして、6月16日に関係する1カ所の現地調査を行い、引き続き大会議室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

議案第40号、大津町廃棄物処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、スプリング入り製品について、今まではどのように取り扱っていたのかという質問に対しまして、執行部より、粗大ごみとして直接施設に持ち込まれる場合、そこでスプリングを取り外してもらふことになる。施設において持ち込んだものと、職員が一緒になって外すという形を取っております。

委員より、何が変わったからできるようになったのかという質問に対しまして、執行部より、スプリングを外す作業は大変であり、住民サービス向上のため改正することになりました。

委員より、サービスが向上すれば、それに伴って手数料も上がるべきではと思うが、なぜ1千円の

そのままなのかという問いに対しまして、執行部より、1千円の手数料は収集運搬手数料であり、今回の費用は組合負担金の中で支払われますという答弁がございました。

委員より、机、椅子などの金属部分を外すように言われておりましたが、今もそうなのかという問いに対しまして、執行部より、今も資源物回収の観点から分別収集にご協力いただくようお願いしているところであります。

採決の結果、議案第40号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号関連、平成26年度大津町一般会計補正予算（第1号）についてであります。住民福祉部環境保全課、住民課、それから健康保険課関連では、人事異動による人件費に関する件でございましたので、質疑はございませんでした。

それから、福祉部関係では、収入の説明はありましたが、歳出の説明はどうなっていますかという問いに対しまして、執行部より、臨時職員として雇用する在宅医療介護連携推進員の共済分です。総務課の予算で算出しますので、総務課の予算に充当するものです。歳出につきましては、介護保険特別会計での支出になりますという答弁がございました。

それから、教育部学校教育課関係では、委員より、研究開発学校事業とし、「熊本の心」活用事業の実施期間はいつからいつまでなのかという問いに対しまして、執行部より、研究開発学校は7月から29年度まで、「熊本の心」活用事業は7月から2月までとなりますという答弁がございました。

委員より、「熊本の心」活用事業と道徳教育の推進ということで大切なものだと思っているが、その基本的な根拠となるもの、その推進なり核となるものがなかなか難しい。戦前であれば天皇制を中心にしたとか、「儒教的精神」をもってこれなのだが、アメリカ的価値観が入ってくれば難しい。欧米であればキリスト教、一神教の価値観、絶対真から来ているので、こうでなければいけないというように明確に示すことができるかもしれない。また、神が言ったのだから守れるものなのかもしれない。イスラム教でもこういうことをアラーの神が言ったのだと言えば、それは絶対だと言えるのだが、日本の場合にはそういったものがない。教育長はそのへんをどう考えるかという問いに対しまして、執行部より、戦前であれば明確な柱が一本ありましたが、戦後、民主主義の中で価値観の多様化が進み、特に最近は幅広くなってきております。その中で何を柱にするかということですが、公共心、お互いを思いやる心とか郷土愛、ともに育つお互いがお互いの立場を認めて自分を確立していくことなどが柱の一つになってくるのではないかと思っております。大きく崇高な目標でなく、社会の中で自分の立ち位置を明確にしながら、社会のため、公共のため、自分の居場所をはっきりさせながら、自身の能力をどう発揮するかを常に根源的に問い、自分を磨いていくことが世界の平和、郷土の発展などいろいろなことに結びついていくと思います。複雑な社会の中で自分を見失いがちですが、さまざまな徳目を手がかりに自分を確立して、一人の人間として成長していくというのが一つの方向性ではないかと考えておりますという答弁がございました。

委員より、公共心あたりは理解できるが、しかしそれは国というものがあつての秩序であり、公共心である。よって、国の概念がはっきりしないからふらふらしている部分がある。皆がこの民主的な日本を認めていくなれば、これに従わなければならない。国が強い姿勢を示せばつながってくるのか

もしれない。国がふらふらしているから、なかなか難しいのではないかと個人的には思っているという意見もございました。執行部より、最終的には自己自立の一助となり支えとなる大きなものの一つが道徳であると考えております。

委員より、2つの研究指定事業は誰が中心となっていくのか、特に大津小学校は4年間の事業であり、人事異動もあると思うが、今後のステップはどうなるのかという質問に対しまして、執行部より、両事業とも校長が中心となって教育委員会も協力しながら進めていきますが、大津小学校の研究開発学校事業では、運営指導委員会もありますので、こちらの意見も聞きながら進めていく形となります。

委員より、ある程度やることは決まっていると思うが、責任者と実際の中身を考えるリーダー的な担当も校長の仕事となってくると、人事異動があればいろいろと難しいこともあると思うが、どう考えているのかという問いに対しまして、執行部より、校長と教育委員会で話し合いをもち、運営指導委員会の立ち上げにあつては、大学関係者2名、県教育委員会の算数科の指導主事、県の算数教育研究会の会長、県内の算数科を実践している教諭に教育長を加えた6名で委員会を立ち上げ、早急に今後の進め方について話し合いを進めてまいります。本年度の教育課程については既に決まっておりますので、実質は来年度からの取り組みとなります。今年は算数活用を中心にして、どういう学習内容で、どういう年間計画が立てられるかを1年間かけてじっくりこの委員会で話し合っ取り組むという流れになっておりますという答弁がございました。

委員より、人の入れ替えとかも、その時、運営指導委員が考えた上で対応してもらい、また「熊本の心」活用事業については、リーダーの方の思いとかによって中身が変わってくるような気もするが、こちらも校長が責任者となるのかという問いに対しまして、執行部より、なぜ「熊本の心」推進事業が美咲野小学校かと申し上げますと、校長が道徳教育に研究熱心であること、熊本県の事業マイスターである道徳の教諭が在席しており、研究に適した学校であるといえます。道徳には副読本がいろいろありますが、読んで終わりではいけません。教材の中のさまざまな題材によって、子どもたちの心を耕して豊かな心を育てていかなければならないということで、校長先生を中心に担当教諭の実践のもと、素晴らしい研究をしていただける土壌があります。実際に公開授業を行わなければなりません、12月12日に午後半日の公開授業が行われます。また、中央から道徳教育に精通している先生を招いて講演会も予定されているようですので、そのときにはご案内して一緒に勉強していただけたらと思っております。また、本年度から道徳の副読本の活用によって、これまで学校での活用にとどまっておりましたが、家に持ち帰り、親子で学習してくださるという取り組みも始まりましたので、そういったところも美咲野小学校に期待しているところでございます。

委員より、責任者も校長で、中身に関しては教育長も入るが、基本的には学校主導で進めていくことになるのかという質問に対しまして、執行部より、基本的には学校で進めますが、その方向性等が間違っていれば、町教育委員会なり県教育委員会なりの指導が入ります。

委員より、高いお金をかけて電子黒板を多数導入した。算数科においては、電子黒板の活用は指導効果も大きいと思われるので、無駄にならないよう活用してほしいという意見もございました。

委員より、事業の対象は小学校1年生から6年生までかという問いに対しまして、執行部より、大

津小学校の研究開発学校事業については、1年生から6年生までです。美咲野小学校の「熊本の心」活用事業については、校内意見の詳細な内容を聞いておりませんが、副読本である「熊本の心」は小学1年生からありますので、1年生から6年生までの取り組みになると思いますという答弁がございました。

それから、教育部の学校給食センター、生涯学習課、図書館関係では、人事に関する項目でしたので、質疑は特にありませんでした。

それから、教育部、公民館関係では、委員より、公民館の人件費については、他の部署と違い補正金額が大幅に増額となっているが、何か理由があるのかという質問に対しまして、執行部より、公民館にはもともと2人の職員が配置されておりましたが、1人の職員が年度末に退職することが分かっていたので、そういう場合は当初予算上は新規採用職員の給与を計上するのが慣例となっております。それで差額が大きくなったものでございます。職員数は2人で、増減はございませんという答弁がございました。

子育て支援課関係でも質疑はございませんでした。

それから、大津幼稚園、陣内幼稚園関係でも質疑はございませんでした。

それから、大津保育園関係、委員より、分園に必要な備品等はどこに設置するのか。執行部より、冷蔵庫は事務所内に設置し、テレビ等の備品については遊具室に設置しますというお答えでした。

それから、委員より、お出かけカートとはどのようなものなのか。執行部より、4人乗りの手動の大型のベビーカーで、散歩用に使用しますというお答えでした。

委員より、定員20名を予定しているが、定員が2、3人増えた場合、面積と保育士の基準は満たしているのかという問いに対しまして、執行部より、年齢に応じた1人当たりの基準面積は、1歳児が1.65平方メートル、2歳児では1.98平方メートルで、20人の場合でも残りの面積が27.7平方メートルあるため基準は満たしております。保育士についても随時募集をかけておりますという答弁がございました。

委員より、今回は公立の大津保育園の分園という方法であるが、その場合すべて一般財源となり、町の負担が増える。私立保育園であれば、運営費など国・県の負担があるが、私立保育園にも分園の打診はしたのかという問いに対しまして、執行部より、これまで待機児童対策について私立保育園とさまざまな話をする中で、分園という方法も含めて話をしてきましたが、町の意向もあり分園は難しいとのことでした。今回は児童館において分園を実施することについては説明しましたが、私立保育園での分園の打診は今回はしていません。また、町が分園を実施する場合、一般財源となりますので、なるべく早期に待機児童の解消をしなければならないと考えておりますという答弁がございました。

委員より、分園入所者の決定は先着順や抽選などの方法でやるのかという問いに対しまして、執行部より、基本的には現在の保育所で実施している入所決定の方法で実施したいと考えております。つまり入所申込書が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない今回の対象年齢の1～2歳児の中で優先順位を決め、大津保育園と協議をした上で最終的に決定したいと思っておりますという

答弁がございました。

採決の結果、議案第41号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号、平成26年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

住民福祉部福祉課関係では、委員より、いつも聞いていることだが、在宅医療介護推進モデル事業は具体的には何を実施するのか、またどんな効果が得られるのか。執行部より、事業としては医療と介護の両方を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で生活できるように地域の医療関係と連携し、在宅医療・介護連携の推進に取り組む事業でございます。具体的には、1、在宅医療介護連携推進員として看護師や保健師等の専門職を雇用し、連携の窓口を設置します。2、地域の医療福祉資源の把握を行います。3、在宅医療・介護連携に関する研修会及び会議を実施し、顔の見える関係づくりを行い、スムーズな連携ができるようにします。4、24時間、365日在宅医療・介護提供体制を構築します。5、在宅医療・介護サービスに関する地域住民への普及啓発を行うために町の広報に掲載します。効果については、建物を建てるような目に見えるものではありませんが、地域包括センターが窓口となり相談を受けることにより、住民が安心して病院から退院し、次の住家に移ることができることで住民の安堵感が得られます。また、広報に掲載することで、住民や職員が訪問介護、訪問看護の利用方法等について学ぶことにより、在宅医療や在宅福祉の知識を得ることが介護サービスの効果につながると思います。

委員より、前回は24時間の在宅医療について質問したと思いますが、それができるのですかという問いに対しまして、24時間訪問介護という意味では、介護保険で24時間訪問の加算がありますので、それで対応していきます。

委員より、在宅医療介護推進モデル事業は、ケアマネージャーが行うことではありませんかという問いに対しまして、執行部より、すべての高齢者にケアマネージャーがついているとは限りません。病院に入院され、退院される時期が来ると相談に来られます。病院には地域連携担当者がいて、在宅支援医療関係との連絡調整を行っております。地域包括支援センターに医療連携担当者を置くことで、顔の見える関係づくりができ、医療との連携がスムーズにいくと考えております。

委員より、この事業の27年度からの財源はどうなるのですかという問いに対しまして、執行部より、介護保険特別会計の地域支援事業の実施になります。

委員より、雇用は1人ですか。はい、一人ですというお答えがありました。

採決の結果、議案第43号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号、建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決を図るよう国に働きかける請願書でございます。3月定例会に提出があった請願であり、継続審議となったもので、平成26年度5月1日にも委員会を開催し、審議を行ったものでございます。

特に質疑はございませんでしたけど、5月1日の内容を抜粋して申し上げたいと思いますけれども、福祉部健康福祉課から所管課の説明がございまして、申請窓口の対応については、菊池保健所保健予防課が行っているところであります。実際的には独立行政法人環境再生保全機構が行っているところ

であり、今のところ、菊池保健所のほうにはアスベスト被害者は申請は出てきておりません。申請を受け付けていないことは、申請がなかったということなのかという問いに対しまして、菊池保健所は申請や相談を担うところであるが、申請がなかったということではないと思います。申請については、環境再生保全機構のほうに直接されたものと思われましてという答えがございました。

いろんな意見なり、審議がありまして、その中のいくつか抜粋してみますと、気になることがアスベスト被害を受けたということの立証が難しい、立法的に整備しても対応が難しいと思うということや、ここまで町がなさなければならぬのだろうか、国に任せておかなければしょうがないというのではないかという問題もある。それから、アスベストによるものかどうか診断できる医師も少ないし、現実的にはどうかという意見とか、アスベスト被害の拡大を根絶する取り組みは取られているのかという問いに対しまして、取られているが不十分だという話も出てきました。いろいろほかにも意見がありました、6月の議会で決をとりたいということになりまして、結果として採択するという結論になったわけでございます。

次に、陳情第1号、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望でございます。これも3月定例会に提出があった陳情であり、継続審議となったもので、これも26年5月1日に委員会を開催して審議を行ったものでございます。

これは、一昨日ですかね、参議院のほうを通過しましたので、これはこの時点ではですね、まだ衆議院を通過したばかりでございましたので、参議院に回っておりましたので、継続審議としたわけでございますけれども、今言いましたように、一昨日、参議院を通過しましたので、採決の結果ですね、全員賛成で不採択とすべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上でございます。

議員各位におかれましては、当委員会の決定に賛同いただきますようお願い申し上げまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第41号関連の1件でございます。

当委員会は、審議に先立ちまして6月16日午前中に、関係する2カ所の現地調査を行い、午前11時30分から、4階委員会A室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果について、主なものを要約してご報告申し上げます。

議案第41号関連、平成26年度大津町一般会計補正予算（第1号）であります。

まず、議会事務局関連については質疑はありませんでした。

総務課関連で、委員より、人件費の中の共済費が増となっているが、その内容について質疑があり、執行部より、主に長期給付等の年金の掛け金、その負担率の増によるものですという答弁でした。

委員より、コミュニティ無線事業の内容について質疑があり、執行部より、今回、宝くじ関係の助成事業において採択をされ、真木地区の地区内の連絡手段として利用されることとなりますとの答弁

でした。

委員より、現在設置してある行政防災無線との違いは何かとの質疑に、執行部より、町は町内全域に行政防災無線を整備しており、地区内の放送も可能となっています。今回の事業はそれとは別に、地区内の放送をより専用的に整備したいという地区からの要望があり、これを申請をした結果、事業が採択となったものです。今後につきましては、町の行政防災無線との連動等について、地区と相談しながら進めていきたいと考えていますとの答弁でした。

防災無線と同じ場所にコミュニティ無線を設置するのは無駄ではないかとの質疑に対し、設置場所については地区と相談をしながら進めていきたいと思いますと答弁でした。

防災士関係の予算で、補助金から委託料に組み換えを行っているが、当初予算では見込めなかったのかとの質疑に対し、執行部より、当初は個人に対する資格取得の補助金として計上していましたが、その後、打ち合わせをしていく中で、50人以上であれば一括して町で受講できるということになり、今回、委託契約をする必要があるため、予算を組み換えて資格取得までの手続きを簡素化したものがありますとの答弁でした。

委員より、この事業は単年度だけか、次年度以降も継続をするのか。また、ほかの防災士資格取得者はどのように取得されたのかという質疑に対し、執行部より、次年度以降の事業計画は現在ではありません。ほかの防災士取得者は自費で取得をされ、ボランティアで活動しておられますとの答弁でした。

委員より、今回の防災士資格取得受講者の男女の割合について質疑があり、執行部より、男性37名、女性13名となっておりますとの答弁でした。

委員より、今後、防災士の役割を明確にする必要があるのではないかとの質疑があり、執行部より、防災士の皆さまには地域の自主防災組織の防災リーダーとして活動していただいたり、既存の肥後大津防災クラブなどと連携をしながら活動していただきたいと考えている。今後は防災士連絡会等の組織が必要になってくるかと考えている。また、防災指導員については、町が委嘱をして、各地区の自主防災組織の立ち上げや、防災組織の活動について指導・助言をお願いしたいと考えているとの答弁でありました。

その後、税務課、総合政策課、人権推進課につきましては、質疑はありませんでした。

討論はありませんでした。

採決の結果、全員賛成で議案第41号関連は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 陳情第1号について、討論を行います。

要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書。委員会では不採択となっておりますが、私は原案を採択すべきものとして、賛成の立場から討論を行います。

この陳情は、現在、介護保険制度で比較的介護度の軽い人たち、要支援の1と2の方々がおられるわけですが、この要支援判定をされた方々を介護保険制度から外して、市町村にその事業を移行させると、そういういわば要支援外しについては問題があるという意見書であります。

介護問題は、なかなか当事者にならないと、本当に分からないことが多くございます。実は、私も母親がこの要支援1・2で、約5、6年間、デイサービスなどでお世話になってまいりました。昼間、共働きでおりませんものですから、母親がデイサービスに週数回通うことにより、本当に家族も助かり、また本人もそのデイサービスに行くことによって介護度が重くならない、いわゆる介護予防に役立ってきたわけであります。つまり、これが介護保険制度の中で運営されてきたものが、地方自治体に移管をされてしまえば、一つは財源問題がございます。いずれ財源も地方自治体任せというになれば、財政力の弱い自治体のところでは、ますますこの介護サービスが後退をしかねないという問題が一つございます。また、財源があったとしても、そこそこの自治体の決定でサービスが後退をしたり、中には前進をする自治体もあるかもしれませんが、本来はナショナルミニマムとして高齢者の介護が重度化しないようにするための要支援または要支援1・2であります。そういう意味で、本来、介護保険制度ができたときは、この要支援制度は当初はありませんでした。途中からこの要支援制度が設けられ、そして今度はその要支援者を介護保険から外してしまうと、いわば2階に上げといて、はしごを外すようなやり方であります。もともと介護保険制度は、高齢期になった高齢者の皆さんを社会全体で介護制度を整えるという目的で設立をされたものであります。それを地方自治体に丸投げをすると。社会保障というのは、国全体で扱わないと成り立たない制度であると、私は考えます。

もう一つは、この要支援1・2段階でサービスを充実させることこそ、介護者を重度化しない、いわば元気で長生きをしていただくという最大の目的があります。

それともう一つ、事業者皆さんも困るわけですね。介護の単価が下げられたら、もうやっていけないと、そういう意味で利用者についても、またそれを担っている事業者の皆さんも、困りかねないというのが今回の要支援者外し問題だと考えるところであります。

そういう意味でですね、国会では法律は通りましたが、私たちは大津町民の代表の地方自治体の議会であります。町民の皆さんの高齢者が困るような制度は、きちんと意見を上げるのが地方議会の仕事だと考えております。

また、財源問題がよくいわれますが、すでに消費税が増税をされ、年間8兆円の増税となっているわけですけど、結局、消費税という財源がこうした介護保険制度に回ってこないということの現れだと言わなければならないと思います。

高齢者の皆さんが本当に安心して老後を過ごせる、そのためにも要支援外しを国が行うべきではないと、その声を是非とも届けていただきたい。そういう意味で、議員各位のご賛同をよろしくお願

を申し上げます。以上で終わります。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） これにつきまして、当委員会での審議の内容を踏まえまして、賛成の立場からの答弁を行わせていただきたいと思います。

先ほどお話がありましたとおり、確かにこの要支援外しというやり方そのものに関してはですね、問題があるところでもあるんですけども、まず一つは時期の問題、法律がすでに衆議院、そして審議後ではありますけれども、参議院を通過してしまっているという実態もある中で、あらたにこれに対する反対の意見を提出したとしても、それにどの程度のその効果があるのだろうかというのがまず1点。

それともう一つはですね、さまざまなたくさんの施策がまとめられて実行されている中での一つにすぎないわけでして、これを動かすことによって、全体に対してバランスを欠いてしまうという結果になるというような側面もあるかと思えます。そうしたときにですね、もう一つの考え方としまして、地域にもってくることによるメリットというものも考えられるわけです。私もNPOの事業を行っていたことがございますけれども、これを地域化することによって、これまで国で一律であったサービスというものが、より地域の実態に即した支援のあり方、やり方というものがですね、実現できるのではないかという期待ももてるところであります。

そういった立場からですね、この案に関しては不採択というような判断をさせていただいたところであります。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず、議案第40号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、平成26年度大津町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第41号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、平成26年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを採決

します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、平成26年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、平成26年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願・陳情を採決します。請願・陳情審査報告書は議席に配付のとおりです。

請願第1号、建設業従事者アスベスト被害者の早期救済解決を図るよう国に働きかける請願書を採決します。この採決は、起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第1号、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書を採決します。この採決は、起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第1号、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔起立少数〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立少数です。したがって、陳情第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第2 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第2、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。

午前11時00分 休憩

△

午前11時09分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 発議第3号 「食の安全・安心の確立を求める意見書」の提出について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第3、発議第3号、「食の安全・安心の確立を求める意見書」の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第3号、提出者、豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 「食の安全・安心の確立を求める意見書」の提出につきまして、趣旨説明を行わせていただきます。

まず最初に、その案文を拝読いたします。

昨年、大手ホテルや百貨店、老舗旅館などでメニューの虚偽表示など、食品の不当表示事案が相次いだことから、政府は昨年12月9日に食品表示等問題関係府省庁と会議において、食品表示の適正化のため、緊急に講ずべき必要な対策をとりまとめました。

具体的には、農林水産省の食品表示G－メンなどを活用した個別事案に対する厳正な措置や、景品表示法のガイドラインの作成を通じた食品表示ルールへの遵守徹底など、当面の対策が盛り込まれ、現在、実施に移されています。

また、このほか事業者の表示管理体制や、国や都道府県による監視指導體制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され、これらの対策を法制化する景品表示法等改正案が近く国会に提出される運びとなっております。

こうした対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や、毎年発生する飲食店や旅館、学校施設などにおける集団食中毒事件を受け、消費者からは関係事業者などにおける食品製造や調理過程における安全管理や衛生管理体制の一層の強化を求める声が多くありません。

よって、国においては、こうした現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じ、食品に関わる安全性の一層の確保に努めるよう強く要望します。

1. 食品表示等の適正化を図る景品表示法等改正案の早期成立・施行を期すこと。
2. 本改正案等に基づく対策の推進にあたり、政府及び地方公共団体において、消費者庁を中心

とした十分な体制を確立するとともに、そのための必要な予算措置を講ずること。

3. 一層の食の安全と安心を図るため、法令の改正も視野に、総合的かつ具体的な検討を行うとともに、関係事業所等の果たすべき責任を明確に定めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

熊本県菊池郡大津町議会議長大塚龍一郎。

提出先は、内閣総理大臣をはじめ、記載のとおりです。

食物アレルギーは、最悪の場合、死にいたる危険性があります。ところが、食品に表示すべき項目などを定める食品表示法には、外食メニューのアレルギー表示は義務付けられていません。人命に関わる問題だけに、表示義務の導入を先行して検討していただきたいと思います。また、今日の熊日新聞にも「中国タマネギ、国産と偽装」との記事が掲載をされているなど、食品偽装は消費者をだます犯罪であり、許されるものではありません。

以上のことをもちまして、議員各位のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

- 議長（大塚龍一郎君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

- 13番（永田和彦君） 質疑いたします。

この意見書の中身を読みますれば、法令遵守をされなかったため、先ほど意見書の発言の中にも犯罪であるということで、ルールというものはきちんと決まっているんです。それを犯す人たちがいるということですね。ですから、的違いじゃないかなと。きちんと法治国家においてルール、法令等をきちんとコンプライアンスを遵守すれば、こういったことは起こらないわけでありまして、要するに犯罪です。犯罪に対する罰則の強化とかいろんなものだったら分かりますけれども、実際、現在進行形で国会に提出されるとか、もう理解は重々知っているにも関わらず、二重にも三重にも、この意見書で出しているように考えられます。あくまでもきちんとしたルールはあるのにも関わらず、それを犯す人たちがいるというのが原因でありますから、ここで何度も意見書を出してするのではなくて、そういったものに対する罪と罰のバランス、そういったもので法律を犯すことは大変なことなんだよというような、そっちのほうの影響は強いと私は思うんです。ですから、これにおきましては、もう国会ですでに問題視されて、いろんな形で審議されているにも関わらず、回りからわいわいがやがや言っているような感じしか受けないんですね。これの有効性というものは、意見書を出すことよって、この国会の言うならば審議やいろんな可決条件が早まるということでしょうか、それともこれによって、もうそういった犯す人たちはなくなるんでしょうか。ちょっと疑義が生じますので、この点について質問をいたします。

- 議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

- 2番（豊瀬和久君） 永田議員の質疑にお答えさせていただきます。

今回の意見書の提出は、町民の皆さまの健康を守るという意味からも、国に要望を早期に、先ほど言いましたように、景品表示等改正案の早期の成立と施行を期していただきたいという要望でありま

す。

それと、その内容につきましてですけれども、犯罪ですので、犯す人が悪いんですけれども、今のこの基準としまして、適正な表示の基準が明確になっていないというものが一つありまして、その虚偽表示の背景の一つに業界のモラルの低下がだんだん出てきたと。だけれども、景品表示法の違反とする基準が不明確であったということで、その不明確な部分を明確にさせていただくということと、もう一つは、罰則が軽いという中で、罰則の強化というものが盛り込まれていますので、やっぱり悪いことをする人を減らすためには、罰則を強化する以外には減らないという中で、そのことを今審議をされています。そのことに対しまして、早く成立・施行をすることによりまして、適正な表示を行っている業者に対しまして、信頼をもってその業者さんができるという中で、やっぱり犯罪をされた方に対しては、そういう罰則を強化するという内容になっていますので、よろしくお願いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 「食の安心・安全の確立を求める意見書」の提出について、必要ないという立場から、反対の立場から討論をいたします。

論点が違うと思います。こういった犯罪が起こるのは、その犯す人たちの問題であって、食の安心・安全というものは法律で厳しく、もうずっと前から決まっていることなんです。ですから、それを提供する方々のモラルの低下、もうけ主義に走ったりとか、いろんなものがあるかもしれませんが、それを提供する方々の理性、善悪正否をきちんと分かる、社会通念、常識、そういったものの問題でありまして、食の安心・安全をその確立するというものと、今回の意見書提出はちょっと論点が違うのではないかと私は感じます。もちろん安心・安全というのは大切であります。しかし、そのルールはあっても、それを守らない方々が崩すんですね。ですから、犯罪者に対する何らかの論点をもってくるならば別ですけれども、これはあくまでも二重、三重の国会あたりはものすごいデータを基に、そしてまた国の形として考えておられるのが国会でありますから、あまりにもこの内容というものは、何か言い方は悪いですけど、だだをこねているような、何かそれぐらいのレベルじゃないかなというふうにしかな感じません。以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。発議第3号、「食の安全・安心の確立を求める意見書」の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 発議第4号 「労働者保護ルールの見直しに関する意見書」の提出について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第4、発議第4号、「労働者保護ルールの見直しに関する意見書」の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第4号、提出者、佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 「労働者保護ルールの見直しに関する意見書」について、趣旨説明を行います。まず、案文を読み上げます。

我が国においては、働く者のうち約9割が雇用関係のもとで働いており、雇用労働者が安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することは、デフレからの脱却、引いては日本経済、社会の持続的な成長のために必要です。

しかし、現在、政府内に設置されている規制改革会議等において、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」の普及、労働者派遣法の見直しなどといった労働者保護に関するルールの後退が懸念される議論がなされています。

本来、雇用労働政策は、国際労働機関（ILO）の三者公正原則に基づき、公・労・使の三者により構成される労働政策審議会において議論すべきであり、現在の議論は国際標準を逸脱したものであると考えます。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対して下記の事項を強く要望します。

1. 不当な解雇として裁判で勝訴しても、企業は金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員制度」の普及、長時間労働を誘発する恐れのある「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入などは行うべきではないこと。
2. 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者より安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。
3. 雇用、労働政策にかかる議論はILOの三者公正主義に従い、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

少し説明をいたします。案文のとおりですね、この意見書は労働者保護ルールの後退に対する懸念とルール改正を検討するのであれば、正しい手続きを踏むことを求めるものであります。私もそうでしたけれども、議員各位、皆さんの中にも以前に賃金労働者、いわゆるサラリーマンを経験された方もおられると思います。また、そうでなくともご家族やご親族にサラリーマンとして働いている方がおられるはずで、こうした問題は、こうした身近な方々に直接関わる問題としてお考えいただきたいと思います。

ご存じのとおり、現在、賃金労働者の雇用状況は非常に厳しいものです。非正規労働者の割合は年々増加し続け、現在は男性で22%、女性では58%、これを夫婦の共働きと仮定しますと、100世帯のうち13世帯が夫婦共に非正規労働者という状態になります。こうした非正規労働者の60%が正規雇用での就労を希望しているというデータもあります。ちなみに、非正規労働者の平均所得は、平成25年度で168万円、フルタイムの場合でも200万円強ということです。そして、これは正社員のようにキャリアアップによって引き上げられることはありません。

経済発展のために規制緩和が求められ、岩盤規制といわれる雇用制度を手に入れたいたいという思惑は分かりますし、そうすることで企業の競争力においては部分的には効果を上げるところもあるかもしれません。しかし、その反面、雇用環境が悪化すれば、労働者はより所得の低い形の就労形態に流れていくこととなります。その結果、どういう社会になるのでしょうか。低賃金の労働者が生産する製品やサービスは、国内での購買層はごくわずかとなり、海外で品質のいいメイドインジャパンとして競争力を獲得し、企業の収益は上がるのに、それは労働者の雇用の安定にも、賃金の向上にも寄与することがない。まるでどこかの国の話のようではないでしょうか。

この意見書に出てくる規制緩和の施策について若干説明いたします。まず、「限定正社員」ですけれども、例えばこれは大津町のような誘致企業の多い地域においては非常に怖い内容です。誘致した企業が撤退するとなったときに、そこで雇用された限定社員には雇用を継続するための手法というのは約束されず、その場に置き去りの状態で失業者として残っていくこととなります。

また、「ホワイトカラー・エグゼンプション」は、何パーセントかの方が対象になるということなんですけれども、そもそも日本のような仕事の仕組みでは、労働時間が増えてしまうというような仕組みとなっております。例えば、自分の仕事が終わったからといって、周囲が忙しくしているのに自分だけさっさと帰ってしまう、自分の仕事は終わったからといってですね。そういうメンタリティは少なくとも私は持ち合わせておりませんし、多くの方がそうではないかと思います。

それから、雇用の金銭解決、これは退職金の上乗せと捉えておられ方も多いようですけれども、実はそうではありません。解雇が不当と裁判所が判断しても、使用者が求めれば金銭で解決できる、例え職場復帰を希望しても、それがかなわないという制度です。

労働者派遣法の見直しでは、これまで派遣社員の派遣が3年を超える場合には、正規雇用しなければならないというルールだったものが、別の人であれば、あるいは別の課であればという条件を付けて、事実上キャリアアップの道を閉ざしてしまうような制度の変更となっております。

先ほども申しましたように、これらの制度改革は雇用の不安定、低賃金、派遣労働者の増加を招き、このことは経済の縮小、税収の減少、社会保障の増大を招くこととなります。

ILOの三者公正原則については、そもそもこういった雇用政策を議論するには公・労・使が三者で構成する組織でなければならないという日本も批准している条約に反するという状態となっております。

以上のように、これらの制度は企業の競争力の一面からだけ見るのではなく、地域経済、地方を支える地域住民の雇用を脅かす懸念の大きいものであることを踏まえ、慎重に議論すべきものだと

考え、この意見書を提出すべきものと考えます。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 当該意見書について質疑させていただきます。

いくつか観点がございますが、まずちょっと確認したい点ですが、こちらは制度を政府が進めたとしても、強制はされないものだという認識なんですけれども、それで正しいのかということの確認ですね。そこが前提になってくるんですけれども、「ホワイトカラー・エグゼンプション」だとか「限定正社員」、逆にメリットのほうも指摘されていることとございます。私もちょっと欧米の会社で仕事をしたことがあるんですが、向こうの会社のほうではそういった制度は当たり前で、逆に週末のほうは金曜3時ぐらいに帰って、もう本当に逆にライフワークバランスというんですか、日本人のように常に仕事を遅くまでする、休日も仕事をするではなく、もちろん仕事の振り方という課題も出てくると思うんですけれども、そういった意味で労働者の環境の改善につながる可能性も十分にあるものであると捉えております。

「限定正社員」に関してなんですけれども、こちらは逆に契約社員等の、あるいはフリーター等の受け皿になるというふうを考えております。こちらは基本的には正社員に準じるという形で、処遇等も今の契約社員よりは良くなると思われる制度と私自身は捉えております。そういった意味で、こちらはデメリットだけではないのかなというところ、そのところをどのように考えているかを確認したいと思っております。

そこに関して、2番のところ、「派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべく」とかありますが、例えば今正社員が採用できないからこそ、派遣社員が増えているわけで、それで雇用者側としてもより雇いやすい環境をつくっていくことで、そういった派遣社員のほうを救済していこうというふうにやっていく制度だと思っておりますので、そこについてのこの意見書を出す上での考え方等をご説明いただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） いくつかご質問がありましたので、お答えしたいと思います。

まず、強制されるものではないという質問の部分が、これは例えばその制度が運用されたとして、それを必ず導入しなさいということを企業に求めるものではないという理解でいいんですよね。はい。そうであれば、確かにそのとおりでございますし、企業にはこれを使わないという自由はあります。

それから、次が「限定正社員」のところ、「限定正社員」の制度の拡大で企業が労働者を雇用しやすくなるのではないかというお話だったかと思えます。ただ、それは説明の中で申し上げましたように、現在の非正規社員については、やはり正社員として働きたいという要望が非常に強いわけなんです。確かにそれが一気にいくのが難しいから、まず「限定正社員」という考え方もあるのかもしれませんが、先ほど申しましたように、これが運用されることにおいて、解雇しやすくなる社員が増

えるということもまた事実です。ですから、これは良い面、悪い面、確かに両方あるかとは思いますが、懸念のほうが大きいんだということで、こういった内容となっております。以上です。

すみません。もう一つございました。「ホワイトカラー・エグゼンプション」についてのお尋ねもありました。質問者のほうは、そうした制度のもとで、制度が運用されている会社で働いていたことがあるということですが、お話ししたように、非常に狭い範囲の数パーセントの方にかかる議論でございます。ただし、その数パーセントの方というのは非常に専門的であったり、自己の業務が自己で完結するような方々ということですね。だから、自分がやれば、自分の成果となり、周りの影響を受けないという言い方もできるかもしれませんが、ただ多くの社員、日本型の会社、企業等においては、グループで、チームワークで仕事を処理するということが非常に多いわけです。昨日の議論にもございましたけれども、業務仕様書といいますかですね、そもそもあなたの仕事は何ですよということをきちんと明示した指示というものが日本の企業、昨日は大津町の役場の話でしたけれども、そういったものが示されていない中で、この「ホワイトカラー・エグゼンプション」が厳密に運用することができるのかということがですね、問題になるということです。以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 当該意見書に関しまして、反対の立場から討論させていただきます。

今ほどご説明ありましたが、こちらの制度に関しては、企業に対して強制されるものではございません。その中で、まず「ホワイトカラー・エグゼンプション」に関してなんですけれども、数パーセントとおっしゃいましたけど、逆にそれに馴染む業種、業態もあるというふうに考えられます。そういった企業に関しては、ぜひ積極的に採用していただいて、それを推し進めていただくことで労働者の処遇改善というか、働く環境の改善につなげていただければと考えるところです。

もう一つのところで、「限定正社員」に関してなんですけれども、私はやはりここは労働者の権利だとか、そういったこともそうなんですけれども、今逆に仕事のない方々を守る意味で、こちらはぜひ採用していただきたいと思っております。やはり派遣社員の方々に関しては、正社員に比べて処遇がかなり低いというお話なんですけれども、こちらの「限定正社員」、職務だとか勤務地を決めて働く、解雇の要件も基本的には正社員と同じで、一つあるとしたら、例えば事業所が、先ほどあったように、閉鎖されたときに事業所も限定されているがために、そこが閉鎖されたときには解雇の可能性が高いという可能性もあるということが危惧されているという制度であります。ただ、そういった課題もあると思うんですけれども、現在、派遣社員が日本でもものすごく増えている中で、正社員を増やす取り組みも今までいろいろ行ってきているものの、やはり企業とのミスマッチ等でなかなかそれが進まない。そういった中で、それを解消できる可能性のある一つの受け皿として、この「限定正社員」が考えられるのかなと思っております。やはり、日本は今、入り口社会とよく私は表現してお

りますが、本当に入り口が違うだけで、大企業に入れば同じ仕事をやっても1千万円もらって、中小だとかベンチャーに入ると、同じ仕事あるいはそれ以上のことをやって、能力が同じでも300万円、400万円しかもらえないという現状も、私ども、ものすごく目にしております。そういった中で、この限定社員という入り口を活用して、再チャレンジといいますか、そういった社会が生まれてくればなと思うところでございます。

そういった意味合いから、この意見書に関しては、反対の立場から討論させていただきました。議員各位のご賛同のほどをよろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、この意見書に賛成の立場から討論を行います。

今回の労働制度の、まさに私たち働く者にとっては、改悪そのものであると思います。制度改定によって強制されないとおっしゃる意見もございましたが、現状を見るべきであります。今、日本の労働者は先進国の中ではダントツに労働時間が長くなっているわけで、サービス残業も横行いたしております。例えば、年収1千万円以上の人については、労働時間の規制を外すという内容も入っておりますが、年収が高ければ過労死しても構わないと、まったく歯止めがないわけですね。そもそも人間が人間らしく働くためには、また子育てをする時間も必要です。そういう意味です、労働者が労働時間をきちんと守らせるということは、やはり社会の原理・原則だと思うわけでありまして。だから、そこを外すわけにはまいらないということです。

それから、「限定正社員」は派遣労働よりましではないかというご意見でございましたが、少なくとも私の知る限りでは、私の周りでは、若い人たちが派遣労働で働かざるを得ない。以前は、最初の派遣労働のときはですね、特殊な能力を持っている人たちだけに限定されておりましたから、ところがあそこの子もこっちの子も正社員じゃなくて派遣で働いている。うちの子どもも契約社員です。果たして3年度正社員になれるかどうかは確約はありません。年収が200万円にも多分いかないでしょう。そういう若者がもう本当に、皆さんの周りにもいっぱいいるのではないのでしょうか。ですから、「限定正社員」がましというよりも、この派遣労働制度を抜本的に改正しないと、「限定正社員」よりももっと処遇が悪いのは派遣労働者です。その派遣労働者が本当に増えている。3人に1人と、若者ではいわれております。こういったことをさらに改悪をすれば、賃金が下がることにつながります。賃金が下がれば、デフレが、要するに物を買う能力が、労働者の賃金がどんどん下がることによって物が売れない。引いては、そのことによってデフレから脱却できないし、日本経済そのものが悪化をしていく。悪化をしていけば、先ほどもありましたが、税収は減ります。社会保障の掛け金も減ってまいります。社会保障を維持しようとするれば、社会保障の財源がまた増えていくという大変な悪循環に陥っていくことは、私は明らかなだと思います。

ですから、こういう労働者の権利を改悪をするのではなく、労働者がもっと働きやすいように改善をしていくことが今強く求められていると思います。少なくとも、この意見書に書いてありますように、労働政策審議会、きちんとした場でこういう社会の根本の問題ですから、きちんと審議が行われ

るべきであると思い、賛成討論といたしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 労働者保護ルール見直しに関する意見書について、反対の立場から討論いたします。

この意見書の中身を見てもみすれば、規制改革会議等において議論されているということでありま
す。このことを深く理解すれば、今後の日本の形、雇用のあり方、そういったことを総合的に議論す
るという形であろうかと思えます。

先ほど、反対討論の中で面白い言葉が出てきました、入り口社会というふうなことを言われて、あ
あなるほどねと思いましたがけれども、あくまでもこの労働者保護ルールというものは、入り口社会の
裏側に考えられることは、終身雇用というものを願って、少しでもその一つの会社に入ったならば、
年功制でどんどん位が上がっていくというような、そういったものを何か念頭においているのではな
いかなと。

そもそもこの意見書というものが平等な立場、労使平等な立場から出されたものではないと感じる
こと。あくまでも労働者側の一方的な解釈の意見書であって、労使交渉、まあ使う側とするならば、
使労交渉が本当だろうという方もおられるぐらいで、本当の雇用のあり方というものは、逆に労働者
が選択して、自由にいろんな会社に自分を売り込んで、そして自分を高めていく、そういった社会、
そういったものも望まれるわけでありま。

終身雇用というものは、本当に良い点、悪い点、もういろいろあると思えます。しかしながら、こ
れからのこのグローバル社会においてですね、日本人が強く生き残って勝ち抜いていくためには、教
育の面でも今の教育では駄目でしょう。やっぱり自分を売り込んで、自分の能力を発揮する、そして
こういったいろんなルールというものはねのけて、魅力ある各位になってもらって、その会社側が
ぜひ来てくれというような人材を育てるのが筋でありまして、保護しろ、保護しろというのは、分か
らなくてもないですけども、それに努力が伴っているかというならば、それを測る物差しはないとい
うことです。ですから、本当に能力のある人がきちんとしていろんな有益なルールを使って、「ホワ
イトカラー・エグゼンプション」あたりのきちんとした議会のもとに発効されること、そしてまた I
LOにしましても、こういったものは会社の理念の問題だろうと思えます。

各会社にはきちんと社長室あたり、その出入口あたりに理念等が設けられておりますけれども、そ
ういった創業理念から、きちんともちろん労働者を守るという姿勢はどこももっているわけでありま
す。悪いニュースばかりに耳を傾けたら、恐らくきちんとした判断ができないのではないかなと。

この労働者保護ルールの見直しに関する意見書に対しましての情報不足という点におきましては、
あくまでも労働者側の一方的な意見であって、町のこの議会で全体的な賛成ですというものは、き
ちんとした平等の条件で労使双方の意見を聞かなければ、そして判断しなければ、この意見書とい
うものは成り立たないのではないかなと、そういうふうを考えます。ですから、一理も二理もある点も
確かにあるでしょう。しかし、総合的に考えた場合、今はこの意見書におきましては、平等な状況で

審議するにいたってないというふうには私は考えます。

以上のような点から、私は反対の立場でこの意見書に対して反対の立場を表明したいと思います。

議員各位のご賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。発議第4号、「労働者保護ルールの見直しに関する意見書」の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立少数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立少数です。したがって、発議第4号、「労働者保護ルールの見直しに関する意見書」の提出は否決されました。

日程第5 発議第5号 「建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書」の提出について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第5、発議第5号、「建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書」の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第5号、提出者、源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） 建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書、これについて説明いたします。

朗読いたします。

日本の高度経済成長期に、アスベストは不燃化・耐火工法に優れた建材として建築基準法によってその使用が推進され、大量のアスベストが建築資材として使用されてまいりました。

近年、アスベストによる疾病が社会的に広がる中で、アスベストは人体に有害な影響を及ぼす鉱物であるとの認知が進み、その取り扱いも全面禁止へと変わりました。

しかし、国のアスベスト使用に関わる法律は変わっても、その間にアスベスト含有建材を使用し、吸い込んだ建築労働者の被害は広がりを見せる一方でございます。特に地方から出稼ぎとして都市部への建築現場で働いた労働者に被害が出るなど、その影響は全国的になっております。

また、アスベストによる疾病は30年、40年という長期経過した後、発症することが多く、亡くなってから労働災害が認定される事例や、医学的認定基準を満たさず、労働災害の認定に結びつかない事例があるため、早期に労働災害が認定されることは、アスベスト被害者にとって何よりの支えになります。

2012年12月の5日の東京地裁では、建設アスベストの裁判として初めて国の責任を認めた判

決が出されました。よって、司法の場で結論を待たず、国においては直ちに建設アスベスト被害の全面救済に必要な措置を講ずること。

1. 建設従事者のアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施と、アスベスト被害者の拡大を根絶する対策を直ちに行い、アスベスト問題の早期解決を図るよう強く求める。

(1) 石綿による疾病に対して、早期に労働災害の認定が受けられるように専門医を増やすこと。また、認定基準の緩和を検討すること。

(2) 「石綿の健康被害の救済に関する法律」を十分な救済補償が受けられるよう抜本改正を進めること。

(3) 石綿健康管理手帳の周知、建設現場従事者と近隣住民の暴露など、総合的な石綿対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

衆議院議長伊吹文明様ほか、ご覧の大臣に提出するものであります。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） ただいまの意見書に対しまして質疑を行います。

このアスベストによる被害、中皮腫といわれますけれども、今、石綿による健康被害の救済に関する法律というものを平成18年法律第4号として、平成22年1月1日現在として公表されておりますネットに載っている法律を見ておりますけれども、全部隅から隅まで読んだわけではありませんが、ざっと読んでいくに従って、きちんと法律は出来上がっているというふうに、私は思います。ですから、この例えば法律を改正したいのならば、何の何条が問題であるというような形で言っていたかないと、総体的などうにかしろというふうな形にしかちょっと見えませんので、何条に問題があって、どこを改善したほうがいいのか、そういったことについて質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 源川貞夫君。

○10番（源川貞夫君） 今の質疑に対しまして、その法律の詳しくは、こちらとしては調べておりません。そういうことで、何しろ提出者に対しまして、被害者の救済ということに関しまして、国会のほうでも医師不足や救済方法をですね、なるべく早く解決してもらいたいと。特に30年、40年経ってからしか分からないような症状が出てこないのもありますので、早急な対策をということで提出をしたわけでございます。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書の提出

について、反対の立場から討論をいたします。

そもそも今、質疑をいたしましたけれども、提出者自体、この法治国家において、法律も読んでいないまま。こういった意見書を出すと。結局、理解していないということですね。ですから、この賛成者の方々がかわいそうに思えてなりません。こういった公の場で意見書を出すのならば、きちんとした下調べを、法治国家ですから法律もきちんと読んで理解して、そして出すべきと思います。ですから、今回のこの意見書というのは以前の問題です。恥ずかしいです。こういったものは通してはいけないと私は思います。

以上の点から、反対の立場を表明いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦郎君） 私は、請願の紹介議員として、これを提出をした当事者ですので、賛成の討論を行います。

こうした意見書を出す場合ですね、確かにその法律をなるべく詳しく調べることは確かに必要だと思えます。しかし、それが否定をされない限り、私はこうした請願や陳情は判断に迷う場合は市民の利益を守るという立場で、今までもそういう立場で対応してきたところであります。それから、請願が出されて、そういう問題があるということであれば、委員会の報告の時点で本来は質疑をするべき問題だと考えます。

その上に立って、この意見書の内容について述べさせていただきます。

(1) ですね、石綿による疾病に対して、早期に労働災害の認定が受けられるように専門医を増やし、認定基準の緩和を検討することということですが、これは私の実体験であります。私の知り合いがこの大津町で大工さんをやっている方が現在60代であります。10年まだ経ってないと思いますけど、その頃、肺の状況がおかしくて、診断をしたところ、アスベスト肺であるということが確定をし、その後、労災の申請をなされた。ところが、そのアスベストを吸い込んだのがもう何十年も前の話ですね、ご承知のように建設業はその当時は特に出稼ぎに行ったり、現場が雇用主が転々とするわけです。労働災害を認定を受けるにはですね、どこの現場で、その雇用の会社、どこの会社で雇われていたかということをはっきりさせないと、証明しないとそれだけで、できなければ労災認定が受けられないんです。こういうことはですね、早く私に聞いていただければ、すぐお答えをしたところであります。また、その現場でどういう作業をしていたか、大まかな作業の内容をですね、そこに本当にアスベストがあったのかどうかということですね、かなり詳しく証明をしてもらおうとかですね、しないとどこでアスベストを吸い込んだか分からないじゃないかということであると、これまた労災が却下をされてしまう、それが現状なんです。その方は現在、酸素ボンベを引っ張って、酸素を吸い込まないと日常の生活ができないような状態になってしまっております。

そういう意味でですね、働いた場所でアスベストを吸い込んで、アスベスト肺になることはもう間違いないですね。ところが、それをもう本当に事細かく証明をしないと、労災の認定も受けられないというのが現状なんです。私自身もいつそうなるか分からないという状況であります。そういう意

味ですね、かつて水俣病は怠け病と、最初言われたんですよね。しかし、被害者の人たちが頑張って裁判で勝って、やっと今、社会的に救済がまだ残っておりますけど、されている状況であります。ハンセン病も然りであります。そういう意味でですね、このアスベストというのは本当に髪の毛よりずっと細い鉱物が、それを吸い込んだことによって肺の表面に突き刺さって、胸膜肥厚とか独特の症状が出ることで、このアスベスト肺であるということが診断されると、私は勉強会で聞いてきたところであります。

そういう意味でですね、この意見書を出したから、国がその通りするというわけではありません。しかし、現にそういうことで苦しんでおられる方がいらっしゃることは事実でありますから、私はその人たちの救済をする意味でも、意見書を出して、これに丸々国が応えるかどうか分かりませんが、町議会として国に対して意見書を提出すべきであると思うところであります。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。発議第5号、「建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書」の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午後0時03分 休憩

△

午後0時58分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第45号から日程第10 同意第4号まで

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（大塚龍一郎君） 日程第6、議案第45号、平成26年度大津町一般会計補正予算（第2号）についてから、日程第10、同意第4号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての5件を一括して議題とします。

お諮りします。議案第45号から同意第4号までの5件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号から同意第4号までの5件は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。

本定例会に付議した提案理由を申し上げ、説明する前に一言御礼を申し上げます。本定例会にご提案申し上げましたすべての案件につきまして、ご承認とご議決をいただき、誠にありがとうございました。議員の皆さまのご指導をよろしくお願い申し上げます。

早速、提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第45号、平成26年度大津町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、第85回都市対抗野球大会九州地区予選において、大津町のホンダ熊本が代表の座を勝ち取り、4年連続9回目の本戦への出場が決定しました。町としましてもたいへん嬉しいニュースであり、大津町代表でありますホンダ熊本を町を挙げて応援するために、7月18日から東京で開催されます本大会での試合の応援とともに、町のPRをするために、都市対抗野球応援団派遣事業補助金1千350万円の補正をお願いするものです。既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億8千10万4千円としたものでございます。議案第45号につきましては、補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第46号、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事（2工区・3工区）の請負契約の締結について及び議案第47号、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事（4工区）請負契約の締結についてでございますが、この物件は4月10日に条件付き一般競争入札の告示を行い、5月30日に入札を実施いたしました。その入札の結果、議案第46号、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事（2・3工区）請負契約の締結については、肥後木村組・木村工業建設工事共同企業体、代表、菊池郡大津町大字大林310番地、肥後木村組株式会社、代表取締役、澤村奈古様と、7千398万円で工事請負契約を、また議案第47号、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事（4工区）請負契約の締結については、宇都宮・坂本建設工事共同企業体、代表、菊池郡大津町大字2137番地の2、株式会社宇都宮建設、代表取締役、宇都宮義次様と、6千480万円で工事請負契約をそれぞれ締結したいと思うものでございます。

議案第46号及び議案第47号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める、予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

次に、同意第3号、大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでございますが、現評価員の堀川晴幸様より辞任の申し出がございましたので、新たに熊本市東区長嶺南2丁目2-76-104、中村克則様を固定資産評価員として選任したいと思うものでございます。

中村克則様は、大津町役場の税務課長として固定資産の評価に関する知識及び経験をもたれ、固定資産評価員として適任と存じます。選任につきましては、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意第4号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてござい

ますが、現審査委員会委員の豊岡吾朗様が平成26年6月20日に任期満了となられますので、新たに菊池郡大津町美咲野4丁目17番7号、二田水久雄様を固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたいと思うものでございます。

二田水久雄様は、税理士として固定資産の評価について学識経験をもたれ、固定資産評価審査委員会の委員として適任と存じます。選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、案件につきましては、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご議決、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、人事案件以外につきましては、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） それでは、議案第45号、平成26年度大津町一般会計補正予算（第2号）の予算に関する説明書の11ページをお願いします。

款7商工費、項1商工費、目3観光費、節19負担金補助及び交付金で、補助金、5.都市対抗応援団派遣事業補助金1千350万円の補正内容についてご説明いたします。補助金の主なものは、旅費でありまして、初戦に町民の方々の応援団を60人、実行委員会、随行職員などを40人、第2戦及び決勝戦に町民の応援団をそれぞれ20人、実行委員会、随行職員などをそれぞれ20人としまして、合計で町民の応援団を100人、実行委員会、随行職員を80人と予定し、その180人分の旅費を1千326万円見込んでおります。なお、初戦の旅費につきましては、安価なパック料金で計算しておりましたが、第2戦、決勝戦は通常の料金で計算しております。

その他庁舎北側と南側及びビジターセンターに設置する応援用看板やうちわなどの広報費用、パンフレットオーロラビジョン放映用のPRビデオなどの観光PR費用、送料等の事務的経費を予定しております。

なお、町民応援団につきましては、昨年は個人負担を3割、初戦を1万5千720円、第2戦、決勝戦を2万9千300円と予定しておりましたが、現段階でのホンダ応援団と同様に、今回は一律2万円を予定して、個人負担を170万円見込んでいるところでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議案第46号、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事（2・3工区）請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案集は2ページから3ページ、説明資料は1ページから4ページになります。

今回の工事請負契約案件は、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事（2・3工区）で、建設工事の種類といたしましては、土木一式工事になります。

公共工事等の入札に際しましては、大津町財務規則、入札心得、その他関係規定等によりまして、その業務を行わせていただいております。

また、一般競争入札及び条件付き一般競争入札については、大津町一般競争入札等にかかる事務手続き処理要領で公共工事等の入札及び契約手続きの一層の透明性及び競争性を確保するために、一般競争入札及び条件付き一般競争入札の手続き等について規定いたしております。

その中で対象となる工事等を予定価格が5千万円以上の建設工事、特定建設工事共同企業体への発注工事といたしております。そこで、今回の調達方法は、条件付き一般競争入札により入札を行っております。

それでは、入札に係る部分についてご説明申し上げます。なお、工事概要等につきましては、後ほど、土木部長からご説明をいたします。

説明資料の1ページでございます。

まず、工事にかかる競争入札参加資格の要旨についてご説明をさせていただきます。建設工事の種類は土木一式になります。共同企業体の構成員数は、2者若しくは3者といたしております。

次に、格付け等級等でございますけれども、その共同企業体の格付け構成を代表構成員が町格付け土木A、構成員2が町格付け土木AまたはB、構成員3が町格付け土木Bといたしております。この組み合わせにつきましては、大津町建設工事等請負業者の選定運用基準の規定並びに建設省の共同企業体運用準則では、上位等級及び第2等級に属する者の組み合わせが原則となっており、これに準じた格付け土木A、または格付け土木Bの組み合わせといたしました。

また、営業所の所在地は、代表構成員及び構成員2、3ともに、大津町内の主たる営業所を有することといたしております。

施工実績に関する事項では、入札参加者の施工実績として、企業体の代表構成員は平成16年度以降、元請けとして日本国内において完成した土木一式工事で、請負金額が6千万円以上の施工実績を有することといたしております。

また、配置予定技術者に関する事項で、その資格要件として、代表構成員は1で先の施工実績に関する事項同等以上の実績を満たす工事の施工経験を有すること。原則として、全工程に従事していることを要するものであります。

2で、土木一式工事にかかる監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者、3では、当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が連続して3カ月以上にある者として、すべての条件を満たす技術者を専任で配置できることなどを入札の参加要件として、平成26年4月10日に条件付き一般競争入札の公告を行いました。

次に、2ページをお願いいたします。工事の概要及び入札結果についてご説明いたします。

工事名は、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事（2・3工区）です。工事内容については、記載のとおりでございますが、詳細については後ほど土木部長からご説明いたします。

本案件は、共同企業体への発注ということで、事前に競争参加資格の確認を行っておりますが、申請を行った7者すべてに入札参加資格が確認されました。その後、5月30日に入札参加者7者で入札を実施いたしました。入札参加者及び出資割合と入札金額、入札比率については、記載のとおりでございます。

なお、入札で無効とあります入札参加者については、入札書の金額が誤字・脱字等により、意思表示が不明瞭である入札として、大津町競争契約入札心得第8条第6号に該当する入札として無効といたしました。

入札の結果、肥後木村組・木村工業建設工事共同企業体、代表者、大津町大字大林310番地、肥後木村組株式会社、代表取締役、澤村奈子様が、7千398万円で落札となりました。

工期は、議会議決承認を経て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から、平成27年3月10日までといたしております。なお、予定価格については、左下の欄に記載しております。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第47号、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事（4工区）請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案集は4ページから5ページ、説明資料は5ページから7ページになります。

今回の工事請負契約案件は、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事（4工区）で、建設工事の種類といたしまして、同じく土木一式工事になります。

公共工事等の入札に際しましては、大津町財務規則、入札心得、その他関係規定等により、その業務を行わせていただいております。

また、一般競争入札及び条件付き一般競争入札については、大津町一般競争入札等にかかる事務手続き処理要領で公共工事等の入札及び契約手続きの一層の透明性及び競争性を確保するために、一般競争入札及び条件付き一般競争入札の手続き等について規定いたしております。

その中で対象となる工事等を予定価格が5千万円以上の建設工事、特定建設工事共同企業体への発注工事といたしております。そこで、今回の調達方法は、条件付き一般競争入札により入札を行っております。

それでは、入札に係る部分についてご説明申し上げます。なお、工事概要等につきましては、後ほど、土木部長からご説明をいたします。

説明資料の5ページをお願いいたします。

まず、工事にかかる競争入札参加資格の要旨についてご説明をさせていただきます。建設工事の種類は土木一式になります。共同企業体の構成員数は、2者若しくは3者といたしております。

次に、格付け等級等でございますけれども、その共同企業体の格付け構成を代表構成員が町格付け土木A、構成員2が町格付け土木AまたはB、構成員3が町格付け土木Bといたしております。この組み合わせにつきましては、大津町建設工事等請負業者の選定運用基準の規定並びに建設省の共同企業体運用準則では、上位等級及び第2等級に属する者の組み合わせが原則となっており、これに準じた格付け土木A、または格付け土木Bの組み合わせといたしました。

また、営業所の所在地は、代表構成員及び構成員2、3ともに、大津町内の主たる営業所を有することといたしております。

施工実績に関する事項では、入札参加者の施工実績として、企業体の代表構成員は平成16年度以

降、元請けとして日本国内において完成した土木一式工事で、請負金額が6千万円以上の施工実績を有することといたしております。

また、配置予定技術者に関する事項で、その資格要件として、代表構成員は1で先の施工実績に関する事項同等以上の実績を満たす工事の施工経験を有すること。原則として、全工程に従事していることを要するものであります。

2では、土木一式工事にかかる監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者、3では、当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が連続して3カ月以上にある者として、すべての条件を満たす技術者を専任で配置できることなどを入札の参加要件として、平成26年4月10日に条件付き一般競争入札の公告を行いました。

次に、6ページをお願いいたします。工事の概要及び入札結果についてご説明いたします。

工事名は、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事（4工区）です。工事内容については、記載のとおりでございますが、詳細については後ほど土木部長からご説明いたします。

本案件は、共同企業体への発注ということで、事前に競争参加資格の確認を行っておりますが、申請を行った7者すべてに入札参加資格が確認されました。その後、5月30日に入札参加者7者で入札を実施いたしました。入札参加者及び出資割合と入札金額、入札比率については、記載のとおりでございます。

なお、入札で無効とあります入札参加者については、入札書の金額が誤字・脱字等により、意思表示が不明瞭である入札として、大津町競争契約入札心得第8条第6号に該当する入札として無効といたしました。

入札の結果、宇都宮・坂本建設工事共同企業体、代表者、大津町大字室2137番地2、株式会社宇都宮建設、代表取締役、宇都宮義次様が、6千480万円で落札となりました。

工期は、議会議決承認を経て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から、平成27年3月10日までといたしております。なお、予定価格につきましては、左下の欄に記載しております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） ただいまより議案第46号並びに47号の工事契約についての概要についてご説明申し上げたいと思います。

説明資料の綴りから説明いたします。資料の3ページをお願いいたします。

この駅前楽善線は、平成20年1月16日付けで当初計画からの路線の見直しの許可を受け、同年2月6日付けで国の事業許可を受け、都市計画道路となったものでございます。

起点は、県道大津植木線と県道大津停車場線の交差点、肥後大津駅から約180メートル付近でございますけれども、から終点を町道三吉原北出口線と町道杉水大津線の交差点までの延長1千014メートル、片側1車線、幅員12メートルで計画された道路でございます。

平成20年度から22年度までに、主に用地買収等を行ってきており、工事につきましては平成2

3年度から着手したところでございます。平成26年度末に全線の供用開始を予定しております。

今回の工事につきましては、工事の起点を上井手から北の155メートルの起点とし、北に延長84.3メートルを施工するものでございます。

図面4ページをお願いいたします。平面図と、1カ所、横断図を付けておるところでございます。右上に平面図、左下に横断図ということでございます。

工事の概要としまして、駅前楽善線の計画が最終年度になっており、今回は昨年度まで完成した上井手側、一番左側の上の図面の左側でございますけれども、No.13+15.7のところからですね、右側の部分でございますけれども、No.18を接続工事になります。この斜線を引いた部分でございます。

また、右側の下の部分でございますけれども、現在の町道平川室線からの本線から下りてくる道路との接続も、この楽善線のほうにつなぐ計画でございます。

工事の内容としまして、まず左側の図面を見てもらうと分かるかと思っておりますけれども、土工として切土の土量が約1千立方メートル、盛土が2千424立方メートルでございます。盛土がこのオレンジの部分でございますけれども、切土がこちらのブルー斜線部分でございます。擁壁については私道路側に重力式擁壁156立方メートル、延長で53.8メートルでございます。擁壁の基礎部分については、地盤改良工を深さ2メートルから5メートル範囲とする計画をしておるところでございます。舗装は、本線1千288平方メートル、支線が下のほうでございますけれども、572平方メートルを施工します。排水構造物につきましては、側溝L=357メートル、集水柵14基を設置し、防護柵を489メートル設置する計画でございます。

続きまして、議案第47号、駅前道路楽善線道路改良工事（4工区）の説明を申し上げます。

説明資料に基づき説明したいと思います。先ほど、全体像的な説明を行いましたので、その部分については割愛したいと思います。

再度、3ページをお願いしたいと思います。全体図面でございますけれども、4工区の場所につきましては、町道杉水大津線と水源町から上ってきました私道との交差点の北側に170.48メートルの区間で、上は雇用促進住宅付近から町道杉水大津線と町道室新生道路線の交差点から北30メートルまでの整備を行うところでございます。

まず、平面図、7ページをお願いいたします。平面図の2カ所について、平面図、横断図を付けております。上と下でございます。これはNo.32とNo.36の横断図になるところでございます。

工事の概要を申し上げます。昨年度まで完成した上井手側No.29+3メートル、左側の部分でございますけれども、からと楽善側、右側でございます。No.37+13.48の部分に接続する工事になります。また、現在の町道室東道免線から本線へ下りてくる道路との接続部分という工事もするところでございます。

工事内容としましては、土工として切土の土量が6千435立方メートル、切土、右側のNo.32の図面を見てもらうと分かるかと思っておりますけれども、道路部分を下げるといふ形になります。切土部分です。このブルーの網の部分でございますけれども、これが6千435立方メートルです。擁壁工は重力式擁壁が

66立米、延長で75.8メートル、ブロック積み擁壁が124平米、延長として53.4メートルを設置するところがございます。舗装工は本線が1千336平米、支線が884平米を施工する計画でございます。構造物につきましては、側溝が延長583メートル、集水桝を16基設置し、防護柵は185メートルを設置する計画でございます。

以上、工事概要の説明を終わります。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） これで、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第46、47号について質疑いたします。

46、47号ともに、無効、同じ会社が出おりまして、この無効が出て、その無効の理由といたしまして、誤字・脱字という形で説明されたと思いますけれども、読めないほどひどいのでしょうか。意味がちょっと分からないんですね。こういったですね、数千万円もするような入札に対して、誤字・脱字で臨むというところは、その以前の問題で指名してはいけないような業者ではないのでしょうか。ちょっとその誤字・脱字とかいう意味がちょっと分かりませんが、その点について質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 永田議員のご質疑にお答えいたします。

先ほど、こちらからのご説明で、誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札ということで申し上げましたけれども、すみません、ちょっと十分なお説明を申し上げればよかったんですけども、内容につきまして、入札書がございますけれども、その入札書の備考欄に、入札の金額は見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載することと記載がされていて、今回、消費税が改正されておりますので、それによって、こちらのほうとしてはその入札書の金額が正当な表示をしてホームページとかに公開をしておりますけれども、業者さんのほうでその入札書の金額が一般競争入札の競争参加資格確認通知書で通知いたしました、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載することということが正当な記載でしていただくことだったんですけども、そこを業者さんのほうで使われた入札書の備考欄が105分の100ということで記載してありまして、結果的に入札された金額が100分の8、消費税を加えた金額なのかどうか、その金額そのものがもう判断できないということで、今回の無効となった理由でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 議案で46、47に関してなんですが、駅前楽善線はその工事がずっと続いておりますけれども、これが続く限りですね、ほかにお金が回せないという状況が続いているわけですから、これで現在のこの工事で、工期は来年3月1日までになるというふうな説明だったと思うんですが、これで駅前楽善線は終了するのだろうか、そしてまた終了しないのであったらですね、

来年まで続くわけなんですけれども、終了はいつのなるのか、金額的にあとどれくらい必要なのか、このへんをちょっとお聞きします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 坂本議員のご質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、本年度が最終年度でございまして、今回、駅前楽善線の5千万円以上の工事が2件こちらで出まして、あと残りが両交差点部分の工事になると思います。楽善線交差点と旧57号線の交差点部分、それと残りの一応旧水源町の町道を相当重機が通りましたので、その部分の舗装という形になりますので、一応、本年度中にすべて完了する計画でございまして、平成26年度末ではすべて完了ということでございます。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） ということは、また追加議案が出るということですか。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 再度申し上げます。

残りにつきましては、一応5千万円以下の工事でございます、一応通常の入札で処理する計画でございます。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 同意第3号についての質疑となります。

大津町固定資産評価員の選任について同意を求めることについてということですが、まずちょっとこれは慣例なのかもしれませんけれども、この評価員というのはもともと税務課長をもってやっているという慣例になっているのかなというふう感じたところなんです、私もちょっとその事情が分かりませんので、その慣例の正当性についてご説明をいただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

今回の固定資産評価員さん関係につきましては、税務行政関係について精通している方がですね、今回そのような形でご提案させていただいているところでございますので、関連する業務内容につきまして、ただいま申し上げましたようなことで、関係内容につきまして詳しくご存じであるというようなことでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） そうした場合、ちょっと二つほどですね、お尋ねが出てくるんですけれども、まず一つが、この中村様に関しては、役場内の職歴のほうはずっとご紹介されておりますけれども、税務課のほうにおられたのが昭和59年から62年までの間、それも賦課係ということで、固定資産の業務には携わっておられないだろうと。そのほかの間を見ましても、固定資産の評価に関わるご経験がどのくらいなのかというところがありまして、これは細かいことは分かりませんので、そこはご判断もあるかと思いますが、もう一つは職専義務との関連についてでございます。職員が職務に関連

することだというのは分かるんですけども、課長としての仕事以外に、もう一つこういった評価員としての役割を担うことについて、これは職専義務の規定と矛盾しないものなのかというところを確認したいと思います。お願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 佐藤議員の再質疑にお答えいたします。

まず、最初の経歴等でございますけれども、ここに主な経歴を記載をしてございますけれども、固定資産関係につきましても、直接、この方が担当しているということで、それにつきましては精通されておるといようなことでございます。

それから、もう一つの矛盾がどうかということでもありますけれども、これにつきましては当然、地方税法の今回提案させていただいております地方税に基づきまして、ご提案をさせていただいておりますので、そのへんにつきましては特にそういうところに影響するということはないと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 今後のほうのご説明、ちょっと分かったような、分からないような感じなんですけれども、職専義務に関してはちょっともう一回ご確認あるいは、今条例を見ておりますけれども、職専義務免の規定の中に、これに相当するものがちょっと見あたらないなというふうに感じたところが一つと、あと菊池市あたりでは固定資産評価員規則というのを作って、税務課長を充てるのはっきり決めてあるみたいなんです。そういった方法も検討できるのではないかとこのころで、そういった意見として、この質疑を終わりたいと思います。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 私は、議案第45号に関して質疑させていただきます。

こちらは昨年も質疑させていただいたんですけども、ホンダさんの応援にかかる費用というところで、私もその企業の貢献度等も考えると、地場企業を応援していくのは当然と思っております。今回触れたいのが、町長のほうからも、町のPRも兼ねてというお話がございまして、そういった中で、どうせ行くのであれば、それはやはり最大化していくことが必要だと思うんですけども、先ほど担当部長の説明の中で看板代だとか、その物に関する説明はあったんですけども、それを使って具体的にどういったPRを行うのかというところが一つ、そしてその効果というのをどのように考えているかというのを二つ目、三つ目が私、事あるごとに改善とかPDCAとか言って、うんざりしている方もいらっしゃるかもしれないんですけども、昨年だとか、その前と比較して、どのように改善とか図ってきているのかいないのか、いるのであればどのようにやっているのかというところを教えていただきたいなと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 効果につきましては、全国放送でも放送されますし、東京ドームのほうに行きまして、全員、大津町のPRという形で法被を着て、町としてですね、都市対抗という面も持つ

ておりますので、そういう形で大津町をアピールしております。また、パンフレットを入場者に配るとか、そういう形でやっております。

P D C A に関しましては、実行委員会をまず開催して、どういうふうにやっていくかと。そして、終わったら、決算とかそのへんについてですね、総括をしているところでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1 番（金田英樹君） 繰り返しになりますが、どうせ行くのであれば、最大限に機会を活用してやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。議案第 4 5 号、平成 2 6 年度大津町一般会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 4 5 号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第 4 5 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 4 6 号、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事（2・3 工区）請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 4 6 号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第 4 6 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 4 7 号、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事（4 工区）請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 4 7 号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第 4 7 号は原案のとおり可決されました。

次に、同意第 3 号、大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、同意第 3 号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第 4 号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願

います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

日程第11 平成26年度議員派遣について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第11、平成26年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、議席に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、平成26年度議員派遣については、議席に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

日程第12 人権擁護委員の答申について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第12、人権擁護委員の答申についてを議題とします。

町長から、議席に配付のとおり、人権擁護委員の推薦について同意を求める件が提出されております。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。本件は、議席に配付しました答申案のとおり、大北ムツ子さん、原田スエ子さん、津留武芳君を答申したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、本件は議席に配付しました答申案のとおり、大北ムツ子さん、原田スエ子さん、津留武芳君を答申することに決定いたしました。

日程第13 大津町農業委員会委員の推薦について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第13、大津町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。推薦の方法は指名推薦にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、推薦の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

議会推薦の農業委員会委員は3名とし、瀬川チトセさん、田呂丸明子さん、緒方則子さんを指名します。

お諮りします、ただいま議長が指名しました瀬川チトセさん、田呂丸明子さん、緒方則子さんを農業委員に推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました瀬川チトセさん、田呂丸明子さん、緒方則子さんの3人を推薦することに決定いたしました。

○議 長（大塚龍一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

以上で、会議を閉じます。

平成26年第3回大津町議会定例会を閉会いたします。

午後1時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年6月20日

大津町議会議長 大塚 龍一郎

大津町議会議員 豊瀬 和久

大津町議会議員 佐藤 真二